

平成14年3月6日広陵町議会

第1回定例会会議録（1日目）

平成14年3月6日広陵町議会第1回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		
土地開発公社事務局長	植村和由		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成14年広陵町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:07開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4 報告第 1号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の報告について
5 報告第 2号	広陵町土地開発公社予算について
6 報告第 3号	財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算について
7 議案第 1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
8 議案第 2号	町の区域の変更について
9 議案第 3号	広陵町新清掃施設建設基金条例の制定について
10 議案第 4号	広陵町用地取得事業特別会計条例の制定について
11 議案第 5号	町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
12 議案第 6号	広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
13 議案第 7号	住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
14 議案第 8号	政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて
15 議案第 9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
16 議案第10号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

- 1 7 議案第 1 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
- 1 8 議案第 1 2 号 広陵町奨学基金条例の一部を改正することについて
- 1 9 議案第 1 3 号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
- 2 0 議案第 1 4 号 広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについて
- 2 1 議案第 1 5 号 広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについて
- 2 2 議案第 1 6 号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
- 2 3 議案第 1 7 号 広陵町下水道条例の一部を改正することについて
- 2 4 議案第 1 8 号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 2 5 議案第 1 9 号 平成 1 3 年度広陵町一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 6 議案第 2 0 号 平成 1 3 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 2 7 議案第 2 1 号 平成 1 4 年度広陵町一般会計予算
- 2 8 議案第 2 2 号 平成 1 4 年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 2 9 議案第 2 3 号 平成 1 4 年度広陵町老人保健特別会計予算
- 3 0 議案第 2 4 号 平成 1 4 年度広陵町介護保険特別会計予算
- 3 1 議案第 2 5 号 平成 1 4 年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 3 2 議案第 2 6 号 平成 1 4 年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 3 3 議案第 2 7 号 平成 1 4 年度広陵町学校給食特別会計予算
- 3 4 議案第 2 8 号 平成 1 4 年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 3 5 議案第 2 9 号 平成 1 4 年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 3 6 議案第 3 0 号 平成 1 4 年度広陵町水道事業会計予算

議 長 まず日程 1 番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から 2 2 日までの 1 7 日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から 2 2 日までの 1 7 日間と決定しました。

なお、報告第1号、第2号、第3号及び議案第1号につきましては、委員会の審査を省略して、本日議決願いたいと存じます。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

7番 吉 田 君

8番 中 山 君

に指名いたします。

議 長 次に本日は第1回定例会でございますので、町長より平成14年度の施政方針を賜りたいと存じますので、よろしく願います。 平岡町長！

町 長 平成13年7月私が広陵町長に就任させていただき、はや8カ月になろうとしております。私は就任以来、我が広陵町に力強い風を吹かせ、元気で優しいまちづくりを推進するため町政に邁進してまいりました。

本日ここに私自身にとっては最初の当初予算である平成14年度予算案を提案させていただき、ご審議をお願いするに当たりまして、施政方針の一端を申し上げ、議員各位並びに町民皆さん方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、この予算案は全職員が現下の厳しい社会情勢を認識しつつ、住民の声を行政に反映すべく予算編成に参画願っての集大成でありますことを申し添えたいと思います。

最初に、現在町の最重要課題となっております新しい清掃施設の建設問題について、一言述べさせていただきます。

私は新清掃施設問題の解決を図ることを公約に掲げ、皆様の信任をいただきました。就任早々から新施設候補地の検討を重ねて、古寺地内で決めさせていただき、その後議会へご説明を申し上げ、古寺地区や周辺地区の皆さんのご理解を得るため、誠意と熱意を持って日夜説明とお願いを続けているところであります。いましばらく時間をいただかなければならない状況でございます。現在の清掃センターの操業は地元との協定により、平成17年6月末までと定められており、残すところあと3年余りであります。日程的には非常に厳しい状況でございますが、私のみならず関係者一丸となって取り組んでまいりますので、何とぞ温かいご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、地元のご同意は得ておりませんが、同意いただければ速やかに事業を着手できるように、必要な予算を平成14年度当初から計上をさせていただいております。新清掃施設建設事業は多額の財源が必要となりますので、緊急やむを得ない事業は別といたしまして、申

しわけございませんがそれ以外の事業についてはご辛抱いただくこともあるかと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

なお、新清掃施設の建設費用につきましては、その資金を新清掃施設建設基金として基金積み立てを行うこととさせていただくため、今議会におきまして基金条例の制定をお願いすることといたしました。

平成13年、西暦2001年は新しいミレニアムにとって最初の年でありました。振り返りますと、出生率の低下と今や世界一と言われる我が国の平均寿命の伸びにより、少子・高齢化社会などと呼ばれ出してから久しくなりますが、広陵町にとってのミレニアム初年は21世紀における保健・福祉の拠点となる総合保健福祉会館、さわやかホールの完成によってスタートいたしました。ほぼ1年を経過し、おかげをもちまして町民の皆さんにさまざまな保健・福祉施策を提供することができました。今後においてもさわやかホールを拠点に、子供から高齢者まで世代を超えた人々が集い、介護保険制度への対応や生きがい、ふれあい支援事業の展開を推し進めてまいります。そして、だれもが健康で暮らし、安心した老後を迎えられるように、あらゆる層の皆さん方に喜んでいただき、有用なご利用をいただけるよう、職員とともに知恵を出し、汗を流し合いながら尽力していきたいと存じております。

今日の日本において、まず触れなければならないのは我が国の経済状況でございます。日本経済は平成初期のバブル景気のときは5%以上もありました経済成長率が、バブル崩壊後は1%台の低成長時代が10年も続き、最近はやマイナス成長に落ち込んだとも報道されております。平成13年は戦後第2位の企業倒産件数になるなど、さらなる景気悪化で物価下落と生産活動の縮小とが相互作用して、景気が加速度的に悪化していく過程であるデフレスパイラルが懸念され、経済危機がささやかれている今日であります。

政府は改革なくして成長なしとの基本的考えのもと、平成13年6月、いわゆる骨太の方針である構造改革に関する基本方針を決定いたしました。その後はこの方針を受けた、これまでにない積極的な施策により、各分野への必至の構造改革推進がなされているところでありますが、地方行財政に対しましては公共事業の見直しや地方自治体にとって大きな財源となっている地方交付税の削減が行われているところでございます。

広陵町の平成14年度予算編成に当たりましては、このような厳しい経済現状を踏まえ、財政の健全性の確保に留意し、徹底した経費の効率化を図りながら、平成12年度の地方分権一括法の施行により、14年度で県から権限移譲をされる幾つかの事務事業を初め、数々の行政課題に取り組み、住民福祉の向上に努める所存であります。

例えば経常的経費につきましては、平成13年度に比べ原則10%カットを行い、公共事業につきましては、何と申しましても新清掃施設建設問題がございますので、それをにらみながらそのほかの事業は優先順位による必要最小限のものに厳選するとともに、起債充当率、交付税算入率の有利なものを活用するなど、効率的、効果的な事務事業実施のため、予算編成を行いました。

こうした状況の中で編成させていただきました平成14年度一般会計予算案の規模は98億6,000万円となり、平成13年度と対比しまして13億5,000万円減のマイナス12%の超緊縮予算となっております。

私の町政ビジョンは「元気でやさしいまちづくり」であります。言いかえれば、人に優しい、人が優しいまちづくりであります。21世紀は心の時代とも言われておりますが、町民の皆さんの一人一人まで行き届いたきめ細かい施策の展開を目指し、人のぬくもりが伝わる行政を実施していきたいというのが私の生来の夢でございます。就任2年目となる平成14年度はその夢を一步でも現実化させるための町政を担ってまいりたいと存じております。

まちづくりはまず何をもちましても人づくりでございます。そして人づくりの原点は町の職員であります。私は就任早々から職員の意識改革を訴えてまいりました。町を愛する公務員としての資質を高め、町内最大の住民サービス機関としての自覚認識を深め、各行政施設での国旗、町旗、校旗を常時掲揚するとともに、職員の接客マナーの向上と知識技能の修得に力を注ぎました。例えば誠実な受け答えをしなくてはという気持ちを持ってもらうため、全職員に対する写真入り名札の義務づけや管理職の早朝勉強会、三役、部長職との庁議開催の実施などがその一端でございます。

平成14年度はそれをさらに充実させ、また町民の皆さん方へ発展させていくため、次のような施策を計画しております。

まずは役場庁舎における福祉設備のための改築工事でございます。役場へ来ていただいた方々の利便性を考え、すべての方に不自由なく、気軽にご利用をいただくための庁舎ロビーと玄関部分の整備を行います。その内容としてかねてからの懸案でありましたエレベーターの設置と座って相談できるローカウンターへの改修、また体のご不自由な方、高齢者、乳幼児との親子連れの方などが安心してご利用いただける多目的トイレの設置や、正面玄関のスロープ改修などを行います。工事は平成14年度中に完成させる予定でございます。

次に、広陵町役場サービスカウンターの設置でございます。行政サービスの提供を行う役場窓口があると申しましても、役場まで来ていただくのに不便であったり、交通手段のない

方などがございます。そういう方のために、自宅近くの公共施設でも役場業務のことでお気軽にご相談いただいたり、住民票などの交付を受けられるよう、さわやかホール、清掃センター、中央公民館、図書館、サン・ワーク広陵の5カ所に広陵町役場サービスカウンターを設置させていただき、皆さん方の長年の強いご要望に知恵を出し、最小の投資と経費でおこたえしてまいりたいと思っております。

なお、住民が最寄りの郵便局で住民票などが受け取れるようになる郵政官署事務取扱法が平成13年12月から施行されたのに伴い、本町でも実施を計画しておりますが、実施に当たっては郵政事業庁との協議や町議会の議決を得ることになっておりますので、それらの手続が完了次第、実施する予定であります。特に真美ヶ丘地内の郵便局で今年中に実施を目指しています。

また、ソフト事業として人にやさしいまちづくり推進事業の助成金制度を創設いたしました。人間同士の交流が不足していると言われていた今日であります、私は町内でお互いが声をかけ合うことで地域の連帯感が強まり、町全体が活性化すると信じております。そこで、平成14年度予算では各大字、自治会の単位で人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域を幾つか指定させていただき、例えばあいさつ運動、環境美化活動、郷土愛事業、伝統行事推進、交通安全、防災防犯活動、世代交流及び子供たちの健全育成などの地域に密着した人に優しい、人が優しいまちづくりをしていただくための助成金を予算に計上いたしました。

また、町民の皆さんの中にはスポーツ、文化、芸術部門などの全国規模の大会やコンクールで好成績をおさめられる方が数多くおられることは喜ばしい限りであります。本町には従来から広陵町表彰規程があり、地方自治の発展に当たり、町に貢献された功績が著しい方々を表彰させていただいておりますが、当規程を運用してそのような方々にも元気な広陵の誉れとして表彰することにいたしました。いずれにしても、そうした方々が互いに刺激し合い、影響し合いながらご活躍いただくことが相乗効果となって、広陵町の元気で優しいまちづくりに結びつくのではないかとのご期待申し上げている次第でございます。

少子・高齢化の急速な進行、IT革命に代表される高度情報化の進展、地球規模での環境問題など、地域社会を取り巻く状況は大きく変わりつつあります。住民生活に最も身近な市町村には、このような環境の変化や政策課題に的確に対応していくことが期待されており、より一層の行財政基盤の充実が求められています。今話題になっております市町村合併は、このような行政課題に対処するための有効な手段の一つではないかと思っております。しかし同時に、地方自治の根幹にかかわる重要な問題であり、町民にも大きな影響をもたらすこ

とから、町民の皆さん方のご意見をお聞きしながら、町と議会による十分な論議が必要であると考えております。

国や県の示す定められた期限内に合併すれば、合併特例債の活用や交付税算入措置、それに合併に伴う議員定数の特例など、行財政面で大きな特典があり、非常に有利と言われております。その期限は平成17年3月31日でございますが、最低2年はおかかると言われております。準備期間を考えますと、平成14年の年内のなるべく早い時期には結論を出す必要がございます。平成14年度予算では合併問題に対しましてご意見をお聞きする懇話会の関係予算を計上しておりますが、もし合併候補の相手自治体が決まり、本格的な準備段階に入らせていただく場合には、地方自治法で義務づけされております合併協議会の立ち上げの議案や、それに関する費用の補正予算案提出を行いたいと存じておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成14年度の当初予算案の詳細につきまして、歳入から順を追って説明させていただきます。

まず、町税におきましては昨今の景気動向を見ますと、依然として厳しい経済状況であります。地方分権の確立に向けて自主財源の確保を図りつつ、その見込み額を計上をいたしました。

町民税は恒久的減税が継続され、また中小企業においても景気好転が望めない状況下で減収が予想されており、町民税の個人分と法人町民税を合わせて、約3,100万円の減収を見込んでおります。それに対しまして、固定資産税は新築家屋の増加などにより、約2,400万円の増収を見込みました。それで、そのほかの税と合わせますと、町税全体では平成13年度と比べ若干の減収になるということで予算化させていただきました。

なお、平成14年度も恒久的減税による減収分は、地方特例交付金や減税補てん債の発行などにより補われることになっております。

また、地方交付税につきましては、13年度に比べ臨時財政対策債への移行も含めてではございますが、4億4,000万円の段階補正等による厳しい減額を予想しております。

一方、事業などの特定の目的の財源として国や県から交付される補助金等につきましては、東小学校の改築が完了したことと、国による構造改革の実施により、総額で減額になっておりますが、その他の歳入につきましては受益と負担の原則に基づき、現行基準により積算しております。

また、町債につきましては平成13年度創設された臨時財政対策債に3億5,000万円

を計上したほか、後年度の財政負担を考慮しての予算編成といたしました。

なお、不足する財源につきましては、財政調整基金の留保資金を活用し、収支の均衡を図ったところでございます。

納税推進につきましては、全職員が納税推進委員となり、滞納者に対して積極的に督促し、町内に出かけます。特に物品納入者、役職者などの滞納者を一掃する努力を行います。

次に、これからは歳出についての内容をご説明いたしますが、まずは人件費、公債費、その他経常経費全般について簡単に申し上げます。

人件費につきましては人員の抑制、業務の委託、公社職員の効率的人員配置などにより、合理化を図ってきているところでございます。一方、ますます増大する行政需要に対しましては、原則として限られた職員の効率的適正配置転換や、単純な職務については期限つき雇用で対処します。言いかえれば、限られた財源の中で事業と人件費の適正なバランスを図って、行政運営するものであります。冒頭で申しましたように、今後もなお一層の少数精鋭を基本とし、まちづくりの核は職員であるという観点から、職員につきまして社会の変化を的確に洞察し、政策形成能力や実践力を備え、町民の立場で事業を進めることのできる、人間性がある人材を育成することが重要であります。そのことから、先月から三役と管理職、約80名が早朝勉強会を実施して、町民の皆さんの生の声を直接拝聴し、時には話し合い、その知恵を反映すべく勉強を始めております。また、職員が広い視野を身につけるために、先進地の視察や交流などを通して研さんし、みずからの知恵とアイデアで新しい施策を生み出す能力、そして魅力あるまちづくりにすぐれた感覚を発揮できるように、研修旅費として250万円を計上しました。井の中のカワズ、大海を知らずにならないように、以前にも増しての職員の意識改革や能力開発に、そして優しさのある人づくりを積極的に取り組んでまいります。

それでは、一般会計の各分野における重点施策と諸事業につきまして、その概要をご説明申し上げたいと存じます。

まず、総務費関係でございます。

平成13年度IT元年と位置づけされた1年でございます。本町におきましては町職員へのパソコン1人1台環境の整備や、国の補助金を受けたパソコン初心者に対するIT講習の実施など、情報化のための基盤整備に努めてまいりました。平成12年度からの継続事業でございますが、全国の市町村からでも住民票の写しが請求できる住民基本台帳ネットワークシステムの構築計画につきまして、その準備作業が平成15年8月の実施を目指して、全

国一斉に進行中でございます。平成14年度につきましてははいよいよ準備の最終段階として、住民の皆様方全員にそれぞれの個人番号となる住民票コード番号を通知するための関係費用を予算計上しております。また、平成13年度に行いましたIT講習につきましても、引き続き継続するための予算を措置させていただきました。

昨今、いろいろとマスコミなどで報道されておりますように、来月1日からいよいよペイオフが解禁されます。町民の皆さんには今月の広報紙で周知しておりますが、町の公金管理につきましても、これまでにないような質的な変革を求められますので、町職員だけでなく民間の方々も加わっていただいて、（仮称）公金管理委員会などの設置も考えており、公金の管理や内容をオープンにしてまいる所存でございます。

次に、民生費関係でございます。

まず、施政方針の最初で触れました総合保健福祉会館、さわやかホールでございます。広陵町の福祉の拠点であり、保健サービスの拠点として昨年6月の会館から2年目を迎え、施設利用の充実と、さらに利用しやすい、住民の利用ニーズに応じた運営を心がけてまいりたいと思います。会館の管理運営につきましては、平成14年度も社会福祉法人広陵町社会福祉協議会が関連組織として施設利用を行っている観点から、老人福祉センターの業務運営とともに、社会福祉協議会に委託することとし、関連費用として6,992万7,000円を計上をいたしました。このさわやかホールを拠点として町民皆さんの健康指導管理や、体系的な健康づくりの推進を図り、福祉保健分野のきめ細かなサービス提供を推進してまいりたいと存じます。

次に、高齢者福祉でございます。支え合う地域社会を目指して、平成12年4月施行の介護保険制度は来月で3年目を迎えますが、在宅高齢者に対する福祉施策の大半が介護保険制度に移行されたことにより、適切な介護保険サービスの提供がされるようになったと存じ上げます。このことに伴い、老人福祉費の抑制につながっておりますが、元気で優しいまちづくりの一環として、高齢者の介護予防や自立した生活支援につきましても、今後引き続き地域の実情に対応した事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、保健・福祉面でございますが、平成14年4月1日から地方分権の一環により、これまで県の事務でありました精神保健福祉業務が市町村へ移管されるのに伴い、精神障害者への各種支援費支給制度などが業務移管が予定されておりますので、諸準備を行い、万全の体制で4月1日を迎えたいと存じます。

一方、介護保険費につきましては、介護保険制度のルールに基づき、拠出金と関係職員の

給与費などの繰出金のほか、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計への拠出金を措置いたしております。

このほか、住民福祉の最前線でご活躍いただき、町の福祉施策推進に多大なご協力をいただいております民生・児童委員協議会につきまして、福祉事務の執行とその性格をも勘案し、事務局を社会福祉協議会から町長部局の福祉課へ移したいと考えております。

また、平成13年度実施を見合わせました馬見中地区保育園の建設関係事業につきましては、庁内関係部署によります委員会を組織し、改めまして設置及び運営に関する検討を重ね、必要な時期にご提案申し上げたいと存じます。

次に、保健衛生関係でございます。生活習慣病の予防を初め、疾病の早期発見、早期治療で健やかな毎日を過ごしていただくための各種検診事業を行います。また、平成13年11月に国の指導で急遽実施することになりましたインフルエンザを初めとする予防接種事業、14年度からC型肝炎の検診が加わりました老人保健事業による基本健診などを実施するほか、町民の皆さんが主体的に取り組める健康づくり対策の充実を図ってまいります。既に町内医師会とは平成13年度の成果と反省を確認し、平成14年度の取り組み方針を協議いたしましたところであります。

それでは、次に衛生費関係について申し上げます。

まず、新清掃施設につきましてご説明いたします。

最初に申し上げましたように、新清掃施設のご同意をいただき、速やかに事業着手ができるよう、必要な予算を計上をさせていただいております。その主なものは環境アセスメントに要する経費、発掘調査費等でございますが、新清掃施設建設費として1億2,496万円を計上いたしました。

なお、用地費につきましては用地取得特別会計予算として15億69万1,000円を計上し、全額起債をもって先行取得できるよう措置しております。事業着手は地元同意が前提でございますので、引き続きご理解を得られるよう、積極的に取り組んでまいる所存でございます。

なお、地元及び周辺地域に対する生活環境整備関連事業費につきましては、可能な限り優先して予算執行を図ります。また、同意いただければ速やかに地元整備について事業計画の協議をさせていただき、予算化いたしたい考えであります。

このほかの衛生費関係としましては、町内における産業廃棄物、屋外不法広告物や家電の不法投棄が多発しておりますが、住民一人一人の協力のもと、広陵町の環境保全、環境美化

に対しまして引き続き積極的に邁進してまいりたいと存じます。

なお、地方分権の一環により屋外広告物の事務につきましては、平成14年4月1日において県から町へ移管されることになっており、責務の重大性を認識し、事務執行に当たりたいと思います。

次に、農商工費関係でございます。

初めに、農地費関係でございますが、里道、水路などの国有財産、いわゆる法定外公共物につきましては、これも地方分権に伴う権限移譲により平成13年度に引き続き、14年度も譲与手続作業を進めてまいります。

このほか、農業基盤整備を図るため、寺戸地区圃場整備事業の工事継続や笠地区のため池環境整備事業の工事に着手いたします。

次に、農業関係でございますが、米の生産調整における転作につきましては、本町の達成率が奈良県下で非常に低い位置にあることから、農家の方々に転作に対する理解と協力を一層促すとともに、国策でもあります小麦の栽培をより強固な支援と農家の皆さんの深いご理解をいただいて推進してまいりたいと存じます。

それから、商工関係でございますが、地域産業の活性化、特に靴下産業の振興は平成11年度から実施してまいりました地域振興活性化事業の結果を受け、15業者が提携する直販店舗、SOCKSが昨年11月にオープンし、企画、生産、販売を一体化した業態の取り組みも始まりました。今後は商品企画力や販売ルート、それに市場競争力をつけるための研修活動に対しまして新たな支援を行ってまいりたいと考えております。また、本来は産業廃棄物となります靴下の生産途中に出るはぎれを再利用化し、手芸やパッチワークなどの方法でリサイクルに活用する事業を充実させるための支援を行いたいと考えております。

次に、土木費関係でございます。

都市基盤整備として平成9年度から事業化を始めました都市計画道路の笠ハリサキ線はいよいよ平成14年度中に全線開通の運びとなりました。また、平成2年度から整備を進めておりました竹取公園は県立馬見丘陵公園との連絡歩道橋と休憩施設も完成し、平成14年度の最終整備をもって計画区域6.5ヘクタールの全面完成となっておりますが、休憩施設の利用形態につきましても今後検討をしてまいりたいと思っております。

次に、都市計画でございますが、平成12年度に町議会の議決を得て策定いたしました広陵町第3次総合計画の下位計画として、町の目指す将来像を明確にし、各地区の主要課題の抽出やその課題実現のための整備方針を定めるため、都市計画マスタープランの策定を進め

てまいります。

なお、土木、建築、上下水道等の工事積算について種々の問題提起がありますが、実勢価格のチェックを重ね、適正な工事価格の算出に努めたいと思います。

次に、消防費関係でございます。

消防施設整備は平成14年度におきまして防火水槽2基の建設を進め、地域の安全確保に努めてまいります。

防災関係では県の衛星系防災行政無線システムの設置に引き続き、地上系防災行政無線の導入が予定されております。今後はさらにこれらの最新機器を活用しながら、住民生活の安全確保の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に、学校教育関係でございます。

平成14年度は学校教育にとって大きな転換点になろうとしております。まず、教育改革の重要ポイントとして心の教育の充実と確かな学力の向上につつまして、4月から新しい学習指導要領での指導が全面的に実施されます。また同時に、日本の近代教育制度発足以来、初めてのすべての土曜日を休みとする完全学校週5日制となります。こうしたことから、子供たちの教育を学校のみで考えるのではなく、家庭、地域、社会が一体となってそれぞれの役割を明確にしながら、いわゆる生きる力を育てるために各学校と教育委員会において精力的にその準備を進めていただいているところであり、このような取り組みを支援してまいり所存であります。

また、学校施設関係におきましては、児童数の増加により平成13年度予算を繰り越しております真美ヶ丘第二小学校の増築工事につつまして、平成14年12月をめどに建設を進めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係でございます。

まず、貴重な文化遺産として広陵町のシンボルである特別史跡、巢山古墳の整備事業であります。平成12年度から10カ年計画で保存修理のための整備事業を行っておりますが、現在農業用水を確保するために築堤工事を行うと同時に、発掘調査を実施しているところでございます。これまでのように、整備方針につつましては国、県との協議を調べ、さらに整備事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、巢山古墳の北東方面にある寺戸遺跡では、平成13年度に引き続き発掘範囲を拡大し、圃場整備のための事前発掘調査を実施してまいります。

次に、懸案となっております歴史資料館建設事業につつましては、平成13年度で町民の

声を反映させるため、文化財保存保護に関する30人会議を設置し、建設の是非も含め将来の計画についてご意見、ご提案をいただいているところでございます。平成14年度はさらに町民の皆さんの声を集約できるよう積極的に取り組んでまいり所存でございます。

それから、社会教育施設につきまして、生涯学習活動の場としまして地域における公民館などの施設充実を図るため、新築に伴う補助金及び建設工事費の予算を計上いたしました。

また、4月1日から完全学校週5日制の実施に伴い、子供たちが豊富な体験によって豊かな心をはぐくめるよう、社会教育施設での社会体験、文化、スポーツ活動ができる事業の充実など、あわせて幅広い住民サービスの提供を行っていくために、中央公民館及び中央体育館の休館日の見直しを図ってまいりたいと考えております。

なお、平成14年7月で開館5周年目を迎えます図書館では、連日町内外からの大勢の利用者でにぎわっておりますが、平成12年度数字で人口3万人以上の町の図書館としては全国一の貸出冊数を記録いたしました。平成14年度予算では蔵書収容能力を高めるため、1階の閉架書庫に電動式移動棚を設置することで事業費を計上いたしました。これにより、計画蔵書冊数を20万冊と設定し、今後も新鮮な図書資料を町民の皆さんに提供してまいりたいと存じます。

以上が、平成14年度分の一般会計予算に計上しております主な事業の概要でございます。続きまして、特別会計予算につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず、国民健康保険特別会計についてでございます。

国民健康保険制度は創設以来、地域医療の確保と住民の健康保持増進に大きく貢献してきたところでございます。しかしながら、急速な高齢化の進展に伴い、高齢者を構造的に多く抱え、老人医療を中心とする医療費の増嵩が年々深刻化してまいっております。ご承知のように、少子化による若年被保険者の減少や低所得者の増加等に加え、長引く経済不況の影響とが相まって、国保財政に圧迫し続けております。今後も本格的な少子・高齢化社会に向けてすべての人が安心して良質な医療サービスを受けることができるよう、充実した医療保険体制の実現が望まれるところであります。また、国民健康保険は地域保険としてその機能を果たし、円滑な事業運営を図るために、より一層保健・医療・福祉、介護制度の各関係機関との十分な連携が重要であると考えております。

このように、国民健康保険を取り巻く環境の中で、新年度の予算編成に当たりましては現行制度での財源確保に努め、保険税の収納率の向上、医療費の適正化対策、総合保健指導事業を中心とした保健事業の推進を事業運営の柱として取り組んでまいりたいと考えておりま

す。

こうして編成いたしました平成14年度の国民健康保険特別会計の予算総額は19億3,277万円でございますが、平成13年度と対比しまして4,231万4,000円の増額でございます。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

高齢者の医療につきましては、平成13年1月の法改正により患者の方に負担していただく外来、入院に係る一部負担金額が従来の定額負担から、原則1割の定率負担に改正されたところであります。しかしながら、高齢化の進展とともに老人医療費は年々増加を示しております。このことから、安心と安定した老人保健制度が求められ、現在老人保健制度の再構築を含め、高齢者への医療のあり方が広く議論されている状況でございます。

本年度の老人保健特別会計の予算総額は21億7,605万円でございますが、平成13年度と対比しまして1億901万8,000円の増額でございます。

次に、介護保険特別会計であります。

急激に進む高齢化社会に伴い、寝たきりや介護を必要とする人が増加している現状で、家族にかかる介護負担は精神面をも含めて非常に大きいものでございます。こういう状況を憂い、社会全体で介護を必要とする人を支える新たな仕組みとして実施されたのが、介護保険制度であります。実施に当たり、3年ごとに5年を1期として策定いたしました介護保険事業計画につきまして、実質3年間隔の最終年となる平成14年度に介護保険事業計画策定委員会を組織し、いろいろ観点からサービス内容についての検討をいただき、平成15年度から平成17年度の事業計画を策定するとともに、3年間の標準となる保険料の算定を行うこととなっております。

平成14年度の予算措置に当たりまして、介護保険実施当初から議論がありました保健福祉事業につきましては、事業計画にある大部分の執行を見合わせ、給付残の必要額を次期保険料算定時における保険料抑制財源として充当する方針であります。

このほか、介護サービスの利用に対するサービス給付が大部分を占めておりますが、給付総額8億7,267万2,000円の予算規模となっており、介護保険特別会計の平成14年度予算総額は9億1,436万3,000円を計上いたしました。平成13年度と対比しまして6,948万円の増額でございます。

次に、下水道事業特別会計でございます。

下水道は公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図るとともに、町民の皆さんの健

康で快適な生活環境を確保する上で必要不可欠な施設であります。本町におきましても、下水道整備を重要施策の一つとして積極的に取り組んでいるところであります。おかげをもちまして、下水道を使用できる家庭は平成14年1月現在で広陵町全体の90.1%に当たる8,610世帯となりました。引き続き、平成14年度におきましては整備がおくれております市街化調整区域の整備を重点的に図ってまいりたいと考えております。また、供用開始地区内の公共下水道への接続につきましては、ご協力をお願いし、早期実現を図る所存であります。

また、IT化施策としてパソコンを利用したGIS、地理情報システムによる下水道施設管理システム整備事業を実施し、情報のデジタル化を推進してまいりたいと考えております。

平成14年度の予算総額は1億5,502万2,000円でございますが、平成13年度と対比しまして1億5,868万2,000円の減額でございます。

次に、墓地事業特別会計でございます。

まず、墓地火葬場の許認可事務でございますが、地方分権の一環により平成14年4月1日付で県から各市町村へ権限移譲されることになっておりますので、それに向けて関係例規の整備を進めております。

続いて、広陵町宮石幾霊園についてでございます。現在の整備完了区画数は1,003区画となっておりますが、既に完売の状況であり、平成14年度では新たに67区画の整地を計画しております。

なお、広陵町の将来人口にも対応できるよう、墓地事業特別会計の健全な経営確保に努めながら、計画的な全体構想の見直しを図り、霊園に隣接して駐車場、トイレ、管理棟などを設置し、霊園内施設の充実も計画してまいる所存でございます。

平成14年度の予算総額は7,017万7,000円でございますが、平成13年度と対比しまして4,607万4,000円の増額でございます。

次に、学校給食特別会計でございます。

平成14年度の予算総額は2億824万円でございますが、平成13年度と対比しまして912万4,000円の減額でございます。

次に、新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計でございます。

これは地方自治法の規定に基づく3町による機関の共同設置として、要介護認定業務を行っております関係経費でございます。3町の平成14年度における審査判定の見込み件数を1,155件と予測し、この経費を3町で案分負担するものでございます。

平成14年度の予算総額は1,593万1,000円となっておりますが、平成13年度と対比しまして30万2,000円の増額でございます。

次に、用地取得特別会計予算でございます。

この特別会計予算は平成12年度限りで一旦廃止いたしましたが、本議会の議案として上程しておりますように、新清掃施設関連事業の用地取得のため、このたび復活させることになりました。

平成14年度の予算総額は15億69万1,000円でございます。

最後に、水道事業でございます。

本町の水道事業は昭和32年4月の供用開始以来、建設普及に努めてまいりました。その結果、町内隅々まで普及するまでに発展するに至ったのであります。今後は高い安全性と安定給水に必要な高水準の施設の構築が課題でございます。

まず、予算の概要を申し上げます。

収益的収支についてであります。収入総額は8億6,892万4,000円で、収益的収入の対前年比0.5%増で446万8,000円の増額であり、支出総額が9億6,264万1,000円でございますので、差し引き9,371万7,000円の収入不足であり、依然として赤字経営でございます。

収入におきましては企業会計の根幹であります料金収入が人口や給水戸数は増加しているものの、節水等における使用水量の減少やそれに伴う収益率の低下により、ほとんど増加を見込めない状況でございます。

一方、支出につきましては水道料金システム及び企業会計システムの更新のための費用、有収率向上に向けた漏水調査費用、安定給水に必要な施設整備の維持修繕費及び県営水道受水費用などを計上しております。

次に、資本的収支についてでございますが、収入総額は1億8,394万5,000円、支出総額が3億1,417万1,000円で、資本的支出の対前年比19%減で7,365万6,000円の減額であり、差し引きで1億3,022万6,000円の不足となっております。この不足分につきましては過年度損益勘定留保資金で補てんいたします。

主な事業としましては、老朽管等の布設替え及び配水管の新設工事費1億1,640万円、井戸の新設工事費3,626万円、都市基盤整備公団等からの受託工事費9,435万円などを計上しております。

なお、今後とも水道事業の経営に当たりましては、安全な水の安定給水に努めるとともに、

コスト削減のためあらゆる経営努力を積み重ね、財政健全化に取り組んでまいり所存であります。平成12年4月の料金改正におきまして諸般の事情により大幅な値上げを抑えたことにより、依然として赤字経営であり、早急に料金の適正化を図っていかねばならないと考えております。

以上が、平成14年度各会計予算案における主要な事業と施策でございます。ご説明申し上げました総合計規模で、195億3,005万6,000円の当初予算となり、対前年比1.1%増であります。

冒頭で申し上げましたように、我が広陵町に力強い風を吹かせ、元気で人に優しい、人が優しいまちづくりを進めてまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の平成14年度の施政方針といたします。ありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

議 長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先般ごみ問題特別委員会が先進地の視察研修をされましたので、その報告及び委員会の経過報告をお願いいたします。ごみ問題特別委員長、吉岡君、お願いいたします。

ごみ問題特別委員長 それではごみ問題特別委員会視察研修報告及び経過報告をさせていただきます。

ごみ問題特別委員会の視察研修報告と本委員会の経過についてご報告をさせていただきます。

この1月24日に視察研修いたしましたウイズアースは福岡県椎田町、築城町の2町で設立された衛生施設組合の処理施設で、ごみ固形燃料化工場、管理事務所などの施設であり、この処理計画人口は2万3,000人、1日8時間操業で25トンのごみを処理することができる施設であります。平成8年のダイオキシン調査では基準値をオーバーしており、改修するにしても施設が老朽化していたことから、廃棄物循環型社会を目指してごみの適正処理と資源化を図るために、公害のないごみ固形化燃料化システムを導入されたとのことであります。周辺地域住民への説明会は5町内会で行われましたが、住民負担はなしですぐにでもしてほしいとの要望もあり、5町内会とも2カ月ほどで建設に同意されました。周辺地域とは協定を結んでおられませんが、地元対策としては公民館の建設、地域の道路整備をされたとのことであり、現在周辺地域からは何ら苦情等もなく、住民も公害をなくすなどの努力をしていただければいいと言っておられるとのことであります。この施設でできた固形

燃料はトン100円で麻生セメントのセメントキルンの熱源及びセメントの原料として有効利用されております。

研修の中でRDFの利用先をまず考える必要があること、処理過程を1系列にすれば経費が少なく済むこと、金属類が入ると破砕機の刃を傷め経費がかさむので、住民には十分な指導、PRが必要であるとなどの説明を受けました。

続きまして、特別委員会の経過報告をさせていただきます。

第1回委員会は昨年9月12日に開催し、新町長が就任されたことから、新清掃センターの古寺集落及び周辺整備を考えたグリーンプラン計画、地区内施設整備のワンダーランド計画について説明を受けました。

第2回委員会は同じく昨年11月19日に開催し、グリーンプランの考え方と必要な手続等について研究の状況の説明を受けました。また、古寺地区との交渉経緯及び今後の方針及びごみ減量等推進審議会答申について伺い、審議いたしました。

第3回委員会は平成14年2月18日開催し、1月に視察研究を行ったことを踏まえ、理事者から考え方をお伺いいたしました。また、グリーンプランの進捗状況、現清掃センターの操業協定について説明を受け、審議いたしました。

以上簡単ではございますが、ごみ特別委員会の研修報告及び経過報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 ありがとうございました。

次に案件に入りますが、案件が非常に多数でありますので、議案の朗読につきましては省略いたします。

議 長 次に日程4番、報告第1号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 それではご報告申し上げます。

報告第1号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書の3ページでございます。3ページをごらんいただきたいと思います。今回、平成14年2月15日付で専決処分をいたしましたのは、真美ヶ丘第二小学校増築工事につきまして、工事の施行期間が平成14年12月25日までとなるために、入札時の予算を繰越明許費で確保するという必要がございますので、専決処分をさせていただいたような内容で

ございます。よろしくお願い申し上げます。

なお、真美ヶ丘第二小学校の増築部分につきましては、鉄筋コンクリートづくり3階建てで、1、2階で普通教室4室、3階部分で特別教室を配置したいと考えております。この案件についての入札等につきましては、11日の質問議会の前に提出をしたいと思っておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。入札につきましては2月22日現場説明会を終了しまして、明日3月7日に入札の予定でございます。以上簡単でございますが説明を終わります。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第1号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第1号は承認されました。

議 長 次に日程5番、報告第2号、広陵町土地開発公社予算についてを議題とします。

本件について報告願います。植村局長！

土地開発公社事務局長 それでは報告第2号、広陵町土地開発公社予算につきましてご報告を申し上げます。

この予算につきましては過日の2月27日に開催されました土地開発公社理事会におきまして慎重審議され、ご承認いただいたものでございます。

それでは別冊になっております広陵町土地開発公社予算書の22ページを、平成14年度広陵町土地開発公社事業計画書をお開き願いたいと存じます。

1、事業用資産取得事業でございますが、本年度空欄でございます。昨年度までは事業用資産の取得事業といたしまして、都市計画課におきまして都市計画道路笠ハリサキ線の道路用地が計上となっております。しかし、当課におきまして土地の取得が終息したためと、それ以外に他の部、課から土地開発公社に先行取得の要望がないために、本年は空欄でございます。

次に、下段の23ページの事業用資産売却事業についてであります。これについても過年度分の笠ハリサキ線道路用地を既に売却しておりますので、本年度として事業用資産売却

事業につきましても空欄でございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、平成14年度の土地開発公社予算書をごらんください。

(総則) 第1条、平成14年度広陵町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出) 第2条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入といたしまして第1款事業収益8,000円、これは預金の受け取り利息のみでございます。内訳としまして、基本金利利息7,000円、流動の預金利息でございますが1,000円でございます。

そして、第1項事業収益0円、第2項事業外収益8,000円。先ほど説明いたしました預金利息であります。

次に、2ページをお開きください。支出でございます。第1款事業費用18万円、第1項事業費費用18万円につきましても、ページ18をお開きください。これは一般管理費でございます。内訳としまして、報酬といたしまして8万円、そして普通旅費といたしまして3万円、そして需用費が6万円ですが、その内訳としまして消耗品費1万円、印刷製本費2万円、そして修繕料としまして3万円計上しております。役員費は一応郵便の郵送手当という形で1万円でございます。

もう一度3ページに戻っていただきたいと存じます。資本的収入及び支出でございますが、本年度の当初予算におきまして土地開発公社は本年土地の取得がないために、第1款資本的収入、第1項借入金も0でございます。また、支出においても同様土地の売却がないため、第1款資本的支出、第1項事業費、第2項借入金償還金、第3項事業外支出、第4項予備費は0円でございます。

次に4ページでございますが、第4条の借入金の限度額については20億円に定めるものとなっております。その他、予算に関する説明書につきましては説明を割愛させていただきます。

以上が平成14年度の土地開発公社の予算でございます。特に本年は土地開発公社として先行取得する土地が一般会計からの申し出がないため、予算としてはスリムな内容となっております。しかし、本年度内に新しい事業の発生により土地の先行取得の必要性が生じた場合は、理事会を招集していただき、補正予算として対応する場合もございますが、当初予算としては新たな土地の購入も売却もさきに説明させていただいたとおり、全くございません。今後の土地開発公社の事業運営につきましては諸般の事情、町としての必要性、地価の公示、

経済情勢等を考慮し、計画的かつ適正な運営を図ってまいりたいと考えております。ご承認いただけますようによろしくお願い申し上げ、簡単でございますが予算の概要の説明を終わらせていただきます。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 今回は0の予算ということなんですけれども、広陵町の中・長期の財政計画もあると思うんですけれども、それらとすり合わせして今後どのような見通しを持っておられるのか、あるいはまた方針について、こういう状況が数年続けばっていう場合もありますし、その広陵町の計画とすり合わせてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、この公社につきまして広陵町の場合保有土地がないということで大変健全な状態であるというふうに認識しているわけですが、今ちまたでは長期の土地保有について大変問題になってる自治体が多々あるわけなんですけれども、そういう点も考えますと、この公社のメリット、デメリット、どのようにご認識いただいているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

議 長 植村局長！

土地開発公社事務局長 今のご質問ですが、一応町の公社としては今説明したとおり全く保有はしておりません。長期の財政計画というような方針ですが、今回も町長さんの方から上程がありました大きな事業につきましては、用地特会というような形で対応される場合もあるし、また緊急な場合、公拡法もございます。それとまた公社なり、それの方の形で今後理事会と相談はしなくてはならないと考えております。しかしながら、今この公社のメリット、デメリットということなんです、理事会でも一応出ております。私どもの公社、今のところ0でございますので、やはり解散という話もあります。ただ、今の日本の全体の流れ、また奈良県の流れとしましても、公社をなしというような形にまだ進んでおりません。ほんで、また塩漬けした土地でかなり経営が苦しく、また一般会計を脅かしている市町村等もあると思いますが、うちの場合はその形をまだ理事会で協議しまして解散なり、また今後やはり経済情勢も上向いて土地の値上がりもある可能性も十分ございます。その形で推移を理事会とともに見守っていきたく存じます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑を打ち切ります。

これで報告第2号の報告は終わりました。

議 長 次に日程6番、報告第3号、財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてを議題とします。

本件について報告願います。 施設管理サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 それでは失礼します。

報告第3号、平成14年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についてご報告申し上げます。

当サービス公社の事業計画及び収支予算につきましては、去る2月21日公社理事会におきまして慎重審議していただきました結果、承認いただいたものでございます。

別冊になっております平成14年度事業計画及び収支予算書をごらんいただきたいと思っております。

まず、1ページをお願いいたします。サービス公社の事業計画、1、事業方針でございますが、公社の寄附行為の目的でもあります。本年度におきましても、文化、体育等の事業を行うとともに、町及び県といった施設などの管理運営を行ってまいりたいと思っております。そして、住民の文化向上と体育等の普及振興を図り、住民福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

2の事業計画の概要につきましては、公園施設等の管理運営事業を初め、各公共施設の維持管理事業、竹取公園におけるちびっこゲレンデの指導管理事務、文化の向上及び体育等の普及振興事業並びに環境美化活動事業でございます。

また、2ページでございますが、管理運営受託事業等を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、収支予算書に移らせていただきます。6ページをお願いいたします。まず、収入でございます。科目の大科目、中科目、そして本年度予算額をもってご報告を申し上げます。

1の基本財産収入でございます。1万5,000円でございます。そして、中科目の基本財産運用収入におきましては、同じく1万5,000円でございます。基本財産の利息でございます。

それから、2の事業収入では1億2,000万2,000円でございます。中科目の1受託事業収入におきましては1億1,940万1,000円となっております。また、2の自主事業収入におきましては260万1,000円でございます。次の3の補助金等収入でございますが、4,088万3,000円でございます。同じく、1補助金等収入は町の方が

らの補助金でございまして、同じく4,088万3,000円でございます。次の4番の雑収入でございますが、272万1,000円となっております。1受取利息で1万1,000円。めくっていただきまして、7ページでございますが、2の雑収入が271万円となっております。それで、当期収入合計が1億6,562万1,000円となるわけでございます。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計といたしまして同じく1億6,562万1,000円となります。

続きまして、8ページに移らせていただきます。支出でございます。まず、1の管理費で3,283万5,000円でございます。1の一般管理費が3,283万5,000円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。2の財産管理費でございますが、この科目につきましては0でございます。公社事務所建設基金に係る積立金の利子でございますが、ご承知のように、昨年7月に事務所をふるさと会館の方へ移転いたしまして、当初の事務所の建設の目的を達成したことから、基金を廃止いたしまして、町の方へ清算いたしましたので、積立金は発生しないこととなります。次に受託事業でございますが、2の受託事業で1億2,265万1,000円となっております。そのうち、1の町施設管理費で8,743万4,000円でございます。

10ページでございます。2の県立公園管理費では3,521万7,000円となっております。3の自主事業費でございますが、720万4,000円でございます。1文化体育等普及振興事業で同じく720万4,000円でございます。

めくっていただいて、11ページでございます。2の竹工房事業でございますが、今年度は製作後継者がなかなかいないということで休業状態になっておりますので、予算措置は見合わせたことによりましての0でございます。それから、4の固定資産取得支出でございますが、92万4,000円でございます。1の固定資産購入支出で92万4,000円でございます。

続いて、12ページでございますが、特定預金支出金として7,000円、退職給与引当預金支出金で7,000円となっております。そして、最後の10番予備費といたしまして200万円を計上したわけでございます。

当期支出合計といたしまして1億6,562万1,000円となっております。以上が施設管理サービス公社一般会計の収支予算でございます。

続きまして、13ページに移らせていただきます。広陵町勤労者総合福祉センター事業計

画でございます。本年度も町から管理運営の委託を受けまして、利用者に喜んでいただける施設運営に努めてまいりたいと考えております。

1の管理運営事業につきましては、各施設の利用人員をここに掲げております人員を見込んでおります。

14ページでございます。2の自主事業といたしましてパソコン教室を初め、15余りの教室を開催する予定でございます。

続きまして、収支予算をごらんいただきたいと思っております。19ページをお願いいたします。特別会計サン・ワーク広陵の収支予算でございます。

まず、収入の方でございますが、事業収入で9,997万6,000円となっております。うち、1の受託事業収入で6,589万4,000円でございます。サン・ワーク運営管理委託料でございます。それから、2の自主事業収入では3,408万2,000円となっております。4の雑収入でございますが、214万9,000円でございます。うち、受取利息といたしまして2万5,000円。2の雑収入で212万4,000円となっております。6の特定預金取崩収入につきましては、今年度は取り崩ししないことから計上をしておりません。0でございます。

めくっていただきまして、次の20ページをお願いいたします。当期収入合計1億212万5,000円となります。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計、同じく1億212万5,000円でございます。

次に、21ページでございます。支出予算でございますが、2の受託事業費といたしまして9,614万円でございます。3のサン・ワーク管理費、同じく9,614万円となっております。

めくっていただいて、22ページでございます。3の自主事業費ですが、598万5,000円となっております。文化・体育等普及振興事業といたしまして598万5,000円でございます。

当期支出合計といたしまして1億212万5,000円となります。以上が、サン・ワーク広陵の特別会計収支予算でございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。ふるさと会館事業計画でございます。当会館も前年度に引き続き、町から管理運営の委託を受けまして、真心こもった優しい施設としてサービスの提供に努め、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えております。各施設の利用見込み人数はここに掲げたとおり見込んでおります。

24ページでは、4階の宿泊利用予定数を掲げてございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。特別会計ふるさと会館収支予算でございます。

まず、収入でございますが、2の事業収入で6,913万3,000円でございます。うち、1の受託事業収入では5,071万7,000円となっております。2の自主事業収入では1,841万6,000円でございます。そして、雑収入といたしまして413万4,000円、うち受取利息が1万円、雑収入といたしまして412万4,000円となっております。

当期収入合計で7,326万7,000円となります。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計、同じく7,326万7,000円となります。

めくっていただいて、29ページをごらんください。支出でございます。受託事業費でございますが、7,326万7,000円でございます。ふるさと会館管理費でございます、7,326万7,000円となっております。

下の30ページでございます。自主事業収入は今年度は0でございます。

したがって、当期支出合計で7,326万7,000円となります。以上がふるさと会館特別会計収支予算でございます。

続きまして、31ページに移らせていただきます。働く婦人の家事業計画でございます。働く婦人の家におきましても、管理運営を町から受託いたしまして、町内の働く女性や勤労家庭の主婦が健康で充実した生活が営めるよう事業運営を図るととともに、各種講座等々を行ってまいりたいと思っております。また、32ページに掲げました自主グループ育成事業も行いたいと思っております。

続きまして、37ページをお願いいたします。特別会計働く婦人の家収支予算でございます。

まず、収入でございます。2の事業収入といたしまして1,373万2,000円でございます。うち、1の受託事業収入では1,099万円でございます。2の自主事業収入では274万2,000円となっております。4の雑収入におきましては8,000円、うち受取利息で5,000円、2の雑収入で3,000円でございます。

当期収入合計は1,374万円となります。前期繰越収支差額がございませんので、収入合計で同じく1,374万円となります。

次に、続きまして38ページをお願いいたします。支出でございます。受託事業といたし

まして1, 374万円、下の5の働く婦人の家管理費といたしまして1, 374万円でございます。

めくっていただいて、39ページでございます。当期支出合計は1, 374万円となります。以上が働く婦人の家特別会計収支予算でございます。

次の40ページから、ただいまご報告いたしましたサービス公社一般会計からサン・ワーク特別会計、ふるさと会館特別会計並びに働く婦人の家特別会計、4会計の総括表とまとめてございます。また、末尾43ページから44ページでは給与明細を添付いたしておりますので、後ほど目を通していただければと思います。以上簡単ではございますが、報告第3号、平成14年度財団法人広陵町施設管理サービス公社事業計画及び収支予算についての報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 これより本件について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 まず、説明資料の改善点が見られていることに対してお礼を言いたいと思います。そういう点でわかりやすく、よりしていただくということを今後もお願いしたいと思います。

それと、管理サービス公社の活用の問題というのは、ほとんどがいわゆるシルバーとの関係になってくると。で、もう一つはいわゆる施設、勤総とふるさと会館とこういう形になってきているわけなんですけれども、その一つのシルバーとの関係で資料がまだいただけていないということで、この関係についての質問詳しくできないわけなんです、ここにも書いていますようにシルバー人材センターと連携し、業務委託方式により高齢者の方々の生きがいを高め云々のところ、この部分というのは広陵町ではやはり非常に喜んでいただいている部分の一つだというように思います。こういう中で、シルバーの運営についてはもちろん言ってみれば社団法人として独立の団体だということを再三言われてきましたが、新しくこの体制になって以来、シルバーとの連携を深めてやっていただいているということに対しても、それは正しい方向に戻ってきたもんだというように思っています。

そういう点で、このシルバーの今年の働く、いわゆる会員の方々の状況を見ますと、やはり会員の方々からシルバーの管理体制についての議論がありました。その一つはいわゆるシルバーと公社の職員に対する不満であります。こういう点については一定の努力をしていただいたわけであります。

もう一つはこのシルバーの会員のいわゆる働く場所の異動、いわゆる人事異動と言ってもいいかもしれませんが、異動の問題であります。これについてもシルバーの中ではさまざまな意見があります。もちろんこれは多様な人たちがおられるわけですから、多様な意

見があって当たり前だということだと思えますけれども、その中でも一定の不満の声が非常に高い部分があったわけであります。それは局長もご存じのことだと思えますけれども、そういう点についてお聞きしたいと思えます。

1つはシルバーの管理運営の問題については、いわゆる理事会があり、そして班長会があり、そして会員相互の班があります。その他、班の構成も縦横あるわけですがけれども、この部分について絶えず不満が出てくるのは、いわゆるシルバーの会員自体が決めることなく、職員が決めていく、このことに対する不満であります。私はシルバーの趣旨については自主運営という形についてさまざまな疑問もあります。これは当然広陵町が主な財源を渡して運営しているわけですから、当然広陵町の意見が反映するべきだという点で一定改善が行われました。もう一つはシルバーの会員の方々が自主的に運営していくという点は大切に育てる必要があると思うんです。そういう点で例えばいわゆる計画書の作成やいわゆる管理の基本的な部分というのは職員の方々がせざるを得ない部分は当然あります、常勤ではないわけですから。そういう部分は計画立案をする、人事も含めてですよ、する中で理事会や班長会のところでの同意を求めていく、これは会員が自主的に運営するという根幹にかかわる部分ですから、そのかわりに会員の方々の責任の度合いも深まります。こういうような、いわば当たりの運営を一層進めていくことが必要だと思うんですけれども、その点についてはやはり今までについてはそういう配慮が非常に不足していました。そして、その点について今後一層会員の運営に関しては自主的な部分を強めていく、だから計画立案やその他事務局がしなかりゃならない部分も当然理事会で諮っておられるわけですから、総会でも諮っておられるわけですが、日常的な業務運営については班長の方々もおられるわけですから、一層そのところに責任の度合いを強めていく、こういう運営は当然ことだと思うわけですが、今後そのような形で一層強めていただくという指導をしていただく必要があると思えますけれども、これについてのご意見をお伺いしたいと思えます。

それからもう一つは、会員の方々は非常にこのシルバーの仕事については喜んでおられるということはもう声高々に言ってしかるべきだと思えます。しかし、最近の傾向として、今年度予算の中身の一例としても、いわゆる委託料が減っています。これはどういう形で委託料が減っているのかということがまず第1点お伺いしたいと思えます。

それから、会員の方々は週3回あるいは2回というように仕事量は、冬場は当然減るわけであって夏場はふえるわけですが、こういう状況の中でもう少し仕事をしたいという元気なお年寄りもおられます。そういう方々はその合間にパートを確保する方もおられます。ある

いは、その点で時間的拘束があるために、やむを得ず週5日なり仕事のできるところを探して行っておられる方があります。これはそれぞれの方々が自主的判断することですけれども、仕事の確保という点に関して言えば、やはりシルバーの会員の方々の仕事量をふやしていくという拡大の問題はあろうと思うんです。そういう点でどのような努力をされているのかお伺いしたいと思います。

それと関連して、例えばここに簡単な話の中でその他のところに施設管理のところの委託料があります。これは役場やその他専門家がしなければならない委託の問題もありますし、あるいは単純労働としてシルバーの会員でもできる委託があります。こういうようなところの分類を検討をしていただいて、例えば本庁についてはいろいろな不都合の問題があるとするれば、それは勤総やあるいはふるさと会館などについてはより一層そういうことでシルバーの会員さんが出入りしても不都合でない部分があります。こういうようなところについての仕事の確保というのは検討をしていただける余地があるのではないかというように思うわけですけれども、その点についてお伺いしておきたいと思います。議長、この点についてまず今やっているのはサービス公社全般のところの部分でやらしていただいていますので、よろしく従前の審議の方法を継続していただきたいというように思います。そういう点でまず質問、お伺いしときたいと思います。

議長 今の寺前議員の質疑に対して応答。 施設管理サービス公社常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ただいまの質問に対しまして、シルバーに絡む問題で町がサービス公社、ほとんど出資していただいておりますので、町もシルバーとの絡みで大きな予算を使ってしている委託料でございますので、関与する必要があるやないかというご意見のもとで、一つの問題といたしまして今年1月に異動があったことにつきましてのことだと思っておりますが、会の中での不満とかという話で私もちょっと耳にはしましたが、この異動につきましても相当今回期間の長い異動がなかったということでお聞きしております。こうした問題で局長とも話はしておりましたが、一応ある程度期間を区切ってというんですか、いろいろ短期間、半年、6カ月ぐらいでもある程度の異動をしていった方がいいんじゃないかと、余り長らくすることによってこうした問題が生じるおそれもありますので、そうしたことで話はしております。

また、班割りの問題にいたしましても、事務者レベルですべてやっているんじゃないかということなんですけれども、これは班長会なり会議でいろいろと意見は求めているようでございますので、また今後その改善にするようにひとつまたこちらの方からもしていきたいなあ

と思います。

それから、今年度の委託料の減の方なんですけども、これは歳入歳出両方、歳入におきましては4.1%、歳出では3.1%ですか、5%ですか、減額になっておるんですけども、ご承知のこうした情勢でございます。町におきましても、また県におきましてもそうしたマイナスシーリングという中におきましてやった中においての、積算の中での一部見直しもありましたけども、そうした中の減額となるわけでございます。

それから、もっと業務の拡大を考えておらないかという内容だったかと思いますが、委託料の中でもできる限りそうした業務が発生した場合、後でもまた話が出ようかと思えますけども、社協なり、また清掃センターなり、そうしたところの業務を今年度はふえておるわけでございます。サン・ワークにおきましても委託料の2分の1以上はシルバーでの管理清掃業務の委託料となっているはずでございます。今後におきましてもそうしたことも視野に入れて考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

議 長 しばらく休憩します。

(P.M. 0 : 02 休憩)

(P.M. 1 : 30 再開)

議 長 それでは休憩を解き再開します。

午前中に引き続きサービス公社事業計画予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番議員！

4番議員 途中で途絶えたんで、1点だけ確認の意味を含めて、2点だけお願いしたいと思うんです。

1つはやはり先ほど委託料の中には仕事をふやす部分が入っているということをおっしゃっているわけですけども、例えば清掃委託料というのもありますし、いわゆる庁舎管理委託料ですね。庁舎管理委託料の中にもろもろあると思うんですが、そういうのが今度シルバーに委託する部分が広がっているということの説明だったのか、ちょっと意味がわからなかったんで、そういう点もう一度確認をしておきたいと思うんです。

それはなぜかと言えば、先ほど本庁では町内の人らが会う機会が多いとかという云々で、以前はそういう点は庁舎委託は業者の方にお願ひしてたという経過もあったわけですから、やはり今の状況から言うとシルバーに仕事を確保していくという点では町の委託の部分、より町民の方々に雇用機会をふやすという趣旨からいっても、町民の方に機会を拡大していくということは大事だというように思いますんで、そういう意味からふるさと会館や勤総の

中での庁舎管理委託料の中身の具体的な部分は委託できる内容があるのではないかとということで聞いていたんで、もしそれが新たにできているということであれば一回教えておいていただきたいというように思います。

それから、これは意見として聞いていただいても結構ですけれども、先ほどのシルバーの人事をめぐる問題ですが、やはり徹底的に会員の方々で運営をしていくと。そして、会員の方々が意欲を持ってその責任を担っていくと、こういうルールをつくっていくというのはやはり総会から総会までは班長やその理事会、具体的に多くの方々が参加してみずからの職場の仕事については自ら決めていくと、こういう原則をつくっていただきたい。これはシルバーの局長やその他の職員も含めて、役場の行政のあり方の基本的な問題だということから話し合いを持っていただいて、徹底していただくというようにお願いをしたいというように思います。組織が違うという点も重々わかっていますけれども、以前よりも比べて一体として取り組んでいただくという当初の状況が生まれているわけですから、その点についてはぜひ協力をお願いということになるかわかりませんが、努力していただくようお願いしたいというように思います。その2点だけ再度聞いておきたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えいたします。

ちょっと今のお話の前に午前中にこの委託料に絡んでのご質問がありまして、私減額の理由を申し上げましたが、その中での仕事量はどうかということも含んでおったかと思えます。仕事量につきましては大きな減少にはならないとなっております。

そして、ただいまの委託料の庁舎関係での委託料でのお話でございますけれども、本庁舎なり、ほかの出先の庁舎もございますけれども、本庁舎の方は朝から申し上げました中には含まれておりません。デイサービスセンターの送迎なり、また清掃センター内部の業務というものもふえておるといってお話をさしていただいたわけでございます。

それから、シルバーの人事の問題でございますけれども、議員さんなりのおっしゃるとおり、私どももあくまでもシルバーは自主的活動としてやっていただきたいというのが本音でございます。しかし、私もサービス公社へ行きまして日はないわけなんですけれども、聞いておりますところには過去の生い立ちの中におきまして、やはり公社から始まりましての設立された流れもございます。どうしても事務局なり、またこちらの方にもおんぶにだっこいたしますか、そういうような形になってくるんですが、ことしの人事の中におきまして職員人事も一部ございました。ご承知のとおりと思いますが、いわゆる公園管理の方でございます

けども。そうした面おきまして、やはりシルバーの方々の班長もたくさんおられます。その班長さんに一応責任を持っていただくということも私の思いでは持っておりまして、そうした中においてシルバー会員そのものが自主的に活動していただきたいということも含んでの人事も意図としておるわけでございますので、おっしゃるとおりそうしたシルバーのひとり歩きができるように、また今後いろいろと他町村との絡みもございまして、そうした形でやっていただきたいなあという思いでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。 5 番議員！

5 番議員 まず、1 つはマイナスシーリングの中での減額予算が組まれているわけですが、かなり一律的な感じで収支とも減額されているように思うんですけども、なかなか一律というのは大変難しい問題があるだろうと思うんですが、どういう部分で努力、工夫されて、このような減額予算にされたのかという部分ですね。基本的な考え方といいますか、姿勢をお聞かせいただきたいと思います。

それから、事業の中でかなり自主事業の中でも減っているんですけど、チップの販売について、これは13年度は枝の葉っぱとかの破砕機で破砕して販売しているということだったんですが、これがどうして削られたのかですね。それから、竹工房とか商標権についての事業については従来から私の方もいろいろ問題点を指摘してきました。そういう中で、余り収支を考えれば逆にマイナスになるような状況があったので、大変ちょっと禍根を残すような状況になっているなというふうに思っているわけですが、この2つの事業について基本的な、先ほどの説明ではたまたま人がいなかったからということですが、率直な反省を込めて今後の方向性をお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、シルバーの先ほどから出てるんですけども、シルバーさんの労働時間なんですけれども、朝から丸1日5時までの労働のパターンしかないわけですが、体の状況だとか、またいろいろな都合等の中で、この労働時間のパターンを柔軟にしていっていただきたいというふうに思うんですけども、それだったら行けるのにという声も前聞きましたので、その点についてと、それとシルバーの方申し込みされるときに経済的な要求というか、目的でシルバーの方で仕事をするということについては避けていただきたいとか、違う、喜びだとか体力の増強だとかということを目的にして働くということにしていきたいというようなことも言われるわけなんですけれども、経済的な面を前面に出すとトラブルが多くなるというふうにも聞いているんですけども、そのあたりはやはりいろんな率直な思いを正確に分析するという意味からも、運営に生かすという意味からもそういう誘導的なことは避

けていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

それと、あとシルバーさんの方も委託料、先ほどから出ているように、大幅に削られまして、その賃金に影響ないとは思いますが、確認をしておきたいと思います。減額されるようなことがあってはならないというふうに思っておりますので、お願いします。

あと、これは会計のやり方という分もあるのかもしれませんが、受託事業なんですけれども、受託事業収入の方が少なくて支出の方がトータルとしては上乗せされているわけです。町施設管理費については収入の方が少なくて、ここの支出の方で上乗せをして町施設管理費という形で収支されております。県の公園管理費の方では収入の方が多くて支出の方が若干少ないという形で、大概こんな形での収支になっているんですけれども、これについてはどのように考えたらいいか、委託の積算の根拠にも影響してくると思うので、ご説明いただきたいと思います。以上お願いします。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えいたします。

一般的な予算上の減額の基本的な考え方はということでございますけれども、昨年度との比較におきまして一番大きな点は、前年度、13年度ではいわゆる事務所移転の費用的な分が約400万円ほどございます。そうした部分でいきますと、この現在あらわしております1億6,562万1,000円という数字は対前年度7.7%の減額でございますが、ただいま申し上げました事務所移転の諸費用を加味いたしますと5.5%という減額になるわけでございます。それにつきましては各詳細の中での見直し等が主な要因になってございます。

それから、自主事業のチップと、また竹工房、商標権といったお話でございますが、チップにつきましては平成7年から枝葉の破碎機を購入いたしまして、再資源化を図っているというところで、一般の腐葉土として完成品には至っておらない状況でございます。公園とか街路の植樹帯には使っておるわけなんですけれども、これをもう少しよいものにとということから、それをするためには経費を使ってするならばある程度かなりのいいものができるわけなんですけれども、経費を使わずして腐葉土としての利用できる製品にするためには年月を必要とするわけなんです。県の公園の方にも研究されている係の方もおられますし、いろいろと聞いておるわけなんですけれども、いずれにせよ複数年計画をもって行っていきたいという方向で考えておるわけで、予算上におきましては若干の措置はさせていただいております。そういうことで、なかなか製品として販売することが難しい状況におきましてのことでございます。

竹工房の方も先ほど申しましたように、機械等もございましてもったいないじゃないかというお話もお聞きして、理事会においてもお話は出ておるわけなんですけども、何しろ後継者ほとんどおられないという状況で、なかなか製品づくりに進んでいけないということで、本年は見合わせていただいたということでございます。在庫の方はもう少しあるわけなんですけども、その販売の方は行っておりますが、なかなかそれも在庫整理もできないという状態でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

それと、商標権のお話も出ておりますが、今申し上げました竹工房の休業状態もあり、またかぐや姫のサミットも7町を1巡いたしまして、関係市町村も市町村合併問題等が浮上いたしておりまして、その実施方法を見直すべき時期ではないかという意見もございます。今後におきましても市町村間の自治体情報の交流とか、また職員間の研修、先進地視察等に転換をしていくべき時期ではないかという市町村間での統一した考え方であるとお聞きしております。そうしたことから、商標権だけをひとり歩きでとても考えてはいけないということにひとつご理解いただきたいと思っております。

それから、シルバー人材センターの労働時間のことなんですけども、私どもの方は直接そうした話は聞いてないんですけども、いろいろと今おっしゃっているのは夏場、冬場ということだと思いますが、そうしたことも過去にもいろいろ会員さんの中でお話し合いなりされたようでございますが、なかなか統一した時間の設定ができないと。我々も夏の暑いときは朝幾ら早く出ていただいて、また昼間ゆっくりと休んでいただくというような方法でもいいんじゃないかというお話もしておったこともあるんですが、やはり個々の会員さん皆さんのこととございますので、なかなか統一したことは至っていないという状況でございます。

それから、この申し込みの経済的云々というお話につきましては、私はちょっとまだそこまで聞いておりません。そらあ表面的には健康なり、生きがい対策の一環でございますので、そうしたことは口には出せないと思っておりますけども、内容的にはそらあそういう人もあろうかと思います。しかし、なかなかそこらの問題は難しい問題かと考えております。

県、町の受託事業とそれからシルバーへの委託金との差額の話なんですけども、町の方はシルバー委託にしておる中において、すべてがシルバーに委託している額じゃあございません。自主事業と申しますか、公社が独自でやっておる事業もございます。そうしたことで、いわゆる町から持ち出し、補助金としての部分でいただいている部分がございまして、その差額が町の場合は不足としてあらわれてくるわけなんです。この町の受託事業の中におきましてはシルバーに委託する以外に一般町道の草刈りとか、団体にやっただいて草

刈りとか、堤防等の草刈りのことも入ってございます。それから、そうしたことが含んでおりますので町の場合は不足と、県の場合は丸々県立公園での業務ばかりでございまして、若干120万円程度残るとい形になってございます。

予算減額で賃金に影響はなかったかということでございますが、賃金の方は影響ございません。以上で終わります。

議長 はい。(5番議員「もうあと少しだけ。」) 答弁漏れ。

5番議員 あと少しだけお聞きしたいんですけれども、竹工房と商標権の事業につきましては、在庫整理という意味も含めてということですが、本当にマイナスの部分が多いところについてはきっちりと見直していくという姿勢でしていただいたら結構ですし、今後このようなことのないように、二の舞を踏まないような形で慎重にまたお願いしたいと思います。

それから、短期借入金の最高限度額が500万円から2,000万円に増額されているんですけれども、短期借り入れの状況、どういう状況なのか、この増額した要因とあわせて簡単に結構ですけれどもお聞かせいただきたいと思います。

あとはそれともう一つ、ここで8ページなんですけれども、報償費のところ税理士謝礼金が出てるんですけれども、この税理士の謝礼金ってどういう場合に支払われたのですか、日常実務の中でではないように思うんですけれども説明していただきたいと思います。以上お願いします。

議長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えさせていただきます。

短期借り入れの限度額の変更をさせていただきましたが、当初500万円を今回2,000万円ということでございます。実際借り入れはございません。ただ、町からの補助金ということに昨年度から、13年度からなっておりますので、そうした補助金による不足が生じた場合を考えられますので、そうした場合の措置として積立金の中での2,000万円だけを限度額にさせていただいたということでございます。

それから、8ページの報償費の中で税理士謝礼金とほかとなっております。要するに消費税のこともございます。また、法人税関係の相談に必要なあった場合ということで、科目どり程度とお考えいただきたいと思います。お願いいたします。

議長 サービス公社の質疑は打ち切ります。

続きます、勤労者総合福祉センター事業計画予算について質疑に入ります。 10番議員！

10番議員 勤労者のサン・ワークのレストランの件でちょっとお伺いをしたいと思います。

ただいまあこが閉店して閉まっているわけですねけど、その閉められた理由というのか、なぜ撤退されたのかと。広陵町がやめてくれと言われたんか、向こうからがあったんか。その理由をひとつお伺いしたいと思う。

それと今後どのような形で、事業計画案には5万人ぐらいがレストランのお客さん来るだろうという見込みの計画案が出ておりますから、今後どのような形でどのような考え方で再度募集をされていくのか、そのこともお聞きしたい。

それと、町長が議会運営委員会でちょっとおっしゃられたいわゆる雇用促進事業団から離れると、返してくれという補助金のこともちょっとお聞きしましたから、それもちょうと詳しく経緯なりを、将来のことになりますし、どのぐらいのいつごろそうしなくちゃならんかと、これは計画案にも当然出てくるはずですから、その2点お願いします。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えいたします。

サン・ワークのレストランの廃業、撤退の経緯とその後の状況でございますが、サン・ワーク広陵のレストランかぐや姫はよしの寿司の営業で食事の提供をいただいていたわけですが、昨今の狂牛病問題や近くにバイキング等の料理店もできました。こうしたあおりを受けまして、レストラン自身もあらゆる面から改善に努められてきたわけですが、ちょうど昨年の10月末にひとつ1月末をもって閉店させていただきたいという申し出がございまして、いろいろと上層部なり相談をさせていただきましたけども、やむを得ない結論となりまして、引きとめることもなすすべもなく、1月末をもって終了されたわけでございます。それに並行いたしまして、町内外を問わずいろんなフード産業に声かけをさせていただいております。現在契約しております奈良奈交フーズ広陵レストランにもお声をかけさせていただきまして、その後もチェーン店等にも数社交渉をしております。また、商業施設を手がけておられる方に対しましても、現在まだ引き続き研究していただいているところでございます。やはり昨今のバブルの全盛期と違いまして、フード産業におきましても大変厳しい状況であるということをお聞きしております。よしの寿司さんの入っていた家賃58万円ということですが、これを現在では非常に厳しい条件であるということが大変言われております。こちらの条件も現下の業界では大変だということでおっしゃっているわけですが、このような経過で今をもって解決に至っておりませんが、今後も引き続きましていろんな業界に声かけをさせていただきたいと思っております。また、

理事会におきましても説明させていただきまして、今後の対応につきましてもご相談申し上げたい旨をお願いしているところでございます。以上でございます。

それから、サン・ワークの譲渡の問題でございますが、雇用促進事業団が行政改革の推進の一環といたしまして雇用能力開発機構というところに移行いたしました。こうした勤総の形の施設は全国で2,033カ所がございます。この能力開発機構というところ、雇用促進事業団が設置した宿舍及び福祉施設を譲渡処分を行う業務を一つの目的として設立されている機構でございます。全国の2,033カ所の施設の中で16年を経過いたしました施設につきましては14年度中に鑑定実施されることになっております。今年度14年度中に16年を経過した施設につきましては鑑定をされることになっております。これは大体1,050カ所あるそうでございます。そして、16年未満の施設につきましては15年度中に鑑定実施されるということになっております。鑑定結果によりまして、それを市町村の方で譲渡の交渉があるわけでございます。当町サン・ワーク広陵は平成9年9月にオープンしております。5年を経過するわけでございますけれども、ですから先ほど申しましたように、まだ16年未満の施設に該当いたしますので、15年度中に鑑定実施されるというところがございます。もし、その鑑定によりまして協議の結果、譲渡、買い取るということになりましたら、5年間は公的機関として使用しなければならないという条件がつくわけでございます。ちなみに建築価格は約3億9,000万円であったとお聞きしております。以上でございます。

議 長 10番議員！

10番議員 レストランの件はこれ、向こうが経営が成り立たないということでお断り、いわゆる撤退されたということですね。そういうことで。ということは58万円の家賃が高過ぎたんかなというような理解しているわけです。ただ、やはりああいう施設にはレストランなり、そういう食事の施設は私は絶対不可欠だと思うし、でまたそのようなお話もまたお声もかなり私の耳にも入って、えらい不便になったと。あるときは余り利用しなかつても、なくなったら大変不便だという話はどんなときでも聞くわけですねけど、そのような流れの中でその話は別としても私はやっぱり当然あるべきだと、利用者もおられることですし。そこで、採算性の問題もいろいろ出てきておりましたの撤退ということであれば、そのことも含めて新しい業者の募集にもそのようなことも含めて同じ条件とか、同じ経済情勢が変わっておる、撤退されたということもはっきりしてんねんから、そのことを入れて織り込み済みで当然いろいろ募集されているところ思うわけです。そうですやろね。

そこで、果たしてどれで、厨房のスペースからいろいろ考えてみたら、また座敷での料理の提供ということもいろいろ考えてみたら、かなり厨房あれだけで、あの店舗だけでこなすということは大変難しいんじゃないかなと。当初からいろいろそんな話もあって、たまたまよしの寿司さんは高田でしておられるということでの持ち運びと、運搬ということもこれは物理的にもいけました。しかしその反面、冷めたとか冷たいとか、いろんな意味でまたマイナスもあったところ思うわけですので、あのようなスペースで現実的に商売の成り立つ形で業種なり、募集をしていくという考え方に立たなければ、同じような要領で募集をしてれば、相手は商売でやる人ですからとても赤字ではだめですということになると思います。でもって、私思いますねんけど、例えばすべてそれをフォローしていくという、今までと同じようなレストランじゃなしに、軽食喫茶という形をとって、座敷の方ではいわゆる仕出し屋さんとかと契約したりして、個々のいろんな方法もいろいろ考えられて、当然営業もたえられる、そして利用者にとっても利便性があるということで、そのような形でもう一回振り出しでいろいろ考えてしていただきたいなあところ思うわけでございます。それを私もそのように思いますので、どうかできるだけ早い機会に再開をしていただくと。いろんな方法を考えて、合う話でやっていただきたい。商業ベースに乗る、相手もあることですのでそのような方法でやっていただきたいところ思うわけでございます。

そして、雇用促進事業団が解散をし、今言うてるようにいわゆる清算事業団みたいなものに処分を任されたというお話ですし、今言われるような当施設はこれまだ6年ほどたって16年未満ということですので、当然鑑定された上で価格が決まるということであると思いますねんけど、本当はただで当然もらうのは当たり前やと思うわけですが、私らから見たら。その意味では、ただ向こうも清算しゃんない話ですからそういうわけにもいきませんが、できるだけ安く、そうしなくちゃならんのであれば当然安く、やっぱりこっちの横に広陵町の施設もつけてるの相乗効果も出したということもありますので、そのことも個々個々いろんな交渉になるのかならないのか知りませんが、できるだけ努力をして安い価格で引き取れるような大いに努力をしていかざるを得んじゃないかなところ思うわけでございますので、ひとつご答弁の方をよろしくお願いします。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 失礼します。

まず、レストランの方でございますけども、いろいろ今まで話さしていただいた中においても、議員さんがおっしゃるように、ひとつ業種を変えて考えなければ、今の当時の時代と

は変わっておると、外食産業もいろいろと手法というんですか、対象年齢も変わってき、食事の内容もいろいろと変わってくる中において、なかなか日本食としての調理員を確保するのも一つの大きな費用もかかるんだということもいろいろ聞いております。そうした中で、おっしゃるような方向づけも必要ではないかなあということも思っておるわけなんですけども、何し58万円という家賃そのものがやはり公共の中においての収入源としてのことになってございますので、どうしてもそれを固守していかざるを得ない、またあのサン・ワークのレストランにつきましては特に当時としては内装からほとんどの設備を町の方でやっているという関係もございます。いろいろなこともございますので、なかなかその今までの条件というものをどこまで踏襲していくかということもございますので、いずれそうした話も今後いろいろと理事の方々ともそこ相談させていただくこともあろうかと思っておりますけども、そうした考えは話としてはいろいろ検討している中でお話を聞かしている業者さんの中からも、そうした専門家の方からもお話を聞いて賜っているところでございます。

それから、サン・ワーク勤労者総合福祉センターA型の譲渡のことでございますが、鑑定価格は新しいということである程度の価格は出てこようかと思っておりますけども、なかなか会議に行ったときもほかの町村からも質問は出ていたそうでございますけども、なかなか具体的な価格までは言わないということでございますので、15年度に鑑定実施をした結果を待たざるを得ないかなあということも思っております。以上でございます。（10番議員「まあ、頑張る。」）

議 長 よろしいですか。 4番議員！

4番議員 今初めてそういう話、私自身は聞くんですけども、一つは問題点が非常に多くあると思うんですね。1つは国の身勝手です市町村に売るということを前提に今話をされてますけども、ここの問題点としてどういう形で整理されているのか、持っておられるのかというのをきちんとして、やはりきちんと申し入れをする必要があろうというように思うんです。例えば簡単に言えば、あれは4町が領域のもんだということになってくれば、4町が買い取りするのかなど。あの経過からいけば、それは当然管理広陵町というような当初の契約になっていたでしょうけれども、いわゆる雇用事業団との契約関係の洗い直しをして、基本的なところに戻って問題点をはっきりさせるべきだと思うんです。

それと、もちろんあれをしたときには町立と併立したということになってたわけで、そういう点からいっても利用価値というのは一体となった部分になっているわけですから、その鑑定というのは通常の鑑定では済まないというように思うんです。当然そういうこともある

うわけですから、鑑定についてのやり方ちゅうのも事前に明確にさせるべきだというように思うわけです。そういうような形でいわゆる補助金とは違う性質だったというように記憶はしていますけれども、補助金的な色彩の非常に強い内容も含まれてはいたわけです。土地あるいは建物等についてどういうことになるのか、今すぐには問題点として浮かび上がってくるのはこの程度ですけれども、明確にして相手のいわゆる処分の方針が出るまでに各全国的な問題でしょうけれども、問題点を持って町が犠牲にならない、損をしないという方針を立てるべきだと思いますけれども、そういう点はどのように考え、またこの協議会の中でどのような方策が出ているのかお聞きしときたいと思うんです。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 買い取りのお話なんですけれども、4町という話はもともととはそうした雇用促進事業団としてのことだと思うんですが、そこで広陵町内にあり、また広陵町の土地の上に建っており、また町が管理しておる中においては契約そのものは県を通じての広陵町となっております。

そして、もう一点は鑑定の際には町の施設併設ということもおっしゃっておりますけれども、当然これにつきましては別個ということで鑑定の条件として入れなければならないだろうと思っております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 思うのは私は何ぼでも思うところはあるんで、要はそのことをきちんと鑑定を出す場合の条件の中に入るのかどうか。それと、いわゆる経営は広陵町ですけれども、4町が利用をする範囲ということで押しつけられているわけですから、これは当然にその利益を受けているのも4町なわけです。そういうようなところからいって、その雇用促進事業団の方針と矛盾するような形で広陵町だけに押しつけるのか。そういう点については配慮した鑑定価格が出るのか、そういう点も詰めた形で方法を決めるということが先決だと思うんです。

また、これは全国協議会があって、そこで運営等の方法についてのやり方が行われてきたわけですから、そこでの方針ちゅうのはどんなものなのかということは早急に明確にして、このような管理の自治体に不利益になるというような明確な部分があるわけですから、そういう点についてははっきりとさせるべきだというように思います。

それと、個別の鑑定ちゅうのはあり得ないわけで、これは人行って、一つの鑑定の中の価値がどれだけあるのかということになるわけですから、そういう鑑定の方法についても当然念頭に入れるべきだというように思います。それは鑑定の専門家がやる話の部分もあろう

かと思いますが、行政としてどのような形で行うのが適当なのかっていう、もちろん有利なのかという点を踏まえてきちんとしたやり方を確立しておくべきだと思いますんで、そういう点もあわせて、多々もっと問題点があろうと思いますんで、詰めた話で町の方針をきちんとしてほしいというように思います。

議 長 町長！

町 長 私からお答えを申し上げたいと思います。

近隣町村と一生懸命協力をし合って建設をしたわけでございますが、国の雇用促進事業団の考え方が随分揺らいだわけでございまして、この促進事業団の直接経営する組織体が能力開発機構という団体が変わった。そして、きょうまでの二千数カ所の経営をすべて町村に移譲するというのか、というようになったわけです。今年度から既に買い取り作業が進められておるわけでございまして、私もこのことを聞かしていただいて、田原本にもあるわけですが、三宅町が体育館を建てております。これは今年度買い取りの対象になっておるわけですが、三宅の町長さんも随分このことについて心配をされておりました。買い取り価格は現実的には500万円ぐらいでなっておりましたんですが、その500万円も大変だというようなことをおっしゃってました。私どもの試算では来年度鑑定をして、再来年度に買うということでございますので、およそ3億9,000万円を補助金をいただいたんですが、四、五千万円ぐらいではなるのではないかというような数値を私ども持っております。それぐらいの金額でございまして、この資産を買い取りさしていただく、そのかわりに町の方でこれらの施設については運用をさしていただくということでございますので、どんな鑑定士で来られるのか、また買い取り方法については単年度で払うことができなかつたら5年、10年の年賦でもよろしいとか、何かそんなことを国の方言っているようでございますので、こんなこともあわせながら後々の利用価値も考えて協議を続けていきたい。今年度の受ける市町村をよく検討をしながら進めていきたいとそのように思っています。

議 長 5番議員！

5番議員 その問題につきましてはまた後日にまた議論になろうかと思いますが、経緯からいいましたら名前を借りたと、近隣の町のね。ということでここに至っているわけですけれども、利用の実態はかなり広陵町以外の方の方が多い状態であるということもありますので、今の見直しに当たりましてぜひそういう実態に即した協力を呼びかけていただきたいと。維持管理費がかなり、持ち出しが多いわけですから、それも含めてお願いしておきたいと思えます。

あと、この事業で自主事業の方なんですけれども、管理運営の方で年間利用見込み等を書いてあるわけなんですけれども、かなりの利用で利用者もかなり増やしてあると思うんですけども、浴室だったら7,000人のプラスになっていて、それからほかの部屋の利用については減らしているところも多いんですが、トータルとしては同じになっているんですね。そういう中でもトレーニングと浴室が非常に利用が高いわけなんですけれども、これが利用されている方に聞きますと、トレーニングルームだけ使いたい場合も以前にもちょっとこんな議論があったかと思いますが、浴室の利用とセットの料金でしか受けつけてもらえないということを知っているわけですが、その点のどのように扱っていただけるのかお聞きしておきたいと思います。

それから、予算の方なんですけれども、この19ページの方で見ましたら、施設利用料金ということで2,700万円の予算計上、講座受講料で500万円の予算計上なんですけれども、この施設利用料で言いましたらトレーニングルームと浴室、トレーニングルームが安い方の500円を掛けてこの2万5,000人の利用見込み、浴室の300円安い方掛けて5万人の利用見込みしましたら、これだけでこの2,700万円になるわけなんですけれども、この予算の立て方、その利用見込みあるいは講座の自主事業の開催状況見込みと合わせてどのように見たらいいのかお聞きしておきたいと思います。

それと、このサン・ワーク広陵の方のおふろも大変人気があるんですが、住民の方からの要望としてマッサージ機が置いてほしいとか、また休憩する場所がありませんので、上がってきてですね。そういうスペースの確保とか、いろいろ要望出ておりますので、またご検討いただきたいと思うんですが、今のところどのような状況かお聞きしておきたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えいたします。

トレーニングルームと浴室との金額なんですけれども、浴室だけでしたら300円、トレーニングルームは浴室をセットとした500円ということで設定をさせていただいておりますので、大体トレーニングされる方は汗を流して帰られるということでそうした内容になってございます。

それから、歳入に見ております利用料と利用計画との相関関係なんですけれども、ちょっとおふろの方が今申し上げましたトレーニングルームを利用された方がおふろに入られる人が計画書の中にはカウントしておるということでございますので、ちょっとそこらのことは数

字は合わない。実際浴室で利用される人は大体2万7,500人ほどのことで、826万円という予算を積算しております。トレーニングルームにつきましては2万4,500人を500円で予算計上をいたしておる状況でございます。

それから、ふろを利用された方のマッサージなり、された方のスペースがどうかというお話なんですけども、もう少しそらああればそれにこしたことはないんですが、ある程度限られた施設の中でのことでございますので、現状また拡張できる時があればしていきたい部分もございまして、現状を維持せざるを得ないかなあというところでございまして。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありませんか。（5番議員「1つだけ。」）はい。細かいことにつきましては個別でお願いします。

5番議員 1つだけちょっと、先ほどのトレーニングルームのセットでっていう部分、もしおふろとセットで500円であれば、やはりしょっちゅう使いたいという人にとっては負担だっていうことを聞いていますので、私ちょっともう一回確認しますけれども、もうちょっと高いに聞いていたんで、とりあえず500円として、別々でトレーニングルームだけもっと安く使えるような形にまた今後検討していただきたいと思いますのでお願いしておきます。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 続きまして、ふるさと会館事業計画予算について質疑に入ります。ありませんか。5番議員、ふるさと会館。

5番議員 ふるさと会館の方でも利用の方がかなり前年度に比べましたら上乘せになっているわけなんですけれども、その上で予算で言えば収入の方が減額の予算になっているんですが、この点についてご説明しておいていただきたいのと、それから施政方針の中でもありましたが、いいです。次の働く婦人の家で行きます。それだけお願いします。

それともう一つだけあった。まあいいわ。調べていただいている間にもう一つ言っとこうかな。調べていただいているところですけども、各種の催し物の部分で少なくなっているんです。前のところもそうだったんですけど、サン・ワーク広陵も。学校の5日制になって、本当に子供たちがいろんな機会をとらえていろんな場所で活動できることを積極的に考えていただくんだったらば、社会教育っていう分野に限らずこういう部分でも多いに子供も含めた催し物あるいは行事を、教室等の開催を推進してほしいと思います。各種催し物で減っている分で映画会とかそういうのも子供対象に大いに喜んでいただけますし、親子で参加でき

ますのでご検討をまたお願いします。わかんなかったら後でいいわ。後でいいです。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 濟いません。利用料の方はちょっとふえておるんですけども。

申しわけございません。（5番議員「ふえてるかな。あれ。見間違いしたかな。」）28ページですね。（5番議員「収入が減ってるんでしょ、ちょっと待ってね、私が見てたのは。」）今年度、14年度は宿泊による使用がある程度大分に多くなってきておりますので、そうした部分でふえております。（5番議員「全体で利用料、使用料での話やと思うけど、収入。詳細聞いわ。ふるさと会館運営委託料の方は減っているけれども、施設利用料ふえてるか。わかった、わかった、ごめんごめん。」）教室講座のことなんですけども、サン・ワークの方もちょっと減っておるのもあれなんですけども、ふるさと会館そのものはやっぱりこれは働く婦人の家の関係もございまして、貸し館そのものを中心とした運営事業ということとらえていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議 長 続きまして、働く婦人の家事業計画予算について質疑に入ります。質疑ありませんか。3番議員！

3番議員 働く婦人の家のいろんな主催の講座がいろいろされておりまして、その主催の講座が終わった後でそれを継続するために自主クラブという形でそれぞれ皆さんが自主的にサークル活動という形で利用されていたわけですね。それが今までは5年ごとの継続で10年間ということで利用がすることができていたと。それが前回のときにサービス公社の方に移管したときに、3年契約で6年間しか利用ができなくなってきたということがあるわけですね。そして、もう一つは利用料金の問題で今までは自主サークルについては料金的には非常に考慮していただいていた分が通常の金額の半額を自主グループの方からも払っていただくというふうな形になってきて、非常に困っておられるということのお声をよく聞いているわけですが、これ今までの自主グループが今回もう使えなくなって使わなくなった、実際的にお金を払わなければならなくなったことによって使わなくなったというグループはどれぐらいあるのか、それと今現在のこの働く婦人の家の利用されている稼働率がどれぐらいなのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 お答えします。

おっしゃっている自主グループ活動の利用料金の話と思いますが、これにつきましては昨年度たしか改正をさしていただいたということとっております。自主グループで今までそうした無料で、後期限があるものの無料で貸し出しをしているというところに、いろいろと他のところでの均衡もございませぬ。いろいろとこちらのふるさと会館そのものの運営の形の中にもやはり自己負担というものを問題の中から、昨年の自主グループ活動の皆さんにも相談さしていただき、また運営委員会の中にでもそのお話をさしていただいて了解を得ているとお聞きしております。問題は最近また私の方も聞いておるんですけども、一応小グループの方がどうしても負担が、大きなグループと違って小さいグループの方の問題だということとございませぬ。そうした中で、当然そうした小グループになると1人当たりの負担が高くなるということとそうおっしゃっているということとお聞きしております。現在自主グループとして14の自主グループが活動されております。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。（3番議員「稼働率、今聞いたんですけど。」）答弁漏れ。（3番議員「答弁漏れ。」）稼働率。

施設管理サービス公社常務理事 申しわけございませぬ。ちょっと資料を持ち合わせておりませぬので、とにかく14のグループ、大体1週間に1遍1回なり、月に2回というような形でローテーションを組んでおられます。（3番議員「ちょっと資料を出していただけたらと思いますのでお願いします。」）はい。

議 長 3番議員！

3番議員 今の自主グループの件でお聞きしているわけですけども、この自主グループの中には今まで町の方でこの先生に今までずっと続けていただいていた先生をそのまま呼んで、やはりいろんな勉強をされている中では会館の方からこの先生に対してはこれだけの金額を払ってくださいというふうなことで、会館の方から言われていると。先生との話し合いでは安くでもいいですよということとされているにもかかわらず、会館の方からはやはりこの先生に対しては9,000円とか1万円とかというふうな金額を1回につき払ってくださいよというふうなことを言われて今やっておられるというふうなところもありますし、また70歳以上の方がいろんな体を動かすということでは非常にこれからのお年寄りが長いこと健康で生活していくためにも非常に必要なことだというふうな、これから継続して本当にやっていっていただきたい事業だというふうなことがたくさんあるわけですね。そののどこに対しましても6年で打ち切ってしまうのだというふうな、今の新しく変わってきた内容につきましてはもう一度検討をしていただきたいというふうな思っておりますので、よろしくお願いま

す。

議長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 自主グループとして継続した中での先生とのいわゆる講師料の問題でございますけども、私申しわけございませんがその話は全く聞いておりません。どういふ話の中で言われておるかということになろうかと思ひます。うちの方へ相談した上でのお話であるのか、また直接そうしたことでグループの中からの相談ではなく先生の方へうちから言ひて、直接そのグループの方へ言ひているんだらうかということも聞いておりませんで、ちよつと申しわけございませんが。

今おっしゃっていただいた後の長い間の継続した無料の方に方向転換をとひうこととてござひますが、ご意見として承ておきまひす。

議長 ほかに。 5番議員！

5番議員 先ほどの部分でふるさと会館の方は貸し館業務ていふこと知てひますが、映画会とかもなくなったていふこととてお聞きしたんですが、主にはここの働く婦人の家でいろいろな行事が企画されてひますので、先ほど言ひましたよふな形で幅広く企画をしてひてひただきたいこととはお願ひをしておきたいと思ひます。

それから1つ、この38ページの講師謝礼金の部分なんですけれども、この講師の謝礼金の部分とて講座の業者委託料の方に半分ほどことし、14年度は移行するていふよふな形になてひていると思ひうんですけれども、これはどのよふな状況でこのよふになてひているのかお聞きしておきたいと思ひます。

講師で個々に知てひている人を頼んだり、また町内の人の少しでも雇用促進ていふ部分も考てひければ、やはり会社に委託するよりもやはりそふいふ講師の方を身近なところとて探す努力をしてひただくていふこととて引き続き大事だと思ひますので、お願ひしたいと思ひます。

議長 竹嶋常務理事！

施設管理サービス公社常務理事 ただいまおっしゃっていただいたとており、報償費の一部は委託料の方へ移行してござひます。これとてつきましてはいろゆる源泉徴収の関係もござひます。個人報償費でありましたら、いろゆる源泉徴収ていふ形で徴収いたしまひますが、委託料、これは法人でござひましていろゆる源泉徴収は徴収しない方になる関係もござひますので、こふいふ移行でござひます。近くの講師先生ていふこととて考慮に入れまして十分検討してまひりたいと思ひます。よろしくお願ひしまひす。

議長 13番議員！

13番議員 この前施設管理サービス公社ということで当然これを議会へ出されるまでに当然理事会が開かれているんだろうと思うんです。理事会開いて、いつ理事会が開かれて、そして決定されたか、どういうメンバーが出席されているのか、そういうことはこういう報告である、報告で済ますのであればそういうことが当然これ入っていないくは僕はならないと思うんですよ。というのは、これ我々いろいろここで質疑しているけど、果たして理事会で決定されたものであるのかどうであるのかというようなことも、これ僕この中で今見てる限りわからないし、そして報告の中でこういう中身の数字ですもんけど、例えば委託費と来てぼおんと上がったるわけですね。2,000万円、3,000万円なり。それが例えたら委託のうちゅうのは非常に広い範囲がありまして、例えばコンピューターの補修委託料も委託料だし、労務委託、労務にかかわる委託もあるだろうし、この管理費の中だけです。管理費の中でもそういうものがあると。それを一括してこうぱんと載せて、これ我々報告を受けているわけなんですけども。だから報告となれば、やはりその辺もう少しきちっと報告していただくのが、私本来じゃないかと思えますねんけどね。この辺についてちょっとご意見をお聞きしておきたいと思います。

議長 町長！

町長 今山本議員のおっしゃったように、各種会計についてはそれぞれ組織がございまして理事会等で十分協議をしているところでございます。この報告案件はそうした予算、そして決算、そして途中での理事会等の議決があつて事務事業が進行しているわけでございます。こうした事項についてはこの報告書が十分でないのは確かでございます。今後こうしたことも踏まえて、きっちりと書類整備をして報告をさせていただきます。（5番議員「さっき聞こうとしたが途中で聞かれたから。」）

議長 5番議員！

5番議員 先ほどの続きなんですけれども、どれがそしたら業者委託の講座なのか、教えておいていただきたいと思います。うちは何でもかなと思うから、おかしいからさあ。

議長 竹嶋常務理事。

施設管理サービス公社常務理事 申しわけございません。講座の中で業者委託をするのは有酸素運動、それから医療事務、それからゴスペル、それぐらいですね。済いません。（5番議員「それで百何万円。高いやん。これで百何万円。121万円。」）済いません。もう一点、クリスマスコンサートも含んでおります。（5番議員「こんだけで委託、百二十何万円。業者委託。」）

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 以上で質疑を打ち切ります。

これで報告第3号の報告は終わりました。

議 長 次に日程7番、議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について説明願います。 町長！

町 長 議案第1号の教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

教育委員の任命につきましては巽基悦氏は昭和38年3月大阪薬科大学を卒業されたのでございまして、同年4月コーワ薬品に入社をなされた。その後昭和39年9月に退社されるや、経験を生かして巽薬品として薬局を経営に従事されています。氏は特に教育信条が強く、自営業の傍ら昭和48年4月からは学校薬剤師として学校保健指導に当たっていただき、そのほか昭和58年度には西第二幼稚園PTA副会長、昭和59年度からは60年度まで西小学校PTA会長を務められた。さらに61年度には広陵中学校PTA会長、連合会PTA会長として情熱あふれる教育行政に尽力いただいたところであります。一方、昭和57年度から平成4年度まで長きにわたりまして社会教育委員としてご指導をいただき、地元広陵町の教育の発展に貢献された功績はまことに大きいものがございます。こうした実績と平成10年4月よりお務めをいただいた教育委員として教育行政に対する信念、責任感はまことに立派でございまして、教育委員として適任者であると考えております。このたび任期満了後におきましても、巽基悦氏に引き続き任命させていただきたいと存じます。何とぞよろしくご承認、ご同意賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議 長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第1号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第1号は同意されました。

しばらく休憩します。3時5分お願いします。

(P.M. 2 : 5 0 休憩)

(P.M. 3 : 0 6 再開)

議長 再開します。

議長 次に日程8番、議案第2号、町の区域の変更についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 説明をさせていただきますが、簡単にせよということ休憩時間中から多々言われてますんで、できるだけ簡潔に説明をさせていただきますんでよろしくお願いを申し上げます。

それでは議案第2号、町の区域の変更についてご説明申し上げます。議案書の7ページでございます。今回町の区域の変更につきましては8ページの方の図面をごらんいただきますとよくおわかりに願えると思いますが、当初計画の馬見中4丁目の区域を分割して中3丁目に編入するものでございます。編入する部分については上の図面の馬見中4丁目2、大学予定地の北側2万1,621平方メートル、建築予定戸数78戸が3丁目に編入され、3丁目全体といたしましては268戸が建築の予定となっております。現在公団において中4丁目2番を分筆し、2番2大学予定地と2番3住宅用地となっております。地方自治法第260条第1号、2号及び第3号の規定に基づき議会の議決をいただいた後、県の広報に掲載され効力を発することとなります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。議案説明とさせていただきます。

議長 次に日程9番、議案第3号、広陵町新清掃施設建設基金条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 続いて議案第3号の方を説明させていただきます。議案書の10ページをごらんいただきたいと存じます。

新清掃施設の建設及び関連施設の建設に要します経費の財源に充当するため、新たに広陵町新清掃施設建設基金を設置するものでございます。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程10番、議案第4号、広陵町用地取得事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第4号、広陵町用地取得事業特別会計条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の12ページをごらんいただきたいと存じます。

事業の円滑な推進を目的に用地確保を即座に推進でき得るよう、土地の先行取得に対応するため用地取得事業特別会計を設けるものでございます。用地取得の予定面積としましては約3.7ヘクタールを計画しております。以上簡単ですが説明を終わります。

議 長 次に日程11番、議案第5号、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第5号、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、14ページお願いいたします。

地方分権の一括法に伴いまして、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴いまして、町立学校の非常勤の学校医等の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法等、補償に関し必要な事項について都道府県の条例で定めていましたが、当該市町村の条例で定めるものとなったものでございます。したがって、公務災害補償に係る経費は国及び県の負担から地方公共団体がこの法律の定めるところにより補償を行うものです。地方公共団体が新たに負担することとなる経費につきましては、特別交付税により財源措置される予定でございます。この法律の一部改正によりまして、14年4月1日から法律の一部改正が施行されますので、この条例は本町4月1日から施行したいと思っております。以上でご説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。終わります。

議 長 次に日程12番、議案第6号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 環境部長！

環境部長 議案第6号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書の16ページでございます。

この条例は廃棄物の処理及び清掃に関する法律において町が一般廃棄物処理施設を設置する場合、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧をした上で、県知事に届けなければならないと定められておりますので、手続等について必要な規定をするものでございます。

第1条はただいま申し上げました条例の目的を定めております。第2条はこの条例が適用

される一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条で定められます。ごみ処理施設及び最終処分場となっております。第3条は報告書等の縦覧の告示をする際の事項を規定し、第4条では縦覧の場所を役場環境部政策課と町長が指定する場所と定め、縦覧期間を1カ月と規定しております。第5条では縦覧の告示をする際に利害関係人から意見書の提出ができる旨を明らかにすべきことを規定し、第6条では意見書の提出先を定めております。また、その提出期限を縦覧期間満了の日の翌日から2週間を経過する日までと規定しております。第7条におきましては他の法令に基づく同様の手続が行われているものにつきましてはこの条例による手続を終えているものとみなすという規定でございますが、現実には想定できるものではございません。第8条は設置する施設が及ぼす影響が他の市町村にも及ぶということになりましたら、その市町村とも協議をするという規定でございます。第9条は町長が細かいことは規則に委任するということでございます。以上が広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続に関する条例の内容でございますが、現在進めております新施設の設置に当たりましては、地元の同意をいただきましたならば生活環境影響調査を実施いたしまして、この条例による手続を行うものでございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

議 長 次に日程13番、議案第7号、住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第7号、住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。議案書の19ページをごらんいただきたいと存じます。

戸籍の本籍地、住民票の住所地については住居表示に関する法律第6条の2及び戸籍法第6条、戸籍法施行規則第3条並びに住民基本台帳法第7条5と7から、住居表示が実施された区域においては街区符号及び住居番号、その他の区域においては地番により表示することとされております。しかし、戸籍住民票の支号のいわゆる「の」を省略する事務量が膨大で処理量の経費などの関係から統一実施がされなかったという状況があります。平成12年4月1日奈良県戸籍住民事務協議会の呼びかけで統一して住所地、本籍地の支号「の」を省略することとなりました。本町におきましては戸籍については平成12年10月24日に戸籍電算移行処理時に本籍地の支号「の」を、住民票につきましては平成13年2月5日ニューライフシステム導入時に支号の「の」を省略する処理をいたしております。今回提案さして

いただきました条例については広陵町例規集におさめられている条例の支号の「の」を削除するため一括で条例改正をさしていただくものでございます。条例につきましては11の条例が該当することとなりますので、あわせて規則についても改正いたしたいと考えております。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程14番、議案第8号、政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第8号、政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書22ページでございます。

今回の条例改正につきましては、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律において株券について額面金額の総額を資産等報告書等に記載する事項から削除されたということに伴いまして、条例第2条第1項第6号を「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改正しております。

次に、町長の資産の公開について閲覧請求できるものについては広陵町情報公開条例との整合性を図るため、「広陵町情報公開条例第5条各号に掲げる者」に改正しております。各号と申しますのは請求権者等というところで本町の区域内に住所を有する個人あるいは本町の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人、その他の団体、本町の区域内に存する事務所または事業所に勤務する個人、本町の区域内に存する学校に在学する個人、それと全各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人及び法人、その他の団体がこの情報公開を請求できる権者となっております。なお、お手元の方に新旧の改正案と現行の資料をつけさしていただいておりますので、対照していただければなおよくわかるかと存じますので、よろしく願い申し上げます。

議長 次に日程15番、議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の24ページでございます。

今回の改正につきましては育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限及び介護休暇について規定したものでございます。主な改正の内容につきましては第8条の2第1項において時間外勤務の上限を1カ月について24時間、1年について150時間に、

そして第15条第2項において介護休暇の期間を3カ月から6カ月に改正しております。この条例改正につきましても新旧の条例改正案の対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程16番、議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願ひます。 総務部長！

総務部長 それでは議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の27ページでございます。

今回の改正の主なものとしまして、職員の育児休業に関して改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律の中で条例に委任する明確な規定が明記されていないために、第1条に「、並びに同法を実施するため」ということを条文としてつけ加えております。第2条第3号においては改正前の規定では育児休業を承認する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員については育児休業をすることができないことと以前はなっておりましたが、改正により育児休業をすることができることとなりました。新たに任期を定めて採用をされた職員については育児休業ができないこととなっております。第3条の改正においては再度の育児休業をする場合の特別な事情を、第5条においては育児休業の承認の取り消し事由について、第5条の2においては任期を定めて採用された職員の任期の更新について、それぞれ規定しております。以上簡単ですが説明を終わります。この条例改正につきましても新旧対照表をつけておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長 次に日程17番、議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願ひます。 総務部長！

総務部長 それでは議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の30ページをごらんいただきたいと存じます。

今回改正をお願いいたします固定資産評価員につきましては従来収入役が業務を担当しておりましたが、昨年9月議会においてご同意いただきました吉村氏に対する報酬について別表に新たに追加するものでございます。報酬の基準として業務内容等を勘案した上で、日額として設定することが妥当と考えております。報酬金額につきましては固定資産評価審査会

委員報酬と同額としております。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程18番、議案第12号、広陵町奨学基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第12号、広陵町奨学基金条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書32ページでございます。

平成14年4月1日ペイオフの解禁に伴いまして、預金保護対策として相殺も視野に入れた中で、金融機関が破綻したときには基金保有の預金と起債残高との相殺とするため、歳計現金の繰り替え運用で対応したいと考えております。今回条例改正いたしますこの基金条例のみが繰り替え運用規定がございませんので、今回条例改正をお願いするものでございます。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程19番、議案第13号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第13号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。議案書の34ページでございます。

今回の改正につきましては、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正によりまして屋外広告物に関する事務処理が市町村に権限移譲になりました。そのことから手数料条例の改正をするものでございます。よろしく願い申し上げます。以上簡単ですが説明を終わります。

議長 次に日程20番、議案第14号、広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第14号、広陵町保育の実施に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回改正をお願いいたしますのは、既に実施いたしております午後6時30分から午後7時までの延長保育の保育料に関しまして根拠を条例化するものでございます。理由といたしましては通常の保育時間を超えて行っております保育の保育料につきまして、これまですべて長時間保育の保育料として規則に定め、運営いたしておりましたが、児童福祉法の改正時の整理で延長保育に関しては市町村独自のことで保育所運営費の国庫負担及び県費負担、つ

まり措置費には含まないとされた関係から、延長保育の保育料は通常保育及び長時間保育とは別に条例に根拠を明記するようという指導により、今回条例改正をお願いするものでございます。説明終わります。

議 長 次に日程 2 1 番、議案第 1 5 号、広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 議案第 1 5 号、広陵町立児童育成クラブ条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

今回改正をお願いいたしますのは、広陵町立東幼稚園の施設を借用し運営いたしておりましたかしのき児童育成クラブにつきまして、東幼稚園が平成 1 4 年 4 月 1 日から広陵町立東小学校附属幼稚園として改築移転されることに伴い、東体育館の和室に移転することとなります関係で、条例第 2 条に定めております位置の変更を行うものでございます。説明終わります。

議 長 次に日程 2 2 番、議案第 1 6 号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 環境部長！

環境部長 議案第 1 6 号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書の 4 0 ページでございます。

第 8 条から第 1 0 条まで及び第 1 4 条の改正は、字句の表現を正すとともに法律改正に伴います法律名及び引用する条の移動に伴う改正でございまして、基本的な変更はございません。第 1 5 条の改正は一般廃棄物を収集運搬する業者の許可をする場合の規定でございます。「法第 7 条の 2 第 1 項の規定により町長の許可を受けようとするときも、又、同様とする。」をつけ加える改正は、許可事項の変更の場合も改めて許可を受けなければならないとする規定がございましたので、今回つけ加えるものでございます。同条第 3 項の改正は第 1 号におきまして一般廃棄物の収集運搬の許可をするに当たっては、法に定める事項に適合するかどうかの判断をすべきであることを明記し、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定は許可申請できる事業者の資格を規定いたしております。1 5 条 4 項、1 7 条及び 1 8 条の改正は字句の修正で、基本的な変更はございません。第 2 0 条の次に 1 条を加える改正でございしますが、一般廃棄物処理業の許可の手数料を 1 件 5, 0 0 0 円、許可証再交付手数料を 1 件 3, 0 0 0 円と規定しております。この規定を設けますのは事業系一般廃棄物、いわゆる

町内の事業所から排出されます一般廃棄物につきましては、現在は事業者みずから持ち込む場合のみ受け入れておりますが、町内の事業所が収集運搬業者に収集運搬を委託した場合も受け入れる必要がございますので、その体制を整えるものでございます。

次に別表の改正でございますが、事業系一般廃棄物の受け入れの場合の料金を近隣市町の状況を踏まえまして、現行500キロまでは10キログラムにつき60円、500キログラムを超える場合は10キログラムにつき120円とございますのを、300キログラムまでは10キログラムにつき100円に、300キログラムを超える場合は超える部分10キログラムにつき150円に改めるものでございます。別表の改正は本年10月1日から適用をいたします。その他の改正は公布の日から施行させていただきたいと存じます。以上が改正の内容でございますので、よろしくご審議のほどをお願いを申し上げます。

議長 次に日程23番、議案第17号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第17号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてをご説明いたします。43ページをお願いいたします。

今回下水道法の施行令の一部改正によりまして、特定事業場から公共下水道または流域下水道に排除される下水の水質を定める条例の基準及び除外施設の設置を義務づける条例の基準が変更されたことに伴いまして、本町の条例の一部を改正するものでございます。43ページをお願いいたします。

本町の条例の第11条中、第6号を7号、1号ずつ繰り下げるということで、内容的に申し上げますと、「アンモニア性の窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、1リットルにつき380ミリグラム以下」、この条文を追加するものでございます。次に第13条でございます。13条にも同じ内容で1条を追加することで、「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、1リットルにつき380ミリグラム以下」とこういう条文の追加でございます。以上よろしくお願いいたします。

議長 次に日程24番、議案第18号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 それでは議案第18号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は第15条第2項中の育児

休業の対象となる子の年齢を「1歳」から「3歳」に引き上げるというものでございます。
なお、この改正は町職員に準ずる改正でございます。よろしく願いをいたします。これで
終わります。

議 長 次に、日程25番、議案第19号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第8号）

を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第19号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第8号）について
ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4億1,528万3,000円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4,525万5,000円とするものでござ
います。

最初に、歳出の方からご説明申し上げますので、議案書の56ページをごらんいただき
いと存じます。

上段から、総務管理費の庁舎エレベーター等設置事業設計委託料200万5,000円の
減額につきましては、入札結果によります不用額を減額いたしております。

財産管理費の積立金については、それぞれの基金積立金額について最終精算をしており
ます。

次に、自治振興費、コミュニティー助成事業補助金につきましては、北校区コミュニ
ティー会館オープン以来、健康増進と親睦を深める施設として日々利用者が増加しており、今回
宝くじ関係の補助金全額を利用して健康器具及び娯楽備品の購入について補助するもので
ございます。

次に、社会福祉総務費70万円の減額につきましては、当初150人分の入院見舞金を計
上しておりましたが、本年度におきましては80人の方が該当することのため残りの70万
円を減額しております。

次に、委託料399万3,000円の減額につきましては、老人ホームヘルプサービス事
業、ショートステイ事業及び寝たきり老人布団丸洗い事業における利用者の実数を勘案して
減額をいたしております。

備品購入費58万8,000円の減額、紙おむつ給付事業費204万5,000円の減額
及び老人福祉施設措置費786万8,000円の減額につきましては、利用者の実数等によ

る減額でございます。

老人福祉措置費の減額につきましては、措置人数の減によるものでございます。なお、1月現在におきます措置人数につきましては、三室園が5人、平沼寮1人及び慈母園1人となっております。

次に、心身障害者福祉費1,532万円の減額につきましては、措置人数の減による減額をいたしております。

続いて、57ページの総合福祉会館費2,335万円の減額につきましては、総合福祉会館オープンに係ります諸費用の執行後の残額を減額しております。特に、初度備品の購入につきましては入札による競争の結果1,900万円の減額となっております。

ゲートボール場建設費400万円の減額につきましては、入札後の残額を減額いたしております。

次に、児童措置費の委託料及び負担金補助及び交付金の減額につきましては、児童数の減少による減額をしております。

扶助費につきましては、該当児童数の減少及び所得制限額の法改正によります執行残額を減額いたしております。

次に、保育所等委託料2,475万7,000円の減額につきましては、園児数の減少による執行残額を減額いたしております。

次に、58ページ、塵芥処理費の報酬80万円の減額につきましては、当初、会議回数10回という予定をいたしておりましたが、4回で答申をいただきましたので終了いたしました。残りの残額を減額いたしております。

報償費の講師謝礼30万円の減額につきましては、講師の手配等が都合がうまくつきませんでしたので、講演会の実施を見送ったため減額をいたしております。

ごみ減量推進委員記念品40万円の減額につきましては、不用額として減額いたしております。

印刷製本費の147万4,000円の減額につきましては、白色トレーの分別に係るカレンダーの作成及びごみ有料化に関する粗大ごみシール等について検討を重ねておったわけですが、確定に至りませんでしたので不用となる額を減額いたしております。

次に、し尿処理費の葛城清掃事務組合負担金344万7,000円の減額につきましては、確定による残りの減額でございます。

補償・補てん及び賠償金1,581万7,000円の減額につきましては、おおやまと環

境整備事業協同組合及び大和清掃企業組合との協議の結果確定いたしましたので、不用となる額について減額いたしております。

次に、資源化工場建設費 6,228万9,000円の減額につきましては、資源化工場建設に関する予算の不執行によります減額をいたしております。

次に、59ページの農業総務費の水田農業経営確立対策事業特別交付金194万8,000円の減額につきましては、本町の達成率が64.1%ということで、奈良県においても43位という、下から2番目というような状況でございます。この64.1%以下の支部に対する助成金の打ち切りと交付基準の見直しを実施して、不用額を減額いたしております。

次に、農地費902万円の減額につきましては、斎音寺地区農道の舗道整備事業が県において不採択ということになりましたので事業実施ができないため、この事業に係ります全額を減額いたしております。

委託料につきましては、業者委託の一部を職員により設計を実施していただいたため400万円の減額となっております。

次に、観光費2,300万円の減額については、本年度において土地購入費の執行にとどめ、今後活用方法等地元とも十分協議の上決定したいと考え、土地購入に係ります委託料及び工事費を減額いたしております。

次に、60ページ、道路橋梁新設改良費4,794万7,000円の減額につきましては、土地の鑑定料150万円の減額、委託料については資源化工場への新設道路工事に係ります設計委託料2,506万4,000円を減額いたしております。

工事請負費につきましては、町道古寺34号線の大和平野送水管布設工事が不用となりましたので884万5,000円の減額をいたしております。

町道用地取得費1,000万円及び水道管移設補償費253万8,000円についても、不用となったために減額をいたしております。

次に、下水路費の100万円の減額につきましては、水道管移設補償が不用となったための減額でございます。

次に、61ページ、公共下水道費631万円の減額につきましては、当初予測の該当件数の減によります水洗便所改造助成金136万円、下水道接続促進事業特別補助金45万2,000円を減額いたしております。

下水道事業特別会計繰出金につきましては、下水道特別会計補正予算に伴う減額をいたしております。

次に、緑化推進事業費169万5,000円の減額については、該当者数の減少に伴う減額をいたしております。本年度の記念樹の交付をいたしましたのは、結婚で113組、新築で215件、出産で290人となっております。生け垣、苗木の申請については24件という結果でございます。

次に、常備消防費73万円の減額につきましては、香芝・広陵消防組合予算の減額によります負担金の減額をしております。

次に、消防施設費3,041万5,000円の減額につきましては、当初予定の防火水槽3基の用地が確定しないため減額をしております。

なお、本年度におきましては笠地区において既設水槽の改修工事を実施しております。

次に、62ページ、学校建設費3,385万5,000円の減額につきましては、真美ヶ丘第2小学校増築工事に係ります設計管理委託料及び工事請負費の確定によります残額を減額いたしております。

次に、公民館費については財源振り替えをしております。

その次に、公債費の利子5,633万9,000円の減額については、利率の確定によります減額となっております。

以上、歳出総額4億1,528万3,000円の減額となっております。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げますので、議案書の51ページの方へお戻りいただきたいと存じます。

利子割交付金8,000万円の増額及び地方交付税2億1,178万1,000円の減額については、確定によります増減の措置をとっております。

民生費負担金の身体障害者施設措置負担金につきましては、対象人数の減による減額となっております。

保育園保育料及び長時間保育料につきましては、各保育園により多少状況は異なりますが、全体において入園児の減少等による減額となっております。

次に、民生費国庫負担金の社会福祉負担金及び児童福祉費負担金については、該当者数の減少による減額となっております。

次に、52ページの教育費国庫負担金3,446万円及び教育費国庫補助金1,709万5,000円の増額につきましては、東小学校改築事業に対する補助金確定によります増額でございます。

近畿圏かさ上げ補助金151万6,000円もあわせて計上いたしております。

社会参加促進費補助金についても確定による増額となっております。

次に、民生費県負担金についても該当者数の減少による減額となっております。

次に、53ページ、民生費県補助金の寝たきり老人布団丸洗い事業については、補助基準額の改定及び利用回数の減少による減額となっております。

次に、児童福祉費補助金につきましては、該当者数の減少による減額でございます。

次、農業費補助金の水田営農確立対策特別交付金の減額につきましては、休耕未達成による減額でございます。休耕達成率70%以下の市町村には交付されないこととなっております。本町の達成率につきましては、先ほど申し上げましたように、64.1%という結果でございます。

県単の土地改良整備事業補助金の減額につきましては、斎音寺地区の農道整備事業の不採択による減額でございます。

地域活性化総合補助金につきましては、南郷ハス池整備事業に係ります補助金の増額となっております。

次に、社会教育費補助金については、大字において建築されました安部及び百済公民館に対します地域活性化補助金600万円の増額となっております。

次に、54ページ、利子及び配当金については利子確定によります増額でございます。

土木費寄附金については、開発指導要綱第5条により、真美ヶ丘地区内において住宅公団が民間卸による開発をする場合の賛助金として、奈良交通からの1,000万円とダイワハウスからの760万円を増額しております。

次に、基金繰入金については確定に伴います減額をしております。

次に、55ページ、雑入では、広陵町史の売り上げが当初見込みを大幅に下回る結果となり400万円の減額となっております。

自治総合センターコミュニティー助成金につきましては、北校区コミュニティー会館に対する健康器具等の購入に対します助成金を計上いたしております。

施設管理サービス公社委託料精算金につきましては、各年度において委託料の精算をせず、将来におけますサービス公社庁舎建設のための資金として積み立ててきました建設基金について、平成13年7月から事務所をグリーンパレスの中に移転をしております。新庁舎の建設については現在不要であるとの結論から今回全額を精算することとなったため、一般会計に受け入れております。

次に、町債のゲートボール場整備事業債1,480万円の減額につきましては、事業費の

確定によります減額となっております。

町道整備事業債 2,740 万円の増額につきましては、一般分臨時整備事業債の確定による増額となっております。

消防施設債につきましては、当初予定の防火水槽 3 基の新設について、用地確保が困難な状況にあり本年度実施が難しく、2,910 万円を減額しております。

庁舎エレベーター等設置事業債 350 万円の減額につきましては、起債採択基準の 1 件 200 万円に満たないということから全額町負担となり、減額となっております。

繰越金につきましては歳出減額予算となるため、歳計剰余金の増額となっております。

最後に、48 ページの第 2 表、繰越明許費の道路橋梁費につきましては、県施工の事業が年度内に終了しないための繰り越しでございます。

以上で平成 13 年度一般会計補正予算（第 8 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 次に、日程 26 番、議案第 20 号、平成 13 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について説明願ひます。 都市整備部長！

都市整備部長 それでは議案第 20 号、平成 13 年度広陵町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

69 ページをお願いいたします。歳出からご説明申し上げます。

2 款の公共下水道事業費でございます。公共下水道の建設費で、工事請負費 7,962 万 9,000 円の減額をお願いするものでございます。理由といたしまして、当初計画しておりました安部から大幾間の県道部分の布設を予定しておりましたが、現在県で施工されております高田川の改修工事の進捗を踏まえまして工事を実施すべくという考えになりまして、何分にも高田川の改修が真ただ中でございます。非常に、この県道も交通量の多いところでございます。そういう面からも考慮いたしまして、今回この県道の建設を一応見送るという内容で減額をお願いするものでございます。

もう一つの要素といたしまして、現在事業の進捗状況が、公共下水道の進捗状況は 90% を超えております。そういう意味におきまして、小さな、予定しております部分の測試等に重点を置いていきたいと、このような考えにおきまして減額をお願いするものでございます。内容的では、事業費の減額に伴います事務費等の減額もございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

恐れ入ります、ページの67ページをお願いします。歳入でございます。

まず、下水道の使用料でございますが、要因といたしましては当初予定をしておりました接続件数の伸びがなかったということと、1月までの調定実績及び2月から3月の使用水料の見込みをとらえて、最終的に1,280万円の減額をお願いするものでございます。

次に、2款の国庫支出金でございますが、公共下水道の建設費の補助金で4,400万円の、先ほどの歳出で申し上げました内容で減額をするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程27番、議案第21号、平成14年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 少し時間が長くなると思うんですが、よろしくお願い申し上げます。

議案第21号平成14年度広陵町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

平成14年度予算編成方針につきましては、先ほど町長が施政方針の中で申し上げておりましたように「元気でやさしいまちづくり」の実現のため、役場、庁舎、福祉設備のための改築工事、役場サービスカウンターの設置、人にやさしいまちづくり推進事業の助成金制度の創設等に代表されますように、厳しい財政状況の中で収支の均衡を図って予算を成立させたいという考えのところでございます。

平成14年度一般会計予算の総額は98億6,000万円で、前年度対比マイナス12%、金額にして13億5,000万円の減額予算となっております。初めに、お手元に配付させてもらっております平成14年度の主要事業について、新規事業と主なものをご説明させていただきたいと存じますので、主要事業の方をごらんいただきたいと思います。

最初に、人にやさしいまちづくり推進事業モデル地域助成事業につきましては、大字あるいは自治会単位において、人に優しいまちづくりを目指して各種事業を推進するためのモデル地域を指定して助成を行うものであります。

次に、新清掃施設建設基金造成事業につきましては、新清掃施設建設の財源に充当するため新たに基金を設置するもので、本年度におきましては3億5,000万円の積み立てを予定しております。

次に、町勢要覧の作成につきましては平成6年に作成し古くなっているため、本年度新しく作成しようと考えております。

次に、庁舎エレベーター等設置事業につきましては、すべての人に優しい庁舎の実現のた

め、エレベーターの設置、便所の改修、窓口カウンターの改善等の工事を計画しております。

次に、広陵町役場サービスカウンターの設置につきましては、近くの公共施設において役場業務についての相談や住民票などの交付が受けられるよう、5カ所で実施するよう計画いたしております。

次に、ワンダーランド施設整備につきましては和解期限までに施設整備を行うため、本年度においては環境アセスメント及び発掘調査等、所要の経費を計上いたしております。

次に、町道笠ハリサキ線整備事業につきましては、本年度秋ごろの完成を目指して最終の事業を計画いたしております。

次に、都市計画マスタープラン策定事業につきましては、都市計画法に基づいて都市計画の基本的方針として位置づけられております。平成12年度において将来人口の下方修正がなされており、再度マスタープランの見直しが必要であり、本年度予算に計上いたしております。

次に、竹取公園整備事業につきましては本年度が最終年度となり、駐車場の整備、歩道橋の整備、階段の設置、植栽等を計画いたしております。

次に、県単農道整備事業につきましては耕作環境の整備を図り、農耕車両の通行及び安全確保につなげるため、南郷地区と広瀬地区において舗装整備等計画をいたしております。

次に、北7丁目集会所建設事業につきましては、平成14年3月には自治会発足のための準備が進められておりまして、自治会活動の拠点整備のため集会所の建設を予定いたしております。

次に、閉架図書整備事業につきましては、当初の蔵書計画の20万冊の収納を目指して整備を計画いたしております。

以上、一般会計予算で計上しております主な主要事業でございますが、その他特別会計におきましては、墓地特別事業で新たに67区画の整備を、用地取得事業特別会計におきましてはワンダーランド施設整備のための用地取得費を計上しております。

以上で主要事業の説明を終わらせていただきますが、割愛いたしました事業につきましては後日ごらんいただきますようお願い申し上げます。

それでは、別冊の平成14年度一般会計予算についてご説明申し上げます。

別冊の説明書の方をごらんいただきたいと存じます。

初めに、14ページの歳入からご説明申し上げたいと存じます。

町民税につきましては、恒久的減税の継続と景気好転が望めない状況の中で、個人分では

261万1,000円、法人分では2,854万2,000円の減収と見込んでおります。固定資産税におきましては、新築家屋の増加等によります2,412万8,000円の増収を見込んでおります。その他の税を合わせまして、町税全体では13年度と比べて950万円の減収と見込んでおります。

なお、恒久減税によります減収分につきましては、地方特別交付金や減税補てん債の発行により補われることとなっております。

次に、16ページの利子割交付金につきましては3,000万円の減収と見込んでおります。

次に、18ページの地方交付税につきましては、補正係数の見直し等によりまして4億4,000万円の減額と見込んでおります。

次に、23ページの道路占用料及び幼稚園使用料等につきましては、現行の徴収金について改定も含めて見直すべく近隣市町の状況を調査いたしましたが、本年度は据え置くことといたしました。

次に、25ページのごみ処理手数料につきましては、町が許可を与えた業者等の持ち込みによる事業系ごみの増加に係ります手数料の増収を見込んでおります。

次に、24ページから34ページまでの国庫支出金及び県支出金につきましては、現行の補助基準に基づきそれぞれ積算いたしております。

35ページの寄附金につきましては、笠ハリサキ線整備事業に係ります公団からの寄附金500万円、計画整備協力金につきましては真美ヶ丘地区内において、公団からの民間宅建業者卸によります住宅開発についての協力金を計上いたしております。

次に、36ページの基金繰入金につきましては、目的別にそれぞれの事業を実施するために不足する財源の確保のために繰り入れするものでございます。

次に、40ページの町債につきましては、臨時財政対策債に3億5,000万円を、総務債の庁舎エレベーター等設置事業債1億2,200万円、43ページの社会教育債の集会所整備事業債に2,280万円と後年度の財政負担を考慮した中で予算計上いたしております。

剰余金につきましては、平成13年度歳計剰余金2億円を見込んでおります。

以上、歳入総額98億6,000万円となっております。

続きまして、歳出予算について主なものを説明させていただきます。

初めに、性質別予算の内訳については資料の方にもございますが、主なものをご報告申し上げます。

人件費につきましては20億8,230万3,000円で、全体予算の21.1%になります。

物件費につきましては16億173万9,000円で、全体予算の16.2%に当たります。

扶助費につきましては7億1,111万円で、全体予算の7.2%になります。

補助費等につきましては12億5,134万6,000円で、全体予算の12.7%になります。

公債費につきましては17億1,109万円で、全体予算の17.4%となっております。

普通建設事業費につきましては7億4,192万7,000円で、全体予算の7.5%となっております。

なお、予算科目の各項の給料の欄には、積算の根拠となります職員数を本年度から記載させていただきます。

それでは、49ページの委託料の例規集、データベース化業務委託料につきまして、現在の例規集を廃止しデジタル化した例規集をオンラインで結んで、どの部署からでも検索、閲覧、印刷が即座に対応できるシステムに必要とする経費を計上しております。

次に、51ページの高架水槽及び補給水槽改修工事については、庁舎屋上に設置しております高架水槽等、長年経過の経緯があります。損傷がひどくなっておりますので、今回補修のための費用を計上いたしております。

次に、53ページの新清掃施設建設基金積立金につきましては、建設のための財源に充当するため3億5,000万円を計上いたしております。

次に、55ページの50人会議委員の謝礼につきましては、市町村合併についてのご意見を広く町民の方々から聴取するために必要な経費を計上いたしております。

町勢要覧作成委託料につきましては、平成6年町勢要覧作成後今日に至っており、新しく作成するための経費を計上いたしております。

次に、59ページのチャイルドシート購入補助金につきましては本年度100万円を計上いたしておりますが、平成12年度においては700件、平成13年度においては99件の実績となっております。

次に、工事請負費の庁舎福祉設備改築工事につきましては別紙お手元に配付しております図面がございますので、図面に基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページ目には、1階の平面図でございます。今回、増築いたします部分をカキ色の部分

で明示しております。それから、グリーンで明示しておりますのは改修をするという、その部分でございます。この図面をごらんいただきますと、今回増築いたします玄関ホール、それから11人乗りのエレベーター室、そして新庁舎及び子供連れの来庁者等に対応できます多目的室を備えた便所の改修並びに事務室の拡張等を予定しております。あわせて、窓口の1階のカウンターをローカウンターの設置に変えたいというふうに考えております。

その次のページは2階でございますが、教育長室、あるいは現在の選挙管理委員会室の改修を行って、この南北に教育長室、その隣に応接室、それから選挙管理室というふうに改修をしたいと考えております。なお、あわせて西の端に職員の喫煙コーナーを設けたいと考えております。

その次のページで、3階部分についてでございますが、大会議室等の改修を考え、効率よい会議室の配置を考えていきたいというふうに思っております。

その次のページ以降は立面図をつけておりますので、また後日ごらんいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

なお、玄関スロープにつきましても改善を加えて、人に優しい庁舎づくりを目指しております。

工事期間につきましては、平常業務及び来庁者に支障を来すことのないよう施工に十分配慮する所存でございます。

広陵町役場サービスカウンターの備品につきましては、身近な公共施設において住民票等の請求に対応するためのファクス及び事務備品購入経費を計上しております。

次に、67ページの備品購入費におきましても、郵便局及び役場に係りますファクス及び6カ所の認証機等の購入の経費を計上いたしております。

次に、61ページのIT講習会でございますが、平成13年度において抽選漏れの方々や、特にパソコンに興味のある方に対して5講座、105人の講習を予定しております。本町が実施いたしました平成13年度実績については、当初予定では講座数61講座、1,180人でしたが、3月実施の講習会を含めて最終的には73講座、1,432人の計画でございました。実績といたしましては72講座、受講者数1,066人が結果でございます。

次に、固定資産評価員報酬につきましては、議案第11号でご説明申し上げました報酬について計上いたしております。

次に、68ページの選挙費につきましては、平成15年4月執行予定の奈良県議会議員選

挙のため準備に係ります経費と、平成14年7月ごろに予定されております農業委員会委員選挙の経費を計上いたしております。

次に、77ページの広陵町シルバー人材センター補助金につきましては、社団法人奈良県シルバー人材センター協議会補助金と同額を計上いたしております。

次に、老人福祉費の敬老金につきましては、100歳到達者1名及び85歳以上605人に対する祝い金を予定いたしております。祝い品につきましては、70歳到達者283人、80歳到達者152人、90歳到達者50人と70歳以上3,380人の経費を計上いたしております。

次に、79ページ扶助費の老人福祉施設措置費につきましては、三室園に既に入居者の5人と新規入居者1人、それから平沼寮では既に入居されております2人と新規入居者1人、慈母園では既に入居されております2人と新規入居者1人に係ります経費を計上いたしております。

次に、81ページ、心身障害者福祉費につきましては、福祉作業所の運営費及び電気代並びに修繕料等の経費を計上いたしております。

身体障害者更生援護施設費につきましては、療後施設では3人、通所、授産施設では3人、重度身体障害者更生援護施設は3人の、合計9人分の措置費合計額を計上いたしております。

進行性筋萎縮症措置費につきましては、1人の措置費を計上いたしております。

次に、85ページ、総合福祉会館管理運営委託料につきましては、平成13年度の利用状況を踏まえ運営実績を考慮して予算計上をいたしました。

次に、87ページの日々雇用職員賃金につきましては、児童育成クラブ指導員に係ります経費を計上いたしております。

工事請負費につきましては、あすなろ児童育成クラブ及びもくせい児童育成クラブに設置いたします洗面所設置工事費ともくせい児童育成クラブの非常階段設置工事費を計上いたしております。

次に、93ページの園庭遊具改修工事費でございますが、腐食等により危険な状態が見受けられますので、園児の遊びにおける安全性を確保するため取りかえ工事等必要な修繕費を実施する予定でございます。

次に、97ページ、保健衛生費につきましては、平成14年4月から精神障害者にかかわります業務が市町村に移管されることによります必要な経費を新たに計上いたしております。

次に、99ページ、予防接種委託料につきましては、インフルエンザに係る委託料として、

町外を含め対象人員1,500人、予算額615万円を計上しております。

脳ドック助成金につきましては70人分、175万円を計上いたしております。平成13年度におきましては、現在までで42人の方々に助成いたしております。

次に、103ページの屋外広告物撤去委託料につきましては、平成14年度から市町村に移管になります屋外広告物に関する業務に必要な経費を計上いたしております。

次に、107ページ、塵芥処理費の修繕料につきましては、現有施設の維持管理のための修繕料を計上いたしております。

次に、109ページ、新清掃施設建設費につきましては、建設予定地の発掘調査費、生活環境影響調査費及び農地購入に係ります大和平野土地改良区賦課金決済金等を計上いたしております。

次に、115ページの農業総務費の広瀬農業研修センター改修工事につきましては、長年の経過で壁、廊下、畳等、建物内部に損傷が見受けられるため、改修の費用を計上いたしております。

次に、117ページの工事費につきましては、県採択工事及び町単独工事を含め7,660万6,000円を計上いたしております。

次に、121ページ、靴下産業振興事業補助金500万円につきましては、平成13年度において国庫補助金交付の最終年度となりますが、低迷する地場産業の振興に寄与するため引き続き商工会事業に対して町単独の補助を継続するための予算計上をしております。

次に、123ページ、工事請負費の遊歩道整備工事につきましては、山王神社から竹取公園までの道路を、自然を生かした整備を考え、竹垣等を設置する予定の予算計上でございます。

勤労者総合福祉センター改修工事につきましては、トレーニングルームのエアコン及び換気扇の設置工事を計画いたしております。

次に、126ページ、道路橋梁維持費及び128ページ、道路橋梁新設改良費の工事請負費につきましては、地元要望等を十分考慮し予算の範囲内において優先順位に基づいて執行することを前提に再考し、予算計上いたしております。

なお、本年秋に開通予定の笠ハリサキ線整備事業費として3,420万円を計上しております。

次に、131ページのカーブミラーの新設工事については、大字自治会等の要望及び安全確保のための必要箇所として30本の設置工事費を計上しております。平成13年度におい

ては23カ所の実績でございます。

次に、133ページ、都市計画総務費の都市計画マスタープラン作成委託料については、マスタープランの見直しに要する経費として615万円を、それから地図作成委託料については2500分の1の地図の作成費用を計上いたしております。

次に、135ページの竹取公園整備工事については、駐車場及び植栽等の整備を予定しており、本年度は最終年度となります。

次に、141ページ、消防施設費の防火水槽設置工事費につきましては、大字、中及び百済地区において40トン1基と60トン1基の予定がございますので、予算計上しております。

なお、現在広陵町内において設置しております消防施設としては、口径65ミリ以上の消火栓590基、防火水槽157基となっております。

次に、143ページ、防災マニュアル作成委託料につきましては、役場組織条例の改正に伴いまして課の名称等変更があったため、現在防災計画の修正を加えております。今後、職員については初動マニュアルに基づきます研修会の開催をし、災害時に対処できるよう対応していきたいと考えております。本年度予算につきましては、住民の方々に、災害時における対処方法等のマニュアルを作成し、各戸に配付する予定であります。

次に、147ページの奨学給付金につきましては、高校1年生10人、2年生10人、3年生10人と、途中認定の4人ということの予定で、月額5,000円の12カ月分を予算計上しております。

次に、151ページの小学校費の西小学校スロープ改修工事につきましては、自動昇降口にスロープの設置及び北門東側スロープにひび割れがありますので、改修を予定しております。

真美ヶ丘第二小学校につきまして、門扉の改修工事を予定しております。

教育振興費につきましては、学校教育におけます教材及び教材備品と各学校における基準額を積算し、予算計上をしております。

次に、153ページの中学校費の学校いきいきプラン講師賃金及び159ページの保育支援事業講師賃金につきましては、国の緊急雇用対策の一環として現在失業中の方を対象に、学校、幼稚園において1日6時間、週5日の勤務を条件に、障害のある児童の日常生活の介助と補助的業務をお願いするもので、経費については全額補助となります。これにつきましては、現在3月の広報で募集をしております。

次に、161ページの北幼稚園リズム室改修工事につきましては、リズム室の床の張りかえ及び出入り口の建具修繕と、あわせて園児トイレの排水、間仕切り等について改修工事を予定いたしております。

次に、163ページのバス借り上げ料につきましては、自然体験交流事業として実施いたしております鳥取県日野町でのカヌー体験をメインに、本年度も実施する計画をしております。

次に、167ページ、閉架書庫整備工事につきましては、建設当初計画の蔵書20万冊のスペースを確保するため現在の固定書庫を2階に移設し、移動書庫を配置するための予算を計上いたしております。なお、図書購入につきましては1万4,000冊を予定しており、14年度末では16万1,000冊の蔵書数となる予定でございます。

次に、171ページの公民館集会所整備補助金につきましては、大字南公民館新築に対します補助金と、修繕と要望のあります大字及び自治会に対します補助を見込んでおります。

次に、173ページの30人会議謝礼につきましては、文化・歴史資料館建設に係りますご意見等を広く住民の方々から聴取するため平成13年の末に発足したもので、本年度も引き続きご検討いただくための予算計上をいたしております。

工事請負費の巢山古墳史跡整備工事につきましては平成21年完成を目標に、本年度においては発掘調査800平方メートル、護岸工事1,670平方メートル、新設工事980平方メートルの工事を予定いたしております。

次に、175ページの馬見北7丁目集会所建設工事につきましては、平成14年3月末、自治会発足に向けての準備を進められており、自治会活動の拠点となる集会所建設の予算を計上しております。

最後に、181ページの公債費につきましては、起債償還元金及び利子を計上しております。

特別会計繰出金につきましては、防火水槽、消火栓等の消防施設維持費の負担金として水道会計に繰り出す635万5,000円を計上しております。

諸支出金につきましては、公共施設整備に係ります公団立替金の償還金2億3,534万7,000円を計上しております。

以上、歳出総額98億6,000万円の予算内容についてご説明させていただきましたが、ご審議のほど、またよろしくお願ひ申し上げます。

なお、184ページから187ページにおきましては、給与費の明細として特別職及び一

般職に区分し、平均給与額と記載しております。

188ページには地方債に関する調書を、189ページからは債務負担行為に关します調書を詳細に記載しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げまして、平成14年度の一般会計予算の概要の説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議 長 次に、日程28番、議案第22号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、202ページをお願いいたします。202ページでございます。本会計予算につきましては去る2月26日、国民健康保険運営協議会でご承認をいただいておりますことを申し添えます。

それでは、予算の主な内容につきましてご説明を申し上げたいと思います。

初めに、歳入の方ですが、保険税の基礎的数値で、医療給付費分の一般被保険者で8,605人、3,714世帯、それから退職被保険者で1,060人、475世帯。

次に、介護納付金でございますが、一般被保険者で2,813人、1,889世帯でございます。また、退職被保険者で612人、393世帯で、それぞれ現行の制度をもつての簿価額として積算計上いたしておりますのでご了解をお願い申し上げたい、かように思います。

それでは次に、国庫負担金の事務費負担金でございます。介護保険の、ご承知の第2号被保険者に係る事務経費負担額を次の療養給付費等負担金で医療費及び老人保健医療費拠出金並びに介護納付金の国の負担分ということでございます。その内訳ですが、一般保険給付費で3億406万6,000円、老人保健医療費拠出金で2億4,413万3,000円、介護納付金で4,204万9,000円ということでございます。

次のページをお願い申し上げます。国庫補助金でございますが、普通特別財政調整交付金とも所要額を計上させていただきます。

続きまして、療養給付費の交付金でございます。社会保険の診療報酬支払基金から退職者に係る保険給付費の交付額を計上いたしております。

次の県補助金でございますが、福祉医療の助成事業を実施することによりまして国庫負担金が減額されます。その額の2分の1を県が負担するという額でございます。

次に、共同事業交付金では80万円以上の高額医療費につきまして、各保険者間で再保険事業として国保連合会から交付を受ける額でございます。

次のページでございます。一般会計繰入金でございますが、一定のルールに基づきまして額を見込んでおります。次ページの諸収入でございますが、それぞれの収入見込み額を計上させていただきます。

それでは、恐れ入ります、飛びまして210ページをお願いいたしたいと思っております。歳出の方でございます。

初めに、総務管理費でございますが、事務処理に伴います電算処理の委託料、医療費適正化対策としてのレセプト点検に要します費用等を見ております。

それから、次ページの療養給付費ということでございます。これにつきましては会計年度の所属区分につきまして、地方自治法施行例の改正によりまして、介護保険、老人保健特別会計との整合性の確保や事務の効率化等の観点から、今までの「4月診療分から3月診療分」までを「3月診療分から2月診療分」に変えるということになってございます。そのため、平成14年3月診療分につきましては13年度の予算で処理することになりますので、したがって14年度の予算につきましては11カ月予算ということになりますのでよろしくお願いを申し上げたいと、かように思います。

それでは、その中の療養諸費の療養給付費でございます。一般被保険者で、1人当たり平均医療費と被保険者数をもとに過去4年間の平均医療費の3%、それから退職被保険者等では12%の増を、また療養費におきましても、療養給付費と同様の積算のもとに一般退職被保険者とも8%増を見込んで医療費を計上させていただきます。

次の高額療養費におきましても、8%増ということで計上いたしております。

次に、216ページをお願いいたします。老人保健拠出金でございます。老人の加入率が21.8%で、拠出金も税収の56.90%を占める状況となっております。本年度予算では、平成12年度精算額で1億2,044万1,000円、それから14年度概算額で5億2,337万円と合わせまして6億4,381万1,000円と、前年度に比べまして大幅な増となっております。

次に、介護納付金でございます。国保加入者の中で第2号被保険者数を3,270人と見込みました。また、平成12年度精算額の戻しで996万7,000円を差し引いた額を計上させていただきます。なお、本年度の概算納付金、精算につきましては、これはルールによりまして翌々年度で精算するということになってございます。

それでは、次ページ、最後でございます。保健施設費でございますが、総合健康指導事業、人間ドック助成を始めまして健康づくりの啓発事業の費用を計上させていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わります。

議 長 次に、日程 29 番、議案第 23 号、平成 14 年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、恐れ入ります、230 ページをお願い申し上げます。230 ページでございます。老人保健特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございます。ご承知いただいておりますように、財源につきましては支払基金交付金から 70%、国庫支出金から 20%、それから、残り県と町それぞれ 5% を持ちまして財源とするものでございます。

飛びまして、234 ページをお願い申し上げます。234 ページでございます。歳出でございます。

まず、総務管理費では事務経費、それから共同電算、レセプト点検の費用を計上いたしております。

次に、本会計の大部分を占めます医療諸費のうち医療給付費で過去 2 年の医療費の 5% 増を見込みまして、1 人当たり医療費は国保加入者で 6 万 7,000 円の 2,130 人、それから社保加入者で 6 万 7,000 円の 990 人を見て計上いたしております。

続きまして、医療費支給費では、針、きゅう、コルセットなどの費用でございます。医療給付費と同様の増を見込みまして、1 人当たり国保加入者で 1 万 1,900 円、社保加入者で 1 万 1,700 円を見込んでおります。

また、老人の高額医療費でございますが、年間 60 件ということの見込みを立てております。なお、医療給付費及び医療費の支給費、費用額につきましては現行での制度での予算計上をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、診療審査支払手数料でございます。対象者数の増に伴います検診受診件数の増で、国保対象者では月 3,800 件、1 件当たり 1 万 1,560 銭、また社保の対象者で月 1,800 件、1 件当たり 1 万 1,500 銭ということで見させていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議 長 次に、日程 30 番、議案第 24 号、平成 14 年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第24号平成14年度広陵町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成14年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は9億1,410万3,000円となっております。介護保険特別会計予算に関する説明書の248ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の第1款1号被保険者保険料でございますが、現年度課税分につきましては保険料の軽減特別措置が昨年9月になくなり10月から全額徴収になりましたので、前年度比で4,020万2,000円が増加するようになっております。しかし、14年度の保険料が通常の保険料総額で、このうち特別徴収分といたしまして1億2,358万円、普通徴収分として3,089万5,000円、滞納繰越普通徴収保険料で52万5,000円を見込み、全体保険料といたしまして1億5,500万円を計上させていただきました。

次の第2款使用料及び手数料の督促手数料でございますが、普通徴収対象者に対する督促手数料として、昨年度と同様4万円を計上いたしております。

次の第3款国庫支出金の介護給付費負担金でございますが、介護保険制度のルールどおり1億7,453万4,000円を国費負担として計上いたしております。

次のページの国庫負担金の調整交付金につきましても、ルールどおり3,935万7,000円を計上いたしました。

事務費交付金におきましてもルールどおりで算出し、583万5,000円を計上しております。

続きまして、第4款支払基金の現年度分介護給付費交付金につきましては、2号被保険者の介護保険料として介護保険制度のルールどおり介護に係る費用額の33%相当額、2億8,798万1,000円を計上いたしております。

第5款県支出金の介護保険給付費負担金につきましては、介護保険制度のルールどおりに県の負担分として介護保険に係る費用額の12.5%を受け入れるもので、1億908万3,000円を計上いたしました。

次のページの第6款一般給付金につきましては、予算科目どおりでございます。

第7款繰入金の現年度分介護給付費繰入金につきましては、町としての負担分で介護給付に係る費用額の12.5%、1億908万3,000円を計上したものでございます。

次の職員給与費等繰入金につきましては、1,579万2,000円と事務費繰入金583万5,000円を計上いたしております。

介護保険円滑導入基金繰入金につきましては、保険料の軽減特別措置がなくなりました関係で廃目となっております。

介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成12年度から14年度までの3年間の中期財政計画や給付の延びからも基金からの繰り入れを必要とすることになりますので、1,151万3,000円を計上させていただいたものでございます。

次のページの第8款諸収入の預金利子以降の第三者納付金、返納金、雑入につきましては、科目どおりでございます。

本町が指定居宅介護支援事業所として指定を受けました介護サービス事業勘定につきましては、恐れ入りますが歳出の後でその概要を説明させていただきたいと存じます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。恐れ入りますが、256ページをごらんいただきたいと存じます。

総務費の一般管理費につきましては、介護保険事業の実施に伴う関係経費で総額608万4,000円を計上いたしております。

次の連合会負担金は、国保連合会に介護保険事業のサービス内容チェックを依頼する費用の負担金103万円で、国保連合会に支出するものでございます。

介護認定審査会費の認定調査費におきましては、介護認定の認定審査事務に要する費用で、昨年度と比べ処理件数が増加しておりますことから必然的に費用が増加いたしまして、835万6,000円を計上したわけでございます。

次のページの普及費につきましては、介護保険制度の推進を図るため各種のリーフレットや制度周知用のパンフレットなど、周知推進費用49万4,000円を計上させていただいております。

次の介護保険事業計画等策定委員会費につきましては、平成15年度から17年度を1スパンとして策定いたします第2期の介護保険事業計画の策定委員会に要する費用で、376万6,000円を計上したものでございます。

第2款保険給付費の介護サービスにおきましては、1目の居宅介護サービス給付から、めくっていただきまして8目の特例居宅介護サービス計画給付費まで、要介護認定を受けられた方々が介護サービスを受けられた場合の給付費総額で、それぞれ予算計上したものでございます。

次のページの支援サービス等諸費におきましては、1目の居宅支援サービス給付費から6目の特例居宅支援サービス計画給付費までは要支援認定を受けられた方々が要介護状態にな

らないための支援予防に要する給付費の予算計上でございます。これらの積算に当たりましては、介護保険制度を立ち上げるときに平成12年度から平成14年度のまでの3年間で1スパンとした事業計画で被保険者及び給付見込み額を試算し、これに基づき保険料も決定されておりますことから、この時点の数字を用いております。

次の264ページ、その他諸費の審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託いたしております介護サービス及び支援サービスの給付明細審査に要する費用で1件当たり117円20銭とされており、総額として167万8,000円を計上いたしております。

次の高額介護サービス費等につきましては、要介護認定を受けられた方の自己負担合計が一定の基準と額を超えた場合の給付に対するもので、527万円を計上いたしております。

次の高額居宅支援サービス費につきましては、要支援認定を受けられた方々が高額負担に対する給付で、これを見込み4万5,000円を計上したものでございます。

次のページの第3款財政安定化基金拠出金につきましては、県が実施主体となって基金を設置し、国、県、市町村が3分の1ずつ負担する財政安定化のための基金で、387万9,000円を計上いたしております。

第4款保健福祉事業費にありましては、3年間の事業計画に基づくものであることから予算的には事業費として1,000万円の予算を計上いたしましたものの、職員給料は一般会計からの支給とするなどできる限りの事業執行を停止し、次のページの第5款介護給付費準備基金積立金として900万円を積み立てし、平成14年度に行います平成15年度からの3年間でスパンとする事業計画の策定を踏まえまして、これら支出を抑えた結果を保険料抑制の財源に充てた保険料算定を考えております。

第6款の公債費の利子では、借入金に対する利子の予算取りでございます。

次の第7款諸支出金の繰出金、他会計繰出金につきましては、3町介護認定審査会特別会計への繰出金577万2,000円、続く第8款予備費は200万円を計上いたしました。

続きまして、本町が指定居宅介護支援事業所として指定を受けております介護サービス事業勘定の概要を説明させていただきます。

この予算は、指定居宅介護支援事業所として指定を受けているため介護保険特別会計の中において介護サービス事業勘定を設けることになっておりますので、居宅介護支援事業所に関する費用として歳入歳出26万円を予算化したものでございます。

予算に関する説明書の276ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の居宅介護サービス事業費収入といたしましては、居宅介護支援事業所ひまわ

りが介護認定を受けられた方々に平準化した給付サービスを受けていただくため、主な目的として実施いたします介護サービス水準の底上げ、民間事業所に対する指導、介護支援専門員の指導、民間の介護支援専門員では手に負えないようなケースの肩がわりなどに対する介護保険に定められた収入を計上したものでございます。

次の居宅支援サービス計画費につきましても、同じく要支援認定を受けられた方々に対する支援サービス計画に対しての介護保険に定められた収入を計上したものでございます。

第2款繰越金につきましては、予算どおりの計上でございます。

歳出といたしましてはすべて需用費関係で、消耗品及び印刷関係費でございます。

以上で平成14年度介護保険特別会計歳入歳出予算の概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長 お諮りします。

本日の会議時間は議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定いたしました。

議 長 次に、日程31番、議案第25号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 都市整備部長！

都市整備部長 議案第25号平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

まず、下水道事業特別会計の概要についてご説明申し上げます。

平成14年度の下水道の整備につきましては公共及び特環で、約2,485m余りの管渠の延長を予定いたしております。平成14年2月20日現在におきましては、町全体の使用開始世帯が7,191世帯、水洗化率が83.3%となっております。ちなみに、在来地区の水洗化率でございますが67.4%、13年度では64.4%で、3%の伸びでございます。なお、平成14年度におきましては接続率を70%台に持っていきたいと、このように考えております。

それでは、平成14年度予算の主なものについてご説明申し上げます。

まず、294ページの歳出からご説明いたします。

それでは、一般管理費の主な委託料についてご説明申し上げますと、下水道の使用料の業

務委託といたしまして1, 270万7, 000円、水道課に業務委託するわけでございます。

続きまして、新しく下水道施設の管理システム設計委託料で2, 100万円、これにつきましては管路図、接続状況、未接続状況等をコンピューターに入力のための業務委託でございます。

負担金、補助金では、流域の下水道の維持管理市町村負担金として1億6, 407万6, 000円を計上いたしております。一般排水について1億5, 523万2, 000円、中間排水について197万3, 000円、特定排水について686万9, 000円を計上いたしております。

次に、296ページ、97ページをお願いいたします。公共下水道の建設費につきましては、管渠の布設に伴います測量設計委託で1, 000万円を予定いたしております。工事請負費につきましては8, 950万円、内訳といたしまして、補助分で95m、町単分で720mを予定いたしております。

次に、工事に伴います区域の水道管の移設補償費として3, 985万円を予定いたしております。

続きまして、298、299ページをお願いいたします。特定環境保全公共下水道の建設費でございます。管渠の布設に伴います測量設計委託料といたしまして6, 600万円を計上いたしております。内訳といたしまして、補助分で5, 000万円、単独で1, 600万円を予定いたしております。工事請負費でございますが2億9, 300万円、内訳で、補助分で1, 060m、単独で610mを予定いたしております。

次に、工事に伴います区域の水道管の移設補償といたしまして4, 800万円を計上いたしております。

次に、下段でございます流域下水道負担金として2, 382万4, 000円を計上いたしております。

続きまして、300ページ、301ページをお願いいたします。公債費の元金及び利子については、償還元金3億4, 979万3, 000円と利子3億8, 210万5, 000円を予定いたしております。

以上が歳出の主な内容でございます。

恐れ入りますが、290ページへお戻りしていただきたいと思っております。歳入について、主なものをご説明申し上げます。

まず、下水道の使用料でございます。14年度につきましては2億3, 447万1, 00

0円を予定いたしております。

国庫支出金でございますが1億5,500万円、公共下水道の補助といたしまして500万円、特定環境保全下水道建設として1億5,000万円を予定いたしております。

次に、下段でございます県支出金でございます。緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金でございますが、1,890万円を見込んでおります。

次に、292ページ、93ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金といたしまして7億5,182万9,000円を見込んでおります。

次に、町債につきましては、公共下水道債で3億7,690万円、流域下水道事業債で2,370万円を予定いたしております。

雑入につきましては、平成13年度決算額に対する消費税の還付金1,304万7,000円を見込んでおります。

以上で、平成14年度下水道事業特別会計につきましては歳入歳出それぞれ15億7,502万2,000円を予定いたしております。

以上、まことに簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

議長 次に、日程32番、議案第26号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、312ページをお願いいたします。312ページでございます。墓地事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

最初に、歳入でございます。墓地使用料では、今まで整備をいたしました町の1,003区画が完売になりましたので、今年度新たに67区画を整備いたします。その中で、半年分の2,500円と、それから1,003区画の5,000円の合わせた管理料を見ております。

それから、永代使用料でございますが、67区画を整備いたします、その1区画分につきまして97万円の価格ということで、今想定をいたして計上させていただいたものでございます。

続きまして、手数料でございますが、使用許可証の再交付500円の2件、それから継承使用許可証の交付1,000円の4件、合わせまして手数料として見込んでおります。

次に、次のページをお願い申し上げます。墓地管理費の委託料といたしまして215万8,000円。償還金利子及び割引料で、6区画程度の返還に対します額を見込んで

でございます。

次ページでございます。墓地の事業費でございますが、今年度67区画整備いたします主に設計業務委託料と工事請負費でございます。

最後に、今まで墓地整備に係りました起債につきましては、12月議会でもお話を申し上げましたように、13年度ですべて返済が終わりました。後は一般会計からの借入金が残っております。その額が4億5,094万9,000円でございます。これから整地販売していく中で、この分につきまして返していかなければならないということをご承知おきお願い申し上げたいと、かように思います。終わります。

議長 次に、日程33番、議案第27号、平成14年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第27号平成14年度の広陵町学校給食特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

予算に関する説明書の326ページをごらんいただけたら幸いかと存じます。

まず、歳入につきましては、保護者からの負担金といたしまして月額3,700円の11カ月、2,428名分といたしまして9,881万9,000円、そして一般会計からの繰入金といたしまして1億302万1,000円、そして雑入としまして教職員の給食負担金として638万9,000円など、歳入合計に入れさせていただいております。

繰越金等につきましては科目どおりという形で、ご了解いただけたら幸いかと思います。

歳入合計といたしまして2億824万円でございます。

歳出でございますが、328ページをお開き願います。主なものは、給食調理員17名分の給料、職員手当、共済費等の人件費で7,617万2,000円でございます。そして、パート調理員といたしまして、5名分の賃金として463万2,000円でございます。

また、給食賄い材料費、年間181回分として1億1,742万3,000円など、歳出合計2億824万円を計上させていただいております。

歳入歳出それぞれ2億824万円でございます。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、日程34番、議案第28号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 健康福祉部長！

健康福祉部長 それでは、議案第28号平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成14年度における新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出予算の総額は1,593万1,000円となっております。新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算に関する説明書の338ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入の第1款分担金及び負担金におきましては、3町によります介護認定審査会共同設置の新庄町及び當麻町の負担金でございます。この負担金は均等割と審査件数割によって算出することになっており、均等割といたしましては一般経費を3町が均等で負担し、審査件数割につきましては全体の見込み認定審査件数を各町それぞれの見込み認定審査件数の割合に応じて負担いたしますことから、新庄町の均等割と審査件数割を合わせ529万4,000円、當麻町の均等割と審査件数割を合わせ486万5,000円で、この2町の合計額1,015万9,000円を受け入れるものでございます。

次の第2款繰入金につきましては、3町特別会計の広陵町負担分の均等割と審査件数割を合わせました577万2,000円でございます。

続きまして、340ページの歳出でございますが、第1款総務費の一般管理費で、職員の給与、手当関係や日々雇用職員の賃金等人件費関係で962万2,000円、旅費需用費、役務費関係で85万1,000円、事務機器などの使用料及び賃借料で28万円、負担金といたしまして4万1,000円。

次の介護認定審査会費でございますが、審査会委員の報酬で420万円、報償費では委員会委員研修参加の謝礼といたしまして24万円。

次のページにわたりますが、旅費、需用費関係で32万8,000円となっております。

以上で平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

議長 次に、日程35番、議案第29号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について説明願います。環境部長！

環境部長 予算説明書の349ページでございます。この特別会計は、現在取り組んでおります新清掃施設建設用地及び関連施設用地の先行取得のための予算を計上させていただいております。現在、地元と協議を進めているところでございますが、まだ同意をいただいております。このような状況での予算提案はいろいろとご意見もあろうかと存じますが、いつで

も対応可能な予算を確保し、地元のご同意を得、所要の手続を経た上で執行をいたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

予算総額は15億69万1,000円を計上いたしております。財源は全額用地先行取得債の起債をもって賄い、後年度に、施設建設の際に改めて用地の買い戻し予算を計上することになります。予算説明書の356ページ、上段をごらんいただきたいと思っております。

新清掃施設整備事業費に9億6,138万2,000円を計上いたしております。これは、ごみ処理施設用地として約2万8,000平方メートルの取得を予定いたしております。

下段の道路整備事業費には2億2,445万円を計上しております。道路整備用地として約5,000平方メートルの取得を予定しております。

予算説明書のコミュニティー施設整備事業費は3億1,485万9,000円を計上し、約9,000平方メートルの用地取得を予定しております。

以上が用地取得特別会計予算の概要でございますが、地元にご提示申し上げておりますグリーンプランに基づきまして所要の用地取得費を計上したものでございますが、地元との協議の状況によりまして変更もあり得ることをあらかじめご承知おきいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げます。もちろん、議会の方に詳細にご報告を申し上げた上で予算の執行を行う所存でございますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上、終わります。

議長 次に、日程36番、議案第30号、平成14年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について説明願います。 水道局長！

水道局長 最後でございます、よろしく申し上げます。

それでは議案第30号、平成14年度広陵町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

363ページをお願いいたします。三条予算の収益的収支について、主なものを申し上げます。まず、収入でございますが、水道事業の根幹であります給水収益につきましては1人当たり1日の使用水量が309リットルでございます。給水人口が3万2,450人です。給水量は前年度当初単位で20万立米減の400万立米でございます。その内訳は、県水が290万立米で、割合は72.5%でございます。自己水が110万立米で、27.5%となっております。有収率が91.5%で、有収量の366万立米に平均買価が205円20銭で計算いたしました結果、7億5,103万2,000円を見込んでいるものでござ

ございます。

次の受託工事収益につきましては、下水道工事に伴う水道管移設工事や建設課、総務課、高田土木からの受託工事に伴う負担金として9,716万8,000円を計上いたしております。

次のその他の営業収益といたしましては、1,966万7,000円を計上いたしております。その内訳としましては、消火栓の維持管理に伴う負担金として635万4,000円、下水道使用料、徴収事務手数料、設計審査竣工検査手数料等といたしまして1,330万9,000円となっております。

次の営業外収益105万7,000円につきましては、預金利子や真美ヶ丘配水場の用地、建物の貸付料等を計上しているものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

原水及び浄水費といたしまして、水道をつくるために必要な施設、設備の維持修繕費、動力費、薬品費及び県水の受水費用等を計上しておりますが、特に受水費につきましては県水1立米当たり145円と消費税、購入水量が290万立米で4億4,152万5,000円を計上いたしております。

次の配水及び給水費につきましては、委託料として、漏水調査の調査費として500万円、メーターの定期取りかえ費用といたしまして、今年度は大巖、大垣内と赤部、笠、斎音寺、中または寺戸を予定しておりますが、その費用といたしまして177万円を計上いたしております。

また、配水場の草刈り費用等も計上いたしておるものでございます。

次の364ページをお願いいたします。修繕費といたしまして、配水管等の修理費用、浄水場のポンプ整備費用、定期取りかえのためのメーター改良費用等を計上いたしております。

次の受託工事費1億938万9,000円につきましては、下水道課、建設課、総務課、高田土木からの受託工事の費用等を計上したものでございます。

次の総係費9,144万円につきましては、委託料におきまして、議案書362ページの第5条に記載しておりますニューライフシステムを購入するための一時経費638万9,000円を初め、宿直業務、検針業務等の委託に要する費用を計上いたしております。

減価償却費につきましては、今年度は1億7,317万6,000円を予定しておるものでございます。

以上が3条予算の概要でございますが、この結果9,371万7,000円の収入不足と

なります。

次に、365ページをお願いいたします。4条予算の資本的収支につきまして、主なものをご説明申し上げます。

まず、収入につきましては、工事負担金といたしまして1億8,394万5,000円を計上いたしておりますが、その内訳は、給水分担金として293件分で7,045万5,000円、施設分負担金といたしまして50件分で1,207万5,000円、工事負担金として下水道工事に伴う分と都市基盤整備公団分を合わせ1億141万5,000円を計上いたしております。

次に、支出についてご説明を申し上げます。

支出総額3億1,417万1,000円のうち建設改良費3億862万3,000円、その内訳は配水施設費として配水管の布設替え及び布設工事費、下水道管及び都市基盤整備公団からの受託工事費の工事請負費として2億2,105万円、委託料として2,200万円につきましては設計業務及び管路台帳修正業務の委託費用を、また固定資産購入費につきましてはメーター及びメーターボックスの購入費用を計上いたしております。

次の浄水場施設費につきましては、今年度新たに井戸を1カ所掘る計画をいたしております。その理由といたしましては、現在10カ所の井戸による自己水の集水を行っておりますが、そのうち神主井戸、奥坪の浅井戸、南郷浄水場内の深井戸の3カ所が非常に機能が低下してまいっておりますので、今年度は神主井戸を移転し、現在地から南へ250mのところを井戸を掘る計画をするものでございます。その費用として3,626万円を計上いたしております。

また、南郷浄水場の門扉、フェンスの整備費用として700万円を計上いたしております。

以上の結果、4条予算において不足する1億3,022万6,000円につきましては過年度損益勘定留保資金で補てんをいたします。

なお、地方公営企業法第25条の規定により予算に関する説明書も添付しておりますが、説明を省かせていただきますので、後ほど熟読をいただければ幸いかと存じます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく申し上げます。

議 長 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案熟読のため3月7日から10日までの4日間を休会といたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、3月7日から10日までの4日間は休会といたします。

3月11日は、本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5 : 13 散会)

平成14年3月11日広陵町議会
第1回定例会会議録（2日目）

平成14年3月11日広陵町議会第1回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 西辻眞治

書記 乾 善 雄 野 村 克 也

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:07開会)

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第 2号 町の区域の変更について
2	議案第 3号 広陵町新清掃施設建設基金条例の制定について
3	議案第 4号 広陵町用地取得事業特別会計条例の制定について
4	議案第 5号 町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
5	議案第 6号 広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
6	議案第 7号 住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
7	議案第 8号 政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて
8	議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
9	議案第10号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
10	議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
11	議案第12号 広陵町奨学基金条例の一部を改正することについて
12	議案第13号 広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
13	議案第14号 広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについて
14	議案第15号 広陵町児童育成クラブ条例の一部を改正することについて
15	議案第16号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
16	議案第17号 広陵町下水道条例の一部を改正することについて
17	議案第18号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

の一部を改正することについて

- 18 議案第19号 平成13年度広陵町一般会計補正予算（第8号）
- 19 議案第20号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 20 議案第21号 平成14年度広陵町一般会計予算
- 21 議案第22号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 22 議案第23号 平成14年度広陵町老人保健特別会計予算
- 23 議案第24号 平成14年度広陵町介護保険特別会計予算
- 24 議案第25号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 25 議案第26号 平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 26 議案第27号 平成14年度広陵町学校給食特別会計予算
- 27 議案第28号 平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 28 議案第29号 平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 29 議案第30号 平成14年度広陵町水道事業会計予算
- 30 議案第31号 広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結について

て

31 一般質問

議長 まず、日程1番、議案第2号、町の区域の変更についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議長 次に日程2番、議案第3号、広陵町新清掃施設建設基金条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。4番議員！

4番議員 まずこの基金条例をつくる経緯という点について、町長は今年の8月に就任された

ということで、その以前からのかわりも4年以前の前にあったわけですが、この多額な予算が要するという点は当初からわかっていたと思うわけですが、今回遅まきながらこの基金条例をつくられてきた。そしてそれもせっぱ詰まったところを出ているわけですが、その点についてどのように考えておられるのか聞きたいと思います。

それからこの基金条例のつくるに当たって、いわゆる平成10年9月に財政計画表を議会に提出していただいています。それは平成14年度までのいわゆる計画案であったわけですが、町がみずからつくっていただいた財政計画案に対して、今回この条例を出す、あるいはまた14年度の予算編成に当たってどのような状況、どのような認識を持って広陵町の財政計画を認識されてるのか。これは地方交付税減額の問題、あるいはまた地方分権の問題、そしてそれにまつわる自主財源の問題やその他地方、もちろん合併がその背景にありますけれども、財政問題は欠かせない、避けて通れない問題になっています。そういう点でこの基金条例、あるいは14年度の予算編成に当たっての将来計画、財政計画についての認識を持って当たられたと思いますけれども、その点についての整理状況、あるいはまた認識をどのように持っておられるのか。また、その資料作成についてどうなっているのかを聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 寺前議員さんのおっしゃるように、財政計画もちろん必要でございます。と申しますのは、現在ワンダーランド計画に基づいて財政計画の見直しをやっているというのは状況でございます。地元との交渉の中で、地元が要望される施設等が確定いたしておりませんので、このあたりの財政計画というのが立てにくいという面もあるわけですが、一応全体計画としての必要な経費と、それからこれに対します財源措置というものを考えて現在見直しておりますので、その時点ででき上がりましたら提示できるかと思えます。

それから基金の条例の制定でございますが、この経緯につきましては、基金は単年度の中で一般会計から積み立てるという金額にしましては多少少ない金額しか積み立てられないというのが実情でございます。この基金を単独事業等に充当したいというふうに現在考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 4番議員！

4番議員 私はこの財政計画の問題について考えるに当たって、先ほど言ったように、合併問題や地方交付税、あるいはまた地方分権に伴うもろもろの問題があります。しかし、この基金条例に限って述べさしていただくならば、このいわゆる新清掃センター建設について、も

ちろん地元との話し合いがまず第一だということは十分に認識しております。そしてその中からどのような予算枠ができて上がるのかという点についても理解できるわけですが、もう一步、広陵町の将来的な財政を立てる場合に、例えば今単独事業とおっしゃったわけですが、補助事業との兼ね合いからいっても、補助事業はいわゆる単価の高い方策が前提になってる。施設整備、焼却炉の問題ですね。あるいはこれはRDFを含めていわゆる処理施設の問題だと思います。こういう点について、補助事業、あるいはまた単独事業、24時間操業などの点も踏まえて予算編成、いわゆる財政計画の中で検討をするというのは、これは事務局にあっては当然のことではないかというように思うんです。話は地元合意の中で形成されていくというのは当たり前のことであって、どんな形での施設が要るのか、これは現在RDFというようにおっしゃっているわけですが、あるいは焼却炉、その他もろもろの施設があります。そしてそれを私たちは視察に行った中で、いわゆる補助事業ではなく単独事業で十分に安心できる公害施設を整えた建設ができるという点の勉強もしてまいりました。そういう点からいって、財政計画を立てる場合に二通り、三通り、四通りも立てなければならぬ今現在時点だというように思うんです。

そういう点を見通して、私は今地元要望をまとめるという点は並行した問題であって、幾ら要るのかという点の想定は何通りも町が立てなければ即さま対応できない問題です。例えば、地元で10億円かかるということになるのか、100億円かかるというふうになるのか、2億円かかるということになるのか、こういう点は想定した中で財政計画を立てなきゃならないというように思うんです。そうでなければ、現実問題として話し合いをするという点においても、すべて地元要望が、金銭的な問題も含めてのめる町の財源なのかどうかという根本的な問題も問われる場面もあるかもわからないわけですから、そういう点で私はやはり財政計画、1通りではなく何通りの計画も立てた上で、今後の広陵町のあり方、子孫代々にわたる計画が今特に必要だというように思うんですが、そういう点、この基金条例にかかわる問題として、いわゆる新清掃施設の盛り込んだ財政計画というものは何通りもつくる必要あるというように思いますが、その点どのように認識されてつくる予定にされてるのか、あるいはまた今作業に当たっておられるのか、私は1つや2つでは間に合わないというように思いますので、その点もう一度お聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 おっしゃることはわかりますが、一応財政計画の中で、今回の新清掃施設に係ます財源と申しますか、予算と申しますか、全体で何十億円かかるということをご想定するわけで

ございますが、その中で寺前議員がおっしゃるようないろいろな要件が入ってくると。だからその決定するまでには2通り、3通り、あるいはもっと数多くの想定した財政計画を検討しなければならないという認識は私も持っております。その中で一応補助金あるいは起債等に充当する部分とかということで、初めて将来にわたる財政計画ができ上がるもんだというふうに認識しておりますので、今おっしゃるように、何通りも検討するというのにやはりちょっと時間を要しているというのは状況でございます。以上、終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 そしたら1点だけお聞きしておきたいと思うんですけども、この基金の目標額、何年かかって幾ら目標にしているのか、その点教えていただきたいと思います。

総務部長 一応地元との合意の関係もございますが、一応3年以内ということで、10億円ぐらいというものをめどにしております。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程3番、議案第4号、広陵町用地取得事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 まずこれは新清掃センターの用地取得のための会計なんですけれども、3.7ヘクタールということですけど、これも大体幾らぐらいの予算で今日安持っておられるのか、3.7ヘクタール、購入価格ですね。

それと今土地所有者の地権者の状況ですね、どんなような状況になっておられるのか。皆さん地権者の方は皆さん同意されているのかですね。この前地権者との方との話し合いも持たれるということも報告お聞きしていますので、もう既に持たれたことになってると思いますので、その辺の様子もお聞きしたいと思います。

それから土地については補助金は出なかったと思うんですけども、確認ですけども、清掃センター用地についての補助金が用地取得について出るのか出ないのか確認しておきた

いと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 用地の単価につきましては、後日鑑定等を正式に入れてから決定をいたしたいというふうに考えておりますが、今のところ予算単価は平米で割っていただきましたらおのずと出てまいるというふうに思います。

それから地権者に対する説明会につきましては、まだ今のところ実施しておりません。近々地権者の方に計画の概要の説明をさせていただく予定をしております。

それから用地に関する補助金はございません。施設のみでございます。以上です。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 15億円っていうのが3.7ヘクタールすべての予算ということで考えていいんですか。今回、今年度出てきた特別会計の、予算の方で聞いたらいいことなんですけれども、今割っていただいたらということですので確認しているわけなんですけれども。

議 長 環境部長！

環境部長 予算の方で質問いただけると思ってたんですが。議案の提案説明のときも申し上げておりますように、ごみ処理施設用地は2万8,000平方メートルを予定いたしております。それから道路用地として5,000平方メートル。これはもう約でございます。それから3.7のうちの2.8と残り9,000平方メートルは、コミュニティー施設用地としてごみ処理施設を予定しております地域全体の3.7のうち2.8がごみ処理施設。それから0.9ヘクタールがコミュニティー施設ということで、いわゆる還元施設を予定いたしております。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 今度はいよいよ古寺地域の方々の用地買収ということで、用地特会を新たにまた設置するということになったわけなんですけれども、先般も古寺と町、役員さんと町との話し合いが行われたというように聞いております。またそれ以降、古寺の中で区長さんや役員の方がおられるやのような話も聞いているわけなんですけれども、私はここで1つ大事なところについて質問をしておきたいわけなんですけれども、先般の古寺区役員会の中で、RDF施設についての議論があったというように聞いてるわけなんです。そしてこれについて、私は大事な問題だなというのをあえて言うのは、議会全体で日本下水道公団を視察した。また有志10人で御殿場市のRD施設を視察さしていただいた。またそれに関連して、埼玉県の大井町に視察させていただいた。こういう流れの中で、現在RDFに対しての問題というのは非常に先行き

が不透明感がますます増している、こういう状態になっているわけであります。

先般、古寺の役員会で議論された中で、なぜかRDFの問題について議論があったというように聞いているわけですね。そしてその内容は、全体の質問としてその説明会の前に匿名で町に答えてほしい内容として質問事項が届いていたらしいですけれども、そういう一連の過程を見てもと全般的な問題があります。いわゆる手続論やその他いろいろありますけれども、RDFの問題に限ってお尋ねするわけですけれども、今古寺の区民の方々は正確にその点を認識されているのかどうか。これがまず第1点であります。これは一部古寺役員の方の、これは古寺の区民の方の言葉をかりると、強引にRDFを決めておこうと、現在、現時点においては、こういうような議論があったかのような話を聞いているわけですけれども、町の姿勢としてはこれは間違っているのではないか。というのは、RDFをもちろん町は基本的に考えておられたという事実経過はそのとおりですけれども、現実問題としてこの経過を見ていると、再検討、あるいはまた固形燃料の引き取り先の確定という問題を抜きにしてこの話を全面に持ち出すというのは不誠実ではないかというように思うんですね。こういう点で、古寺区の考えとして、あるいはまた古寺の区民の方々のいわゆる質問状やその他の意見として、町は全体のことを考えたRDFの説明会、あるいは正確な内容を、情報を提供する、こういうことに対して強い認識を持っておられるのかどうか。私はこれは反対派の方々がもし町の言っている説明と内容にそごがあるとすれば、これは非常に深刻な問題になってくるというように思うからであります。やはり正確な情報を伝える、そして一部の、古寺区民の中の一部の方の意見を取り入れる、こういうような姿勢は町としては改めるべきではないのかというように思うわけですけれども、その点についてどう認識されているのかお伺いをしておきたいというように思うんです。

それと既にRDF、あるいはそれにまつわる業者の動きが既に始まっている。私は以前、この南3丁目の建設のときには議員ではなかったわけですけれども、その過程の中で不祥事が生じ、逮捕された議員が生まれたわけです。また全国的にこの焼却施設にまつわる問題というのは莫大な利益を生むという発想があるのかないのか、地元対策やその他絶えず生じている問題があります。そういう意味も込めて、私は町がすべての情報を公開し、古寺地区区民の方々や、また全町民が正確なこの建設にかかわる情報を持つことが特に大事だと考えるわけですけれども、そういう点についてお伺いをしておきたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 古寺に対する説明につきましては、手順を追って進めているというふうにご認識を

いただきたいと思います。今、古寺区民の皆さん方に十分情報が届いているかということはありません。確かにおっしゃるとおり、区民の方に町の説明を、全体に説明をさせていただいた機会は、新町長になってからはございません。これは区の役員さんに十分説明をし、その次に2月15日に区の各種団体の役員さん方に説明を申し上げました。その説明会の中でも冒頭、町はグリーンプランという計画を押しつけに来たのではないかというご意見を確かにいただいております。そのことは住民の皆さん方に、区民さんの説明は繰り返しているものの、十分伝わっていないということのあらわれというふうにとめております。

町としては、この事業を円滑に進めるためには住民の皆さん全員のご理解をいただくという手順を踏まないと実現しないと。古寺地域だけでなしに、周辺地域も含めて全体的な説明を繰り返し、時間をかけてやっていきたいというふうを考えておりますので、そのように町が不誠実と言われる部分につきましてはちょっと心外でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからRDFの施設の業者がいろいろ動きがあるではないかということでございますが、RDF方式のメーカーというのは各社かなり数がございまして、それぞれ広陵町が広域化計画に基づいてRDF施設を過渡期の方式として計画書の中に表示しておりますので、広陵町がRDFをやるということは当然企業の方も情報としてとっておりますので、いろいろ営業に来ることは間違いはございませんが、そのようなまだ古寺の皆さんに十分ご理解をいただけてない中で、機種は一番安全という観点からRDF方式を提案はさせていただいておりますが、確かに役員さんの中でもRDFに対しては当初から引き取りの問題、それからそれ以外の問題等についてご意見をいただいていることも事実でございまして、今後議論を進めていく中でRDFのあり方も考える必要はあるかというふうには思っております。

ただ広域化計画の中でRDFという方式を決めておりますので、国の補助金をもらえるのはRDF方式であるということもご認識をいただきたいと思いますというふうに思います。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 重要なことは、私は古寺区の区民の方々が議論を尽くしていろいろやっておられることに関して全く干渉するつもりは毛頭ございません。区長がやめられる、あるいは役員の方がやめられるというようなことも含めて、それは古寺区民の方々が決めることだというふうに思います。ただ私たちは、古寺区民の方の一部の方ですけれども話を聞く中で、やはりRDFがあたかも古寺区民が望んでいる施設なんだというように言われるのは心外だと、こういう言葉も聞いているわけでありまして。それはなぜかといえば、問題点が明らかになって

いないのではないかと、こういうことであります。これは先ほど室長が答えられたとおりでありますけれども、そのことに関連して説明会の前にいわゆる質問状、これは匿名で来たということですが、来ている。あるいはまた説明会でもその点について議論があった。そして一部の役員さんは逆に、町がふらふらするというのであれば、もう古寺では設置は認めない、町は初心を貫くべきだというような発言もあったというような話も聞いているわけなんです。そういう点からいうと、やはり今大事なことは、RDFの問題点やその他について古寺区民の方々が正確な情報を得ることが大事ではないかのか、そしてそれが古寺区民の方々の中で議論をしていただいて、そしてまとめていただくその大きな材料になる、このように私たちは思っているわけなんです。でなければ、今私たちはその反対されてる方々についても、町が古寺の地域を指定している限りにおいて、もちろん古寺区民の方々が最終決定されることは確かですけれども、間違いありませんけれども、私たちはできるだけ古寺に情報を正確に流しながら、この古寺に設置していただくことが今現在最もベターではないかと、このように立場を表明しています。

しかし現在のようなその情報が混乱している、あるいは中であっては混乱を。

議 長 4番議員！

4番議員 解決できないというように思いますので。

議 長 議案についての質問に変えてください。

4番議員 そういう点について情報を正確に流すというのは、役員会だけではなく、積極的に古寺区民の方々全員、あるいはまた全町民の方々に引き続いて流すということを、また関連の地域も含めてですけれども、ぜひとっていただきたいと思うわけですが、その点再度質問したいと思います。

議 長 議案に沿った質問だけを答えてください。4番議員の質問はちょっと議案から離れているように思いますので。

ほかに質問ありませんか。 3番議員！

3番議員 今回の古寺地域で一応場所的に選定されて、広さについても一応選定されて、これから進めていこうとされてるわけですが、非常にこれからの町のご苦勞は大変なことだというふうに思うわけですが、この場所の選定と、それから広さの選定についてお聞きをしたいと思うわけですが、今、南3丁目で焼却センターが稼働しておりまして、その清掃センターと家の間というのが一般生活道路6メートルしか離れていない、それによりまして公害とか音の問題、またにおいの問題とかいろいろなことが出てきてるわけですね。この3丁目の

中の住民の方々からの要望とか、意見とかっていろいろ町の方も聞いておられると思うわけですが、その3丁目の中から教訓をどのように引き出されて今回の場所と、それと広さの設定をされたのかということをもっとお聞きしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 ただいま基金条例という議案の中でお答えするのが適当なのかどうかということなんですけど、今現在の清掃センターは約2ヘクタールの敷地を保有いたしております。今度の……。(3番議員「用地特会の、基金条例じゃありません。」)失礼しました。それで広さは現在の清掃センターよりは若干広目ということで、リサイクルプラザも新設をするということで、広目の設定をいたしております。

それから3丁目での教訓をどう生かしてるのかということにつきましては、古寺の区議員さんとの説明の中でも、施設の周辺に影響を及ぼさない対策を敷地外にも設けるべきではないかというような意見も確かにいただいておりますので、そういったことも含めて今後お受けいただく場合の具体的なプランをつくっていくということになっていくと思いますので、その今議会の方にもお示ししておりますグリーンプランをそのまま強硬するというのではなく、いろんな問題点を整理して新たな計画を立てたいというふうに考えております。

議 長 3番議員！

3番議員 今なおこれからの計画の中なんですけれども、やはり町の方と役員さんの方とでいろいろ話し合いを詰められて、またこれから住民の方々に説明をされていくという経過になるだろうと思うわけですが、その中でやはり清掃センターについて非常に関心をお持ちの方、またその施設の問題も含めまして、また周辺地域の整備の事柄につきましても非常に関心をお持ちの方もたくさんおられると思いますので、そこの中で特別委員会というんですか、いろいろそういう整備委員会みたいな形でつくっていただいて、住民の方々の意見を本当にきちんと吸い上げるような機関というのをつくっていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程4番、議案第5号、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第6号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 まず条文の中の解釈の方からお聞きしたいと思います。第1条の利害関係を有する者という部分ですけれども、どの範囲を想定しておられるのかですね。公害の問題ですので、これは非常に幅広い形での対象になると思いますので、確認をしたいと思います。

それから第3条なんですけれども、施設の種類なんですけど、当然アセスするときには施設をどういう施設にするのかという前提のもとにされるわけですが、これをRDF施設ということで限定してアセスをされるのかどうかお聞きしたいと思います。

それから第4条なんですけれども、2項の生活環境影響調査を実施した周辺地域内で町長が指定する場所ということなんですけれども、これについては当然古寺地域内、あるいはまた図書館等多くの住民の方が閲覧できるような形で場所を設定していただくと当然だと思うんですけれども、どういう場所を想定していただいているのかお聞きしたいと思います。

それからこれについては、アセスの項目については資料として提出をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、アセスの時期ですね、地元住民の皆さんの合意ができたらずぐにアセスをするんやと、調査するんだということで、以前から予算化されながら流れてきたという経過があるわけですけれども、その時期ですね、どのように想定されておられるのかお聞きしたいと思います。

それからその中で、全体のそうしますと合意を得てからのアセスをして、それからいろいろ

ろな施設の計画、設計等も含めまして計画、以前には1度出していただきましたけれども、どのようなタイムスケジュールを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 利害関係人の範囲というのは、非常に広いというふうに理解をしております。基本的には広陵町民が利害関係人ではないかというふうに考えております。それ以外にも、町外におられる住民も対象になる場合があるというふうに理解をいたします。

対象となる施設につきましてはごみ処理施設ということになっておりますので、RDF施設ということに限定された条例ではございません。本来はこの条例は、法律の方ではごみ処理施設のうちの焼却施設のみというふうにはなっておるんですが……。 (5番議員「ちょっと待って、ごめんなさい。言うたら広陵町が今やろうとしている種類はRDFで調査しようとしているのかという意味でお聞きしてるわけ。」) はい。(5番議員「清掃施設でできるのはわかってるんですよ。」) で、RDF施設と決めた上で調査をするということになりますので、地元と合意ができてから、後ろの方の質問にも関係すると思いますが、地元とRDFでいくということが決まってから調査をさせていただきます。前提が決まらないと調査はできませんので、その前提を決めてから調査をさせていただきます。

それから町長が指定する場所というのは、基本的には町役場以外ではやはり地元地域ということになると思いますので、そのあたりもまだ現在決めておりません。

それから資料につきましては非常に膨大になりますので、指針等図書がございますので、ごらんをいただけたらというふうに思います。

それから地元調査の時期、スケジュールにつきましては、先ほども申し上げましたように地元との合意が成立した以後ということになりますので、この前お示したスケジュールどおりということでございます。(5番議員「1年間、1年間ということ。アセスの時期1年間。」)

議 長 5番議員！

5番議員 利害関係を有する者という部分については、町民に限定せず今大変広範囲に地球規模での公害の問題が言われている中で、どなたに対してでもそのような意見書を提出する機会ということで、また一考していただきたいというふうに思うわけです。

それから施設の種類のところで、RDFでいくと決まってからアセスをするということなんですけれども、今の流れでいきますと、RDF施設で地元住民の合意を得ようとされているわけですから、合意が得られたということはすなわちRDF施設が合意されたということ

に必然的になっていく、こういうことになるわけですね。そしたらこのRDF施設について、いろいろな地元の中では、反対の大きな原因はRDF施設について大きな不安を持っておられる中で反対をされてる状況があるわけなんですけれども、その一方でRDFをかなり強引な形で押しつけられようとしている、これはまた一般質問あるいは委員会の方でもいろいろ議論さしていただきたいと思うわけなんですけれども、実際私の方もいろいろな住民の皆さん、また直接、間接に耳にしているわけです。そういう中で、町の方もRDFとは限定しないと一言いながらRDFを強引に推し進めようとしている状態があるわけですね。特別委員会の中でRDF施設がだめやったら違うのも検討すると言っておられますが、今の流れで言うたらRDF以外の施設を検討する期間がないわけです。だからRDF施設が本当にいいのかどうか、それについて検討をする時期をいつ見ておられるのかですね。そこを確認しておきたいと思うんです。

そのRDF施設につきましては、先ほども寺前議員も言いましたけれども、議員の方でいろいろ勉強してくる中で、日本下水道公団、また御殿場市でも大変な問題があるということで、御殿場ではもう今後はRDF施設については見直しをするんだということではっきりと明言されているわけですね。それをJ-CATREL方式がどうのこうのとかということで特別委員会でおっしゃっておられましたけれども、私の方がその後いろいろ調べましたところ、その方式による部分で大変困難が生じているということではないということが明らかになってきたわけです。ほかの会社がやっておられるところだと……。

議 長 松野議員！ちょっと議案に沿った質問に変えてください。

5番議員 いや、アセスするということはRDFでしょう。

議 長 簡単明瞭に。

5番議員 これ前提されてるから、だからそのRDFについて、もうこの流れでアセスをやってしまうっていうことは、RDFでもうそのままいってしまうということになりますので、重大問題だということを言っているわけです。だからそしたら簡単に言いますと、このRDF施設についてこれだけ議員の中でも研修の帰りに、このままRDF施設をつくったらもう議会の責任だなあとか、また日本下水道公団行った帰りに、本当にうそついてんのは広陵町ではないかというほかのいろいろな議員さんの声があったわけですね。そういう住民の皆さんも不安に思っておられる中で、今真摯にRDFによる処理がいいのかどうか誠実に考えていく、住民の方も含めて考えていくことが今大変緊急に必要なことなんですけれども、このままでいくとそういう時期がつかれない、そういうことになっていますが、その点につい

てどのように時間をとっていくのか、RDF施設がいいのか、焼却施設がいいのか等々議論する時間帯はどこに入れるのか確認したいと思います。

議 長 環境部参与！

環境部参与 松野議員さんのご質問ですと、私どもが地元に対してRDFを固守しているというふう聞こえるんですけども、いわゆる古寺の役員会の中でも、役員さんの方から絶対RDFですかとか、RDFに問題があればどうするんですかとかという当然質問はございます。その中で我々も明言しております。それは決めると、機種を決めるという判断は、安全が第一ですと。RDF以外にここ半年、1年の間にもっと安全な施設があれば変えるという姿勢は持っていますと、安全を第一にしたいですというふうにお答えしております。ですので町としての姿勢としましては、今申しましたように一番安全な施設でつくりたいというふうに思っております。

環境影響調査につきましては、施設を決めて、その施設がどう今の環境に影響を及ぼすかという内容の調査ですので、地元と十分協議の上、決定した内容のアセスにしたいというふうに思っております。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程6番、議案第7号、住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第8号、政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 8 番、議案第 9 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 9 番、議案第 10 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 10 番、議案第 11 号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程11番、議案第12号、広陵町奨学基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

4番議員 これは結局は一般会計で使って返すということですが、その他にもいろいろありますが、この基金条例については今までこれができなかったということでそうされてるんですが、これはそのようにされるんですか。実行するから条例を改正することなのか、わずかな金額なんです。そういう点を1つお聞きしたいのと、むしろこの条例を変えようと提案するときに、いわゆる現在政府は育英会の廃止を表明している状況です。とんでもない自体が起こっているわけですけれども、町としてはこの奨学金を一層充実するという立場で議論をされなかったのか、されたのか。そういう点もあわせて聞いておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 おっしゃるとおり、ほかの基金条例におきましては繰りかえ運用の規定がございます。この奨学基金条例だけが繰りかえ運用はないということで、ほかの基金条例と統一した条例にしたいということが改正の趣旨でございます。

それから、この基金の充実ということについてはもちろん議論もいたしました。今後、基金を活用しての奨学金というものを増額等は、将来において考えていきたいというふうに考えております。

議 長 ほかにありませんか。 3番議員！

3番議員 今の利用状況ですね、今町の奨学金を利用しておられる方がどれぐらいあるのか。

それとそのときの利率の問題ですね。これから国の方の奨学金が、無償の分というのが、利率が無利子の分がなくなってみんな有利子になってくるという状況の中で、町の方としてはせめてそれを無利子にするとかというふうな形で利子の補給についてもまた考えておられるのかどうか。そこのところもう一度お聞きしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 該当者数につきましては、30名だと思います。1年生、2年生、3年生それぞれ10名ずつということで、ちょっと実数については教育委員会がつかんでおられると思いま

すけども、予算上の措置はそういうふうにしております。

それから一部申し出が以前にありまして、当初卒業されたときに認定をするという中で、途中で奨学金が必要な方がおられるじゃないかというような申し出がありまして、その方についても該当すれば奨学金を出しているというのが状況でございます。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 実数につきまして、本町で3年以上居住した中で高校へ進学される方で、平成13年度の現在の状況では、高3の方は11名、高2の方で10名、高1の方で10名、以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程12番、議案第13号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 手数料は県の条例をそのままおろしてきてる内容なんですか。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 はい、おっしゃるとおりでございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第14号、広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 この条例については後追いで条例をつくったという経過があるわけですが、その間保育園の方ではお手数かけていただいていたという状況があったわけで、今回条例化されるということは前進をしたなというふうに思いますが、このような後追いで条例をつくっていくということについては、やはり今後繰り返さないようにしていただきたいんですけども、その辺でどうしてこのような後からになったのかということが1点です。

それからもう一つは、地方分権がどんどん強まりまして、特に地方でのそれぞれの手数料についても、先ほど広告条例の手数料条例提案されているわけですが、その中でこの保育の保育料についても規則あるいは要綱等で定めるのが適切ではなく、やはり条例の中できっちりと決めていくのが必要ではないかというふうに思うんです。大変保育料につきましては利用者の保護者負担が大きな金額になるわけですし、議会としても大きな関心を抱かざるを得ないんですけども、それについて我々は規則、要綱等で定められた部分については知らない間に改正をされてしまうということになりますので、これは議会としての責任を果たすにも大変問題があるというふうに考えざるを得ないんです。この保育料について条例化を検討していただくのは当然だと思うんですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまのご質問につきまして、まず後追い条例のような形で今後繰り返さないようにということでのご質問がございましたけれども、提案のときにご説明申し上げましたように、児童福祉法の改正時で条例改正が間に合えば一番よかったわけなんですけれども、児童福祉法の改正を受けまして、指導監査を受ける中で、延長保育については条例で別に定めなければならないと。

保育料につきましては、ただいまご質問いただいております条例化にすべきということのご質問でございますけれども、児童福祉法の中で基本的な保育の時間、延長時間というものが認められており、それを規則で保育料を制定しなさいということになっております。したがって、保育の保育料条例化につきましては、現在のところ考えはございません。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 今のところ考えていない、保育料についての条例化を考えていないということですが、やはり積極的に条例化をしていくことが、大変今後の時代について一層重要だと

思いますので、再度またご検討していただきたいと思います。

それと少なくとも保育料の改正に当たっては、事前に、一定期間を置いた事前に議会の方にご相談いただけるのかどうか、全員協議会等で確認したいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 現在の保育料につきましては、段階別の保育料を適用をいたしております。この保育料の改定におきましては、その時点で何が適切かというものを踏まえた上で検討してまいりたいと存じます。今の段階で議会にお諮りをした上で規則を変えるということではなしに、規則は町長裁量で変えていくことをございますので、その辺のところにつきましては今現在明確にお答えすることはできません。

議 長 4番議員！

4番議員 この延長保育については、少子化に対応する上で非常に重要な町の施策だというように思うんですね。これは次の学童保育や保育所などについて、盛んに女性の社会進出との対応で言われるし、また子供が少なくなって子育てが大変だという状況の中で改善されてきている内容でもあるわけです。政府はそういうのを逆手にとって、措置制度とかこのような状況を外して届け出制だけでいいと。これは一部で子供が保育所に預かって亡くなったところから変更をやむを得ずしたわけですがけれども、町が関与する部分が非常に少なくなっているという状況が生まれているわけです。そういう点を考えると、我が町、広陵町における保育の問題というのは、少子化に対応して非常に重要な施策という認識を持って今後も長時間保育に対応する施策を充実していかれるのかどうかひとつ聞いておきたいと思いません。

それから私は、法に基づいて規則でということですが、地方分権の中の基本的な考え方というのは、市町村の権限移譲になった場合については市町村の議会に対応すると、こういう考え方をやっぱりとるべきだというように思うんです。もちろん法に基づく規則という点はわかりますし、広陵町は以前からそういう対応をしてきたわけですが、そういう変更というのは既に全国でも徴収については条例化すると、こういう流れもあるわけなんですから、地方分権の趣旨からいってもこの条例化というのは緊急の課題だという認識が必要ではないかと思うんですが、そういう点について再度お聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまの延長保育の関係につきましては、働くお母さん方からの要望もございまして、現在充実できているものと認識をいたしております。さらに現在の状況を続けて

まいることは当然のことです。

なお後段の質問にございました保育料の条例化につきまして、保育料につきましては規則ではなしに条例化すべきではないかのご質問でございますが、松野議員にお答えいたしましたとおりでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 充実しているという点で、例えば父兄の一時的な都合で7時回る、あるいは緊急に8時ぐらいまで仕事がおくれると、こういうような状態の場合はどう対応されるのか、そういう点もあわせて具体的な対応の問題として聞いておきたいと思うんです。

それと今おっしゃった点について、地方分権、この業務が市町村の独自の課題になっているということから見てみますと、やはり地方分権の趣旨、そしてまた町が施策として持ち込む場合に議会との対応をどう考えるのかということからいっても、私はもうそういう条例化というのは、いわゆる規則ではなく条例化をしていくという、そういう趣旨は尊重して検討すべきだということに思うんですが、そういう地方分権、町独自の行政課題という認識を深めれば深めるほどそのような考え方というのが生じてくるということに思うんですが、そういう点は議論をされているのかどうか再度聞きしておきたいと思います。

また条例化については、そういう趣旨から早期に実現すべき課題だということに思うわけですが、その点について理事者の考え方も聞いておきたいということに思うんです。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず時間を延長しての要望があった場合ということのご質問でございます。

今現在の状況の中においてはそういう事例はございませんけれども、万一きょう迎えに行くのが遅くなるんだというような状況であっても、7時で打ち切りということはいたしません。その方の状況に応じた状況でお預かりをさせていただくというのが基本でございますので、対応をしていく状況は整っております。

また条例化の件に関しましては、今ここで先ほどからお答えいたしておりますとおりの答弁で終わらせていただきたいというふうに考えております。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第15号、広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 これは東体育館の和室に移転ということですが、一時的な措置なのか、それとも今後ここを拠点に学童保育をするということなのか聞いておきたいと思います。

それと先ほどの例のように、働く女性の方々の対応からいって、少子化を見る場合に非常に重要なこれも施策だというように思うんですね。この育成クラブについては、やはり子供たちの放課後の健全な活動を保証していくということにつながるし、5日制になってくればなお重要な課題になってくる、完全5日制になるわけですから重要な課題になるわけなんです。その指導員の身分の問題がやはり不安定であると、どうしても犠牲を指導員の方に押しつける形になってしまうわけですが、徐々にこれを正規の身分にしていくと、こういうような考え方を持って育成クラブを一層充実させるという視点が必要だというように思うんですが、そういう点はどのようにお考えなのか聞いておきたいと思うんです。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず移転に関しましては、恒久的なものでございます。

それから指導員の身分の件でございますけれども、現在指導育成クラブのパートということで指導員をお願いいたしております。これにつきまして将来的に正規の職員としていくことの考えはというご質問でございますけれども、現在のところはございません。

議 長 4番議員！

4番議員 これは恒久的ということは、東体育館の和室というのはもうほとんど他の地域の方は使ってなかったという前提でももちろんやられると思うんですが、それについて支障はないということでももちろん取り組まれるということなんですか。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 移転に伴いましては、まず関係機関とも十二分に調整をいたしまして、支障がないという判断のもとで移転するというところでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 児童育成クラブについて、西小学校と真美ヶ丘第二小学校区では学校の敷地の一端を借りてということで建設していただいたわけですが、その方がやっぱり学校に近くて指導員さんも安心ですし、子供も安心ですし、いろんな角度で先生目もまた近くですから必然的に行き届くということで、大変メリットが大きいことを聞いてるんですが、今後ここが恒

久的ということなんですけれども、やはり今後は学校の敷地内、あるいは隣接したところでやっていくことが好ましいと思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 現在の場所で十二分に状況は目的を達成できるという判断をいたしております。なお移転いたします施設も、そう遠距離の離れているところではないというものでございます。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 目的が達成できるということですが、児童育成クラブの目的は単に放課後とにかく面倒見ていけばいいということにはとどまらないというふうに思うんですね。やはり大事な成長期にある子供ですから、充実した放課後、安全な放課後を過ごすことが求められているんですね。そういうところでは、目的といえば本当に際限なくある、高いところにあるような気がするんですけれども、本当に今の学童保育が週休2日になって、そしていろいろな事件が多い中で、これで目標が達成したという認識をお持ちになれるのはいかがなものかというふうに思います。一層この放課後の子供たちが、本当に学校の近くですからね、第二小でしたら。先生が時間あいたときにちょっと見に来てくださったり、緊急のときに先生にすぐ相談に行ったり、保健室の先生に相談したりと大変安心して今学校の敷地内お借りしてる学童保育の方は、指導員さん本当によかったというふうに言っておられるんですね。それは即やっぱり子供の安心にもつながり、保護者の安心にもつながることなんです。ですからやっぱりもっともっと子供のことを、充実した放課後を考えていただくということで、改善を一層目標を高く持っていただきたい。このことをお願いしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 今後の参考意見にさせていただきます。終わります。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程15番、議案第16号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 まず町内に廃棄物の運送とか処理をなりわいとする業者がいるのかどうか確認をしたいと思います。

それから1トン当たりの今現状の処理費なんですけれども、ごみの処理費、1トン当たり実際には幾らかかっているのかお聞きしたいと思います。

それから近隣の実態ですね、かなりもうあちこちでもこのような法に基づいて条例改正されてきているところなんですけれども、1トン当たりの金額についてはかなりばらつきがあると思うんですけれども、近隣の実態をお聞きしたいと思います。

それから町内の中小、小さい靴下業者の方たくさんおられるんですけれども、その方たちの今の実態ですね、大変少量でしたらごみの収集の方へ持ち込んだり、また出されたりしている場合もあろうかとは思いますが、大体どのような量をどんな状況で今の町の清掃センターで処理されているか。またあるいはこの条例が成立しますと、今後ごみがどのような状況になると想定されているのか、もうかなりそういう産業廃棄物がたくさん持ち込まれるだろうということが想定されるのかどうか、そしてどのような種類のごみが運ばれると想定されるのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 町内でのその業者の登録はどの程度あるのかというのは、具体的にはまだ把握はいたしておりませんが、数社あると想定はいたしております。

それから1トン当たりのごみ処理経費、広陵町の場合は約5万円を必要としておりますので、1キログラム当たり50円程度かかっていると、これはセンターの職員の人件費、それから収集経費、すべての経費を含んでおります。

それから現在の事業所のごみにつきましては、みずから清掃センターへ持ち込んでいただく場合は受け取らせていただいております。年間毎月500キロまでの持ち込み件数、例えば今年の1月ですと504件ございました。ごみ量にいたしますと6万9,300キログラムでございます。それから500キログラムを超える件数が10件、6,420キログラム、総量でございます。

それから産業廃棄物が持ち込まれるというようなお話がございましたが、あくまでもこれは一般廃棄物のみを受け入れするものでございますので、産業廃棄物を受け入れるということとはございません。もちろんこの許可をいたしますと、持ち込んだときの検査体制を充実しないといけないということで、受け入れるに当たっての体制づくりも今後考えていくという

ふうになっております。以上でございます。（5番議員「近隣の状況がまだ。」）はい。

近隣の状況は、具体的に把握はいたしておりませんが、広陵町の処理経費程度かというふうに思います。ちょっと資料がございませんので、また委員会でももし判明すればご報告申し上げます。上げたいと思います。

議 長 5番議員！

5番議員 近隣のその料金体系は、大きな影響を及ぼすことになるんですね。広陵町が極めて安いということになれば、少々遠くても広陵町にごみを搬入されるでしょうし、そういう点では料金設定は重要な問題になりますので、そしたら厚生委員会の方に、高田市だとか、北葛4町だとか、ちょっと広範囲な形で河合、上牧、王寺あたりまでも調査して、資料として出していきたいと思います。

それからこの一般廃棄物ということで、先ほど産廃と言ってしまいましたけども、一般廃棄物とはいえ業者が業として回収してくるという中で、広陵町の住民の方が直接出される廃棄物でしたらば、かなり町の方も指導をして分別なり徹底さしていくことは可能なんですけれども、そういう業者が介入をした形での収集となりますと大変間接的になりますし、また町外の業者の方も持ってこられるということになれば、なお一層その分別の指導が難しくなると思うんですけれども、この点についてはどのように徹底していく方策をお持ちなのかお聞きしたいと思います。大変な問題点であろうかと思えます。

それから町内の靴下業者の方が、本当に小さい業者たくさんいらっしゃいまして、今500キロという線で件数出していたわけなんですけれども、大変な不況の中で、地元の靴下業者の方は本当に経営四苦八苦なさっているのはもう既にご存じのことと思いますが、こういう方に対してまた経費負担につながるようなことがあったらいかなものかなというふうに懸念するところなんです。そういう点で言いますと、ここは300キログラムまでの場合という形で500キログラムから300キログラムという線に引き下げられて、料金の改定をなさっているわけなんですけれども、これにつきましても値上げになっていくわけで、その過程、従来どおりの形の、300キログラムまでについてはやはりその辺を配慮した形で検討していくべきではないかと思うんですが、町内業者の方に、大変苦しんでおられる業者の方に対する配慮についてどのようにお考えいただいたのか、また今後検討していただく余地があるのかお聞きをしたいと思います。

それからこういう形で一般廃棄物の処理を引き受けていくということになれば、やはりその手数料、なりわいとしておられる方であるにもかかわらず、それに相当の上乗せをして広

陵町が処理をしなければいけないという義務を負うわけで、そうしますと一層この清掃処理に関する経費の負担増持ち出しに広陵町がなるということになるわけですが、この点についてはやはり業者の責任での処理というのも大変重要だと思うんですけども、これは上位法の問題もあるわけですが、この点についての、一般廃棄物の運搬とか、そういうことをなりわいとしている方にとっては大変メリットのある法律だと。中小の広陵町の地場産業の靴下業者の方にとっては不利になる条例だというふうに認識するわけですが、その点についてどのようにお考えいただいているのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 近隣の市町村の料金の状況は、この条例制定段階の調査をいたしておりますので、委員会の方で資料として提出させていただきたいと思います。

それから許可業者が持ち込んだ場合の分別についての徹底という点については、こちらも確かに心配をしておりますので、このあたりの検査は徹底するとともに、事業所に分別の徹底の周知も図っていききたいということで考えております。

それから小規模業者に負担増を強いるということについてどう考えるのかということですが、例えば300キログラムを持ち込みますと、改正前は1,800円であったのが3,000円に上がるということで、確かに上がります。しかし先ほども松野議員さんがおっしゃいましたように、安いところにごみが集まってくるということが、この料金を安くしておきますと少量で数多く持ち込まれるという危険性もございますので、そのこともあわせて一定料金で計算をしたいというふうに考えております。

それから一般廃棄物の処理のことなんですが、事業所、企業の、町内の事業所から発生する一般廃棄物も地域内処理、広陵町が処理しなければならない固有の事務であるというふうに規定されておりますので、これは広陵町だけ受けないというわけにはいきませんので、この業務を導入しなければならないという必要に迫られていると。今現在広陵町のごみが、はっきり言いまして持ち込んでいただいている分はいいんですが、持ち込まれてない事業所のごみが他の市町村で処理されているということも想定いたしております。現に周辺の市町からも、広陵町が体制を整備せよという抗議も受けておることをご報告申し上げます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 先ほどから分別やその他体制づくりの問題を述べておられるわけですが、逆に広陵町がやる場合に他町村のごみが持ち込まれる可能性というのは、これは逆に大阪市などに今まで持っていった分が逆流していく可能性もあるわけなんですが、そういう点の体

制づくりというのは一体どういう形でできるのか。またこれに費用がかかっていくということになるわけなんです。そういう状況を改善していく手だてというのは考えておられるのか。体制づくりの問題だけではなく、先進地に学んでマニュアルづくり、あるいはまた収集からのその体制づくりという点も必要になってくるでしょうし、そういうようなところまで含めてこの問題を考えておられるのかどうか聞いておきたいと思うんです。

議 長 環境部長！

環境部長 業者に許可を与えて受け入れるに当たりましては検査を徹底させていただくということで、持ち込まれたごみはごみピットの前のプラットホームに一たんおろしていただきます。それを全量検査をいたします。他の市町村のごみが混入されている場合は、持ち帰っていただくなり処置をさせていただく上に、許可業者の許可を取り消すということもあり得るということで、強力な指導をしていきたいというふうに思います。現に他の町でやっておられる検査体制を現在の清掃センターの職員が現地へ出向いて勉強もしておりますので、まだこれから期間がございまして、10月から考えておりますので、その間もっと徹底的に検査体制を整えるということに努めていきたいというふうに思います。

議 長 3番議員！

3番議員 今度のこのことに関しまして、特に減量化ということに対して非常に取り組みを進めていくのだというふうに言われてるというふうに思うわけですが、前のごみ減量審議会の中でトレーに対しての取り組みを進めるということと言われていたものが、一時期棚上げになっていたと。また今度10月からそれを再開の予定をやられたのだというふうにも聞いているわけですが、それとともに業者の方のところでも各自店頭にいろいろポストを置かれまして、いろいろ自分とこで回収をしておられるというふうに努力をしておられる業者のところもたくさんあるわけですね。そのことと、それからやはり小さいお店のところではそこまではなかなかできにくい。でも一応市場形式とかスーパー形式にある程度集合しておられるところについてはそういうことが十分可能なのではないかなというふうに思うわけですが、そこに対する指導とか援助とかというふうな形ではどのようにしておられるのか、あわせてお聞きしたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 トレーの回収を棚上げしたということではございませんで、トレーを回収して、清掃センターの施設内で圧縮処理するというのをやめるということではございません。トレーにつきましては、ごみ減量推進審議会の方で分別して回収すべきであるという答申を得ておりま

すので、これは取り組んだ後にそのトレーを別途処理を委託するという事で、区域外で処理することを考えております。

それからトレーの回収につきましては、おっしゃるとおり業者、お店の店頭での回収を優先をしていただくということで、小売業者あるいはスーパー、小売業者の方に協力を求めていく方法と、それとともに公共施設での回収ポストを設けることも含めて検討するように現場に指示をいたしております。

議 長 3番議員！

3番議員 特にトレーの回収につきましてなんですけども、非常に扱いにくい製品だというふうに思うわけです。特に風が吹くと飛んでいってしまうし、容量的には非常に大きなものが必要となってくると。これを回収をどこでどういうふうな形でしていくのか、またその保管場所につきましても非常に大きな問題が出てくるだろうなというふうに思うわけですけども、具体的にそういうことに対しての計画をしておられるのでしたらお聞かせ願いたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 基本的には業者の店頭回収をしていただくということを中心にして、できるだけ町の方に集まってこないといえますのか、そういう方法もやはり講じる必要があると思います。それとともに各個々別個収集ということになりますと、非常におっしゃるとおり軽い、風に飛んでしまうということもございますので、今缶、瓶、ペットボトルを回収しておりますステーションで回収をしていただくという方法を検討してはどうかということで、ごみ減量推進員の会議の方でも今後相談を申し上げて、回収方法を決めていきたいというふうに思います。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程16番、議案第17号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 今回追加されましたアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の項目

なんですけれども、これによって、どのような影響が懸念されてここに出てきたのかということと、それからどのような業種がこのアンモニア性窒素等の排出を出す懸念があるのかという点。また、広陵町内にそういう該当する業者があるのか、事業所があるのかどうか、ご存じあれば教えておいていただきたいと思います。

それから、この下水道の中に排出する基準なんですけど、基準に適合しない形で排出している業者があるのではないかと思います。そういう点について事業所、把握されているのかどうかお聞きしたいと思います。現に、住民からの苦情という点については、私の方もお聞きしているわけなんですけれども、実態についてもどのように把握をされているのかお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 まず、町内にこのような業者があるかないかということで、本町ではこの内容の業者はございません。具体的に申し上げますと、洗鉦施設、いわゆる鉦山ですね、鉦山の掘ったやつを洗い出すとか、そういう内容の施設。あるいは石炭、そういう内容の業者でございますので、町内にはございません。

それと、基準ですけども、この内容につきましての基準でございますが、施行令ということで町内でおっしゃっております異臭がするとかという内容につきましては、最近そのような状態の異臭の問い合わせ等はございませんので、基準的には全部クリアしていると、このように私は思っております。それと、町内には事業所がないということでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 いろいろな苦情等を私たちも耳にするわけなんですけれども、その事業所が排水しているその基準、適合してるかどうかの調査はどのようになさっているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、それに違反していた場合、過去にどのように指導をされてきたのか、また今後どのように指導されるお考えなのか、確認しておきたいと思えます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 事業所等でそういう内容の異臭のするものを放出されれば、付近住民からそのような内容の苦情が出てまいります。そのときに県へ連絡をとりまして、県からそういう測定をやっていただいているのが現状でございます。

それともう一点の基準でございますが、それもこの出してはならない、そういう事業所に義務づけられている内容のものでございますので、事業所で十分そういうことを認識した上

で放出を禁止されている事項につきましては、守っていただいと、このように思っております。（5番議員「違反した場合、もしどのように指導されるのかという部分も、今後、聞いてますので。」）県の方で、こういう内容で基準以上の放出をされれば、いろいろな罰則というんですか、口頭で指導する場合、文書でする場合、いろいろあると思います。今現在そういうような内容の違反行為がなかったということで、ちょっとそのようにされてるかということは、私ちょっと把握できておりません。

議 長 4番議員！

4番議員 今、悪臭の問題、特に下水道にかかわる悪臭の問題で、私、町の担当者のところに実態を調査してほしいという点を述べてるんですね。具体的に言うと、1月20日に笠地区のパチンコマンモスの西側住宅で月に1度あるいは2カ月に1度とか、ふろ場、そして便所全体がおうので、明確にわからないんですけども、悪臭が漂うと。こういう苦情が現実には上がっています。そしてそれを後日担当者に伝えてその調査方法ととにかく調べてほしいという形でお願いをしているところです。これは、以前正相でいわゆる悪臭騒動があつて、赤部のところまで下水道を伝わってにおいが発生したと。本来、下水にはいわゆるチェックポイントがあるわけなんで、そういうことが起こり得ない構造になっているのかなというようにも思うんですが、現実問題としてあつて、それを注意したという経緯もあるわけです。笠のところでは、1カ所地元の人たちはあそこ違うのかという形での指摘されてる部分もあるわけなんで、今全く聞いておられないということであれば、早速その現状を把握していただいて、報告していただきたいというように思います。そういう点、お願いしたいと思えます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よつて本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程17番、議案第18号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。しばらく休憩します。

(A.M. 11:50 休憩)

(P.M. 1:01 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 次に日程18番、議案第19号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員!

3番議員 今回、安部橋の新設の工事の負担金ということで繰越明許費が計上されているわけですが、現在の進捗状況といつごろの完成になるのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 都市整備部長!

都市整備部長 安部橋につきましては、本年の8月末を完成に予定いたしております。

議 長 地蔵前橋。

都市整備部長 これも同じく本年の7月末をもって完成の予定と聞いております。

議 長 ほかにありませんか。 4番議員!

4番議員 補正でこういうかなり最終的な内容の感じはするんですけども、実際に現状で設定等財政状況を見た場合に、今年度の最終的ないわゆる剰余金についてはどういう状況になるというように見ておられるのか。そういう点と、その補正額で地方交付税が減った分、説明あったかもしれませんが、もう一度説明をしておいていただきたいというように思います。

それとこの間、消防施設については毎年3基の防火水槽を出してきたわけなんですけど、この間何年か実行できずに終わってる状況があるというように思うんですけども、その内容については地元同意なり、地元の要望で予算をつけているというように思うんですけど、その点はどういう懇談になっているのか、その点もあわせてお伺いしておきたいというように思

います。

議 長 総務部長！

総務部長 剰余金につきまして、今回の補正はおっしゃるとおり、大体最終的な補正で整理はさしていただきましたが、確定には至ってないという状況の中で3億円ぐらいかなという予想で一応見ております。

それから、交付税につきましてはいわゆる補正係数、段階補正あるいは人口密度の補正、対応補正等の中で1億円ぐらいの減になるということと利子割の増がありましたんで、この部分での減額、あるいは幼稚園の園児数、あるいは地域活力による補助金等の廃止というような状況の中で見直しされました中で2億1,178万1,000円という今回の減額となるわけでございます。

それから、消防施設の分の防火水槽でございますが、一応これは消防の水利による計画というものは町の方で立てておるわけです。その中で、充足率等を見た中で地域的に少ないところを重点的に設置したいという考えの中で地元の用地等の確保ができなかったという状況が過去にも何回かはあったと思います。今回の補正につきましては3基を予定しておりましたが、一応そういう事情の中でできなかったということで補正で減額をさしていただいているという状況でございます。来年度につきましては、一応今年度に未設置の部分について重点的に設置するという状況で中と百済を予定しております。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 この近畿圏かさ上げ補助金なんですけれども、いわゆる都市近郊に伴う建築等がかさ上げするということですが、これは来年度以降もこの補助金というのは続くというような内容になってるんですか、それともまだ未定ですか。

議 長 総務部長！

総務部長 補助金そのものの制度というのが確定ではないわけですが、これにつきましては事業量によります補助金がつくつかんということになりますんで、今年度は一応つけていただいたという状況です。（4番議員「これは要望だけですもんけど、地方交付税の先ほどの減額されている内容について数字でいわゆるメモ程度で結構ですけども、出しておいていただきたいというように思うんです。」）

議 長 1番議員！

1番議員 当初予算の方でこの防火水槽について聞かせていただこうかなと思い、今寺前君の方からありました。その件につきましてですが、今総務部部長の方から用地確保が難しかっ

た。これでこの補正予算で3基できなかつた、そして新年度予算に2基をこの予算をつけるわけですが、やはり用地確保が難しいのは、もう今町道に今までは町道に据えていたのが町道には据えることができなかつたという大きな理由もあるわけです。ですから、もう少し事情に応じてやはり地域性もあると思います。また、距離も500メートル以内だったと思いますが、その以上離れているという、いろんな規則が限られた決まり、規則がありまして、なかなか地域性もあって、この消火栓を設置するのが無理、難しい状態ではないかと思えますので、もう少しその緩和というんですか、条件をもう少し地域性に応じたものをつくっていただければいいのかなと、ひとつ思っています。

それから、消火栓との兼ね合いですが、やはりその防火水槽ができないところはもちろん行政の方でこの消火栓の充実について気を配っていただいているわけですが、この消火栓と防火水槽の大きな違い、やはり防火水槽の方がやはりいざという緊急の場合にはこうした防火水槽の方がいいのか、だから、この防火水槽をお願いし、設置しようとしておられるのか、その点をどう考えておられるのか、お願いしたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 消防施設の中で、やはり防火水槽と消火栓という消火設備というのは欠かすことのできないものでございます。山田議員がおっしゃっているいろんな基準の中で設置をしていくわけですが、消火栓でありますと、いざ火災の場合は1台の消防車の対応しかできないという、こういう不利な条件になります。

それと、それから埋設管の太さによって水量が出るかどうかという問題、それと消火栓を近隣で使いますと両方だめになる場合があるわけですね、近くであります。そういう面から考慮しますと、防火水槽という最低40トンの水量を誇ります水槽でございますので、これは即座に何台も車が吸管を突っ込むことができるということと、それから、そのすぐそれと同様に補給をしていくということで40トンの水をすべて使うのにはかなり時間の間消火作業ができるということと、それから遠くで離れております水槽を利用して500メートルでありますと継続して消防車1台にタンクに補給するとかという消火の方法がとれるということとありますので、やはり防火水槽というのは設置というのは当然計画の中で考えていかなくってはならないと、私はこういうふうに考えてます。

議 長 1番議員！

1番議員 今、総務部長が説明ありましたように、ですから余計にこの防火水槽については予算で流すことなく、いろんな条件を少し緩和していただいて、やはりいざというときに、今

総務部長が説明あったようなことを考えるならば、やはり防火水槽は絶対的に必要であると思いますので、財産と生命を守るためにも一生懸命に、また地域との連絡をとりながら設置に向けて頑張っていたきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議 長 13番議員！

13番議員 私、監査をさしていただいております、たまたま12月でしたか、交付税が2億円ほど入ってくるのが少ないということわかりまして、その時点で非常に補正が大変な補正になるんじゃないかなということ心配しておったわけでございます。この補正予算を見せていただきますと、非常に歳出予算の執行がとめられて、それに伴ってとめられたんじゃないかなというような感じを受けるわけでございます。そのときもこれ補正ができるんかいなと、2億円もの金、補正ができるんかいなという心配を持ったわけでございますけども、大丈夫だというときに、その意見もお聞きしていたわけでございます。

この内容を見てみますと、例えば民生費なんかでも非常に大きく、例えば心身障害者の福祉費で心身障害者更生援護施設の措置費とか1,500万円も執行されてない。また、大きなところで言いますと、児童福祉費につきましても、これ私立保育園の運営委託料が3,200万円執行されてない。こういうような事実、どういうふうになっているのかと。当初のこういう予算を組まれるときには大抵ほとんど要るだろうと思われるお金について組まれていると思うんです。次の保育所費につきましても、西、真美、北保育委託料が1,800万円執行されてないというところがございまして。そして、最後の方に公債費、細かいとこ別にしまして公債費が、これも余り普通は狂わない予算だと思うんですけれども、5,600万円公債費が少なくて済んでるというところがございまして。この辺につきまして、ひとつどういうあれで、やはりこの2億円が入らなかったためにこういう執行をとめた予算になったのか。あるいは、公債費なんかでしたら、ほとんど普通狂わないと思うんですけど、この辺の事情についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 はい、健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまご質問いただきました身体障害者更生援護施設の措置費の件でございますが、これは入所されておられました方の退所の関係で支出が減ったものでございます。

それと保育の関係につきまして、13年度当初予算の時点におきまして予測いたしました園児数の伸びが現時点を見ました時点でその予算を充足する伸びがないと、予算よりも少ない人数で現在保育をさせていただいてるというもので、保育料の措置費なりが減少しております。これに伴いまして、当然国の措置費も歳入の方で追ってきてるという内容になってご

ございます。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 交付税の減額による影響かというような内容かと思うんですが、歳入としてのとらえ方としては、交付税の減額というのはもちろん影響というより大変なことだと認識はしております。今回、全体に4億円余しの減額予算を組ませていただいたというのは、やはりその事業の内容をすべて不用額等出た部分を減額さしていただいていますんで、それに対する歳入を充てていってるということで、この予算を組まさせていただきますわけです。

公債費の減につきましては、これにつきまして起債の確定によりますので、いわゆる起債をつけるという事業が起債対応できなかったというような内容の中で利子の確定になってきたということでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 13番議員！

13番議員 そしたら、私立保育園の運営いうたら、保育園自身が大変私の感じではどこも満タン状態になっておると。余りすいてあるということこ余り聞いてないんです。これがどこですいて、初めの当初予測の人数がどのぐらいの人数を予測しておって、それがどこでどのように予定が狂ってそうなったのか、その辺のこともひとつお聞かせ願いたいと思います。

先ほどのそれともう一点は、こういう意識的に減額したことはない、ただたまたまそういう結果としてこういう予算になったのか。これはもう総務部長の方へひとつ、その点だけひとつよろしくお答え願いたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、園児の予想と年度予算当初の予想と現在の見込み数の件でございますが、まず、南保育園で当初576人を予定をさしていただいております。現実には528人の保育で推移いたしております。北保育園に関しましては1,212人の予定に対して1,183人で推移しております。西保育園につきましては1,829人が1,728人、真美北保育園で1,702人が1,621人、労務保育園で1,768人が1,704人、常葉保育園で564人が561人というふうな内容で、当初の見込んでおります数字よりも少ない数字で現在の推移がございまして。終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 山本議員のおっしゃった故意に予算編成をするという状況ではございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 総務ですので、簡単にお願ひしておきたいのがあるんですけども、1つは歳入の方なんですけど、計画整備協力金の方は平成12年度までは寄附金という形で歳入が相当額あったわけですが、今回計画整備協力金という内容については、まだ理解把握してないので、ご説明いただきたいんですが、指導要綱で書いたんでしたら、新しい指導要綱を資料として早急に提出いただきたいというふうに思います。

それから、東小学校も清算できたと思いますので、事業費の財源の内訳とそれからその事業にかかわる補助金率の一覧表といいますか、ちょっと資料として総務委員会までにお願ひできたらと思います。以上、お願ひします。

協力金、計画整備協力金、54ページね。以前は、これ都市計画の寄附金に当たる部分で指導要綱で定められていたのが、12年度までで13年度で廃止になったわけでしょう。それにかわるものだと思うんですけど、どういう形でどうなっているのか、全然わかって把握できていないので、説明していただいた上でかつ新しいそういう指導要綱であるのであれば、資料として出していただきたいということなんです。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 要綱等はまた後でお渡ししたいと思います。これの協力金の一応内訳でございます。公団の民間おろしということで、開発負担金に係ります協力金でございます、ご承知のように奈良交通で22戸、大和ハウスで同じく22戸の協力金をお願いするということでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 今奈良交通も大和ハウスも22戸で金額が240万円違うんですけども、その部分でもどういう状況かなというのがちょっと理解しにくいんですけども、とりわけ奈良交通につきましては、以前にも少し指摘しましたけれど、バス操車場のあの住宅用地への転用の部分だと思うんですけども、奈良交通とのその事前協議がどのように行われたかといいますか、その用地用途の変更に当たりますので、その辺の手続的な手順についてご報告しておいていただきたいと思うんです。というのは、北1丁目の住民の皆さんは自治会通じてご存じだったかもしれないけれども、大きなまちづくりの変更であるにもかかわらず、議会も、それからその周りの周辺住民も知らなかったという状況にありますので、やはりこのような重大な用途の変更については、もっと大きな住民合意が必要であるというふうに思っていますので、お願ひしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 その当時の協議内容について、私ちょっと今資料を持っておりませんので、また後で調べまして報告させていただきます。

議長 3番議員！

3番議員 下水道のことなんですけども、水洗のトイレの助成金がやはり計画どおりに水洗化が進まなかったということで計上されているのかなというふうに思うんですけども、これはことしは何件ぐらい61ページ。何件の予定でどこの地域がどれが進まなかったのかということがはっきりわかりましたらお願いしたいと思います。

それと接続の推進事業の特別の補助金なんですけれども、これは一番初めにこの下水道の条例が制定された以前に建物が建っていた分に対しての補助金が支給されるということがないようになっておりますので、その後で入居された方とか、またその後で新築された方とかいうのはこの補助金の対象になっていないということがはっきりよく住民の方々が理解されてなくて、実際に水洗の工事が終わってから業者の人がお宅は補助金の対象にならなかったんですというふうな事柄も言われてるといのが何件か耳に入ってきてるわけですね。そこら辺は周知徹底というのは、どのようにされるのか、また今後下水道の接続の推進をされる中で、どういうふうなことに留意されるつもりなのかお聞きしたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 まず初めに、水洗便所の改造助成金ということで、この当初予算を立てるに当たりまして、当初は180件を見込んでおりました。最終的に146件ということで1件につきまして4万円の助成をさせていただいておるという内容でございます。180件が146件という実績になったということでございます。

下段にございます下水道の接続促進事業特別補助金でございます。これはご承知だと思いますが、北校区、いわゆる萱野、沢、弁天、的場ですか、この地域につきましての補助金ということでございますので、これは最高限度が20万円と、20万円以内に補助金を出しているということで、今知らなかったとか、そういうようなちょっと内容のことは地域には徹底していると思うんです。この先ほど申し上げましたこの5カ大字につきましては、そういう内容は徹底していると思います。

以上です。

議長 ほかに。 4番議員！

4番議員 今の点と関連するんですけども、61ページ。実際に条例等でいわゆる水洗便所改造助成金ですね、もともとこれは促進するためにローンやその他のところでも利息としても

活用してもらおうということで4万円の支出が決まったわけです。1つは、南都銀行の下水道接続ローンが過去、現在もあると思うんですけれども、その活用状況はどのようになっているのか、それわかったらまた、わからなかったら委員会で教えていただきたいと思うんです。それと、その根本的な問題なんですけれども、条例では要は決定、いわゆる供用開始決定の以前に住んでいなければ助成金が出ないと、こういうようになっているわけですね。そういう点で真美ヶ丘では新規に入居されてもこの助成金が出ないと、下水道を接続しても出ないと、こういうことで条例制定後行ってきたというように思うんですね。

もう一つは、在来地域では古い建物について、要はその住んでいなかった人が新たに入居した場合には、同じようにその条例が適用されて助成金がもらえないというようになっているそうです。これは、条例でいうとやむを得ない問題だというように思うんですが、従来から家が建っていたところについての助成を促進するために助成をどうするのかというのは、一工夫、二工夫いるのではないかというように思うんです。だから、供用開始が始まる以後に開発をしたところについては当然助成金が出ると。それ以前に供用開始があつて、後から移ってくると開発しても助成金が出ないと、こういうことになっているわけですから、従来の家が建っていた、いわゆる中古物件を購入した場合の接続助成金という扱いについて研究をしていただく必要があるのではないかなというように思うんですが、そういう点の考え方についてお聞きしておきたいと思うんです。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 さっきの南都銀行のローンのことは、また後で資料をお出ししたいと思います。ただいまご質問のありました件につきましては、居住の用に供する建物については接続の助成を4万円出すと、こういう条例があるわけでございます。ですから、以前は工場であつて、その工場を取り壊して居住用の建物にかえる、それは該当すると思うんです。ですから、厳密に言いますと、居住という一つの基本的な考え方であれば、下は工場であつて上が居住の用に供してるとかというような解釈。あるいは、1つの敷地内において工場があり、また住居があるという敷地の中の構造もあると思いますが、やはり……。 (3番議員「そういうのと違うんで、中古を買いかえて買いはったとき該当しないということ、そのとき住んでなかったからということ。」) (4番議員「開始後、決定告知があつた以前の人には享受できるけれども、告知があつた以降の人が住んだ場合については該当しないということ。」) はい、はい。 (4番議員「じゃ真美ヶ丘は。」) それは該当しておりません。 (4番議員「いや、中古物件を買う人についても該当しないからね。そういう場合についてはどのような工夫が、

何らかの工夫必要ではないかと言っとるわけです。」) 当然、所有者がかわるということであれば、それは一つの検討課題にさせていただきたいと思います。

議 長 4番議員!

4番議員 というのは、結局は隣は助成金もらってると、中古物件買ってこられた方は助成金がもらえないと、こういう矛盾が今起こっているわけなんで。水道業者も知らなかって、申請したらもらえますよと言うて指導して申請したら該当しなかったと、こういうような状況なわけです。(都市整備部長「真美みたいありませんがね、全部入っとりますが。」) いやいや、真美ヶ丘じゃない、真美ヶ丘は家はないもん、要は供用開始決定のときには全部更地やもんやな、後から来た人はもう該当しないわけよ、家を建てて入っても。

いやだから工事はするんやから。工事はしてあるけれども、いやいやあれは1軒について必ずそれはもう在来地域でも町は責任を持ってするわけです。そっから引くやつです。(都市整備部長「宅内の配管のことをおっしゃってるんでしょう、はい。」)

真美ヶ丘はでない。ただ条例では供用開始、いわゆる告知以降、以前の入居者に対して助成しますということなんです。(5番議員「でも、その人が入れかわったら、期間内であってもだめですということになっちゃうわけよ。」) 継承できてないわけですね。(都市整備部長「わかりました。」)

議 長 ほかに質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程19番、議案第20号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程20番、議案第21号、平成14年度広陵町一般会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 12番議員！

12番議員 今回のこの予算については、町長の施政方針の中でも私見せてもらいました。詳細については、この施政方針の中で述べられております。しかし、私この今回の一般予算見ましたところ、次の2つの大きく今までの予算と違ったところが出てきたなど、このように理解しております。それについてちょっと町長のお考えを聞きたいと、このようなことで質問したいと思います。

1つは、今回予算、平成14年度収入予想、いろいろ予算も立てられております。今までのちょっと町税の収入の状況、資料で見えておりましたところ、個々住民が払ういわゆる町民税ですね、これについては、まあまあそんな大きく減りもないなど、人口も伸びてくる。大きくその上下、動いてない、そんなに減ってないなど、こういうふうな予想をしております。

問題は会社、いわゆる企業が払う法人税関係でございます。この広陵町の中のなかなか不況に苦しんでいると、このような関係で法人税の額につきましては、今回この資料にも出してもらっております。大きく事業計画の中でも出とります。減っております。わずか年間数千万円ぐらい、1億円を切って数千万円、それに対して個々の町民が払っていつてる町民税が十数億円と、このような大きく割合が減ってきております。通常これが大都市にいきましたと、個人が払う市民税、企業が払う法人税、どっこいどっこいぐらいになって財政が安定してくるということなんですが、本町の場合はどうしてもこの収入、税金については個人、勤労者階級に負担を願って、勤労者階級が本町の税金を負担していくと、このような状態になっております。予算についてもそのような予想で組み立てられているところでございます。

今、真美ヶ丘ニュータウン、エコール・マミの辺、非常に大きく開発して、今回大学も来ようとして期待されているところでございます。既にパンフレットなどができて、そのパンフレットを見て、ああここに大学来たら私の息子もそこに入れようかと、このような方もあって非常に期待が高まっております。

今、ニュータウンの方、本町の税金の主たる負担者としてどんどん人口張りつきにして、いわゆる賃金の収入を得てる方をどんどん張りつきしていかなと、この辺について財政がいつまでも負担できるのかと、こういうちょっと心配もございます。この方針の中にちょっと

人口の張りつきとか、そういうのはないんですが、この辺のニュータウンも後々民有用地がたくさん残っとなります。この辺についても早く多くの人口を入れて、少しでも町民税の負担を図っていこう。この辺についても考えが必要だと思いますので、14年度の予算から見た、本町の税負担者から見た今回のニュータウンの人口の張りつき、どのように計画して、もっと張りつけるような新しい対策もとって、どんどん住んでいただくようにして本町の税収を安定させていく。この税収の安定という面からついてどのように考えておるのでしょうか、これが1つでございます。

2番目に大きく変わってきたのがどういう項目でこの税金を使うのかという中で、大きく減っているのがいわゆる公共事業、土木建築業ですか、この予算についてはもう大きく既に箱物とか、建築関係あるいは下水道関係、このようなものについてはもう大きく減ってきた。これは当然のことで、事業が終わったら減ってくるんですが、本町の税金の使い道も入れ物から明らかにソフトの方向に転換してきたんじゃないか。そういうふうなことを一つ感じているところでございます。

そこで、今まではちょっと景気回復しようちゅうたら、すぐ公共事業とかこういうことだったんですが、もう本町ではそれがこのごみの清掃センター以外は大きな事業はないと、このようなことになっておりますので、ソフトの重視ということで、この方針の中でもちょっと書いてございます。元気で優しいまちづくりを進めたいということで町長訴えられておりますので、この方面に予算をどんとつぎ込んでいって、元気なまちづくりを図りたいと、こういうこと、町長の考えだと思います。この点について町政のビジョンというんですが、町長の任期中の間に、この元気なまちづくりに私はこのような予算をとって元気なまちづくりを進めたいと、というようなことについてお考えがあればちょっとお聞きしたい。

以上、この2つの点、今までの前回の町長の施政方針とかいろいろ読んでたんですけどね、変わってきたのが予算面についてもこの辺が公共事業からソフトの面について大きく変わってきましたよと。

2つ目は、税金はやはり収入を確保しなくてはなかなかこんな事業はできないものなんです。その収入確保というために私は毎回毎回この3月の議会になったら言うんですが、早くニュータウン、空き地を早く人が住んでもらうようにどんとどんと大阪の勤労者階級入れて、固定資産も高く取れる、収入もそれなりの町民税が期待できるというようなところございます。町の経営から考えて、その辺の町長のお考えをちょっとお聞かせ願いたい。予算に絡んで、以上2つの点について質問いたします。

議 長 総務部長！

総務部長 ただいま坂口議員の方からおっしゃっていただきましたように、本町の税収の落ち込みということも勘案しているわけですが、特に法人税の落ち込みがひどいということで、現在の経済情勢の中でやむを得ないというような状況で判断をいたしておりますが、できるだけ税収の確保に努めたいということで、個人の町民税の部分についてニュータウンの開発を大いに進めるべきだというふうにご提案いただいておりますが、これとてやはり無作為に開発を進めますと、これに伴います公共事業が追いつかないという面がありますので、やはり町としては開発と、それから入居に張りついてもらう人口の張りつきとの関係でやはり考えていかなければならない問題であるというふうに考えています。

それから、おっしゃるように箱物からソフト事業に変わったということで町長がかわりまして、やはり人づくりというものが主を占めるんじゃないかということで、まず職員の意識改革をもって行くとともに、やはり今までの事業の見直しというものが再度必要な状況であると。限られた財源を有効に利用する、有効に活用するという基本の方針の中でやはり予算編成も必要であるということで現在の14年度の予算編成も98億6,000万円という総額での予算編成をさしていただいたということでございます。詳しい内容につきましては、施政方針の中で町長も申し上げておりましたようなソフト事業をやっていきいたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 町長！

町 長 今、総務部長が申したとおりでございますが、限られた税収でございます。税収の安定を図れというお申しつけでございますが、一人でも多くの方がこの町においでをいただくような公共施設の整備をしながら進めていけば税収が安定的に確保ができるわけですが、非常に冷え込んだ経済情勢でございます。税収の安定には努めていきたいと思っております。

また逆に、滞納整理が極めて多く発生をしておるわけございまして、職員みずから積極的にこの滞納整理についても税務課職員に任すことなく、全職員が一体となって取り組んでいこうという思いもしているところでございます。それに対する方策として、全職員が納税推進員になっていただく。そしてまた、行政のいろんなお役におつきをいただいておりますが、こういう人たちは滞納をしている人には、そういう職には任命しないという思いを持っております。

また、いろんな町が契約をする人たち、物品を納入するとか、いろんな契約行為をある人

についても滞納のある人については納税を済ませてから取り引きをするということも進めているところがございます。いずれにしても、歳出にいろんな事業費は大きな予算が伴うわけでございますが、歳入が厳しい状況でございますので、そうしたことを十分職員も認識をして歳出削減に努力をしているところでございます。

それから、元気なまちづくりに対するどんな内容かというふうなことをおっしゃっていただいたわけですが、施政方針でも述べましたとおり、人に優しいまちづくりをさせていただこうと、それは職員がやっぱり中枢のサービス会社の中枢センターでございますが、職員が知恵を絞って汗を流して頑張っていこうと。町民の皆さんと力を合わせてこの窮極に乗り切っていこうと、そういう思いで諸般のいろんな事業を取り組まさせていただきますところでございますので、どうぞご協力をいただきますようお願い申し上げます、ご説明といたします。

議 長 1 番議員！

1 番議員 町長の施政方針を読ませていただきました。特に、今回は昨年の予算よりも大幅な減の予算になっています。その中の二、三、細かい点ではありますけれど聞かせていただきとうございます。

1つは職員の互助会の補助金、これは昨年までは675万円をついておったわけですが、今年度はこの260万円に、3分の2減になっとるわけでありまして。こんなに減っていると昨年までこの支出の中身はどうだったのかと。公平に歳出、出しとったのかどうかという、ある面では疑うところもあるわけでございますので、これをきちっと説明していただきたいと思っております。この中身についてであります。

それから、55ページの委託料についてであります。これは昨年FMラジオ放送委託料、いわゆるFMの西大和株式会社に委託内容として町広報記事をもとに7つから10の話題を毎日10分間放送、朝午前7時30分から8時までの5分間、そして夕方午後6時から6時30分の間の5分間、この予算を昨年は28万4,000円を予算計上したわけですが、ことしはこのFMラジオ放送委託料がないわけでありまして、これはどうしてどっかに見落としているのかどうかわかりませんが、この項目にないわけでありまして、これはもうやめたのか。なぜ、やめたら、なぜやめたのか。それをきっと楽しみしておられる方も中にはいらっしやったのではないかと思いますし、その理由をお願いしたいと思います。

それから、ページの143ページであります。この県の防災行政無線システム整備事業負担金、この818万8,000円、これは衛星系とか地上系の防災行政無線の導入し、予

算がついてるわけですが、私は今香芝広陵消防組合の議員としても先日この組合の予算を見せていただきました。香芝広陵消防組合にもこうした防災行政無線システムの整備事業負担金769万円ついてるわけであります。この町にあるものと香芝広陵消防組合にあるこの無線システム整備事業とは、どのように違うのか。住民生活の安全確保の充実のためにはどうたっているわけですが、同じようなものがこの小さな地域に片方では消防組合にあり、片方では町の行政にあると、これはどうしてこのようになっているのか、説明していただきたいのと。それから、整備事業には、これ何年かかるのか、説明をお願いしたいと思っています。

それからもう一つ、55ページですが、町長の施政方針にも見えましたように、町村合併のための50人会議の委員の謝礼として75万円計上されておるわけでありますが、50人という人数は私にとっては会議としてはなかなか掌握できないのではないかと。まだ、私の頭の中に50人というのは本当に一人一人の意見が聞くことができないのではないかと、ただ集まってこの謝礼としてのお金を出すだけではないかなという私自身は心配しているわけですが、この50人のこの会議の委員はどのような会議をされようとして、どんな意見を聞こうとされているのか、その辺を少し説明していただければなと思っています。

それから、昨年12月の一般質問でさしていただきました真美ヶ丘第二小学校の学童保育の育成クラブの緊急避難ばしごについては、この当初予算でつけていただきました。それについて早急にやっていただけると思いますが、どのような形で安全面を確保し、そしていつごろから工事にかかれるのか。その点、まず初めに聞かせていただきたいと思いません。よろしく。

議 長 総務部長！

総務部長 まず最初に、職員互助会の補助金ということで2万5,000円を補助を今までしておりました。14年度からは1万円ということで補助金はさしていただいております。この残りの部分につきましては、まちづくり振興費の中で職員が研修に行ってもらおうということで、町村合併も含めたいろいろな行政課題がありますので、この部分に職員大いに勉強していただくということで、予算を250万円ほど計上しております。2万5,000円の内容でございますが、互助会活動の中でいわゆる職員の福利厚生費という名目で補助しておったわけですが、この内容的には旅行費用がかなりの部分を占めておるということで、職員がそろって旅行を実施する、あるいは旅行に参加しない部分の職員の掛け金等がございますので、その部分も含んで使うということはいかかなものかというような議論になりまして、これを検討さしていただいたということで、1万円ぐらいがこれ妥当な線ではないかと、互

助会の活動としてもやってもらえるのではないかというような判断の中で1万円というもので予算を組まさせていただいたわけですが、この1万円とて高いか安いかというのはなかなか議論はあると思います。一応、1万円ということで予算編成をさせていただいて互助会の中で活動をお願いしたいというふうに考えてます。

それから、FMの部分で一応防災時に対応できるという内容で一応委託をしたわけですが、この西大和にあります情報を流す内容が逆に日が済んだ内容を流していただいたということがあるんで、これに対する苦情の方が多いわけですね。せやから、何のために情報を流していただいているんかわからん、とにかく町の広報を取りに来られてその行事等を流された時点ではもう既に済んでたというふうな情報で、情報を得られた方からもうその場所に行ったらやってませんやんかというような苦情があるというような内容から、これはもう一つかえって混乱を招くという判断をしました。それと、今防災無線の内容と関連するわけですが、この辺の地上系の整備をされてくる。この情報は、自治体あるいは消防署には同時に流れるわけですが、同じような形態なんです、これが流れて今後課題としては、これを住民の方にもどのような状況で情報を流せるんかということがもう前々からの課題があります。それと、防災計画の中でうたっておりますその情報を提供する手段というものを再考する必要があるということで、一応今現在総務課の方で、担当で検討するように指示はしておるわけですが、やはり有線でありますと災害時は役に立たないという状況ができますんで、やはり無線ということに的は絞られてくるのではないかと、そうすると費用的にかなりの費用がかかるということになりますんで、この辺も慎重に協議を進めていきたいと、かような状況の中でございます。

それから、あと50人会議につきましては、市町村合併に対しますご意見をできるだけ住民参加のもとで聞きたいと、お聞きしたいということで、こういう会議の編成をするということになったわけですが、山田議員おっしゃるように50人の会議を開催したときに、それぞれの意見を言ってもらいととてもやないけどまとめるというのは至難の業だというふうには考えております、それは。会議の運営の仕方と申しますか、いわゆる課題を提供したいと、行政側としての課題を提供して、この課題に対してどんなご意見をいただけるんかというような会議の運営に市としてはしたいなというふうに今のところ思っておるわけです。それと、フリーな意見というものは、やはり住民の方々それぞれお持ちだと思います。その辺の意見も取り入れていく方法というものもこれからも考えていきたいと、かように考えてますので、よろしく願います。（1番議員「防災の行政無線の消防署と行政との違いとい

うもの。」) 行政と消防署とは同じ状況になるわけです、内容的には。この整備は、今年度と来年度と2カ年というふうなふうにちょっと聞いておるんですが、この辺ちょっと確定してませんので、私の方も認識ちょっと薄いんで、ここらまた確認して事業の計画年度については、委員会でまたご報告させていただきたいと、かように思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ご質問いただきました児童育成クラブの緊急避難ばしごの工事の件でございますが、12月に一般質問いただきまして、現状と消防署等の意見をも参考に本年度予算の児童福祉総務費で工事請負費の計上をさせていただきました。当予算が成立いたしましたして、速やかに着工に着手していきたいという予定を持っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。非常はしごでございます。

議 長 1番議員！

1番議員 県の防災行政無線システムの整備につきましては、やはり消防署と行政とはよく似たものであると、今総務部長が言われましたが、高額な、期限多分2年ぐらいでこの整備事業終わるのじゃないかなと思ってるんですけども、同じようなものがこうしたあの双方、小さい狭い中で同じようなことをやってるのにむだではないかなと、私は今話を聞きながら思ったんです。もっと横の連携をとりながら、こうしたすることは一緒ですので、地上も衛星も同じようなシステムを導入されるわけですから、その点はもう少し考えてもよかったのではないかなと思っています。

それから、市町村合併について50人、いろいろやはり50人で会議するというのはいろんな意見を聞くっちゃうのは、もう同じ人ばかりが言うて、ただ聞いて、参加するのに意味があると、そういうことを町長は期待されているわけではないと思うんです。いろんな意見を聞く、それはまあ50人のこの委員の中でも分科会を通して、この部もこの部分もいろんな形でいろいろと考えてあるわけですけども、その辺を有意義にできて、ただ参加して報酬を払うてたというだけではなく、どうぞよろしく願いしたいなと思います。

それから、教育委員会にお尋ねしたいと思います。4月1日から完全学校週休2日制の実施に伴いまして、子供たちが豊富な体験によって豊かな心をはぐくめるよう社会教育施設での社会体験、文化・スポーツ活動ができるよう、授業の充実をすると町長はこの施政方針で言われました。その中身を具体的にお聞かせしてほしいわけですが、1つは子供たちに父兄にこの週休2日制についてどう活用せよと、教育委員会としては指導しておられるのか、何か文章とかで説明をされているのか1つ。

それから、文化芸術振興基本法、平成13年11月に成立したわけであります。この4月1日から学校完全週5日制を受ける形で文部科学省が国立の主な博物館と美術館の小学校、中学校の入館、観覧料を4月からすべて無料になります。近畿地区では4つの博物館、美術館があるわけであります。学校単位で行く場合は引率の先生の分も無料になりますので、大いにこうしたことを活用して本物に接する機会を子供たちに勧めてもらいたいと思っておりますが、その考えを聞いておきたいと思っております。

それから、図書館も開館5周年を迎え大勢の利用者でにぎわってうれしい限りであります。町長の施政方針でもありました。今、1人5冊が上限となっている貸出冊数を少しでもふやしてほしいという子供たちからの声があるのではないかと思います。この貸出冊数についての上限5冊をもう少し緩和してもらえないかという声もありますが、その考えはどうかということでもあります。

それから、学校図書の実態について最後にお聞きしておきますが、2002年から調べ学習や総合的学習など、学校図書館の資料や情報を活用する新しい教育がスタートするわけでありますが、広陵町内の学校の方はどうか。また、2003年から12学級以上のすべての学校に司書教諭が配置され、学校図書館の利用や学校での読書活動を推進するようになるが、その体制は今後とられるのかどうかであります。

私が学校図書館の蔵書冊数を調べたところ、平成13年5月では東小学校では4,061冊、西小学校で8,536冊、北で6,426冊、真美ヶ丘第一小学校で8,341、真美ヶ丘第二小学校で8,247、広陵中学校では9,875、真美ヶ丘中学校では7,690冊、合計5万3,216冊であります。これは目標冊数に達していない学校図書館の蔵書という全国で文部科学省が調べた数値は、やはりいわゆるクラス数によって目標数値が違うわけでありますが、広陵町においては残念ながら目標数に達していない冊数であります。大体ちなみに広陵東小学校で計算しますと大体5,000冊が目標であります。それから西小学校では1万300冊ぐらい、それから北小学校では7,800冊ぐらいではないか。それから真美ヶ丘第一小学校では1万300冊、第二小学校では1万500冊ぐらい、広陵中学校、真美ヶ丘中学校では1万2,000冊ぐらいではないのかと、こういうクラス数で計算する方法があつて、それをはじき出すとこのような数字になつてくるわけであります。そして、13年度からにおいては、やはり司書教諭が配置されるわけでありますが、それについてどのように思っておられるのか、お願いしたいと思います。

それから、母子健康手帳についてお伺いしておきたいと思っております。母子健康手帳は、この

4月から新しくなるのであります。母子健康手帳は妊娠、出産、育児に欠かせないものであります。母子健康手帳の利用状況調査でも子育てに役に立ったとの結果が出て、よく活用されているのは事実であります。サイズが指定されて今まではおりましたけれども、この4月から地域の実情やニーズに応じて自由に決定できるようになったのであります、いわゆる大きさがですね。広陵町はこの前のようなA6サイズから変えたのか、それとも今までどおりなのか。サイズを大きくしてほしいとの要望はあったと思うわけでありましたが、新しくなった今回は中身で、夫である父親の育児参加を後押しする点が盛り込まれたほか、母親の育児不安への配慮をするなど、現代の子育てに係る問題に即した改正が行われたようであります。広陵町の母子健康手帳はどのように変わっているのか、変わっておれば教えていただきたいし、今のままであればそうなのか、変えようとするのではないのかどうか、その点をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 はい、健康福祉部長！

健康福祉部長 母子健康手帳の件についてご質問いただきましたので、その概要をご報告申し上げます。

ただいま山田議員のおっしゃいました内容に基づく母子健康保健法の改正がございました。手帳のサイズにつきましては規定が今まであったわけですが、それが除外されてサイズは自由となっております。本町の場合、従来のサイズの手帳、A6判で対応を続けていくという内容で現在予定をいたしております。

なお、それと記載の内容につきましては、母子健康保健法の改正に伴った内容に沿ったもので準備を進めてまいっております。これにつきましては、各市町村がそれぞれで手帳をつくっていくのではなく、一応県の指導のもとに統一した内容での記載内容というもので準備作業にかかっているところがございます。終わります。

議 長 はい、教育長！

教 育 長 ただいまの山田議員さんのご質問にお答えいたしたいと思っております。

学校5日制につきましては、もう既にご承知のとおり学校教育だけで教育というものはすべて完結するものではないと考えております。いわゆる学校・家庭・地域、中でも今度のこの5日制につきましては、家庭や地域における生活時間の比重を高めていこうと、その中で生きる力を育てていこうというのがこの5日制のねらいでございます。したがって、5日制の趣旨あるいは家庭等をお願いすることにつきましては、教育委員会といたしまして広報で掲載させていただきました。

なお、学校におきましては、さらに小・中あるいはそれぞれ学校の特色を生かした5日制の趣旨を踏まえて各学校ごとに保護者あてにその説明文を配布するように指示しております。従来でしたら、教育委員会が一括各学校の分を印刷して保護者に配布するという形をとっておったわけですが、いわゆる学校にもやはり責任を持ってもらうという、そういう学校の自主性ということも尊重したいということから、各学校で5日制の趣旨を踏まえて各校種別に、また学校独自のPRの方法をとってもらうように指示したところでございます。

それから、その施設の開放等、あるいは5日制に伴いましたのご質問でございますけれども、現在、社会教育の面におきまして現地で学ぶ歴史教室とか、あるいはわくわく文化財教室、あるいはうきうき工作教室、うきうきにしたいかわくわくにしたいか、今のところちょっと考えてるわけですが、うきうきして工作してもらってけがしてもらっても困りますので、そのあたりの表題は考えていきたいと思っておりますけれども、そういうような行事を現在計画しております。

さらに、4月1日よりそれらの趣旨をも踏まえて公民館、体育館等についての休日の開放ということも含めて規則改正を実施したところでございます。そういうようにして施設も開放し、またそういう社会教育の場での講座的なものも計画しております。さらに、現在公民館にあります各種の講座もありますけれども、これは講師の先生のご意見も聞かなければいけないわけですが、もし子供たちが入ってふさわしい内容で、しかも人員的に余裕のある教室には子供たちも参加できるようお願いしていきたいと、これを関係課の方に現在指示しているところでございます。

それから、町立の図書館の冊数の1人5冊の貸し出しということにつきましては、またちょっと検討してまいりたいと、ご意見を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

それから、学校の図書室の司書教諭の件でございますが、現在、学校によって相当1人しかおられない、資格を持っている先生が1人しかおられない学校、あるいは何名かおられる学校もございます。現在、小学校では12名、中学校では5名の司書教諭資格を持った先生がおります。これは転勤等によりまして、多少年ごとによって変わってきます、人数につきましては。そして、ことしは中学校では大体両校合わせて8人の先生が減になる、定数上。それから、きのう聞いた話ですが、さらに2人の先生が減になるかもわからないという、1人の生徒のためにというのは変ですが、1人の生徒が転出することによって。そういうようなこともありまして、今現在のところ、その先生の転出先を県教委とともにどのように移転先を見つけていくかということで、今のところ非常にエネルギーを使っている、

県教委も使っているところがございます。

また、この司書教諭につきましては、学校の校務分掌によっても学級担任も持っていたきたい先生である、その先生に司書教諭としてその仕事をしてもらえるか、あるいは学校の主たる主任の校務分掌を与える人に司書教諭を持ってもらえるかどうか。司書教諭の資格を持っておられる先生の中ででもそういうようなことがございます。そういうことで、今度この期限までに各学校に置けるように、さらに資格をとるように、強く奨励していきたいというように考えております。

それから、次に学校図書館の冊数の問題で、議員ご指摘のとおり確かにやや少ない部分があるわけですが、これにつきましては、調査の仕方にもよると思うんです。例えば、単行本的なものも冊数に入れるか、あるいは備品的な本だけをこういうようにして調査の結果としてあらわれてくる。あるいは、学校の多少考え方によって、3年あるいは5年で廃棄する。学校の考え方によって、そういう多少の差がありますので、数的には確かに基準よりもやや低いかにように思いますけれども、その辺の中身をさらに検討して統計していかなければ、やや現在のような数値になっているわけでございますので、今後、さらにそういう単行本的なこと、本も入れてするか、あるいはもう何といたしますか、廃棄をしないようにしたらだんだんふえていくわけですが、そのあたりが非常に難しい部分がございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。現在、中学校では1学級5万円、小学校で3万円、幼稚園で1万円の予算化を例年お願いしているものでございます。以上でございます。（1番議員「昨年からはね、このように学校図書予算が国の方で108億円とかついても、よくついたということが現実ですので、それをどう使うか、予算取りをしていくかということが課題ですので、ひとつよろしくをお願いします。以上です。」）

議 長 14番議員、お待たせしました。 14番議員！

14番議員 この14年度、これは町長初めての予算でございますが、財政の非常に厳しい中、町民皆さん方の要望を相当取り入れてやっていただいております。そして、町長の立候補された巡回焼却場、これも一生懸命三役を初め部長、その関係者が一生懸命取り組んでいただいておりますことは非常に結構だと思います。私たちも議員としていろんな角度からも協力をしていきたいと思っております。そうして、この予算をやはりせいぜい早く、ひとつ議会が成立しましたら早く執行をしていただくということが一番これは肝心だと思います。私は一番この地元の問題としてこの巢山古墳の問題ですが、林田町長のときにも一般質問をいたしまして、教育長も非常に取り組んでいただいておりますことを感謝いたします。そうして、発掘調査も必要

ではございますが、何といたしまして馬見丘陵公園、これが非常にどんどん進んでおりますし、それに隣接しておりますので、やはり地元の人たちはやはりこれの公園化といいますか、池の堤防のこの公園化というのが一番望んでおられる、発掘も非常に肝心だとは思いますが、ひとつ池の非常に巢山池も古いので、斉音寺としてもコンクリートしてこのはがねの緩んだところはコンクリートをなさっておりますが、非常に東の方なんかはもう大分はがねがとれて傷んでおりますので、今度3,000万円近くの予算を組んでいただいておりますが、ひとつこの地元の皆さん方の一番希望は馬見丘陵公園の開発とともに、マッチしてこの堤防の公園化をひとつ進めていただきたい。これを私は切にお願いするわけで、また文化庁あるいはそういう陳情が必要であれば、いつ何時でも私たちも町長とともに教育長とともに参上いたしますので、ひとつこの問題を地元としては私ももう再三皆さんから言われておるので、一般質問はしようとは思いましたが、もうこうして予算3,000万円余り組んでいただいておりますので、もうこれで質問をさせていただきまして、今後町長のその堤防、あるいははがね、これの問題についての大体進めていっていただく、大体町長の見解といいますか、検討のほどをひとつお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

議 長 町長！

町 長 ただいまの松本議員のご質問でございますが、厳しい当初予算、対前年比マイナス12%の当初予算を提案をさせていただいたところでございます。執行をより早くせよということでございます。私どもはご提案をさせていただいたこうした予算案についてご決定をいただきますれば、適正に、そして速やかに執行できるような早期執行体制をとっていきたいと思っております。

また、巢山古墳につきましても、外堤の公園化を早くやってくれというのが地元のご意見でございます。十分承知をしております。昨年度から始まりましたこの巢山古墳の整備も10カ年で整備をするという方針でございまして、事業の手法につきましては地元の意を十分尊重して進めてまいりたいと、そういう意向で考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（14番議員「ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。」）

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 整備の方針等計画につきまして、ご説明申し上げます。

平成12年から13年にかけて、けさもご説明したようにと、発掘調査等踏まえた中で、樹木の伐採、墳丘並びに外堤の範囲等の確認で進めてきたわけでございます。平成14年から本格的な工事に入っていくわけで、今のところ国の方からも順調に平成21年の完成を目

指して、14年についても補助金をいただく形で進めております。平成14年には、墳丘の外堤部分の護岸工事、いわゆる墳丘部護岸工、今もおっしゃったようにと漏水等をも兼ねた形で、漏れないような方向で整備してまいりたい。また、大堤部の護岸工についても、並行して北の東寄りから平成14年からかかってまいりたいと、かように思っております。

周辺の外堤の公園化等云々につきましては、国の方とも調整した中で、できるだけ地元要望にこたえられるような形で整備できるものであれば整備して、今後まいりたいと、かように思っております。どうぞご協力のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ほかに。 3番議員！

3番議員 今回、地方交付税が非常に削減されました中で、清掃センターの関連予算とかいろいろ計上されまして、各課の方には10%の予算削減ということで、非常にご努力をされてきたというふうに思うわけですが、その削減の見直しの中で、どういうふうな問題点とか具体的な内容についてひとつお聞きしたいというように思います。

それともう一つ、町長の施政方針の中でも人に優しいまちづくりということで、町の役場の窓口業務を町内5カ所で一応一定の部分、相談も含めてやっていくということを施政方針の中で言っていたかまして、やはり今までだって皆、町民の皆さん方が非常に利便性の問題で困ってこられたことに対して、ちょっと前向きに取り組んでいただけてくるのかなというふうに思うわけですが、ただ時間的な問題とか、それからやっぱり土日とか、そういうふうな具体的な内容につきましてどういうふうな取り組みをしようとしているのか、内容的にお聞かせを願いたいというふうに思います。それに対しまして、それと予算はどれぐらいのものを考えておられるのかということも、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

それと、児童育成クラブの件なんですけれども、先ほどもなにされましたように、週休完全2日制ということになりまして、お母さん方、またお父さん方の仕事の大変厳しい状態で土曜日が休みのお宅というの、今までは休みだったけれどももう休めなくなってきたと、また残業で帰りが遅くなってきているというふうな形で、子供さんを取り巻く情勢というのは非常に厳しくなっていく中で、どのような過ごし方がされるのか、またそれに伴って児童育成クラブの果たすべき役割というのが非常に重要になってきているというふうに思うわけですが、それに対する取り組みとそこの保母さんです、携わっておられる方々に対しての待遇の問題をどのような形で考慮されているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、清掃センターの修繕費の件なんですけれども、前年度に修繕費がずっと7,000万円からの修繕費がずっとされてるわけですが、今年度は少しそれが下がってきて

るわけですが、具体的に何か下がる要素というのがあったのかどうか。それと、消耗品なんですけど、今までは1,400万円程度、少ないときですと11年度の決算ですと834万円ぐらいの金額でされてきたわけですが、今回非常に厳しく、実情にあわせて予算の見直しをされている中で、二千三百何万円というふうな計上がされてるわけですが、この消耗品が非常にふえてきているということに対しては具体的な内容が、どういうふうな内容があるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今回の地方交付税あるいは徴税の減収に対して、やはり歳出の見直しということで、まず一つのきっかけとして、やはり経常経費の見直しを10%カットという方針のもとで見直しをいただきたいということで、各部長さんに通達をさせていただきました。その中で、やはり現在の事業がこれでいいのかという基本的な考えから初心って申しますか、まず最初の段階に戻っていただいて、再度見直しをかけていただきたいと、そういう中ですべて職員が知恵を出して考えていただいた集大成が今回の予算編成になったということで、結果的にはみんなが認識していただいて、この予算を限られた財源の中で有効活用をしていこうという意識の改革になったというふうに考えております。

それから、サービスカウンターの設置でございますが、町長が申しましたように、やはり住民票等の交付だけに限らず、やはり行政に対する相談等の窓口を設けるということで、身近なところに役所があるという認識になっていただきたいということで、それぞれ機械等の購入費をまちづくり振興費あるいは戸籍住民基本台帳費、この中でも見ておりますので、その機械あるいは案内、その施設に対して最近日本人だけじゃございません。やはり外人の方もたくさんおられますので、役場庁舎、それとほかの公共施設においても同じことですが、そういう外人の方にでも対応できる大体5カ国語ぐらいの内容での案内板の設置もしたいというふうに考えております。やはりすべての人に優しいという庁舎、あるいはまちづくりを目指しておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。 健康福祉部長！

健康福祉部長 育成クラブの件についてご質問いただきましたが、一般質問の通告をいただいております松野議員と片岡議員のお二方から共通する質問をいただいております。この答弁の関係もございまして、それは別といたしまして現在の状況といたしましては、土曜日の対応は既に検討に着手をして、対応としては準備しております。以上でございます。

議 長 環境部長！

環境部長 清掃センターの修繕費が若干安くなっているということでございますが、バグフィルターを設置いたしましたときに関連の修理も行っておりますので、その関係で精査いたしまして不要な部分を落とさしていただいているということと、経費の見直しという点もございます。ただ、消耗品はふえてるんですね。（3番議員「はい、ふえてます。」）増加の内容、やはりバグフィルター設置によります諸材料等も、やはり年間通じて量が確定しましたので、そういった薬剤費等もふえてくるということでご理解いただきたいと思います。

議 長 13番議員！

13番議員 ちょっと二、三、質問させていただきます。

まず1点は、交付金、4億円余り減額になっておるということでございますが、我々今までよく言われておりました、起債したら交付金による有利な起債と、後から交付金で戻ってくるという部分については、この減額の対象になってないのかどうかということがまず1点でございます。それがどのぐらいの金額であるということがわかれば教えていただきたいし、それからその残りでもし4億円も下がっているというたら大変な減額のことでございますので、ひとつこの辺お願いしたいと思います。

それと、ちょっと実は創意的に聞きたいんですけれども、36ページで基金の繰り入れということで、環境施設整備基金繰入金で3億円余りやっておられます。これが53ページのところですか、見ましたらこの新清掃センター施設建設基金積立金で3億5,000万円、これの資金対応にお金を使っておられるのかどうかということでございます。

その次に、職員の研修費と、これ施政方針で町長が述べられております、この点についてちょっと町長に250万円計上されております。多分これだろうなと思うて見ておるんですけれども、59ページの旅費、特別旅費250万円、これがこの研修費だと思うんです。なら、これについて、これは非常に研修というのは大事なことでございますが、方向性を間違えますと何の意味もないものになってしまうおそれがございます。その辺、町長は研修ということについてどのようにお考えなのか、まずどういうことやって、どうしようということで積極的にいろんな議論をやって、そしてその中でそしたらこういうやるために方法が非常にわかりにくいとか、ように勉強しなきゃいけないという場合に、何だ、こんないいことやってるからあそこへ研修に行こうじゃないとか、いろんなそういうスタイルがあると思うんです。この辺、単に研修費を上げて単に研修しただけでは実績が上がらないというのは、私も長年農協で勤めておりました、その実感は持っております。仕方によってかなり変わってくるということ、これについて町長のお考えをまず、これをお聞きいたしたいと。

それから、その次にこれも施政方針演説でおっしゃってるわけでございますけれども、靴下産業振興事業補助金でことしは500万円、去年までは確かに1,000万円だったと思いますんやけども、県の方から来てた500万円がもうなくなって町単の500万円だけになっているんじゃないかと思うんですけども、これにつきまして施政方針演説で、こうこうで15業者が提携する直販店舗、SOCKSが昨年11月にオープンし企画、生産、販売を一体化した実態の取り組みを始めてまいりましたということで述べておられるんですけども、これの実態を町長自身は把握しておられるのかどうか、本当にそれぐらい、どのぐらいの効果を上げ実際にどうなのかというところは把握しておられるのかどうか、また去年まで1,000万円ずつ出ておりましたんですけども、これに対する実際実情です、その辺だけどうであったか、これはもう非常に違法預金とかというのはこういう産業振興に対する補助金とかというのは出しっ放しというのはいけないと思うんです。やはりそれに対して効果的にやり、またそれに対するアドバイスも行い、そしてより効率を上げる使い方をしないと何の意味もないばらまき行政にならんとも限らないと思います。現状はどうか私もわかりませんので、しっかりやっていただいているとは思いますが、町長はその辺ちゃんと実態を把握しやっておられるのかどうか、この辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

それから次に、人づくりで100万円の予算です。

59ページに同じくこれ、人に優しいまちづくり推進事業モデル地域助成金ということで、新しく町長がモデル地域をつくってやろうと、これを具体的にどういうことを考えておられるのか、これ助成金になってます。助成金でやられるのか、そりゃ助成金って書いてあるんだから助成金だと思うんですけど、本来事業としてその地域の事業にかかわって事業主体が地域であって事業をやると、それを町が資金及び人的に支援していくというような形を考えられておられるのか、単に金を渡して勝手にそっちでちゃんとしなはれと、事業の承認もしないですのか、そういう事業だったらこうやりましょうとかというようにかかわってやられよんか、これあしたの質問の中にも、一般質問の中へ入っております。しかし、ちょっとこの助成金というのをカットしてしまして、だからあくまでも助成金でやっていかれるのかどうか、この点についてそれだけで結構ですので、ちょっとお答え願いたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 今回14年度予算の交付税の4億円の減ということで、これにかかわりました今まで交付税算入される率というものがおってるのかどうかというようなご質問でございます。

これに対しましては、やはり平成14年度の予算編成方針が閣議決定されております。昨

年12月4日に閣議決定の中で、やはり公共事業に係る地方負担については原則として充当率を引き下げるといような内容で、それに対する交付税の充当率も当然下げてきておるわけです。この辺の内容あるいは補正計数に用いますいわゆる交通事故の発生件数あるいは幼稚園の園児数あるいは保育所の入所者数等もいろいろ数値は細かくあるわけですが、この辺の積算に基づいての減額となるということでございます。

それから、36ページの方の環境施設整備基金と申しますのは、土地開発にかかわります負担金、今までいただいております、業者から。この基金の積立金でございます。今回清掃施設の新清掃施設に積み立てます基金は、新たに積み立てる基金だということでご理解をいただきたいと思えます。（13番議員「それを現実を考えてやったんかと、それはもう関係ない。」）ええ、ないです、はい。

議 長 町長！

町 長 数多くのご質問をいただきましたが、職員研修費でございます。250万円を見させていただきました。基本的には、職員がもっとしっかり頑張っていただこうと、そういう思いを持っております。井のカワズにならないようにということは申し上げておりましたが、国や上部機関がいろんな研修を催しておるわけですが、なるべく行かないようにと、また1人行ってはどうかとかという、きょうまではそうした体制でございましたが、積極的に先進の市町村を見ていただくと。議員さんは研修をあっちこっち行っておられるんですが、私どもは議員さんの方が詳しく知っておられるというケースも多々あるわけでございます、もっと職員が勉強していただこうと思えます。

また、合併がございます。これも避けて通れない合併でございますが、広陵町の職員は何やと言われても困りますし、いろんな合併のやっておるところ、また合併を今進めようとされているところ、また合併はだめだとおっしゃっているところ、いろいろケースがあるわけでございますが、こうしたところをいろんな角度で見ていただこう。例えば、財政分野の担当の職員はそうした財政のことを重点的に見ていただく、また商工振興等についても合併によるその後はどうなってるのかどうか、こういうところも各分野でそれぞれ課題を持って研修をしていただこうというのがねらいでございます。もちろん互助会等の経費を削ったいきさつもございますが、職員に互助会の補助金を出しているというよりもこうしてご勉強いただく、そういう思いで250万円を組まさせていただきましたので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

また、商工会のSOCKS等については、認識をしてるかどうかでございますが、私ども

オープンをして、その後時々寄せていただいております。いろいろご意見もあるわけですが、実態の確認等については今月に成果の発表が私どもと事業部担当の職員が行って、協議をさせていただいております。その際に、今年度の報告をこうしたSOCKSのその店舗の状況を報告をいただく、今後どうするかということもご協議をいただくことになってございまして、その数値を楽しみにしているところでございますので、細かな実態確認はしておりません。今月中に取りまとめをしていただきますので、その際に協議をさせていただくつもりでございます。

また、人づくりに100万円の助成金を計上いたしておりますが、本来ならば広陵町一円が人に優しいまちづくりを、また人が優しいまちづくりを進めていただこうと思うわけですが、これも膨大な費用がかかるわけで、とりあえず地域を限定をして重点的にその町から人に優しいいろんなことでもいいわけですが、モデル的になっていただこう、そして町内に波及をしていこうと、そういう効果をねらっているわけですが、全くお金をばらまいてやるのではなく、私どもも出かまして一生懸命その町が発信基地になるように進めていきたいと、そういう願っているものでございます。お金を渡すだけではなくして、私も職員も手がけて、いいまちづくりを核となるところを各校区ごとに1カ所ぐらいは指定をできるのではないかと、応援をさせていただきたいと思っている次第でございます。

議 長 13番議員、よろしいですね。 3番議員！

3番議員 濟いません。2回目の質問なんですけども、先ほどサービスカウンターの相談窓口の件だったんですけれども、ここに先ほどの質問の中で機械とか設備費に対してどれぐらいかかるのかということをお聞きしたと思うんですけど、そちらの方のお答えが抜けてたのではないかなというふうに思います。

それと、エコール・マミなどに役場の出張所をつくってほしいと言われている住民の多くの方々は、やはり土曜日、日曜日の対応ということを特に望んでおられたわけですが、ここの今現在5カ所設置の予定のところに対しましての時間的な対応というのはどのように考えておられるのか、そこのところもお願いしたいと思います。

それと、もう一つなんですけども、母子家庭を対象にしました児童の扶養手当なんですけども、離婚とかやっぱりシングルマザーがここ数年非常にふえてまいりまして、毎年4万人を超えているのに所得制限を強化するということに対して給付総額を抑えようということで今減額、改悪の動きがあるわけなんですけども、今回の改悪というのは母子家庭の母親の年収が130万円を1万円超えるごとに児童の月額4万2,370円でしたか、の所要の扶養手当

を2,000円ずつ減額をしていこうというふうになってきているわけです。こういう形で、やはり今回の予算も立てられて対応のような形でやられてきていると思うんですけども、この広陵町でこれに対してどれぐらいの方々が対象になるのか。全国的には、今まで受けてこられた56万世帯のうち、21万世帯が削減の対象とされるというふうに言われているわけですが、広陵町での実態をお伺いしたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 それでは、1点目の役場サービスカウンターにつきまして、私の方からお答えを申し上げたい、かように思います。

先ほど総務部長の方から趣旨、また大きくする業務についての説明がありました。その中で、窓口業務として行う今予定をいたしておりますのは、5つございます。現在の戸籍です、それから外国人登録原票の記載事項証明書、それから住民票です、謄抄本ですが、それから戸籍の付票、それから印鑑登録証明書、この5つにつきまして今のところでは予算が通りましたら5月から実施をしてまいりたいなど、その場所につきましてはさわやかホール、それから清掃センター、中央公民館、中央図書館、サン・ワーク広陵と、こういうところがございます。

それから、なおまた施政方針にもありましたように、郵便局は今ご承知のように国会の方で法律が既に通っております。その奨励等は、細かいところはまだ来ておりませんが、郵便局につきましても一定の範囲では相手が受けてくれればできるようなことになってございます。それで、今のところ高田郵便局といろいろ調整いたしました結果、今のところ真美ヶ丘北郵便局で相手のいろんな関係もございますので、1カ月おくれの6月ぐらいからでもできればということで思っておるところでございます。

それから、費用につきましては、先ほど申し上げました役場サービスカウンターの5カ所の費用と、それから住民課へ機械を置きますので、その総費用を763万9,000円程度と、このように思っておるところでございます。なおまた、15年度以降につきましては130万円程度、その5カ所です、それで済むというように思っておるところでございます。ちなみに、郵便局の方につきましても215万円程度は当初にかかるだろうと、以降は130万円程度だろうと、こういうことで試算をいたしておるところでございます。

それからもう一点、土曜、日曜日に住民のご要望があるからそちらの方がということですが、私も大概土曜、日曜日は来ております。けれども、日曜日はほとんど住民の方の電話はかかっておりませんが、土曜日はなるほどおっしゃるよう一、二、ご来庁される

方も、また電話で住民票、それから印鑑証明というところでおっしゃっておられる方はございます。

しかし、これをやりますとなりますと、ご承知のように機械は本庁といたしますか、役場で機械がございますので、どういたしましても職員そうなりますとすべて役場でも出てきて処理をしなければならないと、こういうところもございますし、町長もまずは今申し上げましたサービスカウンターまた郵便局等のそういうことからいろいろ手をつけていって、またそれでこういう窓口事務じゃなくいろんな役場の事務事業のご相談、またあるいは住民の方にお知らせするようなこともやっていくんだということでございます。

それから、各5施設で取り扱う時間につきましては、今のところ一応9時半から4時までというようなことで考えておるところでございます。以上です。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまの児童扶養手当の件についてご質問いただいておりましたが、現行まだ確定した内容ではないかというふうには私は思っております。14年度予算の策定に当たっては、従前どおりの内容で予算計上いたしております。しかるべき制度の内容が改正されました時点におきましては、また事前に議員の皆様方にもご説明を申し上げたいと存じております。（3番議員「今のところは、まだ人数的にも把握されてない。」）はい、従前のままの状況で置いております。

議 長 4番議員！

4番議員 そしたら、質問させていただきます。

町長の所信表明の中で、経済状況については政府が述べている点をなぞっているということとであります。認識の厳しさは、政府が言ってるのと同様だというように考えられるわけですが、改革なくして成長なしと、基本あるいはまた骨太の方針、また各分野への必死の構造改革推進がなされているというところであり、町財政に対しては公共事業の見直しや地方自治体にとって大きな財源となっている地方交付税の削減が行われるということについての認識を前提にされているわけであります。こういう問題が一体どのような形で広陵町民の生活に影響するのか、そして私たちはこのような政府の方針がいわゆる予算の使い道、税金の使い道をどう変えなければならないのかという点についての考え方を持っているところであります。そういう点で、小泉内閣の進めようとしている構造改革とは大きな違いがあるわけで、私は簡単にその点についてまず質問をしておきたいと思っております。

1つは、政府は改革団交予算を行うんだと、こういう形で取り上げてきているわけであり

ます。しかし、私たちは結局今回の内容を見ても、結局は今までの同じ内容、つまり戦後経験したことのないような新たな不況に対して国民に激痛を押しつけるものになっていると、また公共事業においても結局はむだを温存し、新たな大企業優遇策さえ盛り込んでいた状態があらわれている、このように言わざるを得ません。このような状態では、従来の自民党型予算と何ら変わらず、経済危機を一層悪化させる予算であり、また国民の暮らしも日本経済も破局の道へ推し進めるような予算だと断定せざるを得ないというように思っています。

二、三、その点について具体的に述べさせていただきますと、最近の3回の経済成長の発表がありました。最近もあったわけですが、結局は当初政府予想を大幅に下回って、マイナス成長が根づいている状態です。この点については、デフレスパイラルに陥っているという形の所信表明の中でも述べられている状況が危機的にあらわれている、これは日銀の政策委員も既にそのことを述べている状態です。

このような状態のもとに、自民党政府ですらいわゆる構造改革、また30兆円のいわゆる起債枠、国際枠のしぼりつけに対して疑問の声が上がっているのは新聞紙上でもそのとおりです。しかし、小泉内閣は当初述べたところを堅持するかのように見せながら、結局は15カ月補正予算という形で今回の補正と平成14年度予算を一体とした中で、みずから言ってきた問題を投げ捨てていわゆる公共事業についても何ら構造改革を行わない、従来型の予算に終わっているというのが特徴です。

そういう内容とともに、やはり何といたってもいわゆる地方交付税の問題です。広陵町でも今回の予算では、いわゆる臨時財政特例債ですか、この部分はもちろん交付税減額に伴って起債が地方自治体に赤字地方債として押しつけられたものでありますけれども、4億4,000万円の減額になっているわけであり、地方交付税が。そして、赤字特例債で補うと、こういうような状況になっています。

こういう問題は、結局は先ほど山本議員がいわゆる有利な起債枠の問題について質問をされているわけですが、地方交付税の本来の性質を完全にゆがめているものであります。地方交付税、要は地方財政計画にのっとって財源不足が数年間続くことであれば、当然にいわゆる地方交付税率の引き上げをしなければならない、このようにうたっているにもかかわらず強引に地方に痛みを押しつける状態になっています。そして、財源がないのかといえば決してそうではないわけであり、

一つは先ほども言ったような公共事業については、いわゆる国土交通省がこの中でホーム

ページ年頭の所管でうたっているわけですが、平成14年度政府予算案における国土交通省の一般公共事業費は、激しい財政の中でも当初予算と平成13年度第2補正予算と一体としたものであって、この場合には前年度当初予算の約6%ほどの予算が確保される見込みになっていると、このように述べているわけなんです。結局は、見かけは5兆円削減で2兆円の復活、そしていわゆる7つの重点項目に予算を振り分けた、こういうように言っていた中身が全くでたらめだということを政府部内の内部でも述べている状態であります。

そして、この問題のやっぱり中心は何といても特殊法人の改革のところであらわれている問題であります。具体的に、特殊法人の問題で言えば、やはり何といても特殊法人の改革という中身はいわゆる天下り、そしてまた高級官僚の温存の部分には手をつけなくて、国民に身近なところの部分はぱっきり削ってしまう、いわゆる政府系金融機関についても縮小させる。そして、郵便局の独立法人化後の改革についても方針を出す。どこがもうけるかといえば、大企業がもうける仕組みをつくっていく、こういうことになっています。いわゆる住宅ローンの元締めであった金融公庫ですか、これについても民間にすべてをゆだねていくというような状態で、要は大企業のもうけで国民の犠牲をそれをもとに押しつける、こんなやり方があります。

あるいはまた、リストラの問題にしてもそのとおりであります。根本になるいわゆるリストラを規制しないで、要は大企業を中心に首切りを奨励して、その首切りをした後の措置をどうとるのかというのに四苦八苦している。そして、失業保険は空になるような状態をつくって……。

議 長 はい、4番議員にちょっと申し上げます。

討論はなるべく短目に、当初予算に関しての質疑をお願いします。

4番議員 当初予算にちゃんと、所信表明の中にありますので。

議 長 討論多過ぎ。

4番議員 こういう状態がいわゆる所信表明で述べられている内容になってるわけなんです。

もう一つ言わざるを得ないのは、医療費の大改悪であります。これについても、国民から見れば構造改革、小泉流構造改革が結局お年寄りのところに1割負担を押しつける、こういうような内容であります。こういうような内容は、結局どういうような形で出てきたのかといえば、1989年公明党が与党入りした後、これが厳しくなっているわけです。これもいわゆる国庫補助金のカット、恒久法案の成立、あるいは12月には年金改悪、保険料の改悪をした、このときには学生の強制加入を行ったと、また児童手当改悪法案が子供の対象拡大

と引きかえに小学校入学前から3歳未満児に縮小していくというような状態もつくってきたと。また、老人保健法の改悪が91年9月に行われる。あるいは92年3月には、さらに国庫負担率を政府干渉保険の国庫負担率を16.4から13%に引き下げて、国の財源を削り取る、こういうような内容が次々で行われた結果、現在お年寄りに1割負担のいわゆる定額負担ではなく定率負担に切りかえる。そして、その金の使い道は償還払い、いわゆるお年寄りは一定の額以上は一たん現金を払わなければならない、こういうような状態にまで押し込んできている状態であります。年金の改悪もそのとおりであります。こういうような状態の中で、私たちは国の税金の使い道を変えるというのは、結局は公共事業の削減、そして国民に身近なところでの税金の使い方を変えるべきだと、こういうことを言っているわけであり、ます。

そういう点で言えば、税金が少なくなってどうしようもないんだと言っているのではなく、要は使い道によって私たちが今述べた問題、これはもう省きますけれども日本改革を提案し、具体的な数字も述べて主張しているわけでありすけれども、そういう大前提に立って私たちは今年度の予算について質問したいというように考えます。そういうようなところについて、質問させていただきます。

まず、きょうも述べた広陵町の中期財政計画です。

ここに平成10年9月に策定した資料をいただいています。そして、この間1度軽い修正を出していただいているわけですが、この中で平成14年度の状況は、歳入総額で107億2,300万円の予定を立てておられたんです。そしてまた、税金については一般財源で36億4,700万円、こういう徴税の収入を見込んでおられたわけでありす。しかし、こういう点についても大きな予想が狂っている状況であります。

こういう状況を詳しくは委員会でやっていただくとしても、いわゆるこの状況を考えてみますと、どうしても広陵町で中・長期財政計画を具体的に立てる必要があります。そして、それが今議会においても広陵町の将来計画に対する認識を一致させて、そして最も予算を伴う新しい清掃センターの建設に対しても、地元合意に基づく中においてもできるだけいわゆる機種やその他のところでは節約できるような方策を徹底して考えていく、こういうことがなければならないというように思うわけでありす。

そのためには、当然財政計画がなければ結局は行き当たりばったりの話し合い、あるいはまた財政破綻を招くような状況をつくりかねない、こういう危惧があるわけですから、私はこういう問題は中心、いわゆる集中してでも相当な資料として出していただくことが必要だ

というように思います。それは、きょう午前中の討議がありましたので、その点については省かせていただきますけれども、再度この実情から見る限り非常に心配をする内容になっているものであります。

さて、この税収の問題では坂口議員が先ほど述べたわけですがけれども、この資料の中でやはり気になる問題であります。こういう中身を見てみますと、町民税の個人の状況はやはり非常に深刻な状況があらわれています。特徴においても、1人当たりの税収額は調定額で見た場合に平成12年度は16万9,374円あったわけですが、それが、13年では16万5,839円、これ非常に落ち込んでいるというように認識せざるを得ないわけであります。そしてなお、今まで特徴人口は順調にふえていました。しかし、13年度の1月末現在でほとんど変わらないだろうと思いますけれども、結局は特徴の納税義務者数は減っているんです。こうして、逆に普通徴収のところ、13年度ではふえているわけなんです。

これは、国保加入者の推移のところでも質問させていただこうと思っているわけですが、結局はリストラの影響、要はいわゆる特徴を行える企業の中で、広陵町で人口もふえているにかかわらず、この特徴人口が減っている状況が生まれている。一方では、普通徴収は特徴の手続をしない中小零細のところで働いておられる方、あるいはまた自営業者が中心ですがけれども、こういうところの方はふえている。これは、やはり深刻な状況をあらわしているというように思うわけであります。

そういうことからいっても、私は今年度の予算案の中で税収の中で、臨時雇用の予算が600億円強です、歳入いただいているわけですがけれども、それと関連してその使い道については私はできるだけこのような状況を踏まえて広陵町民が雇用保険が切れた方々でも、私の同級生も結局去年10月に切れていて、アルバイトに行ったけれどもいまだにやはり先日お会いして話を聞くと、どこ行ってもないんだと、途中1回アルバイトだけがあったんだけれども就職がない、こういう状況であります。

こういう点において、この臨時雇用促進の予算は知恵を絞ってやはり使っていただくことが大事だというように思うんです。もちろん予算の中では既に使い道決めておられるわけですが、こういうようないわゆる変化球を持たせて、広陵町民が直接雇用で役立つやり方を考えていただきたい、そういう点でこの問題での収入と歳出の効果についてどのように考えておられるのか、まず第1点順番が狂うわけですがけれども、聞いておきたいというように思います。

それから、この問題で税収のところからやらさせていただきますけれども、順序よくやらし

てもらいます。

交付税の問題は、先ほどから出てますので省かせていただきます。

ただ1点、先ほどから有利になる交付税が将来的に確保できるという確信をいまだに持っておられるのか。それともう一つは、要は交付税の減収からいって、要は交付税額全体が減収しようとするときに、自主財源の部分で重要であったところが削られていってるのが実態だというように思うんです。これは、数字からいっても明らかですので、そういう点で私はこれは広陵町議会あるいは執行部が事を上げて今自民党政府、公明も与党に入ってるわけですけれども、行っている、このような交付税、自治体いじめについてきちんと表明すべきだというように思うんです。これは中央6団体では行っているわけですけれども、やはりこの問題は明確に指摘をすべきだというように思います。

それから、23ページの住宅の部分です。

ちょっとわからないですけども、これはいわゆる公営住宅入居者の方々の家賃収入が入ってるわけです。そして、既に住宅に関連する起債はゼロになっています。こういう点からいって、このもの公営住宅をどうするのかということが立案されてしかるべきであり、そしてまた正相を中心に老朽化している状況をどう変えるのかということについても再三計画を立てておられる。現在は、今いわゆる使用する部分1、200万円ほどの収入はあるわけですから、これは当然公営住宅にかかわる問題として活用していく方針を持つべきだというように思うんです。基金として蓄えるなり、当然これはもう要るのが目に見えている状況であるわけですから、この使い道についてどのようにお考えになるか聞いておきたいと思います。

それから、25ページについては、きょうも条例改正があったごみ処理手数料ですけれども、これについては新しい事業系のごみの増収分が入っているということでした。これは、幾らほどの増収をその分として見込んで、それによってどのような変化があらわれるのか、広陵町のごみ行政全般、いわゆる今まででしたら事業系の一般ごみについてはどこかも知らない業者が走り去って、そしてどこかに持っていったということになっていたわけですけれども、そういう点と負担増になる住民の方々からすると、これがスムーズにいくのかどうかという問題もあろうと思うんです。そういう点からいって、ごみの全般的な状況は、ごみ審議会でこのことも含めて議論をされていなかったように思うわけですので、そういう内容について一度聞いておきたいというように思います。

それから、保育所の問題についてであります。

これは、支出の点も含めて資料をいただいている中身に、資料2のところの保育の実態と

いうのをいただいています。13年度の場合を見ていたわけなんですけれども、私は今回いわゆる民間保育所と公立保育所の矛盾の広がりというのは、人件費のところにおいて一番強く出ているわけです。そういう点で、広陵町で保育される子供たちはこぞって平等な扱いをされる必要があるというように思うわけなんですけれども、こういう点で例えば保育士の人数がここに出ています。ところが、措置費で見ますと、予算書にあるとおりです。措置費の中で、いわゆる公立の部分と民間の部分の人件費の割合はどのようになっているのか、このことについてお聞きしたいわけであります。

それは、とりもなおさず民間の保育所の苦勞というのは、保育士の方の回転と給料が高くなると運営がやっていけない、こういう実態があるわけです。そういう点で、改善を過去私たちは要求しながら、民間の経営者の方々とともに現在なされている民間保育所助成金制度ができました。これは、奈良県でもすぐれた内容を当初持っていたわけなんですけれども、こういう内容の見直しも含めて、やはり少子・高齢化の中の少子化の部分というのは、保育の重要性が強く訴えられています。そういう点でのやはり民間保育園への助成とともに、町が民間保育園での実態を把握する、この作業は私は必要だというように思うわけで、広陵町ではそういうような方向性を持って努力していただけないかどうかを質問をしたいと思います。

それから、ページ67ページの基本台帳、いわゆる背番号制の問題です。

今回住民基本台帳が全国個人番号に統一されると、こういうことになっているわけなんですけれども、この使い道についてはいわゆる税金を含めた総背番号制には歯どめをかけているわけですが、この取り扱いはどのような状況になっていくのか、教えていただきたいというように思います。

それから、77ページのシルバー人材センターの補助金です。

これは、シルバー人材センターに直接これと同額の国庫補助が国からではなく、これはシルバーいわゆる協会から行っているようですね。そういうのが行っているわけなんですけれども、これをもってシルバー人材センターが独立しているということを考えるのは間違っていると、こういうことについては意思統一の部分があったかのように思います。

そういう点で、広陵町におけるシルバー人材センターの人事その他については、やはり広陵町でも不合理のない手続をもって今後も取り組んでいただきたいという点についてのお伺いをおしたいと思います。

それから79ページ、老人福祉施設の措置費なんですけれども、これはわからないので飛ばします。済いません。

85ページのいわゆる新清掃センターの問題であります。

これは、先ほども議論をさしていただいたわけですが、85ページそうやな、ちゃうな、85ページはこれ飛ばしますわ、はい、済いません。（13番議員「肝心なとこだけ言おう。」）そうしましょう。

91ページをお願いしたいと思いますけれども、もう飛ばします。97ページをお願いします。済んません、どうも。97ページ、お願いします。

97ページの国保中央病院の問題であります。

いわゆる地方交付税算入分をトンネルとして支払ってるわけですが、この間担当者会議、1月には担当者会議、あるいは助役会議、そしてまた議会執行会議など重ねてきていただいているわけですが、その後の方針としてどのような形で現在確立しているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

これについては、特に地域医療の問題で市町村、いつもいただいている市町村、これですね、この2月号で地域医療の確保という形で特集が組まれています。これ地方議会人ですが、こういう中でも自治体病院のあり方等々については述べているわけです。これについては、省略させていただきますけれども、今回自治体病院として位置づけが明確になって以降、やはり地域医療に対する考え方あるいは病院経営の問題などについて、これは相当専門的に勉強しなきゃならない問題があると思います。

こういう体制の中で、県からの天下りの事務局長を置いておくということだけでは、これは解決しない。これは、いわゆる看護婦さんと職員の方々も非常に危惧されている問題であります。それだけ今度は、責任が伴う内容があります。一方では、議会での設立当初の理事者説明があって、地方交付税算入の負担金と土地以外は一切負担をしない、こういう内容もあるわけですから、この矛盾を解決していこうと思えば、非常な努力が必要だというふうに思います。

そういう点で、この病院経営についての方策においても議会にも諮っていただいて、奈良県では榛原町の町立病院、そしてこの近くでは市民病院があるわけですが、この病院の運営も非常に大変な状況が一方であります。こういうような内容にも経験を積み重ねながら、地域医療のあり方について真剣に考えていただく指針をつくっていただければ、これは成功しないというふうに思いますので、今回の経過とそして現在の到達点についてご報告をいただきたいと思います。

それから93ページ、ちょっと戻りますけれども、同和問題の部分で、解放保育県郡同同

和教育参加費、解放保育講座参加費、全国解放保育研究大会参加費、わずかですけれどもいまだにこれが残っています。いわゆる地域改良、名称何でしたかね、ことし3月で終わりを告げるわけなんですね。全国各地では、いわゆる地域の終結宣言が行われるところもたくさん出ています。

奈良県では、残念ながらそういう内容に至ってない問題で、衣がえをして今度は人権問題として衣がえをするという状況ですけれども、少なくともやはりこの同和問題については、差別解消に進んでいるという認識を共有することが必要だというように思うわけですが、その点についてどう考えられているのか、これはいわゆる中小企業、商工予算の中で出ている問題とも関連しますので、そのところとも関連して答えていただきたいというように思います。

それと、108ページの葛城清掃の問題であります。

その前に、103ページの不法投棄の撤去の委託料、これは県から委託されている歳入の部分とそして支出のところで出ているわけですが、実態としてこの不法投棄に係る町の支出というのは一体どのようになっているのか、どんな形で使われているのかをお聞きしておきたいと思います。

それから、108ページの葛城清掃ですが、現状の到達点について重要課題でありながら結局は広陵町では議会が別にあるという、国保中央病院と同等の状況が出ているので、この議会、重要なものでありながら議会ではなかなか説明がなされない。こういう点では、全員協議会等開いて、逐次報告していただく必要があると思いますので、現在の状況と今後の全員協議会での説明を随時やっていただくことについて確認をとっておきたいというように思います。

それから、121ページの靴下の問題、先ほど山本議員が述べられた500万円の件でありますけれども、私はこの中で先ほどオープン後、いわゆるSOCKSのオープン後、今月中に成果の発表があるという形になってます。私は、これは急遽あそこに決めたという経過があって、非常にその決め方においても、私は問題だったというように思うんです。要は当初からいわゆる予算を立てていたということから、家賃15万円でアルバイト料幾らという形での予算の執行が行われるわけですが、私はそれは別のやり方、思い切ったやり方があったのではないかとこのように思うんです。

それはなぜかといえば、要はかかわっている方々にとっては非常に深刻な話ですが、町が結局客観的な指針を持たないまま予算の使い道やその他について、これはプロとしての

方向を出すことが必要だったというように思うわけです。国庫補助をいただいているから、この点についてどうなるのかということも含めた場合、使い道としてはいわゆる予算の変更は可能であったわけですから、そういう内容としてとらえるべきだったというように思うんです。

さらに、突っ込んで言ってみれば、私はやはり大胆にもしやるとすれば、大阪などの空き店舗を借りて、靴下の新しい試みをこの3年間やってきたわけですから、新商品などについても全く新しい視点から挑戦をするなど思い切った手だてが必要だったというように思うんです。それについて、やはり町の情報提供がなされていないところに大きな問題があるというように思うんです。

私はこういう点で、ぜひこの内容について、今後来年度500万円の予算、非常に積極的な予算だと私は思います。そして、それについては非常に靴下組合とあるいはまた委員会でも金額についてはいろいろあると思いますけれども、積極的に受けとめていただいているだろうと思うわけですから、そういう町の役割について職員がこのSOCKSでも小まめに言ってどのような売れ行きがなっているのかというかわりぐらいは、最低必要だというように思うんです。

町長が細かく確認していないというようにおっしゃいましたけれども、確認すべきであって、そのためには職員が専門的に携われるような体制づくりが必要です。今の状況では無理だというのが側面あるわけですから、その点についてお伺いをしたいと思います。これ一般質問と関係しますけれども、ここでお願いをしておきたいというように思います。

それから、この中で中小企業債務保証について、12年度決算では167万円ぐらいだったのが250万円になって、13年度減ってるんですけども、これはどういう形で、ごめんなさい、これは同和の方でした、間違えました。この250万円というのは、範囲は今までどおり小口融資の制度融資の部分だと思いますけれども、いわゆる過去の実績と今後の活用を広げていく、昨今の状況からいって広げていくという姿勢が必要だと思いますけれども、その点について質問をしておきたいと思います。

それから、企業内容は教育推進協議会、これについて先ほどの同和問題に関連していわゆる解放同盟の差別が現存するという考え方に基づいて、こういう差別地所があったというときからこれが行われているわけですけども、一体どういう形でこの企業内同和教育の推進が行われているのか。もし間違っているということがあれば、逆に人権問題にかかわる内容を含むというように思いますので、この内容についてお伺いをしておきたいというように思

います。

それから、教育の問題についてであります。

149ページ、153ページ、159ページでは、いわゆるゆとりに伴う。

議 長 時間がありませんので、明確な質問をお願いします。

4番議員 はい、わかりました。わかってるがな。これで最後です。最後です。

学校生き生きプランというのを中学校、小学校、そして幼稚園のところで制度としておられるわけですが、来年4月から週完全5日制になるということでもあります。ただ、広陵広報で3月号ではゆとり、どう使う、始まります、完全学校週5日制という形で啓蒙を行っていたわけですね。

こういう内容について、1つはお聞きしたいわけですが、結局ここで行われてる内容、結論を言えば、学校週5日制が満たすゆとりをどのように子供たちの健全な育成につなげていくのか、その具体的な活動を家庭、学校、地域が一体となって生み出していかなければならないのです。こういう結論で結んでおられるわけなんです。これは、もう待ったなしの状況になっています。一体5日制の状況の中で、全国各地ではすぐれた経験をたくさんつくられています。こういう内容について、どのように執行していくのかという点をお伺いしたいと思います。

それと関連して、問題はいわゆる少人数学級の問題であります。少人数学級もきょうの朝日新聞ですが、新年度30人から38人学級にしたところというのがたくさん出ています。これは県段階ですが、いわゆる町村段階でも新しい試み、ユニークな試みが具体的に行われています。少人数学級として行われていますので、そういう点について広陵町でやはり独自の形で思い切った少人数学級での授業を試みる、このような形、人を育てるといふ基本的なところからいって必要があるのではないかというように思うわけですが、その点について奈良県の指導要領に従う、あるいはその範囲でしか動けないというように考えておられるのか、広陵町でやはり将来の子供を町独自としてでも他町村と選別という言葉おかしいです、他町村と違った意味合いのある制度をつくっていく、こういうような意気込みを持った教育行政を行うという腹を持った取り組みがなされないものかどうか、このことを強く期待しているわけですが、その点について横並びの限度をいまだ超えないというように考えておられるのか、広陵町の教育委員会としても積極的に昨今の事情から少人数学級の成果を生かす町独自の考え方を取り入れていくあるいは考える、議論しているというようなことがあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、4月から新学習指導要領が始まります。この新指導要領は先ほどのゆとり教育とは逆に、非常に深刻な問題があると言われていています。というのも、いわゆる授業内容を3割削減してゆとりをつくるんだと、これが文部省の方針ですけれども、実態は時間的には結局は3割の削減になっていない。例えば、内容的に言いますと、小学校6年生の漢字については、要は新指導要領でも漢字の教える配当は181字で一緒、時間はいわゆるゆとり時間と称して総合的な学習の時間を小学校3年生以上はとりましょうというような形で、学校の先生は非常に深刻な事態に追いやられる危険性があるわけです。

こういうような状態が一方であるということからいえば、先ほどの少人数学級による実質的にはゆとりを持った先生の授業が欠かせないというように思うわけですがけれども、そういうような内容についても踏み込んでご答弁をお願いしたいというように思います。以上でございます。

議長 お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後7時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議は午後7時まで延長いたします。しばらく休憩します。

(P.M. 4 : 46 休憩)

(P.M. 5 : 02 再開)

議長 休憩を解き再開します。

時間を7時まで延長いたしました。残りの質問があと11議案あります。質問者の方は、的確な質問をお願いします。また、的確な答弁をお願いいたします。

皆様方の協力により時間内で議案審議を終えたいと思いますので、またあすの一般質問も9人でございますので、どうせ延長になると思います。きょうは議案の審議、よろしく願いいたします。

それでは、寺前議員の質問に対し答弁をお願いします。 総務部長！

総務部長 寺前議員さんの税金の使い道から始まりまして、小泉内閣の国政レベルのいろいろとお教えいただきまして、ありがとうございます。我々もやはり予算編成をする場合に、認識としては当然貴重な税金をいただいておりますので、この税金をやはり有効に使いたいというのは基本的に考えは持っております。

その中での予算編成というもので、やはり財源を確保するというところに重点を置いた中で、

事務執行していきたいというのが当然の話だと私は思います。その中で中期あるいは長期にわたる財政計画というものは必然的に必要な計画でございます。これに基づいての広陵町の将来を考えるとというのは当然のことでありまして、これについての見直しは現在かかっているところでございます。

それから、雇用促進に広陵町独自でと、予算の面では国の方でかなりつけていただいているわけでございますが、このシステムの中でいわゆる民間に委託して雇用を促進するという使い方になりますので、特に町がこの制度を利用しての雇用促進にはつながらないというのが実態でございます。なお、そういう内容ではなしに、やはり町としてもこの経済情勢の中で失業されてる方等がかなりありますので、やはり自治体として使わしていただくというのか、利用できるというのか、そういう活力をやはり導入したいという考えの中で、いろんな方面で活用できるように今後も考えていきたいと、かように思っております。

ちなみに今年度の緊急地域雇用創出特別交付金につきましては、14年度の予算の中ではマイクロバスの運行管理業務の委託、下水道の施設管理システムの整備事業、防犯等管理システムと、こういう事業に充てたいというふうに考えておりますので、この部分を予算計上いたしております。

それから、交付税の減額につきましては、これは当然町村会でも要望ということで対応をいただいております。国に対しても要望を強く出していただいております。それから、シルバーの補助金にかかわりまして、町のかかわりというような問題で認識が一致したというようなご意見をいただいたかにと思いますが、やはりシルバーは独自の採算と申しますか、自主事業としての活動を促していきたいというふうに考える一方、町がかかわって育てていきたいというふうに両立した考えを持っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 それでは、寺前議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、公営住宅家賃の補助の使い道ということで、これは一般会計の財源に入っておりますので、一応住宅等の修繕費に充て込んでおります。

次に、企業者間の同和教育という内容のご質問でございますが、13年度におきましては美濃市の方へ研修に参っておられるわけで、この参加していただいた町内の企業が20社ございまして、そこでの研修内容は障害者の雇用支援センターへ行っておられまして、そういう障害者の雇用についての研修をなさったと、このように聞いております。本町の町内の20業者が参加していただいたということでございます。

それと、SOCKSのオープンについて議員が場所が悪いとかいろいろご意見をおっしゃっておりますが、これにつきましては町長も山本議員のときの答弁でありましたように、この月の3月20日に靴下振興の件につきましては広陵町靴下産業の振興委員会と、こういう内容で会議が持たれるわけでございます。私も一応案内をいただいておりますので、この会議の内容につきましては平成13年度の広陵町の靴下産業振興事業の最終報告と、またもう一点は広陵町靴下振興についての意見交換と、こういう内容になっておりまして、こういうことを踏まえましていろんな成果の発表あるいは反省点等が出てまいりと思いますので、それを踏まえましてまた町の方の役割等の検討も加えていかなければならないなど、このように思っております。

続きまして、中小企業の債務保証ということで件数、金額、予算がふえているというお尋ねでございます。

確かにふえております。このような景気の状態でございますので、まだまだそういう方がふえるだろうということを見据えまして予算を増額した、こういう内容でございます。以上でございます。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、1点目の住民基本台帳ネットワークシステムでございます。

マスコミ等でご承知いただいておりますように、住民負担の軽減あるいは住民サービスの向上、そして国、地方を通じた行政改革というところで行政の高度情報化というところがやっていくということでございます。市町村では、住民票がどの市町村でもとれるんだと、それとともに転出、転入届もどの市町村でもできるんだと、こういうことでご理解をいただけたら結構かとは思いますが。

それから、現在国で審議をされておりますが、通りましたならば本町におきましてもしかるべき時期に条例でうたっております電子計算組織の利用状況に関する条例あるいは個人情報保護に関するものにつきましてご提出をし、ご審議をお願いしなければならないと、かように思っております。それで、国の方では当然この住民基本台帳のデータには本人確認の情報のみについて使用すると、それ以外の目的外の使用はしないということです。その中でも、そしたら国の情報はどうするんだということになりましたら、継続的に行われる給付行政とか資格の要る付与される分野での国民に関係の深い行政事務等について、今のところ93事務についてこういうものをしていきたいというところでございます。

それから、2点目の葛城浄化センターの整備状況でございます。

14年2月末現在では、工事の進捗状況は66.6%というように聞いてはおります。それから、最終は15年4月のオープンの予定どおりやっていくと、それで15年3月末が一番日曜日になると思います、その辺で竣工式です、やるというようなところでお聞きをしているところでございます。それから、それについて議会全員協議会での説明等の考えはということでございますが、当然議員さんに申し上げなければならないことにつきましては、私の方、また議会等とご相談を申し上げ全員協議会でもご説明をさせていただきたいなど、かように思っております。

それからもう一点、不法投棄の件でございます。

これは、県費補助でございます。その中で、県費補助は産業廃棄物についてでございます。その費用の2分の1を県から補助を受けるものでございます。それから、産業廃棄物等につきましては13年度、今年度につきまして今現在業者でとっていただいております。主には、曾我川、高田川、土庫川、また二、三大字のそれぞれの空き地のところでそういう産業廃棄物等がございますので、その分について今年度でも予算を上げさせていただいております。

それから、一般廃棄物につきましては、これは今までは担当課の方で4品目も合わしましてですけれども、処理を行ってまいりました。14年度につきましては、サービス公社なりシルバー人材の方へ一般廃棄物につきましては処理の方を委託して、さらにきれいにやっていきたいなど、このように思っているところでございます。以上です。

議 長 環境部長！

環境部長 ごみ処理手数料の増加分が幾らかということでございますが、事業系のごみを本年10月から受け入れるということで、今議会に条例改正案を提案させていただいております。料金は、改正案でございますので現行条例の規定に基づいて105トン、約700万円の増額を予算計上いたしております。

どのような変化があらわれるのかということでございますが、今まで広陵町が処理すべきであったごみを広陵町が処理すると、その責任において処理するということで適正化を図るということでございます。

それから、ごみ審議会での議論でございますが、もちろん委員に事業者からも代表を送っていただいております。事業者におけるごみの減量化の取り組みも議論をしていただいております。全く議論をしていないということではございませんで、今後広陵町のごみ減量について行政、住民、事業者が一体となって取り組むということを確認いたしております。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 保育所の関係のことでございますが、まず議員がおっしゃいましたように児童の保育は平等でなければならない、これは基本項目であると認識をしております。私立保育園の措置費の関係で、現在基本的に対応しておりますのは、各年齢児によって異なっておりますけれども、この基本額、それに民間施設給与等改善費、それと採暖費、暖房費でございます、それと事務職員の雇い上げ費、それに主任保育士の専任加算が主なものの内容として措置費が計算されてまいります。このほかに、私立保育園の運営費補助金といたしまして加配保育士の人件費、それから幼稚園嘱託医の嘱託費などが主な内容として、私立保育園の方に措置費として交付をいたしている内容でございます。

人件費につきましては、公私公立並びに私立につきましては開きはあるというふうに認識はいたしております。しかし、保育の内容は先ほど議員がおっしゃっておられましたように、内容は平等でなければならないという基本を貫いております。私立の経営の実態の内容について把握をするべきかということのご質問をいただいたわけでございますけれども、一応補助金という形で支出をしている部分もあります関係で、決算書はすべて各保育園からいただいております。この内容によって、ある程度の状況は把握できているというふうに考えております。

それから、解放保育の件で地対財特例法も3月でなくなるのではないかと、ほかの自治体ではもう終息宣言を出しているところがあるというふうなご意見を賜りましたが、ハード的な事業等を指して言うものではなく、予算計上さしていただいております解放保育そのものにつきましては、部落問題だけが解放ではないと、部落問題だけが差別問題ではないんだと、あくまでも人権にとらわれる問題の根源として解放という名前は古いですがけれども、今姿は人権教育あるいは人権問題へ拡大されて、これに対応するいろいろの研究会並びに研修会というふうに理解をしております。終わります。

議 長 助役！

助 役 国保中央病院の経営と職員の身分関係についてお答え申し上げます。

本年に入って1月9日、田原本町、三宅町、川西町、広陵町の助役、収入役会がありました。1月22日国保病院運営協議会、2月15日管理者、助役会、2月19日組合議会が開かれました。その中で、経営状況でございますが、この経営努力というのは常に議題になっておりますが、平成11年度に作成されました国保中央病院経営改善計画に基づき、職員一丸となって努力されているところでございます。目新しいところでは、13年度に人工透析

ベッド数を10床から20床にふやしました。それからまた、14年4月1日から皮膚科診療というのは今まで月、水、金、だけでございましたが、これを毎日の診療にかえていくという報告もございました。これらについても患者さんのためになるだけでなく、経営安定化につなげるものと考えております。

それから、職員の身分関係、いわゆる公務員に云々というところでございますが、この4回の会議とも厚生労働省なら、労働局の見解も重んじて、公務員として前向きに検討しているのではないかという意思統一はされております。しかし、退職金については、大三輪病院の期間について連合会と十分相談せねばならないし、債権、債務についても十分話し合っていくべきであるというところでございます。職員の身分関係の中で、労働者災害補償につきましても、常勤職員はこの4月1日から公務災害に移行いたします。非常職員は労災で進めてまいります。それから、雇用保険につきましても、退職手当条例ができるまでは従前どおりの手続で雇用保険に入っていくと、こういうところでございます。その他、社会保険関係についても十分検討していくと、こういうところでございます。それから、退職金問題につきましても、大三輪病院の期間を要している職員が現在222名中75名がおられます。大三輪病院の債務は引き継がないという確認書にもございますことでもありますので、これらのことは十分今後検討していくべきものということで意思統一なっております。終わります。

議 長 教育長！

教 育 長 それでは、お答え申し上げます。

現在少人数学級の問題でございますが、現在本町のすべての小・中学校に県教委より少人数学級用のかえ教員をいただいております。そして、各小・中学校ともに算数、数学、国語、英語等、学校の実情によって多少異なりますが、それらの教科を1ないし2教科を少人数学級を実施しております。私も教科によって少人数学級は効果があるというように思っておりますが、教科によってはやはりある程度の人数で授業をする方が効果的であるという教科もあろうかと考えております。

現在小学校6年までで5校あるわけでございますが、いわゆる30人以下の学年数と申しましょうか、いわゆる30学年のうち13学年は現在30人以下でございます。自動的っていうのか自然的と申しましょうか。これは来年度の現在の子供の数から計算いたしまして、30学年分の13学年が現在30人になる予定でございます。平均では、大体小学校1学級が30ないし34人ということになるかと思っております。5校のうちの1ないし2学級は38人の学級はできるだろうというように計算をしております。

中学校につきましては2校でございますので、3学年として6学年という計算にしますと、これらはすべて30人以下ではございませんで、1学級平均的には大体35から6、7というところになろうかと。このように考えております。

それから、学校5日制に伴いまして、学力との問題、ゆとり等のお話もあったわけですが、これは人によっていろいろ考え方が違うわけで、文部省の今回の学習指導要領は内容は30%カットしたと、そして週2時間の時間がカットされているということですので、従来よりも内容が3割ぐらいカットされるわけですので、そこでゆとりができてる。これは、このゆとりというのは、前から私申し上げていると思うんですけども、いわゆる充実を図るためのゆとりであると、ゆとりが先であって充実が後ではないと、こう考えております。したがって、子供たちはゆとりを持って学習をさせると、先生はゆとりというものはそういうものではないし、子供のためのゆとりであるというように私は理解しております。そして、教科指導に充てる時間をさらに確保するために、現在学校行事等の見直しを積極的に行うよう、過日も臨時校長会を開いて指示したところでございます。その必要性等についても、親の心配あるいはマスコミによるいろいろなご意見等もありますので、それらを踏まえて臨時の校長会を開いてその趣旨を指示したところでございます。

それから、5日制に伴う受け皿の問題でございますが、先ほど山田議員さんにも申し上げましたようなことを準備しておりますし、さらに公民館、体育館も子供が中心的に使えるような日を4月から定めていきたいと、このようにして社会教育あるいは公民館の方でもこういう受け皿的なものを考えております。以上でございます。

議長 4番議員！答弁漏れはないですね。答弁漏れはないですか。2回目。ちなみに寺前議員の費やした時間は、答弁を含め1時間10分となっております。そのつもりで、時間制限はないねん。

4番議員 住宅家賃のところですけども、修繕に使っているということですが、要は大幅な修繕のない限り、収入との差し引きっちゃうのは残ってくるわけです。本来これは特定財源的な要素を持っているもので、いわゆる土地についてはそのまま町が買ったと。古寺の横にはそのための土地もまだあると、老朽化が激しいということから、やはり計画を伴うためにも、財政についてはやはりこのところに使うという積み立てをするなりの方策で確保しておかないと、今後の状況から見ると非常に厳しいものがあるというように思うんですけども、その点はやはり先ほどの将来的な計画も含めて取り組むべきだというように思うわけですので、その点も検討についてお伺いをしときたいというように思います。

それと、最後の教育のところですけども、要はいろいろな問題もあろうというように思いますけど、現実の問題としてはやはり受験地獄と言われる状況は依然としてあると、その中でいわゆる教育の回復だと称して選別を取り入れる内容もいたるところに制度としてつくろうとしているわけですから、そういう点を踏まえて、広陵町の子供たちが本当にゆとりを持って基礎学力を身につけられる、こういうところを目指そうという点については、やはり全体に5日制になって指導要領ができると。そういうことからいって、到達度についてどのようになっているのかというような、やはり分析的な子供の状況把握というのは、私必要だというように思うんです。これは何も成績がいい子あるいは高校に行っている状況がどうかとかというんじゃないかって、やはり個人個人の到達度の問題っちゅうのも、これは学校として一人一人の学力をどう見るのかっていう問題っちゅうのは、やっぱり基礎学力の点からいって非常に重要だと思うんです。そういう点で、ゆとりを持って少人数学級をやっていくような体制づくりというのができるのかどうか。いわゆる昔流で言えば主要科目について少人数学級をやるという点について、そりゃもう大いに結構だというように思うんですが、やはりそのような状況の中で科学的に到達度評価を取り入れる中で、一人一人の子供の状況把握というのがもっと正確に行っていくという、そういう科学的な側面を取り入れたゆとりと、それからまた広陵町の教育の方向性っていうのは、私は必要ではないかというように思うんですけども。そういうようなところまで踏み込んだ議論というのをやっていただきたいというように思うんですが、その点がどうなのかという問題と、それから5日制になった場合については、受け皿の問題、先ほど言われてちょっと聞いてなかったもんですから、そらもう結構ですけども、要は指導員の問題があるというように思うんです。それともう一つは、体育館や公民館の活用っちゅうのはこれは非常に重要な問題ですけども、要は子供たちが主体的に取り組める、子供たちがやろうとすること、そういうような状況づくりというのは、学校の中でもあるいはまた地域の中でのということは指導員がなければ大変ですから、そういう連携された問題として、子供たちが昔流に言えば宮さんで遊ぼうと、何人が何人で遊ぼうというような、そんな状況をつくり出していくというのも一方では必要だというように思うんです。これは個々別々に家の中でゲームで遊ぶとか、あるいは塾へ行くとかというそういうものを広陵町としてどう把握しながらとらえていくのかという点においても重要ですので、私は子供たちが主体的に週休5日制になったときのいわゆるゆとり時間をどう有意義に暮らすのかという点の提起っていうのは、当然あってしかるべきだというように思いますので、そういうところまで踏み込んだ状況をつくり出していただきたいというように思うんですけども、

その点を再度お聞きして終わりたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 先ほどの住宅家賃の収入補助の件につきましてでございます。現時点では、住宅の建てかえ計画は行っておりません。したがって、この補助金を積立金あるいは基金としてというご意見でございます。今後全体的に町の計画の見直しという時期に当たりまして、そのうちで検討をさせていただきたいと、かように思います。

議 長 教育長！簡単に。

先ほどありました、答弁は。（４番議員「いや、また違う話やからね。」）

はい、どうぞ。

教 育 長 寺前議員さんおっしゃることを私も理解できる部分もあるわけでございます。ただ、やはり家庭でもどれだけ見ていただくかと、やっぱり家族と一緒に、家の仕事をする、私は家族の一員であるという責任を持って、そういう役割をしっかりと果たしていく、そういうことも今の子供たちには非常に大切であるというようにも思いますし、また地域でもそういう受け皿をつくっていくということも非常に大事であろうかと、両面が大事であろうかというように考えております。したがって、家庭におけるやはり子供との、家族の一員としてともに暮らしていただくと、これについてはまたこういう家庭はどうあるんかというご質問もあろうかと思いますが、やはり家庭もしっかりと頑張りたいと、このように思っておりますし、少人数学級につきましても、寺前議員さんおっしゃっておりますように、いわゆる到達度基準というようなあたり、非常に難しい部分もあるわけですが、今までは相対評価というものが中心であったわけですけれども、今後は絶対評価と、その子の到達度ということを非常に重視していこうということで、評価についても今後変わっていくだろうというように思っております。今学校におきましても、この絶対評価をどういうようにやっていくかということの研究をしているさなかであろうかというように考えております。私も基礎学力ということは非常に大事であると、いろいろなことを今教育の中で言われている中で、基礎学力というものをしっかりと身につけさせるということを非常に大事に思っております。いわゆる読み、書き、そろばんということをやっぱりしっかりと身につけ、その上に生きる力ということ育てていかなければならないと思っておりますので、これについては今後も十分基礎学力の向上について頑張りたいと、このように思っております。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。松野さん総務委員会でやってくれたらええが。

議 長 次に、日程21番、議案第22号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 そしたら簡単に質問をさしてもらいたいと思います。

介護保険が始まりまして、医療の一定部分が介護保険の方に移行するという見通しのもとにスタートしたわけですけれども、13年度2年目になりまして、やはり一向にそのような状況が生まれてこない。この点については大変大いにもくろみが外れたと言わざるを得ないわけなんですけれども、なぜこのような状況になったというふうに分析しておられるのかお聞きしたいと思います。

それから、疾病の状況なんですけれども、国保の方の調査の方で、県の方、毎年1回調べているわけですけれども、この疾病の状況が、やはり広陵町の方では、高血圧疾患とかそれから糖尿病また脳梗塞、これは生活習慣を改善することによって大幅に改善ができる内容であるというふうに思います。それから、歯肉炎及び歯周病の疾患、これについてもやはり口腔指導だと幼児からの指導等など、手当て、ケアをしていけば十分予防することが可能な疾病だというふうに思うんですけれども。この4つの疾病だけでも、これは全部の5月の疾病の中の55.5%に上がるわけです。ですから、このような状況も踏まえて健康21がスタートしているとは認識しているんですけれども、広陵町におきまして、やはり国保の方としても予防活動についてなお一層努力していただかなきゃいけないと思うんですけれども、どのように認識し、お考えいただいているかお聞かせいただきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、1点目の介護保険の納付金の件でございます。なるほどおっしゃるように、そちらへ12年度から新しく制度ができて移行するというので、医療費が当然減ってくるだろうと、私の方もかように思っておりました。しかし、それがなかなか思ったようには行ってないというところがございます。やはり1つは、老人人口の伸びもございましょうし、また地域性もございましょうし。といいますのは、やはりまだまだ地域によりまし

ては、家庭で介護という面もあろうかと思えます。また、医療機器の高度化といいますか、そういう面もございますし、いろいろな要素が加わってまいっておるということで、私の方もそちらの方へ。また、それともう一点は、施設の問題もあろうかと思えますし、その辺で私の方もなかなか制度が始まったのにそちらへ移行しないなということで、だんだんかえてまだ給付費といいますか、医療費がふえてるような状況できておりますので、2点目のおっしゃっていただいた健康、この辺につきましても、この前の国保の協議会でも保健センターの方からも説明があったと思えます。データバンク事業、それから平成11年から15年に引き続きましての総合健康指導事業ということで、今現在も保健センターと協力をしてやっていっておるところでございます。さらには、この今言いました総合健康指導事業、それから保健センターでやっております基本健診またガン検診、その辺のところもさらなるやはりPRをし、やっていかなければならないと、かように思っておるところでございます。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 介護保険への移行がなぜスムーズに行かないのかという原因の一つには、やはり介護保険の方の1割負担が、医療に比較いたしますとやっぱり高いという実情もあるように思えます。これは制度上のバランスの欠陥だというふうに思うわけですが、その点でどのように認識しておられるのか、実態どのように把握しておられるのか再度お聞きをしておきたいと思えます。

それから、疾病の状況の方で、本当に国保の運営委員会の方でアンケートの調査の保健婦、若い職員さんが丁寧にご説明いただきまして、本当に若い職員さんが、独自の町内のやり方をするんだと熱意を持って奮闘されている姿には大いに感銘を受けているし、期待としていっておるところでございますが、やはりこのような、先ほど言いました4つの疾病を、例えば2割予防するとすれば、私ので大変乱暴な試算なんですけれども、いろいろな関係費用が出てくるので、全体の1割の大体医療費の軽減になるだろうということが推定されるわけです。そうしますと、国保と老健の方と合わせますと大体4億円の節減になるというふうに思えますので、こういう経費の具体的な目標も持って、大いに今後きめ細かな対応をとっていただきたいと思えます。

そういう中で今度医療の改悪が、今回の予算の中には反映していないわけですが、これはもうほぼ通るだろうということで、大変住民の皆さんも不安に思い、またお医者さんも懸念されているんですけれども、このような今回の大幅な医療の改悪について、広陵町の

住民の皆さんにとってもどのような影響が懸念されるとお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 まず、1点目の医療費での負担よりも介護保険の方の個人の1割負担の方が負担率が高く、介護保険の方へ行かないのではないかということでございますけれども、ご承知のように介護保険制度の中にも低所得者の方につきましてのいろんな施策もございまして。十分ではないかとは思いますが、その辺で思っております。

それから、あと一点は、医療費の制度改正ですか、今回の制度改正、はい。制度改正につきましては、少し申し上げますと、それぞれのところでは増になったりはしてまいります。それで、その方がまだ確定はしておりませんので、私の方もそれを踏まえましてまた考えていかなければならないのではないかなと、かように思っておりますのでございます。

議 長 4番議員！

4番議員 きょうの経済日経新聞ですけれども、国保膨らむ現役加入、4年連続失業ふえ、健保から、国庫負担2兆円強と、こういう形で記事が載るとるわけなんです。これは一番問題は、現在の経済状況というのは悪循環を繰り返して国保に現役世代が入ってきていると、そしてそのために国保加入、国の負担がふえてるということを示しているわけなんですけれども、結局は今小泉内閣がやってる問題っちゅうのは、悪循環を断ち切れないうえにますますこの分野においても矛盾を大きくしているという状況であります。そういう点を前提にしながら、やっぱり国保会計の1つについて、絶えず一般会計からの繰り入れの問題を質問し、あるいは要求してきたところであります。この2月号ですね、「地方議会人」の2月号の中に、全国町村部の現状が書かれているわけなんですけど、この中でいわゆる平成12年の見込みで法定外一般会計繰入金、いわゆる法定の繰入金、安定化基金やその他義務的なものを除いた繰入金というのが全国的に3,197億円がある。これは、常態として自治体の中で位置づけられているということでもあります。こういうことに対して、やはり国保の会計がどんな現状にあるのかという点でもここに書かれているわけですけども、国保と他制度との比較という形でここでも私たちがよく社会保険との比較で保険料の負担のしんどさっていうのをあらわすわけですが、ここに書かれている点で言いますと、国保と政管健保、組合健保の各制度を比較すると、見てみますと、国保は他の制度と比較すると、加入者平均年齢が51.7歳、政管健保が37歳、組合健保が33歳。これは当然知ってる人は皆知ってるわけなんですけれども、こういう状況で非常に高齢者が高いと。当然医療費はそれに伴って政管健保1人当

たり12万1,000円、組合健保が10万2,000円、国保はそれに対して16万3,000円と、非常に高くなっているわけです。これが国保の会計を非常にしんどい目に合わせている最大の原因であります。国保の職業構成を見ると、昭和40年度当時は42.1%が農林漁業者が占めていたのが、11年度では6.1%、そのかわりに6.6%であった無職者が48.4%、大体広陵町でもこの数字、特に無職者度の数字っていうのは大体こういう傾向をたどってきているわけでありまして。こういう中で、国保の保険料がなかなか集まらないというのは当たり前のことなわけでありましてから、この現状を変えていくという点で、国はそれを国負担ではなく、いわゆる加入者負担に切りかえていくと、こういうすごい痛みを国民に与えようとしているわけですが、私たち自治体が今やらなければならないのは、やはり健康を守っていくという点では、予防医学をどれだけ真剣に考えるのかという点と、この負担増によって患者が病気にかかってから医者にかかる、これは最悪の事態を生む結果になるわけですから、こういう改善をやっていくという点で言えば、一般会計からの繰り入れっていうのも視野に入れた国保の現状、そしてその医療体制を町独自としても真剣に見る必要があると思うんですけれども、そういうような認識に立った国保の広陵町での改革ということは必要だと思いますけれども、その点どのようにお考えなのか聞いておきたいと思いません。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 おっしゃっていただきますように、国保と他保険の当然制度、また課税の違いはございます。それで、ご承知のように他の政管保険につきましても、また今基金もなくなり大変赤字の状態で、とても繰り出しはできないというところはマスコミ等でも報じられておるところでございます。それで、また一般会計につきましても、他市町村でも以前から国民健康保険の方へ繰り入れされておることは私の方も承知しております。しかし、こここういう経済情勢、財政状況になりますと、この近隣市町村でも今まで一般会計から国保会計へ繰り入れしてた分を取りやめていくという方向で検討されてるようにお聞きはしておるところでございます。

それから、私の方はあくまでも特別会計等につきましても、やはりその収入の中での支出ということが基本ではなかろうかなということを思っております。一般会計から持っていくといたしますと、国保以外の住民の方への負担もご承知のようにございます。また、私の方、ご承知いただいておりますように、一般会計から国民健康保険の方へルール分に基づきます保険基盤の安定ということで、項目はそれでございます、6割軽減。それから、あるいは職

員給与等の繰り出し、それから出産育児一時金の繰り出し、それから財政安定化支援事業の繰り出し、その中にも町のまた減免を独自でやっております。その分について今年度も、14年度です、1億3,319万円ほど一般会計から国保へ繰り出しをしていただいているという状況でございます。以上です。

議 長 4番議員！

4番議員 私は自治体、公務員として、どうやって広陵町民の暮らしを守るのかという視点が欠かせない。そういう中身にあって、広陵町独自で考えている限り限界があるというのははがゆい話、すべての人が共通して持っていると思うんです。そういう中で、どういう改善をするのかという点で言えば、やはり行政の持つ力、町民がなぜこのような苦しみを味あわなければならないのかということを実事によって知らしめる必要があるというように思うんです。結局はこの医療費の問題は、国が医療費削減を国庫負担を減らし続けてきた結果です。そして、一方で税金がないのであれば仕方ないという論理は成り立つわけですが、最初に述べましたように、要は公共事業費の大幅な増加、そしてこれに対してのメスを入れない。あるいはまた、軍事費、防衛費は聖域扱いでいまだにそのままになっている。思いやり予算は2,500億円という膨大な費用が使われている。こういうような状態を、私はやはり地方公務員としても、また首長としてもここは見て、どのような事実があるのかということはある必要があろうというように思うんです。私はそういうところを抜きにして、やむを得ないから仕方がないということであれば、国の国庫負担を減らしていくのが結局は賛成なんだという立場をもっと明確にする方が町民にわかりやすいとように私は思います。こういうような矛盾をそのままにしておいて、町は何もできないというのであればやらない方がましだという結果になるわけですから、私はこれは自治体が、今地方6団体が要望してる内容にも沿うわけですから、首長みずからがこの欠陥について国保負担を減らしていく現状があると。今数字を上げますとですけど、来年度この予算で年金の当年度は9,000億円になるんです。ところが、医療費だけでも5,500億円が当年度ですが、予算では2,007億円しか認められていない。結局その他の部分は国民の負担あるいは診療報酬の負担と薬価の削減と、一番大きいのは結局は患者負担を大幅にふやすということになっているわけですから、こういう部分というのは私はやはり町民の命を守るという立場から発言をしていただきたいというように思うわけですが、その点町長はどのようにお考えなのか聞いておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 なかなか立て板に水を流すがごとくのご質問でございまして、お申し出の趣旨、意を十分理解をしておりますので参考にしたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程22番、議案第23号、平成14年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 老人医療費の方は本当に年々増大していくというような状況の中で、老健への拠出金が国保の中でも増大し、大変な状況となっております。その一方で、医療制度の先ほど言いました改悪の中で、高齢者の医療については対象を75歳以上に引き上げていこうというような国の方針が、ほぼこれは通っていくのではないかというようなところに来ているわけですが、もうこれは十分ご認識いただいておりますので、これについて議論するつもりはありませんが、しかしこういう政府のやり方、改悪についてやはり住民を守る立場で胸を痛めておられるのではなかろうかと思うわけです。お医者さんの方も今回医療費の反対の署名活動を非常に積極的にされまして、奈良県からも、たまたま広陵町の議員の研修で東京の方へ行きましたときに、奈良県から反対運動に行かれる方たちが大勢電車に乗っていかれるというところに遭遇したわけですが、本当にお医者さん、住民、皆さん今回の医療改悪に向けては憤りを持っておられます。そういう中でやはり町村の議長会といたしましても、老人保健福祉対策の推進ということで老人医療費に対する国の負担割合を拡充することと、真っ先に上げておられます。だから、私はこういうところで言いますと、ほかの議員さんも国の制度の問題やとかということで、こんな関係ないというようなことで見過ごそうとされておりますが、これはそうではありません。これは、やはり議会も理事者も住民も一体になってこういう認識を一致させて、そして住民にしわ寄せを押しつけるような、命を削るような改悪に対してともに力を合わせて改善に向けて努力をしていくということが、今一番求められている行政の姿勢ではないかと思うんですけれども、この点についてどのように認識し、

今後こういう点について、町民の皆さんと公判に一致して取り組んでいくという具体的な方策を提示できるかどうかお聞きをしておきたいと思います。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 今前段おっしゃっていただきましたように、各市町村とも県なり国の方へはご承知のようにいろいろと要望、改善事項を何回も出しておられることはご承知だと思います。おっしゃっていただきました件はもちろんございます。しかし一方では、ご承知いただいておりますように、国の経済情勢また少子・高齢化という進展の中にありまして、将来この医療制度をどう維持していくのかということも一つ大変な問題であろうということもご認識は十分いただいております。おっしゃっていただきました意見を十分尊重させていただきました、また検討もさせていただけたらと思います。以上です。

議 長 5番議員！

5番議員 では、もうこれは意見とお願いにとどめさしてもらいますが、例えば国保運営協議会の方にこの医療改悪に対して、町と住民と合わせてともに改悪反対の意見書を上げていこうとか、お願い文ですね。いろいろなそういう具体的な方策、あるいはまた広報等を使って今の広陵町の医療の実態、また町民のさらなる苦しみの実態等をやはり住民を守る立場で訴えていただくと。具体的な手だて、いろいろあると思いますので、今後そういう具体的な行動に出れるような形を検討していただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程23番、議案第24号、平成14年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 今度の予算で、従来から指摘させていただいてきたいわゆる介護保険福祉事業について改善を見とられてるわけです。この点について、100万円だけがその他に残っているわけなんですけれども、いわゆるこれは全体の問題として町長も改善をするという形で現在に至っているわけですから、100万円の予算どりの意味で、これはやはり一般会計で

できる部分については当然一般会計でしていくという考え方に基づいておられるのかどうか、この点を確認をしておきたいというふうに思います。

それと、減免制度の問題ですけれども、やはり今活用されている方々にとっては、いまだ従来からの制度からいっても負担が多くなっていると、減免制度について活用できるような減免制度を考える余地はないのかどうか、全国的な中で積極的な自治体があらわれているわけですけれども、奈良県においては、いわゆるホームヘルパーだけについては1割負担が3%負担ということで、御所市が率先をして奈良県、全自治体が減免制度をやったわけですけれども、そういう意味合いからも広陵町において検討していくという姿勢を持っていただくわけにいかないのかということも2番目に聞いときたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、保健福祉事業の件でございますが、100万円残ってるこの100万円はどうするかと、予算どり程度かということのご質問、まさにそのとおりでございます。この中でやはり執行すべきものというものがございました場合には、ゼロにすると執行ができませんのでご理解をいただきたいと思います。

それから、減免の件でございますが、現在の広陵町の介護保険によります減免の規程によって進めてまいりたいと考えております。終わります。

議 長 5番議員！

5番議員 本当に保健福祉事業については改善をしていただいたところでございますが、ただ前の従来から言っておりますように、教室がそのものがまずいとか、いけないかということではなくて、教室そのものは大変人気もありましたし大変いい中身でしたので、これはやはり一般会計の方でぜひ実施をしていっていただきたいと思うんですけれども、その点は今どのようにご検討いただいているのかお聞きしておきたいと思います。

それから、介護保険料の減免についても、議会あるいは理事者の方も国の方に要望をされておられるというふうに認識しているわけでございますが、広陵町におきまして、保険料の6段階制の導入によって、低所得者を一層負担を軽くするための制度の改善を検討していただきたいと思うんですけれども、どのようにお考えいただいているかお聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 以前に保健福祉事業の中で各種の教室をやっておりました。その内容で制度の適用が違いますけれども、内容の似た教室が確かにございました。それにつきまして一般会

計でやってはどうかと、それについての進捗は、というご質問ですけれども、それぞれの教室は従前どおりそれぞれの一般会計で予算化をいたしております。

また、保険料の減免のために、現在の5段階を6段階に分けて低所得者に対する配慮をしてはどうかというご質問をいただきましたけれども、14年度中に策定等、委員会を制定して、15年度からの状況の一つの方針として出していただくことになっておりますので、その場でもってある程度の状況等を検討していただくことになろうかと思っております。今ここではお答えはできません。終わります。（5番議員「あと一点だけだから。」）

議 長 5番議員！

5番議員 あと具体的な部分での特養とか入所施設の待機者の実態について、数字上げていただけてなかったように思いますので、把握されている数字を厚生委員会の方に上げていただきたいと思っております。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程24番、議案第25号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 以前もお願いしてたかと思うんですけれども、下水道の事業がもうそろそろ終結する、当初の予定では14年度で終結する予定だったわけです。今はまだ残っているわけなんですけれども、今の時点で、今後の借金も九十何億円でしたか債務の方もありますので、その返済計画も含めて、これは一般会計の方の中・長期計画とも大きな絡みがあるかとは思いますが、見通しの方を示していただきたいと思っております。といいますのは、以前にいただいた計画とはもうかなり大きな大幅な狂いが生じてきているわけです。当然と言えば当然なんですけれども、そういう中で、今の状態で下水道の事業がもう終結したその後において、維持管理の部分だけでも、採算がうまくとれていくのかどうかの見通しが今立てにくい状態ではなかろうかというふうに思うわけです。そういう点では、一般管理費の部分が歳出の方で2億3,600万円なんですけれども、歳入の方の状況で見ましたら、使用料の方が2億3,400万円、大体とんどの状況ではあるわけなんですけれども、今後下水管のいろいろな

補修等もまた出てくるという状況になりますと、本当に接続について新しくいろいろな手だてをしていただくという予算もついておりますけれども、真剣にそういう計画と実行をしていただかなければ将来的な不安が大きいのではないかという点で、計画の方、見通しどのようにお持ちなのか、またその計画書、あれば提出していただきたいと思うんですけれども、お願いします。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 計画書はございませんが、一般会計と今後は起債の返還等につきましては十分検討していかなければならないと、このようには思っております。しかし、今後管の維持管理等に、またいろんな面でメンテナンス等で費用がかかってくるだろうと、このようにも予測しておるわけでございます。

それと、最終的の、最初は平成14年をもって完了するだろうという見通しが出ておりましたが、今現在におきましては、平成18年に一応予定が立てておるわけでございます。初めにも申し上げておりましたように、現在は公共事業の方の整備率が90%台にのっております。若干特環の方では今現在は77%の整備率でございますので、今後はその特環にも最重点を置き工事を進めていかなければならないと、このようにも考えております。一番下水道での財源でございます使用料につきましては、いわゆる接続率ということが一番ウエートを占めておりますので、在来地区の水洗化率、接続につきましては、13年度と比較いたしますと約3%の伸びであると、このようにも説明しておりますが、平成14年の一応水洗化率の目標は70%に持っていこうと、こういう努力目標で取り組んでいきたいと、かように考えております。そういう面で、水洗化率を伸ばすことによりまして下水道の使用料が伸びてくると、こういう内容になってくるわけでございまして、やはり起債の返還等の一応計画をつくりまして、一般会計ともいろいろ協議を重ねなければならぬ時期が来ていると、このようにも考えております。

議 長 5番議員！

5番議員 今ご説明いただきましたが、やはり財政計画、見通しというのは重要ですので、ぜひこの下水道会計につきましても、中・長期の財政計画をつくって議会の方に提示していただきたいと思いますが、つくっていただけるのかいただけないのか、お願いしたいと思えます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 できる限りつくるように努力いたします。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程25番、議案第26号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 今墓地予定地とそれから図書館の前駐車場、清掃センターに使うという土地のくぼみがありますね。これは墓地の予定地だったというように思うんですが、必要があるのかなのか、いわゆる青少年センターを建てるところについての土地を広げていくということは可能だと思うんですけども、その点についての計画だけ聞いておきたいと思うんです。

議 長 住民生活部長！

住民生活部長 おっしゃっていただいておりますのは、現在の図書館の南側の駐車場になっておりますあその南側ののりと墓地の方ののりとですね。その辺ののりの利用計画のことをおっしゃっていただいているわけですね。(4番議員「のりというよりも、くぼみあるでしょ、くぼみ。」) はい。池で、きちっとあれは境界はなってるようには聞いております。ただ、私の方墓地の方とおっしゃっていただいているのは、あくまでも現在の更地のところということで、残りこういうふうやっていきたいということでございますので、ご理解をいただけたらと思います。(4番議員「その活用を委員会でもたやってくれ。」) はい。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程26番、議案第27号、平成14年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 4番議員！

4番議員 一般質問にも出てる内容なんですけれども、いわゆる賄いの広陵町の使用料を少し指摘しておきたいと思います。

青ネギが1,047キログラム、そしてカボチャが1,243グラム、キャベツが3,639グラム、グリーンピースが705キログラム、ゴボウが522キログラム、コマツナが806キログラム、サツマイモが840キログラム、里芋が861グラム、ジャガイモは6,105キログラム、大根、タマネギは9,000、チンゲンサイが約1,400、ニンジンが5,600、白菜が3,900、ハウレンソウが3,700、こういうように、広陵町でとれる野菜がこれだけの分量があるわけなんです。これはその気になれば活用できる種類です。こういう点は積極的に本来活用しながら農業の振興にも役立てていく、これはできないことではないし、今全国的にこの傾向は急速に広がっています。広陵町でなぜこの問題について障害があるとおっしゃっていますけれども、今読み上げた内容については、農家の方々も積極的に参加できる数字なんです。そういう内容から含めて、どうして行き詰まっていくのかと、もっと積極的に行政主導による解決策をとっていただく必要があると思うんですが、その点をお聞きしておきたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 地元の野菜等、取り入れられるものは取り入れてというような形でおっしゃっておられると思うわけなんです。やはり今、年間通しての総使用料のトータルをおっしゃったと思うわけなんです。そうした中で、やはり献立していく中で需要、供給のバランスの中でもう少し検討してまいりたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長 4番議員！

4番議員 需要、供給の関係で言えば、現在の広陵町の農家はこの生産は100%可能です。そして、いわゆる計画生産は取り入れることができます。万が一不作の場合が農業の場合にはあります。その場合については、当然従来の市場から買い入れるということは当然のことです。問題になってる点については十分ご存じのように、町がこの活用を図るかどうかという熱意の問題が最大のネックです。その他に、いわゆる生産者側といわゆる商売されてる方々との調整の問題があります。これは町が本来この農業生産を積極的に活用を図るという姿勢があればおのずと解決する内容なんです。そういう点で、今上げた内容というのは非常に分量の大きな内容であり、広陵町の近郊の農家の積極的な位置づけに役立つのは100%請け負うものになっているわけですから、ぜひその点についての町の決意などを聞かせていただきたいと思うんです。これについては、教育委員会だけでなく農業の問題も絡んでいますので、町長、この数字今見ていただきたいと思いますけれども、この数字から見て町長、農業に

ついてはどうか知りませんが、こりゃもう数字の上で言やあ本当に活用できる話なんですから、この点について町長の考えも聞いておきたいと思うんです。

議 長 町長！

町 長 細かいデータの数字を教えてくださいました。今地産地消という言葉が言われているんです。地産というのは土地でとれたものを土地で消費をする、地産地消であります。こういう運動が全国で広められているのは確かなことだと思います。ただ、今給食で流通過程をどうするか、生産者を育成をする、こうして流通過程でおさめていただく人はそしたらどうなるのかということもございますし、なかなか私たちはこの議論を重ねているところでございますが、非常に厳しい問題があるのでございます。熱意があればできるとおっしゃいますが、私どももなるべく食べていただけるように、地元の産品を食べていただけるような努力をしていかなければいけないということの認識はいたしております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程27番、議案第28号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 1点だけお聞きしておきたいんですけれども、これで3年目に入るわけですけれども、もう寝たきりの状態でそれ以上介護認定5から上に行かないだとか、それからかなり固定した状態の方もたくさんおられるのではないかなというふうに思うんですけれども、その場合、半年ごとに認定のし直し、一からやり直しというのは、認定する側にとってもされる側にとっても負担が大きいと思うんですけれども、そういう場合の簡略化についてご議論されているのであれば、どのようなご議論になっているのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、現在の制度では、要介護5から以上はございません。この方々についても一応制度上では再判定をしなければなりません。新年度からは、一応議論の結果でござい

ますけれども、有効期限を6カ月から1年に伸ばしてはどうかという方向で現在検討を進めております。この方向で進むとは思いますが、今断言はできません。終わります。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程28番、議案第29号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に、日程29番、議案第30号、平成14年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 1つは井戸の工事請負費がついていますが、これが稼働するのはいつぐらいに予定されているのか。それから、どの程度の水量を予定されているのか確認しておきたいと思います。

それから、この資本的収支及び支出の部分なんですけれども、平成12年度に料金改定になりまして、平成11年度にはいろいろな財政試算表を前提にして議論をしてきた経過があるわけなんですけれども、そのときの資料によりますと、平成14年度の資本的収支がここに提示されました予定額とは大幅に金額が違うわけなんですけれども、例えば資本的収入の方ではこちらの以前に提示された中では4,880万円でした。しかし今回は、今年度11億8,394万5,000円という形で4倍近くの開きになっています。それから支出につきまし

でも資本的支出のトータルが1億7,054万8,000円という見通しだったんですが、3億1,417万1,000円と2倍近い開きがありますので、この辺の予定がこれほど大きく変わった要因は何なのかおわかりになれば教えていただきたいと思います。この計画のときには局長は担当されておらなかったの、ちょっとわからないところがあれば結構なんです。お願いします。

議 長 水道局長！

水道局長 まず、自己水の井戸の件でございますが、今度新たに神主の井戸を新しく設置するものでございます。期間といたしましては、まず4月に入札をいたしまして約3カ月日を要すると思います。したがって、使用できるのは7月ごろということでございます。

それから、水量につきましては、1日に大体1時間で30トンが出るだろうという予測をしておりますので、年間約21万トンですか——ちょっと待ってください。ちょっと待ってください。大体1……済みません。1時間当たり約30トン出るとします。そうすると1日に720トンでございます。そういうことで30日で掛けますと一月で2万1,600トンということでございます。それが水道料金につきまして問われたんですけども私もまだ間がありませんので、現状だけをちょっと言わさせていただきます。

まず、水道会計は今現在では毎年毎年赤字でございます。といいますのは、平成12年4月から25%の水道料金の値上げをされました。当初水道局といたしましては、37%の値上げをお願いしたいということであったようでございますけれども、諸般の都合により25%に抑えられたという結果がございます。したがって、平成11年度の赤字が約8,000万円でございます。それから、値上げされました12年度におきましても5,586万円の赤字でございます。また、平成13年度におきましても、まだ最終な答えは出ておりませんが、7,000万円前後の赤字になるだろうと、したがってこの3年間で約2億1,000万円の赤字になると思います。ただ、今現在事業資金として、現金として約7億円ほどございますので、それを毎年毎年食い込んでいってるという現状でございます。そういったところでございます。よろしく申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 値上げしたけれども、さらに赤字という状態が続いているということなんですけれども、これは値上げした結果、値上げ効果が予想以上に至らなかったと、やっぱり値上げしたら儉約する、節水するという部分も大変大きなマイナス点であったと思うんですけれども、今年度井戸を1つ掘るということで、4,000万円で井戸が1基建設できるわけですね。

そういう部分で言いますと、1基で、えっ、3,620万円か。それで、県水の方が290万立米ですね、受水してるのが、そうすると大体1基掘れば県水の10分の1はここで賄うことができる水量だというふうに思いますので、その赤字分っていう部分について県を受水費が大きな負担になっておりますので、やはりこの受水費が4億4,000万円ですから、これの1割というと4,000万円ですから、ちょうど1年で採算がとれると、後については大変プラスになるという結果になってまいりますので、やはり議論をやはり再度本当に住民の立場に立って、こんな不景気の中で住民の負担をこれ以上絶対にさせないという立場に立って、井戸の増設についても真剣に議論していただきたいというふうに思います。

議長 答弁ええねんな。 水道局長！

水道局長 まず、水道料金の改定につきましては、今も言いましたように、今現在では7億円のそういう利用資金があるということで、毎年食い込んでいくということなんです。それで、すぐに値上げするということがなしに……。(5番議員「ああそうですか。」)もし値上げをするということであれば、皆さん方によくご相談させていただいて、そして検討を加えてやっていくということを思います。

それから、井戸につきましては3,620万円ということになりますんですけども、要するに1時間当たり30トン水が出るとしますと、1日に720トンになるんですわ。そうすれば3年間すれば料金で買う145円プラス消費税で買う金額と、ほんでうちの自己水を生産するという事になれば、いろいろな諸費用を引いて1トン当たり105円なんですわ。105円ぐらいでできると思うんですわ。したがって、3年間辛抱していただければ、その分は料金として、まあ言うたらとんとんになると。その3年から以上使うということになれば町としては得策だということでございます、井戸についてはですよ。そういうことでございます。以上です。

議長 4番議員！

4番議員 答弁は結構です。

赤字の状況の問題が出てきましたので、1つはこの問題というのはいわゆる県水と自己水の比率の問題だということで改めてその点を指摘しておきたいと思うんです。今おっしゃったように、井戸を1基掘ると30トンの目標値を設定すると、3年間でそのもとが買えるという点からいって、この問題が一つネックとなっております。現在赤字の大きな原因は自己水の比率が低下し、県水が非常に大きくなってきたということが大きな問題だということを指摘しときたいと思います。

それから、これは要望です。大滝ダムの供用開始が近づいてきました。この点について今から大滝ダムの財政事情、いわゆる補助金、県の負担金、そしていわゆるそれを料金にはね返させるいわゆる先行投資部分を、その料金にはね返る部分、いわゆる先行投資で県民からその負担を補うと、こういう内容について具体的な数字を県からもらっておいていただきたいというように思いますので、これはお願いをしておきたいと思います。以上です。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

次に、議案第31号は本日追加議案として提出されたもので、この際よろしくご審議願います。なお、議案の朗読を省略します。

議 長 それでは、日程30番、議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 大変お疲れのところ申しわけございませんが、本日追加議案として提案させていただきましたので、提案趣旨の説明をさせていただきます。

追加の議案書をごらんいただきたいと存じます。今回の工事につきましては、真美ヶ丘地区において住宅都市整備公団の開発によります人口増加が見込まれる中、児童数の増加に伴い平成15年4月には教室が不足することとなりますので、国の補正予算措置に伴い昨年12月議会において補正予算の議決をいただいております。今議会におきましては、工事期間の関係から繰越明許費の専決処分のご報告を申し上げたところでございます。

増築工事の内容につきましては、鉄筋コンクリートづくり3階建て、カラーベストぶきの建物でございます。配置図等につきましては、お手元に配付しております図面をごらんいただきたいと存じます。1ページ目は配置図で、左上の黒く表示しております部分が今回増築部分となります。

続いて2ページ、3ページの白抜き部分、今度は逆になりますが、白抜きの部分が増築部分でございます。普通教室それぞれ各階において2室の増築となっております。

4ページにつきましては、3階部分の増築部分をあらわしております。この3階部分では特別教室1室を予定しております。

最終ページの5ページにつきましては、立面図を表示させていただいております。後ほどまたごらんいただきたいと存じます。

増築の面積につきましては、延べ面積508.35平方メートルとなっております。

今回の請負契約につきましてはの業者選定につきましては、2月18日、指名選定審査会を開催し、広陵町建設工事請負業者選定要領に基づき、特定建設業の許可を有する者で、町内業者においてはAまたはBランクにある者及び県内業者にあつては経審点数950点以上で、特定建設業の許可を有する者19社の中から、広陵町と、19社というのは全社になります、950点以上は全業者ということになります。広陵町と契約または指名実績を有する業者、16社を選定いたしました。なお、この中に村本建設につきましては、平成13年度12月27日から平成14年2月26日までの2カ月間を指名停止期間と定めておりますので、今回の指名選定審査会においては指名回避と決定いたしております。

町内業者3社と県内業者16社の合計19社を選定いたしまして、2月29日、現場説明会を開催いたしました。今回の入札につきましては、特に談合の防止及び競争性の原理を重視し、19社という入札となりました。3月7日の入札日当日、株式会社中尾組が辞退され、結果は18社による入札ということになりました。入札結果につきましては、別紙の、お手元に配付しております指名競争入札調書に記載しておりますとおり、平成建設が税込み8,400万円で落札しております。その他の業者の入札価格につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。いずれも税抜き価格で記載しておりますので、よろしく願い申し上げます。

設計金額及び入札価格については、設計金額は税抜きで1億1,319万2,000円で、設計価格に対して70.67%となっております。入札予定価格につきましては、税込みで1億1,290万6,500円で、入札の請負率にしますと74.39%となっております。

工事の完成期限につきましては、平成14年12月25日が期限ということで契約をする予定でございます。以上、簡単ですが説明を終わります。

議 長 本案について質疑に入ります。 1番議員！

1番議員 今説明がありましたが、この広陵町真美ヶ丘第二小学校についての本体っていうんか、初めの工事請負はどこでしたですか。

それと、そのときの設計価格、そしてその入札比較価格、落札金額は何%ぐらいだったか。(総務部長「それはちょっとわからへん。」)まず比較してみたいと思ってんです。(4番議員「村本や。」)村本か。(4番議員「それしかないやないか。」)ああそうか。という

のは、やはりその当時落札者の率から見たら、これを見ると本当に安いのがいいのか、競争原理が働いたから74.39%という率がいいのか悪いのかわからない。というのは、手抜きが行われるのではないかという心配もあるわけで、それは向こうから見てざまあみい、そういう心配もなきにしもあらずと。というのは、前回のこの初めの本体工事がやはり95%ぐらいで落札しているのではないかと、そうして思うと、それと今回の比較するならば、非常に懸念される点が私にはあると思うんです。そしてこの平成建設というと余り私も聞いたことはないわけですが。（4番議員「村本だってええやろう。」）いや、村本がいいとか悪いじゃなくして、じゃなくして、この平成建設の実績ですね。（4番議員「こらあ名前変わったんや。」）実績をどのような公共工事的にやっておられるのか、それも教えていただきたいと思いますので、その点お願いします。

議 長 総務部長！

総務部長 当初の本体の内容につきましては、資料をちょっと持ち合わせしておりませんので、委員会でも報告をさしていただきたいと思います。

それから、この請負価格云々の話ですが、いわゆる現在の経済情勢の中で、やはり価格破壊という状況があらわれている状況があると思います。この中で、特に議員さんは心配をいただいております工事の手抜き、あるいは工事の成果と申しますか、それだけの工事をちゃんとやってくれるんかという心配のご質問だと思います。これにつきましては、設計業者であります大和設計がちゃんと管理もいたしますし、職員の中でも技師がおりますので、この辺は大丈夫だと私は信じております。

それから、あとのちょっと資料の持っていない部分につきましては、委員会でも報告させていただくということをお願いいたします。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 今回は本当に適正な競争原理が働いてよかったなあというふうに思っているわけですが、この教室なんですけど、第二小学校はこれ3回目の増築になるんですか。継ぎ足し継ぎ足しという形で大変使い勝手の問題ではどうなのかなと懸念するんですけども、この3階の特別教室はどのような使用目的を想定されているのかお聞きしておきたいと思います。

それと、東小学校、新しいところでしたらやっぱり給食等も学年を分けなきゃいけませんけど、別のこういう特別室の方でいただけるということも可能なんですけれども、そういう継ぎ足し継ぎ足しの設計の中ではあるけれども、今回改装とかも含めていけばもう少し使い勝

手のいい、またニーズに合った設計ができたのではないかと思うんですけれども、その辺のところはどのように議論していただいたのかなと思いますのでお聞きしておきたいと思います。

それから、今回4教室増なんですけれども、来年度に向けての学級編制の見込み、つくっておられると思うんですけど、先ほどにもありましたが。第二小学校の来年度の学級数の見通しと今の学級、部屋の数ですね、教室の数と教えておいていただきたいと思います。

それから、資料として総務委員会に学級編制の見込み、来年度の見込みの一覧表を小・中ともに出しておいていただきたいと思います。（14番議員「そんなもん真美ヶ丘喜んばなあかんやん。」）喜んでるや、評価もしたし、今度は褒めちゃったじゃないですか、入札で。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 3階の特別教室につきましては、現在音楽室に供したいと、かように思っております。（5番議員「音楽室はどうなるんやろう、今の音楽室は。」）2教室に、そんで音楽室なるわけです。（5番議員「音楽室2つにするん。」）はい。それと、重複して科目の授業が組めるようにという形で、はい。

それと、今度の新年度の、今度14年度。（5番議員「資料でもいいですよ、資料出してもらったら結構ですけど。」）全部で23学級になる予定です。（5番議員「それで、教室が幾つ。」）今21。（5番議員「今21、えっ、そしたら。」）だから2つ不足する。

（5番議員「不足した状態でスタートするわけ。」）今は21。はい。今度15年から。いや4年度。（5番議員「14年の来年の話してるんです。」）14年度が22です。（「5番議員「まあ、資料を出してください、資料出してくださったら結構ですから。」）23になっております、14年度は、はい。必要数が、はい。

議 長 ほかに。 5番議員！

5番議員 簡単に最後に、そしたらそれ資料で出していただくことを確認して、23の21ということであれば、教室が足りない形でのスタートと。（教育委員会事務局長「14年はそんでいけるわけ。」）23が教室の数。（教育委員会事務局長「いやいや、学級数。」）学級数、特別学級があるからですか。（教育委員会事務局長「はい。」）はあはあはあ、わかりましたわかりました。

あとそれと音楽室が2つということなんですけど、これは第二小学校の方からの要望でなかったのか。ゆとりのいろんな多目的に使えるスペース、ちょっと広いスペースも第一小学校の方であって、あそこでいろいろな行事に活用されていて、私の方もお話のボランティア

アなどで使わしていただいて、大変有効になっているかなと思うんですけども、そういうスペースがこの第二小の場合にはないんじゃないかなあと思うので、再度確認したんですけども、先生の要望からこの音楽室2つになったのかどうかということの経過から含めてお願いします。簡単でいいです。

議 長 教育長！

教 育 長 これは学校の職員の、学校からの要望というようにご理解いただきたいと思います。

（5番議員「はい、わかりました。」）ただ、この子供の学級数のふえぐあいによってすぐに音楽室に使うかというあたりはもう少し見きわめたいと思っております。（5番議員「ということは、ゆとりの部屋がない。」）音楽室をつくりたいというように考えております。（5番議員「ということは、ゆとりの部屋が第二小はないということやな。」）えっ多目的広……。 （5番議員「多目的室が。」）その余裕はございません。（5番議員「ない。」）はい。

議 長 ほかにありませんか。

質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお、本日举行れなかった一般質問につきましては、あす12日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

（P.M. 6：49延会）

平成14年3月12日広陵町議会
第1回定例会会議録（3日目）

平成14年3月12日広陵町議会第1回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

6番 角谷静作

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:02開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付 議 事 件

1 一 般 質 問

議 長 まず、日程1番、これより一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これより発言をしていただきます。

なお、議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。

質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。

また、さきの申し合わせにありましたように、1回目の質問は今までと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることといたします。

なお、次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないので、よろしく願いいたします。

まず、笹井君の発言を許します。

11番議員 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。平成14年第1回定例議会平岡町長が就任され、最初の予算議会に当たりトップバッターとして質問させていただきます。光栄に思っております。

さて、質問でございますが、1番目、南郷バイパスに歩道設置の件についてお伺いします。

南郷バイパスは、大和高田斑鳩線の裏街道でもあります。完成以来、この路線の交通量が非常に多くなりました。現状のままでは危険場所の放置となります。なぜなら、狭い町道を通り抜けてきたところで道路幅が広くなり、ほっとした気分で前方にカーブがあり、猛スピ

ードで走行となれば事故につながります。ご存じのことと思いますが、この道路200メートル余りの間で2名の老人の方が交通事故で死亡されました。特に老人の路肩通行は危険と隣り合わせの状況であり、交通事故から身を守るためにも段差のある歩道あるいは危険防止さくの歩道設置を早急をお願いいたしたいと思います。この件に関する町長のお考えをお聞きいたします。

2番目でございます。釣り堀の設置についてお伺いします。

昨今、町民の方々の生活スタイルにもゆとりと安らぎを求める意識が感じられるように思います。そこで、一つの提案であります。というのは、レクリエーションなどの一環として釣りを取り上げてみてください。釣り愛好家の間では、釣り堀の設置に関する要望が非常に多くあります。ため池の利用も一つの考えかもしれませんが、ぜひとも考えていただきたい。そして、町、大字、水利組合等の中で協議の上、この計画をより一層前向きに考えていただきたいと思います。

3番目でございます。健民グラウンドの拡張計画についてお伺いします。

今回も含めて以前から何回もこの件に関して提案をしてきましたが、今までの経過をお聞きいたしたいと思います。

グラウンドを取り巻く状況も変わってきました。町民の方々の生活環境の変化に伴い、健康を重視した上での生活設計が広がっています。人々が健民グラウンドにおいていろいろなスポーツと交わり、スポーツを楽しみながら体力づくりができます。それ以外に今まで町民体育祭が行われるときには東小学校のグラウンドを駐車場として使用してきましたが、東小学校に新しいグラウンドができ、東幼稚園の新築完成につき使用できないと思われま

す。以上のことをご理解の上、もう一度幼稚園跡地を含めたグラウンドの具体的な拡張計画についてお願いいたします。どうかよろしくお願いいたします。終わります。

議 長 ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいまご質問いただきました笹井議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず、南郷バイパスの歩道設置についてでございますが、地域住民の通行等も調査した中で地元とも十分協議を行い、危険な箇所から歩道の設置等安全対策を講じていきたいと思

います。次に、2番目の釣り堀の設置でございますが、幅広い年齢層の方々が楽しめ、親子のコミュニケーションが図られる釣り堀は、レクリエーションの場として最適であるかと思われま

す。したがって、町は大字や水利組合と池の有効利用について協議を進めております。

今後も池の有効利用について、他の大字等から協議があれば積極的に取り組んでまいります。

3番目の健民グラウンドの拡張についてでございます。

東小学校の改築後の運動場につきましては、災害等の緊急時以外は駐車場としての利用は中止いたしたいと考えております。幼稚園跡地の利用につきましては、駐車場スペースとして確保する方向で進んでおります。また、健民運動場の拡張計画につきましては、現在検討を重ねているところでございます。以上のとおりでございます。

議 長 はい、11番、笹井君！

11番議員 再度質問させていただきます。

1番目でございますが、地元住民とこれから相談して検討してまいりたいという返事をいただきましたので、できるだけ早く実施できるようにお願いいたしたいと思っております。回答はそれで結構でございます。

2番目についても同じく今そういう方向で町の当局も考えておられるということでございますので、それで結構かと存じます。

3番目でございますが、計画中であるとお伺いしましたが、再度お尋ねします。

健民グラウンド拡張、または駐車場についてでございますが、今までどおりのとおりで変更はございませんか、その構想があるかないかをお聞きしたいと思っております。

議 長 はい、教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 健民グラウンドの拡張についての2回目の質問に対してお答えしたいと思っております。

現在は、今町長から答弁いたしましたとおり、体育祭と東小学校グラウンドが使えなくなる関係上、まず駐車場スペースとして幼稚園跡地を整備してやっていきたいことは無論のこととあります。そして、健民グラウンドの拡張計画につきましては、とりあえず具体的な構想は煮詰まっておりませんが、今後引き続いて検討課題として計画してまいりたいと、かように思っております。

議 長 11番、笹井君！

11番議員 再度お尋ねしたいと思っております。

健民グラウンドは、今度の体育祭においても真美ヶ丘地区の自治会も1つ、2つ、またふえるようにお聞きしておりますが、自治会の観覧席と申しましょるか、それもいっぱいの状況でありますので、その点も踏まえてもう一度お尋ねします。

そして、南側の水田もありますので、その買収の方も前回にもお聞きしたと思っておりますが、

その件も検討してその買収に入るといふことも聞いておりましたので、その経過も今どうなっておるか、再度お尋ねいたしたいと思ひます。

田原本広陵線までといふ話も聞いておりましたが、その点についても再度お尋ねいたしたいと思ひます。

議 長 はい、教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長 健民グラウンドの拡張計画の具体的な形で実施してまいる整備計画ができた時点で、今おっしゃってる内容も含めた中で範囲を決定してまいりたいと、かように思っておる次第でございます。

議 長 以上で笹井君の一般質問は終了いたしました。

次に、坂口君の発言を許します。

12番議員 それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

本日は多くの方の傍聴の方々もおられるところでございます。今回の予算は、平岡町政始まっての一番最初の大事な予算案でございます。町長の施政方針も先ほど聞かせていただいたところでございます。今回の一般会計98億6,000万円の予算でもって本町の政策を実現したい、このような町長の方針が示されたところでございます。私、この町長の方針書をちょっと熟読させていただきました。非常に多きに多岐にわたっております。その中から私は4つのポイントに絞りまして、大きく取り上げてみたいことがございます。

まず一番最初の質問でございます。この施政方針の中でも示されております。特に一番大事なのが、私地元南3丁目に住んでおる者が毎日感じている清掃センターの問題でございます。現在の清掃センターでなくて、新しくこれからいかにしてつくっていくか、新施設でございます、この問題点。現在、町はRDF、このような計画で進めていると伺っております。議員サイドにおきましてもこのRDFの施設、あちこち見学させていただきました。私もあちこち資料を取り寄せております。議員のごみ問題特別委員会、この視察も先ほどあったと報告を伺ったところでございます。また、各議員においても各自視察を行い、自分なりに勉強を深めてきたところでございます。この中でもRDF施設について、これに問題を絞ってみますと、この各地での報告、あるいは今までの視察の結果でも判明したところではございますが、まずRDFの利用先、最後の利用先をまず考える必要がある、このような多くの視察先から得ていたところでございます。RDFつくったけど最後の利用ができない、これでは非常に困ったものでございます。まず、最初のRDFの利用先を考える必要があるのではないか、このようなちょっと心配点が出てきたところでございます。本町の予定施設、地元でもい

ろいろな機種説明なりで、資料なり配られてされてるところとは思いますが。この本町予定施設の利用先の計画や利用先との交渉の状況、あるいは利用先との具体的な話の内容、この辺についてはどのぐらいの進捗の状態になっているのか、このような状態についてお聞きしたい。これは不安を払拭する、このような大きな目的も持っているとでございます。いずれにしましても、この新しい施設の建設が進まない限りなかなか本町のごみの問題の解決は難しい、このような状態でございます。このRDF施設ということにつきまして、その先の利用先についての交渉状況、進捗の状況、内容、その他もろもろどのように当局は進んでいるのか、ひとつお聞かせ願いたい。これが一つの大きなポイントでございます。

2番目、いよいよ14年度の予算示されました。前年度より大きく最近のご時世です、税収が少ない、あるいは法人税も少ない、なかなか厳しい予算でございます。今までのような箱物、物をつくったり、あるいは公共事業、このような予算からは今回この予算書を見る限り大きく転換してるところが見られます。公共事業についても大きく3割減、4割減、特に建物関係については半分、このようなところの予算が見られております。この14年度予算は、ソフト重視、ソフト重視ということは入れ物とか、箱物とか、とかく言われるんですが、そういうものの事業からそろそろ訣別を図ってソフト重視の予算が必要である、当然の流れでございます。私がいつも言っておりますように、人に対して投資をしていく、こういうふうな状態でございます。町長、町長の方針はいかにございましょうか、こういうことでございます。14年度予算、これはこの本町独自の税収も非常に苦しいところがございます。また、国の交付税、本町は3割自治ですから必要な財源の3割しか自分とここで調達できない。これを3割自治と、こう言うんですが、残りは国の助成金なり交付金が入ってくると、こういうことなんですが、なかなか国の交付金、地方交付税というんですが、これが約4億円ぐらい減るのではないかと、これは非常に大きな金なんです。町民税、私も町民税を毎月払って、このお金が年間で16億円しか集まらないんです。そのうち4億円ちゅうのは非常に大きな金、これががくっと減っちゃうと、こういうふうな状況でございます。大幅減が予想されております。町民税もなかなか地場産業が普及、なかなか頑張ってるんですが、毎年毎年法人税が少なくなってくる。個人が払う町民税もやや横ばいと、こういうようなところがございます。この大幅な減収が予想されてるところでございます。施設も今までのような大型な箱物、ふれあい会館で終わりでございます。できない、まして下水道の工事もだんだん少なくなってきたというところがございます。私は、人の重視に力を入れたい、このようなことを考えております。具体的にはどういうことを言うてるのか、ここに示しております。

1つ、この町行政最前線に立って働くのはやはり町職員でございます。サービス、最大のサービスを提供産業と、こう言うんですが、町職員が最前線で頑張ってください、町長も当然しかりでございます。町長は後ろで控えてんじゃないです、町長が一番トップに立っていただかないかん、こういうふうなことです。この町職員の人づくり、これについても大幅に予算を盛りつけてはどうか、これについてひとつソフト重視を聞いてみたい。

2つ目が、この役場の庁舎、あるいはいろいろ役場の持つてる財産はたくさんあります。いろんな建物もございます。役場の庁舎関係あるいは子供たちが通う学校や育成クラブ館、育成クラブ立派な建物、真美ヶ丘にもできました。西小学校のところにもできました。これらの関係なのは安全対策、あるいは必要な改修というのは要るのでないか、いろいろ私もお聞きしておるんです。やはりトイレなどいろいろ前から聞いております。このような安全改修対策、これはどうなのか。まだまだあるんですよ、ここだけじゃないんですよ。こういうふうなたくさん安全対策関係、こういうものについてもソフト面から、私は何も建物をつくれと言うてんじゃないですよ。今の既存の建物をうまく使えるように改修なり、改善なりしていくのが必要でないか、このようなことを言うてんです。

3番目、既存の施設を最大、今までのたくさん施設はあちこちあります。随分と今まで私もつくりなさい、つくりなさいと正直なとこ私言うてました。これはだんだんだんだん予算がなくなってきたんです。正直な話。今までは私つくりましたなんてちょっと大きいなこと言ってたんですけど、これはやっぱり予算面がだんだんなくなってきた。もう明らかにこの方針ももうないですよと、こういうようなことになってるんですわ。こういうふうなことで、既存の施設を最大利用した住民サービスの窓口の中で、この窓口サービスをすぐ言うと、住民票や交付、そんなことだけじゃないんです。私が言うた人の育成、相談業務、こんな簡単な書類をもらいに行く、こんなだれでも機械が、私が最初こんな機械に任せときなさい、こう言うてんですわ。機械ができるものは機械に任せなさい。町職員がしなくてはいけないものは町職員に、人に投資をして教育として職員が当たりなさい、ここ大きな違いなんですよ。機械に任せなさいちゅうなんと。こういうところから窓口サービスって機械がするんじゃないんですわ、人がするんですわ、人が。こういうことを町長も元気なまちづくりをしたい、その熱意が職員に伝わって職員が住民の皆様方に、私はこのまちづくりをしたいんやと、こういう熱意が伝わってくる、ここが必要な町長のリーダーシップをとらないかない、ここを私言うております。こういうことについてもどうか。

4番、まちづくりの住民参加事業、これも大切。まちづくりの住民参加事業、これは今ま

での既存のよく言われるのが区長さんやとか、自治会長さんやとか、そらいろいろルートがございます。昨今、私山本議員にもちょっと連れていっているいろいろまちづくりも視察して、その後また山本議員からご報告があると思いますが、住民参加事業、推進や助成、これも今までどおりの既存のルートとか、そういう自治会ベースとかだけではもうちょっと限界が見えてきたのではないかな、このようなことを考えております。新しい発想で住民参加に事業、町長もちょっと聞いたら100万円ほど予算つけたいと、これはもう前から聞いてたんですが、予算もつけたいと、こういうのを聞いて非常にいいことと、私初めてのケースです、これは。今まで予算書をたくさん見ましたけども、こんなことで予算つけるちゅうのは初めてのケースなんですよ。自治振興費じゃなくて、それ以外につけるってこれ初めてのケース、非常に大きくポイントを取り上げたいと考えております。

5番目、高齢者福祉、これも私のライフサイクル、一生をかけようと、こういうことをやっております。高齢者福祉の事業推進、これちょっとこのような電話がございました。電話なんですよ。高齢者福祉、確かに品物配る、何やらお金渡す、これはそれも一つの手であろう、しかし今のご時世非常にしんどいということになっております。そういうお金があった、物もろうても何か前体重計いうのを2つも3つも来たど、こういうような家も、1家に1台がいうの体重計2つあるねんと、こういうふうな話があつて、私持っていくちゅうたら体重計どっさり15個ほどもらったんです、同じような町の体重計です。そのような経緯もございます。これやはりお年寄りちゅうのは触れ合いを求めます。例えば敬寿会や敬老会、ちょっとそういうお年になったら町長が招待してお祝いをするとか、こういうことも非常に大切じゃないか、これがいわゆるソフト重視、物を配って確かにそれ町長が回るちゅうのも一つ、それが一つです。もう一つは、やはりある程度長寿を祝って町長が招待して、そういうようなことも続け、敬寿会的なことを続ける、これもまた一つのいいことじゃないか。成人式もそうです。二十のときって町がみんなお祝いする、こういうことも一つ、写真を撮ってありがたい、こういうふうなことでございます。5番目の高齢者福祉の事業推進、このようなことでソフト重視ということについて町長の方針をお伺いしたい。これ回答を町長から願います。

3つ目、いよいよ教育の問題でございます。

今年度の14年度から大きく学校教育が変わります。どういうふうになるか、学校が週5日制、土、日休み、週5日制に伴うと、こういうことになっております。これについては新聞、テレビ、いろいろ報道されております。週5日とはどないするんやと、子供はまだど

つか塾へやるわ、そんなん学校が休んだらどうやとかこうやとかいろいろ取り上げられております。これも非常に大きな問題でございます。将来を築く子供の学校教育の方針についてということで、教育長についてお伺いしたい。教育長は元学校の先生、校長先生出身でございます。この辺についても少々詳しいことがお伺いできるかと、こういうふうにご考えております。

4月より完全週5日制になります。休みがふえる。単純に休みがふえたととらえては、これちょっと大問題であります。教育ということには休みはございません。教育には休みはない。学校のみならず、社会教育施設の役目もこれからふえてきます。これは明らかにふえてくるんです。参加人数、利用者人数がふえてきます。このような施設の役目もふえてくる。本町のこの週5日制に伴う教育の方針はどうかということについて教育長にお尋ねしたい。

4番目、これに非常に関連される問題で、また教育の問題でございます。

この教育の問題と現在緊急雇用対策と照らし合わせて同乗の効果をねらうということでございます。今回、教育会に新しく雇用の創出を図る、これは新聞に出てました。新しい民間企業に勤めてた人が高校の校長先生になったよというふうな新しい流れが出てきております。奈良県でも2人高校の校長の先生、テレビによりますと各地で高校の校長先生、教育界以外の人が学校長に着くと、このような時代の流れが載っております。そのねらいと効果はということで質問を行いたいと思います。

学校の校長、高校の校長の先生にも民間の人になる時代であります。これは非常に珍しいんです。教員免許持ってないけど、学校の教育長になれる、いや教育学校管理者なんですけど、高校長になれるというふうな時代で、非常に珍しい。また新しい流れが出てくるのかなあという考えております。教育界にも新しい風、教育以外の世界からも人を入れたい、このような流れが出てきました。町内の雇用状態見てみますと非常に厳しい、また男の人も退職者、いろんなしんどいところがございます。町内雇用の創出にもなり、いろんな世界の人が学校教育に携わる、この子供たちにもいろんな世界の人がいるんだよという実際具体的な話ができる人、このようなことが必要になってきたところであります。今回、非常勤スタッフを募集すると、こういうふうなことも聞いております。そのねらいと効果はどうか、私これ非常にいい結果が出たら、こんなん1年ぽっきりでやめる、いわゆる、2年、3年、4年、5年と継続せよ思っただと考えるべきだと考えております。今回の予算こういう単年度予算ですが、また続けていく継続性も必要でございます。非常に新しい流れが入ってきました。予定はど

うかということです。ねらいと効果、そしてその今後の継続性の予定、これについて教育長にお聞きしたい。このような以上4つのポイントにまとめておきました。よろしくご回答をお願いします。終わります。

議 長 ただいまの坂口君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 坂口議員のご質問にお答えをします。

新清掃施設のRDF利用先の交渉状況はどうかと、不安を払拭するための質問でございます。RDF施設建設の前提として、RDF利用先の確保は絶対条件であると認識をいたしております。ご承知のとおり、日本下水道事業団も行政改革の対象でございます。特殊法人の見直しの動きが明らかになってまいりました。現在、継続的に事務担当レベルで協議は行っており、かねてからお答えをいたしておりますように確約できない部分もありますが、協力していきましょくと、その姿勢には変わっておりません。しかし、利用先確保については事業団にこだわらず、他方への働きかけに努力しているところでございます。地元との交渉を進める中におきましても、当然のこととして安全で安心できる施設整備を求める意見をいただいておりますが、現時点でRDF方式が安全の観点から最良の方式と考えているところでございます。しかしながら、技術は日進月歩でございまして、新しくバイオガス発電などの方式も出てまいっておりますので、研究に怠りのないよう指示をしているところでございます。

次に、2番目でございますが、14年度予算について、各項目についてご質問をいただきました。ソフト事業についてはいろいろとご提案、ご進言をいただいております。

まず、1番目の町職員の人づくりでございますが、施政方針でも申し上げましたが、私はまちづくりは人づくりであると考えており、その原点は町職員であると思っております。就任早々から職員の意識改革を訴え、資質を高めるための研修や接客マナーの向上に努めてまいりました。全職員に対する写真入り名札は町民の皆さんに好評でございます。2月初めから始めました幹部職員の早朝勉強会は先週で3回目を数えました。今後も初心を忘れず、さらなる職員の人づくりに努めてまいりたいと存じます。

2番目の庁舎や育成クラブの館などの安全改修でございます。

庁舎につきましては、役場へ来ていただいた方々の利便性と安全性を考えて、福祉施設整備としてエレベーターの設置、座って相談できるローカウンターの改修、体のご不自由な方を初めあらゆる方の使用を想定した多目的なトイレの設置を行います。また、真美ヶ丘第二小学校児童育成クラブでは非常時の安全退避を配慮した避難はしごを設置いたします。

3番目の既存施設を最大限利用した住民サービス窓口の拡大でございます。

従前から役場以外の既存公共施設でも各種の行政サービスをしておりますが、さらに充実したサービスの提供を自宅の近くの公共施設で受けることができるよう5月から町内の各公共施設であるさわやかホール、清掃センター、中央公民館、図書館、サン・ワーク広陵の5カ所に役場サービスカウンターを設置し、住民票の交付や一部の事務などのサービスを開始いたします。

次に、4番目のまちづくりの住民参加事業への推進や助成についてでございます。

住民参加によるまちづくりを推進するため、14年度の新しいソフト事業として人にやさしいまちづくり推進事業の助成金制度を創設いたしました。これは事業推進のためのモデル地域を各大字、自治会単位で指定させていただき、あいさつ運動、環境美化運動、交通安全、防災、防犯活動など地域に密着した人にやさしい、人がやさしいまちづくりをしていただくための助成金を交付します。

次に、5番目の高齢者福祉の事業推進でございます。

支え合う地域社会を目指した介護保険制度は来月で3年目を迎えますが、元気でやさしいまちづくりの一環として高齢者の介護予防や自立した生活支援につきまして、今後も引き続き地域の実情に対応した事業を推進してまいりたいと存じます。それ以外にも公民館などを利用した生涯学習活動を初め、数々の生きがい対策事業や伝統行事などにも高齢者の活力を生かした事業を考えていきたいと思っております。

以上のとおりでございます。坂口議員のご質問にお答えをいたしました。（12番議員「所信表明と議会答弁と一緒や。」）いえ、内容は変わってます。

議 長 教育長！

教 育 長 坂口議員の質問事項3にお答え申し上げます。

学校週5日制に伴う本町教育方針はどうか、また学校に限らず社会教育施設の役割もふえてくるが、その方針はどうかというご質問でございます。ご承知のとおり、本年4月1日からすべての土曜日を休みとする完全学校週5日制となります。完全学校週5日制は、ゆとりを持って子供の生活全体の中で家庭や地域社会における生活時間の比重を高めながら、学校及び地域社会の連携、協力を一層深めることにより子供がみずから考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力を身につけさせようとすることをねらいとしております。学校におきましては、新しい学習指導要領では心の教育の充実と確かな学力を重要なポイントに掲げ、基礎、基本的な内容を確実に身につけ、それをもとに自分で課題を見つけ、みずから学び、

みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や豊かな人間性、健康と体力などの生きる力を育成しなければならないと認識しております。授業実数や教育内容の削減によって児童・生徒の学力が低下するのではないかという点について社会の各方面から寄せられております懸念に対しましては、新しい学習指導要領に基づく教育課程を編成し、そのねらいを着実に実施するため、いま一度児童・生徒の学力の状態を十分見きわめながら学校行事等を精選し、必要な取り組みをするよう学校現場に通達しているところでございます。

一方、これからの学校は子供たちの教育を学校のみで完結して考えるのではなく、家庭、地域社会が一体となってそれぞれの役割を明確にし、相互に連携、協力していくことの重要性も認識を新たにしているところでございます。こうした中で、社会教育施設の役目につきましてもご指摘のとおりで、完全学校週5日制が円滑に実施できるよう社会教育関係機関や社会教育施設と連携して、子供たちに体験活動の場をふやし、より充実した生活を送れるよう新たに現地で学ぶ歴史教室、わくわく文化教室、うきうき工作教室などを開催する計画であります。また、4月1日より中央公民館及び中央体育館の休館日の見直しを実施するとともに、各種講座、教室及び体育館でのスポーツ教室に子供たちが参加できるよう活動の場や機会の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項4番目の雇用創出の問題とそれから継続性の問題についてお尋ねをいただきました。ご答弁申し上げます。

平成13年度、国の補正予算で措置されました緊急地域雇用創出特別交付金事業につきましては、いわゆる学校いきいきプランと称し、多様な経歴を持っておられる失業中の社会人を全国の学校に登用しようとするものであります。今回、この制度につきましては、定着した地域雇用の創出を生み出すと同時に、学校教育の活性化と一人一人の子供に目を向ける教育の実現を期待しているものであります。本町におきましては、現在14年度の非常勤スタッフを公募しておりますが、1年間を期限として3カ年間ですべての学校、幼稚園に対しそれぞれ1名のスタッフに登用しようとするものであります。なお、補助制度終了後における町単独での非常勤スタッフの導入につきましては、現時点におきましては考えておりません。以上でございます。

議 長 12番、坂口君！

12番議員 まず、非常に興味のあるこの新清掃施設のRDF、RDF施設と限定するとこのような私の質問になります。回答、このようなこと、日本下水道事業団のみならず他もいろ

いろ検討している、あるいは技術は日進月歩、どんどん技術が変わっていくという、新しい技術もできている。研究を怠らない。まさしくそのことを私は聞いておるんですわ。今までの回答を聞くと、いや、RDF大丈夫です、大丈夫です、任しておいてください。これでは一体何を任せてええかわからないんですよ。今この、いや今そんなことは出てないんですよ、ちょっと黙っときなさい。この問題は、私もいろいろ聞いておりました。そら当局もいろいろ調べてもらっております。やややはり心配事が出てきたのではないかな、やっぱり最終処理について心配事が出てきたということを私も心配しております。当局もそれに対して誠実に、こんな私で1つだけやってたらなかなか話って進まないんです。同時進行に2つも3つもいろんな案を考える、いろんな案を考えてその中でベストな案を取り上げていく、そして平成17年度、私の住んでるあこはもうちゃんとクローズと、こういうことにちゃんと文書を地元と5つ、たくさんと結んでますから、これはもう絶対守らないけないと、このようなことなんですよ。片や絶対守らないかん、片や進行状況はどうやと、今まで議会でも聞いて、いや、それはもう大丈夫、任してください、きのうはやや軟化したような回答も出てきましたよ。だけど、私が心配なのは、こっちはもうけつは抑えられてんですわ。こっちをですな、具体的に進めてもらわんと、こらもうどないなるんやという、ごっつい地元では心配何ですよ、ええ、またここで動くんちがうかなちゅう、こう要らぬ私心配してるので言いますけど、動かないんですけど。そういうようなことで当局もかたくなになるんじやのうて、議員のいろいろ、我々も勉強していろいろ提案も行う、また資料も……。 (13番議員「やってもええ言うてくれ。」) いやいやいや、そんなこと言うてない、そんなこと。そんなことじゃだめ。そういうことやないですよ。これは、私はだから当局のRDF施設の日本下水道事業団だけにお任せします、私に任せてくださいと言うたらなかなかこれは話進まない。私も心配や。しかし、今の今回の回答にいろんな新しい技術、初めて聞きました、今何か言うてた新しい技術、こんなん今まで出てきません。 (15番議員「資料出たんが。」) いやいや、だから。そういうようなこと出てます。はい、じゅあこの次、この質問の第1番についてはちょっとここにも資料を出してもらい、経緯もちょっと羅列的に出ておりますが、直近のですな、これ見たら去年のことばかりちょっと資料出てたんですが、もう3月ですからその辺のような動きがあったのか、ちょっと追加事業、担当者からちょっと説明願いたい。これが1番でございます。まず、第1問、はい。

議 長 はい、環境部参与！

環境部参与 それでは、直近の状況ということですので報告させていただきます。

資料に報告さしていただいたのは1月10日でしたか、それが最終になっております。ただ、日ごろの仕事の中で電話では幾度となくいろんな話をさしていただいております。ごく先週でしたか、先週も話をしております。その中では、その1月の話と変わらずよろしくお願ひしますという形で話をさしていただいております。共通の認識としまして、量的に広陵町の分であれば事業団として受けるという部分については大丈夫ですというお話はいただいております。ただ、いわゆる事業団の将来についてはその時点でなければ何とも言えませんということは確かです。いわゆる特殊法人見直しの部分については、まだ将来は見えないということでございます。直近のことと言われましたので、そういう形で報告させていただきます。

議 長 12番、坂口君！

12番議員 これは後ほど松野議員や片岡議員も同じように清掃センターの質問を取り上げておりますので、ダブるとあれですので、私は今言うてる引き取り先、この量的について大丈夫だと、このようなことを回答を得ると、このようなことについて非常にこれが心強い回答でございます。いずれにしろこれは書類的なものやりとりあって、契約か何かになると思います。量的なことについても回答が得られてると、このような議会で表現がございました。こういうふうな理解にしております。

清掃センターについては、また後ほど質問される議員さんがおられますので、私の質問はRDFでまず今回置いておきたいと思っております。時間もないので。

2番目、ソフト事業、町職員の人づくりということで接客マナー、ほんでまた写真とかいうことで、これ重視しておるということで、私も町職員、非常に職員の方が飛んできてご用は何ですかということ、これはちゃんと評判聞いてんですよ。今までなかなかそんな飛んできてどうですかちゅうて、後ろの管理職の方も何かご用ですかということ、なかなかこれがなかったんではなかったかなあと思っております。非常に最近、何かえらい非常にやっばりサービスの一環ということでお客様への接客マナーというのはようになってきたん違うかと、こういうふうなことで非常にこれ私も心強い。しかし、これは手綱を緩めちゃうとすぐもとへ戻ってしまうんですわ、こういうことは。ということで、1番については今後もこれ継続して行ってしてほしいというの。

もう一つ、私役場にひょこっと朝早く来るときあります。一体朝早う来てどんな職員の、いや、別に職員の出勤状態見に来てんじゃないですよ。8時頃来るときあるんですが、ちゃんと管理職の方は勉強されてますわ。私もこんな言うてるばっかり違うがなちゅうことで

たまにのぞきに行きますねん。ほんまこんなもんやってるか7時半からということで、非常に熱心にやられてます。外に行ってますと声聞こえてくるんですが、これの辺もやはり隗から始めよということがございます。まず、みずから始めてください。これについても、これはいいことです。あちこちから講師を呼んでるちゅう話ですが、できたら私もまた呼んでいただいたらええかなと、こういうふうなことも思っておりますので、その辺についてもこれは継続して続けてください。

2番目の安全対策改修、これちょっといろいろ安全についていろいろお聞きしております。育成クラブに避難ばしご、あと手洗いとかこんなどないなんですか、ちょっと回答がなかったですが。その辺はどうかな、これについてちょっと、あと何かされたことあればお聞かせ願いたい。

3番目の住民サービス窓口の拡大ということで、物理的に各種作業で発行作業などは拡大、非常にいいことでございます。私は、それプラス窓口業務、たしか書類も取りに来るのが1つ、もう一つは町に文句言うたろという人も、文句ちゅうのはクレームとか苦情を言おうと、こら困りませとということしてくる方、こういうふうな方もございます。そこでの今言うてる接客マナー、あるいはサービスですわ、なかなか町の行政に対してああしてほしい、こうして、いろいろご要望ございます。その辺もちょっと親身になって聞くような体制を、ただ窓口たくさんつくって、私は住民票の箱係でございますではこれはちょっと困りもんでございます。

3番目、これは、その3番目については1番目、人づくりと関連されてきております。この人づくり、窓口をふやせばふやすほど役場職員の方が、第一線が住民の目につき出す、このようなことになります。その辺の窓口をふやしたけどと、こういうことでは困りもんです。3番目についての一つの押しの返事をお願いしたいと思います。

4番目、まちづくりの住民参加、これは新しい事業ということで今後期待していきべき事業かなあと、今までなかった事業ですから考えております。いろいろ美化運動や何やらと聞きました。これなかなかまちづくりの住民参加に運動ということで、なかなかこれ新しいスタイルちゅうのはなかなか難しいんです。どうしても今までの既存の考えでとまりがちです。ちょっと具体的に転換にあつてはちょっといろんな方の専門職の考えとか、そういうのも入ってのかどうか、その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

高齢者福祉、これ介護保険、まずは介護保険の充実。あと先ほど私言うてた高齢者、町独自の事業、例えば町長が長寿の方を回るとか、あるいは今言うてる敬老金やとか、品物やと

か、いろんな敬寿会とか、招待してお祝いするとか、このようなこともいろいろございます。それについて去年とことし何か変わったことなかったのか、中止したこともあるんじゃないかというもちょっと懸念されますので、その辺何か動きがなかったのかについてお聞かせいただきたいと思います。はい、2番がこれ。

議長 総務部長！

総務部長 ただいま坂口議員の2回目の質問をいただいたわけですが、まずこれだけの5項目にわたってご提案、ご質問をいただいている内容は、まず人づくりという町長の基本の中での事業の進め方が問題だと、私がかように思います。何をするにも職員がそれに対応できる能力と、それから行動力、そして企画立案のできる職員を育て上げることがこの事業を推進する上で最も基本的な、大切なことだと考えております。

まず、職員の人づくりについてはご提案がありましたように、継続してやっていってほしいということをご提案もいただいています。今年度におきましては、一応毎年奈良県の派遣職員として1名は職員を配置いたします。それから、中央の研修会として市町村アカデミーに2名から4名の職員を配置したいと。それから、市町村の職員研修としては開催の都度に四、五名程度派遣したいと。それから、日本経営協会の専門研修につきましては職場研修ということで、いわゆる接客マナー指導者の研修会、それから公務員としての倫理に関する研修、それから交通安全に関します講習会、あるいは法政の執務の研修、そしてやはり人の人権というものをやはり大切に考え、人にやさしいということを基本にする研修として人権研修にも全職員を対象として参加させたいと、かように人づくりの基本としては考えております。

それから、2番目の庁舎の改築の件で、手洗い云々の話が出ておったわけですが、手洗いも整備いたします。職員につきましても昼食後、歯を磨いている職員がかなりおりますんで、これはやはり健康に対する意識の向上だというふうに考えます。この手洗いについても配置を考えております。それから、喫煙、たばこを吸う方に対してやはりたばこを吸う方にも場所を提供すると、そうしてたばこを吸われない方には健康という面から配慮した喫煙場所を考えていきたいというふうに思っております。それから、窓口業務の拡大ということで公共施設5カ所に配置しますサービスカウンター、これに対応する職員の接客マナー、これはすべてのことに通じるものであると思います。住民の方が来られても、接客態度が悪いということであれば役場サービスが何もならないということにもつながりますんで、この辺は特に気をつけていきたいと思っております。

それから、住民参加によりますまちづくりの推進の助成金でございますが、これは特に専

門職を云々ということは考えておりませんが、役場職員が各地域にかかわりたいと、みずからかかわってやはりまちづくりを推進していきたいというのは基本でございます。

それから、5番目の高齢者福祉につきましては、町長も90歳になられた方あるいは80歳、75歳、それぞれお祝いをしております。そして、町長みずからがご訪問されまして、やはり年寄りの方は町長とご対面できたということを喜びとされておりますので、こういう事業は今年度も続けていきたいと、かように思っております。以上でございます。

議 長 12番、坂口君！

12番議員 はい、ご苦労さまでした。時間、あともうありません。3番、4番、教育的な問題をまとめてお伺いしたい。

1つは、心配してるのは、週5日制の、これはうちの団地、特にそうなんですが、学力低下がちょっと懸念あるんじゃないか、これが1つであります。

2番目、その時間、休みがふえるちゅうことは、その時間をいかに有意義に過ごすか、この2つの大きな問題が非常にニュータウン独特というんですか、勤労者が多いですから、この2つについて非常に心配される方が多いということ、私も意見聞いとります。この2つについて、まず1つは心の教育を充実したい。これ非常にありがたいことでございます。学校現場において、ここの心の教育、時間があるんですが、ここの教育についての重要なポイントはどのような指導されてるのか、先ほどの答弁、ちょっと具体的に願います。

2番目、学力低下のおそれ、これが一番新しい住民の方々が心配される場所なんですわ。これのため塾が大はやりちゅうのも、これもまた一つの考えもんでございます。ここのことについて必要な対策を盛り込みたいというようなことでございます。具体的なもんはいかがでございましょうか。あとの雇用対策、継続して緊急全小・中・高に人を入れたいと、こんなこと回答をいただきましたが、やはり継続的にやられるということで、これは4番目はこの回答で結構でございます。

3番目の、今の一番大きな心配点、これについてお願いしたいと思います。はい。

議 長 教育長！

教育長 ご答弁でも申し上げましたように、そういうことで学力の低下の問題についてご心配いただいているという向きもございます。そういうことで1月17日でしたか、学習の進めでしたか、文部科学大臣もアピールを行ったと、それを払拭する意味で。しかし、学習指導要領全体の趣旨については変更するものではありませんと。したがって、そういう懸念に対して文部科学大臣が異例とも思われるような宿題をたくさん、もう少し出しなさいとか、あ

るいは朝の時間に学習をなさいとかというような、大臣が異例とも言うようなこういうアピールをされております。私も、かねてからこの新しい学習指導要領が出たときに基礎学力的なものは忘れられては困るということは私も考えておったわけですが、まずは今まで内容が多かったために消化不良を起こしていた子供がたくさんいると、そして限られた時間でそれを消化しなければならないと。すると学校は教科書をずうっと進む、そして消化不良の子供を、いわゆる落ちこぼれとか、落ちこぼしとか、いろいろそういう言葉も一時期使われたことがあろうかと思うわけで、そういう中で内容を今までは精選という言葉を使っておったわけですが、厳選という言葉に変わったと。そういう意味で、約3割の内容が削減されて、その3割の内容を確実に身につけさせなさいと、量よりもっと質的な問題にしっかりと力を入れなさいということで厳選されたということでございます。

それから、週2時間のカットされるということにつきましては、これは家庭においてゆとりを持って、先ほど申しましたように家庭の一員としてその責任、義務を果たさせるというようなことも大きなねらいですし、そのほか家族での対話、あるいは家族で郊外に出て自然体験等も行っていくということをねらっております。さらに、受け皿として、先ほど申しましたように公民館等での講座をより充実させていきたいというように考えてるものがございます。

また、後先になりますが、この学力の問題につきましてはより学校行事等の精選をしっかりと、教科指導に充てる時間をしっかりと確保してくださいということを通達しておりますし、内輪の話になるわけですが、あすまた定例の校舎長会がございます。この中で再度このことを申し、そしてどれだけの時間が学校行事等を削減して、教科指導にどれだけの時間を充てられるかということを書面で各学校が工夫した内容を4月に提出してもらおうと、このように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。決して私は、そういう形で学校が確実に取り組んでくれたら学力の低下ということはないと思っておりますし、またことしも本町小・中1校ずつ全国の学力テストを受けてもらいました。この結果も秋ごろになると本町の学力の程度ということはおわかってくるだろうかなあと期待をしているものがございます。

それから、心の教育でございますが、やはりこれは町長も申し上げておりますようにやはり人づくり、やさしいまちづくりの一つでも関係してくるわけですが、やはり人にやさしい、心豊かな子供の育成、さらに善悪の判断がはっきりでき、行動のできる子供の育成ということにあるかと思っております。そういうことを今後もより一層心の教育につい

で大事にしていきたいというように考えております。以上でございます。

議 長 12番、坂口君！

12番議員 ありがとうございます。非常に教育長の役割は、この平成14年度から非常に大きくなったと考えております。今のことをしっかりと実践につなげていただきたいというお願いをするとともに、私の一般質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に、山田君の発言を許します。

1番議員 皆さん、おはようございます。

では、3月の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、公共施設にオストメイト対応のトイレの設置を。オストメイトとは、大腸、小腸、直腸、膀胱等の悪性腫瘍疾患等のため、延命手術として外科学的に疾患部の全部、または一部の切除、摘出手術を受け、腹部に排せつのための孔、ストマーを設けた人工肛門、膀胱装着者の方々を言います。現在、全国では約20万人の人たちが、また広陵町においては17人の方々が社会復帰をし、頑張っておられるわけですが、外見からは判断しにくい障害であるため一般に理解されにくいこともあり、オストメイトのための福祉設備はおくれているのが現状であります。中でも公共施設におけるオストメイト対応トイレの設置は不可欠であり、そのため1つ、トイレのドアにオストメイトの使用に配慮した多機能トイレであることの表示のマーク、2つ、パウチ、腹部に装着する袋などを洗浄できる水洗装置の設置、3つ、腹部を脱ぐ場合を考慮し、温水の出る設備、4つ、衣類をかける複数のフックと手荷物を置ける棚、5つ、手元が見える鏡の設置などが患者の方々から望まれるような、このようなオストメイト施設の対応のトイレの設置であります。

平成12年11月に交通バリアフリー法が制定され、その具体的な実施の中でガイドラインの見直しが行われました。従来、オストメイトは身体障害者でありながらガイドラインの対象外でしたが、新しいガイドラインの対象者となり、これに伴いJRでは全国の駅2,000カ所を目標に、オストメイト対応トイレの設置を決め、改装されております。広陵町においても先日の町長の施政方針に、「元気でやさしいまちづくりを町民の皆様の一人一人まで行き届いたきめ細かい施策の展開を目指し、人のぬくもりが伝わる行政を実施していきたい」と述べられました。「これが私の生来の夢」と言われたのであります。そうであるならば、ノーマライゼーション、障害者を特別視するのではなく、ともに生きる社会こそノーマ

ルであるという考えと一致するのではないか。また、その実現には障害者自身の自立と社会復帰の意欲、そして障害者を支える思いやりの心と生活環境の整備が不可欠ではないかと思うのであります。人知れず、苦勞しながら社会復帰に励んでおられるオストメイトの方々のためにも公共施政にオストメイト対応トイレの設置をお願いしたいと思っておりますが、その考えを問うのであります。

2つ目であります。健康診断に緑内障発見のための検査をお願いしたいのであります。私が、この緑内障の健康診断の検査をやってほしいと思って質問するのは、日本緑内障学会の北沢先生が調査結果を見て先日新聞で発表されておったのであります。皆様のお手元にもその資料をお渡ししております。「障害者に緑内障による中途失明した場合、精神的な苦痛に加えて目が見えていれば得られるであろう収入が得られなくなることもあり、個々の家庭や社会全体に及ぼす経済的損失は非常に大きいものがあります。緑内障は早い段階で発見すれば失明を未然に防ぐこともでき、全国の自治体でぜひ緑内障の検査を定期的に行い、1人でも多く早期の段階で発見してもらえればと願います」と北沢先生は言われているのであります。では、緑内障とは眼球の中の圧力、眼圧が上昇することなどが原因で、神経、目の神経、視神経が損傷を受け、視野、見える範囲が徐々に狭くなり、放置しておくとう失明する可能性のある病気であります。緑内障は40歳以上の30人に1人の割合で発症し、その患者数は国内で約300万人と言われております。しかし、実際には治療を受けているのは約20%に過ぎず、残りの80%の人は緑内障であることに気がつかず、放置したままであります。つまり緑内障患者の10人に8人は潜在的緑内障患者としてそのまま気がつかずに緑内障を放置していることとなります。緑内障の検査方法としては、病気が進行して視野を失う前に緑内障を発見する唯一の方法は定期的に目の検診を受けることです。40歳を過ぎたら年1回は眼科検診を受ける必要があり、検査には3つの方法があるのであります。1つは眼圧検査、2つは眼底検査、3つは視野検査であります。町長も施政方針の中で生活習慣病の予防を初め疾病の早期発見、早期治療で健やかな毎日を過ごしていただくために各種検診事業を行いますと、また14年度からは老人保健事業による基本検診にC型肝炎の検診も加わったことは私としても喜ばしいことでもあります。この緑内障の検診も加えてもらえればどれほど町民にとって喜ばしいことか、その考えを問うのであります。

3つ目であります。子供たちに金銭教育を今こそはぐくむ必要があるのではないかと考えております。今、ここで取り上げる金銭問題も真剣に取り組まなければ取り返しのつかない域までに達しております。それは15年ほど前、性のはんらんが問題になってから本格的に

取り組み出したように、放置しておけば大変に危険が感じられるのであります。日本では、一般には子供はお金のことに口を出すものでありませんと言われてきました。そして、お金の使い方問題は家庭でのしつけの一部として済まされてきました。しかし、今日のように高度に発達した消費経済社会では単純なお小遣いの管理ができるだけでは不十分になっているのであります。カード破産、インターネット、今子供たちに広がりました携帯電話含めた通信販売、キャッチセールスなど、問題は年々負うごとに低年齢化にまで影響しております。小さいころからお金に対する正しい知識を身につけることが急務と思っております。広陵町においても学校で、家庭で取り組むことが必要であると思うが、どうか、その考えを問うのであります。以上であります。

議 長 ただいまの山田君の質問に対し答弁をお願いします。 町長！

町 長 ただいま山田議員から思いやりの心を持ってのご提案でございましたが、ご質問にお答えをしたいと思います。

公共施設にオストメイト対応の多機能トイレを設置せよというご提案でございます。坂口議員の一般質問にもお答えを申し上げましたが、14年度予算で役場庁舎1階に多目的トイレの設置を予定しております。このトイレは高齢者や体の不自由な方の使用だけでなく、乳幼児を連れた方がおむつがえに利用できる収納式シーートの取り付けやベビーチェア設置も計画しております。それ以外に山田議員から提案のありました手術で腹部に人工肛門や人工膀胱などを取りつけておられる方であるオストメイト対応として便や尿を受けるパウチ袋から汚物を捨て、パウチや腹部や衣服を洗える汚物流しと手を触れずに操作できる自動水洗器具を設置したいと思います。その他の公共施設として、現在建設中の新ゲートボール場にも設置を行うとともに、さわやかホールにはデイサービスエリアに設置しておりますので、その旨の案内表示をいたします。また、今後それ以外の公共施設についても点検し、順次改善を図ってまいり所存でございます。

次に、健康診断で緑内障発見のための検査をせよというご提案でございます。

町が実施いたしております基本検診は、老人保健法の医療等以外の保健事業実施基準をもとに広陵町医師会の協力を得て実施する方法で行っていますが、緑内障検査は基本健診項目に含まれておらず、専門医療機関の検査となります。なお、基本健診は町医による個別健診等で実施しておりますが、医師問診等で目の異常がないか受診者に問いかけていくよう要請してまいりたいと思います。このたび詳細資料を見せていただきましたので、検討いたしたいと存じますことを申し添えます。終わります。

議 長 教育長！

教育長 山田議員の質問事項3、金銭教育についてというご質問にお答え申し上げたいと思います。

現在の子供たちの多くは豊かなものに囲まれて何不自由なく育っており、落とし物をしても取りに来ない、物を大切にしない、たくさんのお小遣いをもらうが、勤労のとうとさがわからないなどと言われております。物が豊かにあるだけに、物やお金を大切に作る心を育てる金銭教育は重要であると考えております。金銭教育は家庭のしつけの基本であると思いますが、学校と家庭とが協力して健全な金銭感覚を身につけ、社会人としての大切な資質をはぐくむ必要があります。

学校教育におきましては、従来から金銭教育のねらいを達成するために各教科、道徳、特別活動の全領域、つまり教育課程全体の中で理解を促し、実践を図ってきたところであります。

さらに、平成14年4月から本格実施されます新学習指導要領における総合的な学習の時間は従来の教科の枠を超えた時間であり、この時間にふさわしい内容の一つと考えております。金銭教育を推進し、物やお金を大切にし、人に対する思いやりや感謝の心が芽生えることを期待して取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 1番、山田君！

1番議員 じゃ、1番の公共施設にオストメイト対応のトイレの設置を。町長の答弁、町長の施政方針のとおり、こうした障害者におけるオストメイト、特にこの広陵町においてはこういうオストメイトというものはなかなか皆知らなかった。そして、このごろは検診における大腸がんの、ほんまになられる方が多くて、こうしたオストメイトになる方っていうんですか、大変です。ですから、役所の中、いろんな今ゲートボール等も設置されることうれしい限りですが、1つはやはりさわやかホール、あこはあっても当たり前かなあと思って先日私は見せていただきました。けれども、今町長の方にデイサービスのところにあるのではないかと、あれは本当のオストメイトを対応するようなものではないのかなと、今町長が壇上でいろいろ言われました。私もこの中でオストメイトを非常に配慮した多機能トイレであるとの表示、あこは表示もないわけでありまして。それから、パウチ、腹部に装着する袋などを洗浄する場所でもないのではないかと。そして、服を脱ぐ場合を考慮した温水の出る設備、あれはふろの中にありますので、デイサービスに来られたお年寄りの方々がそういう形で使えるのであるかなと思いますので、今健常者のための男女の便所あります、その横に障害者の

トイレが設置されてあります、あそこでも先日見せていただきましたけれども、あそこにも設置できるのでないかなと思っておりますので、一度考えていただければなと思っております。何かそういうふうになりましたらお答えあれば、なければ次に進みますが、どうですか。

議 長 総務部長！

総務部長 オストメイト対応ということで、トイレのまず初めからオストメイトの方に対応できるトイレを新設する場合と今山田議員の提案ありました身障者トイレを改造するというこの方法がありますので、先ほど町長が申しあげましたようにほかの公共施設等も一応全部点検をさしていただいて、オストメイト対応できる改造を考えていきたいと、前向きに対応したいと思っております。

議 長 1番、山田君！

1番議員 ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目に入りたいと思いますが、今町長からお答えがありました。基本健診は町医で個別診断した折、目の異常がないかあるか、受診者に聞いてから、問いかけるよう要請すると、そのようでありました。これは今述べたように、やはり専門家にしかこの緑内障の検査、早期発見にはできないわけですから、今お手元に示したように、やはり緑内障の検査方法については病気が進行して視野を失う前に緑内障を発見する唯一の方法は、定期的に目の検診を受けることだと、40歳を過ぎたら年1回に眼科検診を受ける必要がありますと、検査には3つの方法があると。1つは、眼圧の検査、目に空気や器具を当てて圧力を測定します。眼圧がきちんとコントロールされているかどうかを判定できますと。2つ目は、眼底検査です。それで、乳頭と呼ばれる視神経が集合している場所を観察する検査です。視神経の損傷の進行程度が判定できるんです。3つ目は、視野の検査、視野全体の中の見える部分と見えない部分を調べますと現在どのくらい見えない範囲があるのかを判定できます。これがやはり眼科の検定をしなかったらなかなか緑内障が見つからないのではないかと。今、広陵町でやられてる健康診断の一般の眼科専門ではない先生に問診等受けても、なかなかこの早期発見はできないのではないかなあと思っております。そういう点から見てもお願ひしたいなあと思っております。

それからもう一つは、資料を渡しましたように、やはりこれは東京都の方で近隣で調べられました緑内障検査ですが、やはり武蔵野市の検診では1年間に1,000人以上の緑内障患者が発見されたというように、このようになっておりますので、また町長、関係者の皆さま

ん、この資料を渡しておきますので見ていただいて検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。何か考えがありましたらお願ひします。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、1回目の答弁で町長が申し上げました検診時にお医者さんの問診で目に異常はないですかという問いかけは、これは検診ではなく、異常の早期覚知という意味合いで協力を得ながら目に異常はないでしょうかと、あれば眼科へ行きなさいよと、まずそこで一つの水際という形でやっていきたいなど、まずこれが最初の手始めでございます。それから、緑内障の早期発見のための検査につきましては、現在ご存じのとおり健康保険制度による人間ドック、あるいは脳ドックの検査項目として今おっしゃっていただきました眼底検査、眼圧検査が含まれております。これの検査にということではございません。検査結果に疑いがある場合は専門医で再検査するよにということでは現実にご指導いただいているところでございますが、この検査項目を保健事業の健康審査ということでは実施することにつきましては、先ほどにも町長の答弁にありました法定の検査項目ではないということでの拒否ではなく、医師会の協力がなければできない。まず町内の眼科医さんがおられないという点もございます。あるいは専門医の確保、あるいは検査機器の整備、これらの問題等がいろいろございますので、医師会の方々とも相談して実施に向かっでの検討を進めてまいりたいというふう考えを持っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

議 長 1番、山田君！

1番議員 緑内障の検診についても、どうぞ前向きでお願ひしたいなあと思っております。

それから、3番目の金銭教育について。町長、教育長の答弁、14年度の学習指導要領の中にこうした金銭教育を入れて指導したいと、本当に15年前に性のはんらんが起きて、ほんまに大変苦勞したこともあるようでありますので、こうした金銭教育、よろしくお願ひしたいなあと思ひます。また、携帯電話なんて目に見えない消費、本当にぱっと1分我々でも電話したらすぐ30円、50円、100円と、そしてこの携帯電話の料金も上がるわけです。これは目に見えない消費ではないかなと思ひるのであります。今、この携帯電話も低年齢化されて多くの子供たちもいろんところでゲーム感覚で使うような時代になっておりますので、その点よろしくお願ひしたいなあと思ひます。

それから、この間3月1日に毎日新聞にこのような記事が載っていました。「子供子育てリポート、経済教育していますか」との記事がこういう載ってたんです。それはお金の使い方などの経済教育、いわゆる金銭教育が子供に必要と思ひるか、なかなか思ひがなかなか教え

られないと、アンケート調査をしたところ、具体的にどう教えていいのか戸惑う母親の姿が浮き彫りになったと。ほんで、「子供に経済やお金の知識が必要か」との問いに、「かなり必要」が39%、それから「まあまあ必要」、52%あり、9割の母親がお金の知識が必要と答えておるのには認識しているのです。では、「お金や経済の話を十分できてるか」との問いには「不十分」と答えてるのであります。「どこで経済教育、金銭教育をするか」については、「家庭で学習機会をつくり、日常生活の中で経済センスを磨くことが大切」が、ほぼ半数、そして「学校教育の充実」では20%、「経済教育、金銭教育に関する支援ではテレビ番組を通じた情報を求める」人が60%、「親子で参加できるセミナーやイベントの期待」も40%あったのであります。このアンケート調査を見ても、金銭教育を具体的にどう教えていいのか戸惑っている親たちが多いのではないかと思うのであります。

先ほど教育長が答えがありましたように、どうかこういうことをきちっと学校、もちろん家庭等のきちっとした金銭教育をやっていただければ幸かなと思っています。先日もこういう本を図書館で借りてきました。4冊です。「お金って何」、こういうのがあるわけです。それで、これは小学校低学年、小学校クラスに教えているものですが、なかなか我々にも、僕にとってはですよ、漫画的にかいてありますので、イラスト的にかいてありますのでよくわかった。これ1冊しか重たいから持ってきませんが、また十分先生、見ておられると思いますが、こうしたものを活用しながら学校の現場で家庭の教育のあり方を考えていただければなと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。ああ、もういいですよ。

議 長 はい。以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に、山本悦雄君の発言を許します。

13番議員 それでは、3月議会の一般質問をさせていただきます。まず初めに、市町村合併について質問させていただきます。

合併特例法で、平成17年3月31日までの合併について市になる要件が人口3万人以上の特例、あるいは地方交付税額の算定の特例、地方債の特例やその他もろもろの特例を設け、国は合併を推進しておりますが、特例法の第1条の趣旨では市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村合併を推進云々と言っておるところであります。市町村の合併は、地域のあり方にかかわる大問題でございます。地域の将来やそのアイデンティティ、住民の生活に大きな影響を及ぼす事柄でございます。そこで、町は現状を踏まえ、合併によるメリット、デメリット、また合併しなかった場合に予測される事柄等幅広い的確な情報を町民に提

供し、議論を深めていく必要を強く感じ、いろいろとお聞きしたいことはございますが、次の3点について質問いたします。

1つ、大和高田市、御所市、香芝市、広陵町、新庄町、當麻町の3市3町の合併、いわゆる葛城市構想について當麻、新庄町が単独で合併推進を決め、県が承認したわけですが、この葛城市構想の現状はようになっておるのか、また町長はこれに対してどう考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、3市3町でも土地開発公社に多額の借入金がある市や町もあると聞いております。その資産は現状では大きく目減りし、多額の含み損が発生していると思われま。合併に当たってこれらの負債はどのように処理をされるのか、この点について第2点としてお聞きいたしたいと思います。

第3点、合併を判断するに当たって、相手方の市や町の土地開発公社を含む財務内容に対する基本的な考え及びその他町長が重要と思われる事柄に対しての基本的なお考えをお聞きいたしたいと思っております。

次に、人にやさしい、人がやさしいまちづくりについてということで、今回新しく事業を設けられたわけでございます。人にやさしい、人がやさしいまちづくり活動について、町長は所信表明でもモデル地区でのテストLAN構想を述べておられるところでございます。そして、その予算100万円を計上されております。人にやさしいとは、人の立場に立って物を考え、行動することでございます。かつそれを行うためには、その行為にやりがいや喜びを感じなくては私はこの活動はなかなか進んでいけないと思うわけでございます。しかし、こういう活動は今後非常に重要でございます。私は、このような活動を全町に広げ、町民一人一人が住みよいまちづくりを目指して活動することは今後の町行政では大変重要なことであると考え、まちづくり活動の先進地であります静岡県大井川町へ昨年11月に総務産業建設委員会合同での常任委員会研修に参加させていただき、まちづくり活動について役場の担当者から説明を受けましたが、その実態が十分理解できませんでしたので、先ほど坂口議員がおっしゃいましたようにこの2月24日にその発表会があるということでその発表される地区の視察研修も含め、24日と25日に政務調査費を使わせていただいて視察研修に行ってまいりました。ただ、ちょっと違っておりますのは、坂口君に連れて行っていただいたわけではございません。準備も、それから全部私がやって、ただ3名一緒に行ってきたということでございますので、お間違いのないようお願いいたしたいと思います。

実態についてでございますが、予算は大井川町の実態ではございますが、大井川町の実態

では予算は1地区当たり最初は400万円の事業費をつけたそうでございます。四十数地区ございますので、1億円、約2億円近い予算をつけたということでございますが、とても各地区使い切れないということで、地域がそのような使い切れないということでほとんどかなり余ったということで、現在は1地区当たり事業費100万円、最高額100万円、そして活動費は5万円、事業費は地区が計画し、町が承認した事業の材料費が中心であると。住民の共同作業でその材料を使って事業を完成させていくという活動でございます。だから、これは助成ではございません。事業費として出すということでございます。活動費は、これはいろんな集会等いろんなところで自由に使ってくださいということでございます。まちづくり実行委員会が全町に組織されておるわけでございます。当然、そういうことを進めていく上においての規約、要綱等も整備されております。町職員全員が、各その地区に3名ないし4名全員が張りついておるということでございます。それは先ほど町長がおっしゃいましたように、人づくり、町職員の人づくり、これにも非常に役立っておるということでございます。というのは、いろんな行って、これだけのことじゃなしにやはり地元へ、そういう地区へ行きますといろんな質問、いろんな要望が出てくるから、役場のやってる仕事のいろんな部分について浅くてもいろいろ知っておかないと、勉強しておかないと対応ができないということで非常に職員の勉強になっておるというような、これは役場の説明でございます。各地区は思い思いの、それぞれいろんな思い思いの計画を立てておられまして、実行なさっております。この場合、非常に大事なのはやはりその地区のリーダーの育成ということでございます。

次に、私たちは発表されました3地区、初め申し込んでいたのは1地区でも紹介してほしいと申し込んでおったんですけれども、役場の担当者の方が全地域段取りしていただきまして、そして発表されました3市地域を全部視察させていただきました。そして、その地区のリーダーの方、仕事もあったんですけれども出てきていろいろご説明をいただいたということでございます。一つの地域は、町営住宅跡地を利用しての広場づくり、そこにも大きな木が立っており、木の看板とか立っておりますけれども、あこは大井川がございまして、大きな木が何ぼでも立木が流れてくるということで、それを利用してやっていると、看板にしたりしております。また、もう一つの地域は三世代共同のたこ揚げづくりや新設された道路、これの花壇の整備、管理をやっておられます。そこにまた看板が上がっておりまして、その看板も立木を利用してやっているということでございます。

3番目には、ジャンボ門松づくり、ジャンボ交通安全啓発看板の設置をなさっておりますし

て、この地域は大井川町というのは一番初期のパイロットの養成をやる練習飛行場があるところございまして、単発の飛行機がもう5分に一度ぐらい飛び上がっているというようなところでございます。まともにその地域がジャンボ門松づくり、これとジャンボ交通安全啓発看板、これは非常にそこにいい道路がございしますが、事故が多いということでそれでその地域はそれを選んでやっているということでございました。それぞれのリーダーも積極的に話聞いていても、その取り組みにやりがいや喜びを感じておられるようでもございました。また、直接の視察ではないんですけども、町を回って、これは3名とも気がついたことがございます。まず、その1点は、ほとんど迷惑駐車がないということなんです。ほとんど車が道にとまっていないと、狭い道であろうと広い道であろうとほとんど車がとまっていない。迷惑駐車されておらないということと、ごみのぼい捨てや缶のぼい捨て、これがほとんどほんまに見当たらないと。私はたばこ吸います、あとの2名の方はたばこ吸われませんが、私はよくたばこ吸いますんで道路はたばこ吸っててもそのたばこの吸い殻をほかすところに気を遣ったと。どっか溝のちょっとすき間がないとか、田の中へほかしに行ったりとかいうような気を遣ったような、道へぽっと捨てられるような状況ではなかったと、私の感じでは。そういうことでございます。地区の集会所、それだけのソフト事業をやっているんですけど、集会所につきましては広陵町の方がはるかに立派です。そらもう問題になりません。そのぐらい、言うたらほんまお寺の前の堂の跡を改造したようなところでやってるところもあるし、本当にそういうようなところで3つ回ってそういう感じを受けました。広陵町はほとんど、確かに立派な公民館です。各地区のね。このようなことはやっぱりまちづくりの活動の中からも、また地域の住民の県民性という、住民性もあるかわかりませんが、ありますけど、やっぱりそういうまちづくり活動の効果も一つ出てるんじゃないかなと、こう思ったわけです。それを帰ってきて広陵町を見ますと、川の堤防を見ていただいたらわかるとおり、堤防や水路、道路は缶やごみだらけと。私の地域でも年に1回、2回、田の掃除するんですけども、去年水路から出した缶は軽四にいっぱいでございます。軽四いっぱいセンターへ持っていかせていただいたと。村の役員が一人ではよう行かんから山本議員ついていってくれというような状況の量でございます。迷惑駐車は当たり前と、どこへ行ったってもう車は自分とこの、うちの前にとめてんのは自分とこの道路だと思ってる。そこへ他人がとめたら文句を言うというようなことで、広陵町ではそういうのが多々見受けられると。ほんで、立派なのは広陵町は集会所と、こういうような現状でございます。そういうことで、次の2点についてやはり町長にお尋ねしたいと。

人にやさしいまちづくり推進事業の具体的な取り組み方策についてお聞きをいたしたいと思います。

モデル地区でやられる、モデル地区で一たんやられたら、もうモデル地区でうまくいかなかったからやめということじゃなしに、後から質問、ちょっと余り大ざっぱでしたんでわかりませんが、モデル事業の、なぜモデル事業でやったらそのデータをとる、どういうところを見たいがためにモデル事業をやったのか、テストLANをやったのか、一気にできなかった理由、もしあればお聞かせ願いたい。モデル地域に対する町職員の先ほど言いました取り組み方、どういう取り組み方をされていくのか、先ほど大井川町で言いましたのは全職員が取り組んでおるということでございます。

次に、3点目として、農業政策についてお尋ねいたします。

米の生産調整における転作につきましては、達成率が県下で非常に低い位置にあると町長は所信表明で認めておられるわけでございます。農家の転作に対する理解と協力を一層促進し、小麦の栽培の強固な支援と農家の深い理解で推進するというので、余り具体的な方策が示されていない。米の生産調整といいますのは、米の消費量の減少、米の生産技術の向上による反収の増加に伴い、米余り現象が生じ、昭和40年代より実施されてるものでございます。本来、こういう生産カルテルにつきましては独占禁止法に触れる事柄でございます。しかし、弱小な農家に対しては、この独占禁止法の適用は除外されているわけでございます。米の生産調整は、生産カルテルに国の予算による多額の助成をつけて在庫調整するものであります。簡単に申せば、この制度により現在の米価があると、米の値段があると申し上げていいわけです。この制度がなくなれば全国の農家が自由に、もしこの制度がなくなって米をつくるとすれば、年間約1,400万トンぐらいの米は生産は可能だと思います。そうしますと、毎年四、五百万トンの米が余ってくるということになります。そうなれば米価は一体どうなるか、もう予測するにあらざだと思ふわけでございます。現在の余剰米全部合わせても500万トンあるかないところだと思います。それが1年で一気に500万トンは生産過剰になります。すなわち、この制度を守らないで米を生産するということは、守っている農家の犠牲によってその人たちの米価が維持されているということでございます。この辺を、農家の理解を得るといふんならこの辺をしっかりと農家の皆さんに話してご理解を得なくてはならない、そう思ふわけでございます。そういうことで、次の4点についてお聞きいたします。

1つ、直近の米の生産調整の達成率と県下での位置とこれに対する対応策。

2番目、達成率の低さは、いわゆるやみ小作、言葉で言うたらわかっていただけだと思いますねんけども、正式な小作じゃない部分についてやみ小作も大きな一因になっていると私は思いますが、実態がわかれば教えていただきたい。

3番目といたしまして、農地流動化対策、いわゆる農地利用集積促進事業、難しい名前ですけども、で利用権の設定と。3年以上で10年未満ですか、の利用権の設定の方法、いわゆる昔からの小作と違う方法での利用権の設定、これができます。これで専業農家が耕作を拡大するという政策を私は進めるべきであると思うんですけども、町長のお考えをお聞きしたい。

4番目といたしまして、この予算も見せていただいたんだが、非常に国からのお金が減っております。そこで、現状の達成率で国や県の農政に対する助成や補助金はどうなるのかということをお尋ねいたしたいと思います。以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 ただいまの山本悦雄君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、合併問題でございますが、3点ご質問がございます。一番初めの質問は、3市3町、いわゆる葛城市構想の合併でございます。現状及びこれに対する町長の考えはどうかということでございます。

3月2日付の各新聞紙上で掲載されましたように、葛城広域行政事務組合の3市3町の中で當麻町と新庄町が平成16年3月末日の合併を目標に、県の合併重点支援地域の指定を受けるとともに、合併協議会の設置を目指すことになったわけでございます。広陵町としては、これまで3市3町を一つの合併想定モデルとして合併を模索し、葛城広域行政事務組合で協議をしまいましたが、平成17年3月末までの3市3町の合併は時間がかかるとの認識から、人口3万人で市に昇格できる當麻町と新庄町の合併を1年早く進められることになり、将来的に葛城地区の合併構想は堅持していく結論になったわけであります。今後は、周辺自治体との合併についても検討を重ねていきたいと存じています。

次は、2番目の土地開発公社の借入金でございますが、負債を心配をされているものでございます。合併に伴う土地開発公社などの第三セクターについては、あくまで出資している市町村とは別の団体であります。出資している自治体が合併する場合には影響を受けることになります。具体的には、合併相手自治体との合併協議会の中で、できるだけ早く双方の土地開発公社のすべての財務内容を明らかにし、それらの状況を踏まえて合併論議を進めることとなりますが、いずれにしても土地開発公社の借入金に対しましては一般的に出資自治

体が債務保証をしておりますし、合併関係自治体の債務は合併後の自治体へ引き継がれることになるわけでございます。

次に、3番目の合併に当たっての相手方への財務内容に対する町長の基本的な考えでございますが、重要事項を開示せよということだと思います。3番につきましては、合併に当たりましては約3,000にもわたる相手自治体とのすり合わせ項目があると言われております。それらの中から合併を判断するためには財務内容も重要と考えております。例えば地方税、地方交付税、地方債などの歳入、人件費、公債費、繰出金、普通建設事業費などの歳出、その他に基金、地方債残高など、いわゆる決算カードに掲載される財務数値はもちろんでございますが、先ほどの土地開発公社の借入金など、一般的には見えにくいデータについても重要な数値の一つとして考えております。

次に、人にやさしいまちづくりでございます。

施政方針でも申し上げましたが、今年度は限られた予算でございますが、地区を指定してモデルとしておりますが、議員は全町に広めてはどうか、また静岡県の大井川町まちづくりをご紹介いただきました。お答えを申し上げます。

現在、仮称でございますが、広陵町人にやさしいまちづくり補助金交付要綱を策定しているところでございます。例えば人との出会いを大切に言葉をかけ合い、あいさつを励行する運動。2番目は、地域の生活美化環境の整備を目的に、心和む緑化・花いっぱい運動の推進。3つは、地域住民の交通安全推進のための大字・自治会ぐるみでの取り組む運動。例えば交通立哨などに大字・自治会の役員や婦人会等も参加して取り組んでいただく体制づくりと実践でございます。4番目は、防災、防犯活動については自警団や地域役員を中心に、火災や災害、犯罪等を未然に防ぐため地域住民とともに協力し、地域の協調性を増進させるための体制づくりに向けての活動でございます。5番目は、子供会活動等には積極的に大人がかかわり、世代間の交流を努めていただく事業を展開し、青少年の健やかな成長を目指して皆さんとともに頑張りたいと考えております。このようないろんな知恵を出していただき、住民が主体となった事業を積極的に推進していただける大字・自治会に助成金を交付する計画をしております。

次に、3番目でございますが、モデル地域に対する町職員の取り組み、これは2番目でございます。このような活動を行っていただくモデル地域には町職員としての知識と経験を生かし、地域にかかわり、地域の住民の方とともに活動の推進を図っていく考えでおります。

次に、農業政策についてでございますが、山本議員は農業をも続けられており、農家の声

を多く聞かれ、強い考えを持っておられます。1番の直近の米の生産調整の達成率と県下での位置、これらに対する対応策でございます。

これにつきましては、広陵町における米の生産調整達成率は平成12年度は65.4%で、本年度は64.1%であり、県下で生産調整を実施している44市町村において川西町に次ぐ低さであります。生産調整の達成率を上げるため、国も推奨をしております小麦の生産強化に向け、小麦作の安定している南郷地区を核として町内全域に面積制限を設定しないで小麦作を実施し、国の制度と合法的に運営できる方法で小麦の生産面積を拡大し、生産調整の達成率を上げていこうと考えております。

さらに、役場の部課長会議を通じて職員の意識改革を徹底し、職員みずからが地域での指導等をしていただくよう指示しております。

2番目の達成率の低さは、いわゆるやみ小作も大きな一因であると思うが、実態はどうかということでございますが、実態につきましては把握ができていないのが現状であります、支部長会においても協力をお願いしております。また、農地を預かる中核農家に対しては、小麦の作付等を指導しております。

次の農地流動化対策で、専業農家が耕作を拡大する政策を進めるべきであるかという質問でございます。

農地流動化対策につきましては、耕作を拡大する農家の支援として県が3カ年にわたり補助金を支出する土地利用集積促進制度がありますが、県の方針で14年度からなくなります。しかし、生産調整目標達成及び耕作拡大を目指す農家の支援のためにも貸し手と借り手に契約当該年に助成金を出す町独自の補助制度は残したいと考えております。

次に、現状の達成率で、国や県の農政に対する助成や補助金はどうなのかという質問でございます。

現状達成率においては、国や県からの農政に対する助成や補助金については国や県の方針として生産調整達成の市町村を優先する配慮措置がとられておりますので、町も達成率の向上に向けてさらに頑張っている所存でございます。以上とおりでございます。

議 長 13番、山本悦雄君！

13番議員 時間も12時前でございますので、合併について、これは一つの提案を申し上げたいと申しますのは、合併の情報、これはいろんな情報があります。だから、まだ決まらない情報とかいろいろあります。決まった情報もあるわけなんです。例えば合併しなかった場合にはどうなるのかというような情報はある程度もうわかっておると思うんです。だから、

そういうものも含めて広報でそういう欄を設けて、毎月そういう合併に対する情報を町民の皆様提供していくというようなことをやっていただいたらどうかと。

それと、特例法の内容、この内容はさら非常にいろんなことを書いておりますが、最終的には一過性というか、期限を全部区切られておりますから。だから、その期限が過ぎたときはどうなるのかというような問題が、僕も勉強不足ですので本当に詳しいことは申し上げられませんが、大抵期限を切られたようなものが多いように思いますので、ちょっとその辺の情報をなるべく町民の皆さんに知らしめて、町民の皆さんの中の議論を高めていくという方針をとっていただけたらと思います。答弁結構でございます。

その次に、人にやさしい事業ということでございますが、これは本当に大変な事業だと思うんです。だから、僕が思いますのには、これはやっぱり助役さん直結で将来大きな形をつくろうとされるんだとしたら、総務部の何々課じゃなしに、助役さん直結のやはり事業としてモデル事業をやっていく。モデル事業というのはあくまでも実態の何かを見たい、実態の何か自分が不安がある、それを確認したいとか、いろんなそういう意味で大体モデル事業というのはやるもんなんです。だから、そのデータをどう集められるか、どこら辺に不安があるのか。というのは、当然これ広げるとなれば、この予算からいきましてこれ何地区かちょっとわかりませんねんけど、やっぱり1,000万円、2,000万円の最終的にはお金になるんじゃないかと思うんです。だから、やっぱりそれも含めてひとつ助役さん直結でやっていただけたらと。さっき対象をいろいろ申し上げられましたが、僕は対象は絞らない方がいいと思う。各地域、実施される地域にお任せして、そこの地域がまちづくりにこれがいいと思われるやつでやっていただけたら僕はいいいんじゃないかと思うんです。これは僕の意見ですよ。だから、その次に助成金というよりもやっぱりあくまでも事業の資金だと、助成というて金を助けになるちゅうような助成とか、援助とかいうんじゃないし、これはその事業に対しての事業資金としてこういう資金を出しますよということをはっきりとやっぱりこれは規約あるいは要綱を定めてやってもらいたい。そうでなかったら、頭出しが肝心ですんで、頭出しでおかしなことになりましたら後々うまくいきにくいと思いますので、この点ひとつこれ申し入れということをお願いいたしておきます。

農地については答弁で結構でございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。答弁ええの。(13番議員「結構。」)はい。

以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

午後1時30分より開会いたします。

(P.M. 0 : 04 休憩)

(P.M. 1 : 30 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

一般質問、次に小原君の発言を許します。

2番議員 それでは、議長のお許しも出ましたし、前任者の山本悦雄議員がうまく調整していただきまして、昼一番の一番眠たくない時期に当たって光栄でございます。

まず、町長にお伺いするわけでございますが、私の町政ビジョンは元気でやさしいまちづくりでありますということでございます。町民の皆様の一一人一人まで行き届いたきめ細かい施策の展開を目指し、人のぬくもりが伝わる行政を実施していきたいというのが私の生来の夢でございますという施政方針の中で掲げております。私は、そこで今職員の方々も名札をつけておられて、ああ、非常にいいことだなあというふうに思うわけです。そして、今度は町民の皆様にも町民証というものを配布、希望者に配布をしていただいて、誇れる広陵町民としての身分証明というんですか、そういうようなものを町長さんに発行をしていただいたらどうかという提案をさせていただくわけでございます。

町民証の発行について。主としてパスポートや運転免許証あるいは保険証などで法的証明による身分証として使えるものをということで項目させていただいております。元気でやさしいまちづくりの町長の一つの目玉にしてほしいという願いがございます。

そこで、先ほども述べましたように、身分を証明するについてはパスポート、これは限られると思います。持ってる方が。次、保険証なんです。保険証の場合は少し大きいものになっておりまして、写真も張っておりませんし、持ち歩くということは目的があってそこへ持って行くのやったらこれ持って行ってということになります。普段携帯する、所持するということは若干困難かなと思うわけです。その点、自動車の運転免許が一番便利であろうかと思うわけです。今や道路交通法の方で運転免許証の返納制度ができております。返納制度。これはどういうことかといいますと、もう私は運転することは困難であるとか、あるいは目、あるいは体の事情によって免許証を返納しますというような制度があります。ところが、先般うちへ高齢者の方が来られまして、小原さん、実は高齢者講習受けに行くんだと、どうしたらいいのかと。それは、例えばこの辺であれば法隆寺自動車学校等に行っていたら、高齢者講習を受けた後免許更新をされるということでございます。そういうように説明します。そして、大将、余り車乗ったの見たことおまへんど、大概自転車違いますかと

いう、私が聞いたわけです。そしたら、その方は、いや、運転はせんのやけど身分証明になるから、もうこれどうしても持っていたんだと、更新をしたいと。ああ、なるほどそういうことですかと。そして、私自身も公共的に行きますと、ついこのごろ最近じきに身分証明、忘れ物1つしても取りに行ったら身分証明証、こう言われる場合もあります。そして、町へ公共的な銀行とか、いろいろなとこへ行きますと、よく見てたら身分証明証と言われてる人が非常に見かけます。私の知人の奥さんも何らかの事情で免許証は持っておられないわけです。そしたら、非常にこの身分証明いうんですか、不自由するんだと。そういうふうなことからヒントを得まして、町長のやさしいまちづくり、心の方はそれで町長さんからいただいておりますが、今度は町長さんから形あるものを、これどうでっかというやさしさ、形のあるやさしさをひとつ町民の方にプレゼントをしていただけたら非常にありがたいなあと、こう思うわけです。そして、若い私たちでも心ならずもちょっと違反をしまして、ちょっとしますと免許証がどう言うてんですか、欠格期間といひまして取り消し期間があります。つい今までうまいこと便利よう使うてたものがふっとなくなりますと非常に嫁さんと一緒やと思ひまんねん、えらいちょっと勝手悪いやないかと、あるときにはえらい不自由感じへんねんけどというようなこともあろうかと思うわけです。そして、また旅に行かれたときに、またバスや列車の中でいろいろ話が出まして、いや、うちな、こんなもう町長くれたはりまんねと、ええ、どんなんでんの、いや、実はこんなでんねん、いや、えらいそうでっか、町長さんといつも一緒に旅行ったはりまんねんやないかと、こういうふうにはホットなどいうんですか、感じを受け、また楽しい旅にもつながり、万が一緊急時のときにもそういうようなものを希望される方に持っておいてもらえますと非常に役に立つんじゃないかろうかと。これらいろいろなことがありまして、町長さんにひとつ町民証を希望される方に発行していただけたらありがたいかなあとと思うわけです。そして、免許証のようにクレジットカードぐらいのプラスチック性いうんですか、そのぐらいのところ自信を持って誇れて、わしこうでんねんいうぐらいなものを公共的なものですね、はっきり言ひまして。ただ、ちょっと仮免許証みたいなところへ写真張って、こんなではちょっともう余り意味がないんじゃないかろうかと、こう思うわけです。やはり堂々と胸を張って私はこういうものなんですということを誇れる自信も自覚もまたできると思うんです。そういうことで、公共的証明にも十分使用でき得るものをお願いしたいわけでございます。全国で何らかの市民証やあるいは町民証を発行される自治体がこれからだんだんふえてくるように思ひます。そこで、平岡町長に長という名のもとにおいて、先駆けて実施していただけたらありがたいかなあと、こう思ひます。

よろしく。

次、2点目に入ります。2点目は、先般12月議会だと、12年の、環境問題を考えるということでビデオ制作をお願いしたところ、そのときには環境課の方から色よい返事をいただいておりますが、いろいろトレーのことやら有料化のことがあって若干迷っておられるのかなあとと思います。そこで、ちょっと改めまして、またちょっと背中をぽんと押す感じで再度お願いしたということでございます。以上、ちょっと1回目の質問、このぐらいにさせていただきます。

議 長 ただいまの小原議員の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま小原議員のご質問にお答えをしたいと思います。

町民として誇れる、そしてまた身分証明にかわるものとして町民証を発行してはどうかという内容でございます。ご質問の町民証の発行についてでございますが、施政方針でも申し上げましたように全国どこの市町村からでも住民票の写しが請求できる住民基本台帳ネットワークシステムを平成15年8月実施に向けて現在準備を進めております。これによりますと、平成14年度で住民の皆さん全員にそれぞれの個人番号となる住民票コード番号を通知いたしますが、平成15年度ではその番号を記載した1人1枚の磁器カードを希望者へ発行する予定であり、そのカードに写真を掲載して町民証にかわるものとするかどうか知恵を出していただきたいと思っているのでございます。

また、今お申し出いただきました町民証につきましては、改めて町民証の発行が必要かどうかも含めて検討をしてみたいと考えております。

次、2番目の質問でございますが、環境問題を考えるというテーマでビデオ制作を提案したが、その後どうなってるかということでございます。

私は、新清掃施設の建設問題を最重要課題と認識をしており、地元並びに周辺地域にお願いをしているところでございます。また、昨年来ご提案をいただいておりますPRビデオの制作についても大変有意義な方法だと思います。現在は、ごみの減量や資源のリサイクルに積極的に取り組んでいかなければならない時代であり、循環型社会の構築を求められております。町といたしましても適切な分別PRを実施しながら、住民の皆さんとともにごみの減量を推進できるよう取り組むべきと考えています。昨年10月17日にごみ減量等推進審議会から平成22年を目標年度とした減量化の答申をいただきましたが、新施設の進捗を見きわめながらご提案いただいておりますPRビデオの制作を計画したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。以上のとおりでございます。

議 長 2番、小原君！

2番議員 それでは、今町長に答弁をいただきました。住民票の背番号いうんですか、それらと併用していただくというような格好でひとつ検討していただいたら結構かと思います。そして、願わくば実施に当たりましては厚かましいですが、発行されるに当たっては提案者の私に1番をいただけたら幸いかと、こう思うわけでございます。

次、2つ目のごみの問題のことなんですが、研修でどこへ行ってもまずこのビデオということで見せていただくわけです。そういうことで、町の方もできるだけ早く準備をしていただき、町民の皆様にもっともっごみのことについて認識をいただき、あるいはまたごみの誘致先ですか、理解もいただけますように。ましてや有料化のことになりますと、非常に早く理解をもらわないとということもありますので、ひとつこれは確認程度ということにとどめさせていただきます、私の一般質問を淡泊でございませうが終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で小原君の一般質問は終了いたしました。

次に、青木君の発言を許します。

10番議員 それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

国政に当たっては、政・官・業のあしき癒着問題、きのう疑惑の、いわゆる鈴木宗男代議士の証人喚問があり、大事などこでは記憶にありません、覚えておりませんといろいろ逃げていたように感じました。証人喚問があり、そのようなことの結果でございましたが、後々のことを見据えていかななくてはならないなあと感じたわけでございます。何も中央に限らず、地方においても同じようなことがあると聞いていることもあります。まさに李下に冠をたさずでございます。

本町でも悲しく、むごい事件がありました。去年13日に真美ヶ丘、広陵と香芝の境ということでございますが、発生した幼女のひき逃げ事件のことでございます。エコール・マミで毎日犯人割り出しの捜査が行われております。しかし、いまだに未解決です。被害者の女の子はもちろん、3月3日のひな祭りの日は特別にご両親の無念の日々、悲しみの毎日を察すると同じぐらいの年齢の孫を持つ者として強い胸の痛みを痛感する、また大いに感じるわけでございます。町当局におかれましても、なお一層捜査に協力をして一日も早く犯人が逮捕され、ひき逃げ事件は必ず捕らまるということを見せしめていただきたいと思います。改めて人の命のとうとさを重く受けとめ、交通安全に対するモラルの向上をより啓発していかなければならないと痛感し、人にやさしい、人がやさしいまちづくりの実践を自覚いたしま

した。

町政においては、平岡町長が施政方針で自身の政策を示し、予算を提案されました。新聞でも一般会計12%減の超緊縮予算と報じられております。税収のダウン、交付税の削減、各補助金の締めつけ等悪条件が予想される中で、新清掃センター施設の建設の大事業、そして合併問題等まさに難問山積の中であり、あえて火中のクリを拾う等の決心で職につかれましたと思います。しかし、志定まれば気盛んなりとの吉田松蔭の言葉があります。まさにみずからの志が決定すれば後はその実現に向けて全力を尽くすとの意味と書いておりました。僭越ですが、私もこの精神にあこがれております。頑張っていたきたいと思います。

それでは、難題の一つ、合併問題に入らせていただきます。

先ほど山本議員の質問もありました。それに対する答弁も踏まえて、私なりの視点で、角度で質問をさせていただきます。

通告書に示しました単独か、合併か、それなら互いにベターな相手はという題でございますが、私の周囲の住民は合併に対する関心度は今一様に低いように感じております。強い拒否反応はないようですが、合併したらもう町の名前も変わるし、いろいろややこしいし、今でもそこそこ役場の対応もまあまあやし、それに平岡町長もこの間ならはったばっかしやてかわいそうやないかというような声もかなりあります。聞こえておりますのも事実です。私自身も住民サービス、そして住民負担、それに対する住民負担の問題も含め周辺の大きな市と比較いたしましてもさほど劣っているとは思えません。その上、今まで国が地方に対する施策が余りよい成果が上がってないように感じているのも事実でございます。しかし、私も議員という公人の立場であるので、将来町民に不利益となることは避けなければいけないと思っております。そのためにも今現在、打っておかなければいけない布石を間違えてはいけない責務があると思っております。それで、本町が将来にわたり合併せず単独町政の継続を多面的にシミュレーションをして可能であるのかないのか、今現在いろいろ勉強されておりますが、断定はできないと思っておりますが、そのようなことをお尋ねをいたします。不可能であり、困難であれば後手を踏んで本町が乗りおくれて、取り残されてどこかと吸収合併等をして、将来町民に迷惑及び不利益が生じるおそれが想定されれば大変なことになります。それなら一日も早くちゅうちょせずして、よりベターな合併相手を求めていくべきと思っております。当然、町民のコンセンサスも必要ですが、一様の責任ある立場で一様の指針を示していくのも必要ではないかと思っております。これから述べさせていただくことは相手様にもご迷惑を与えてはいけませんので、一部私の周辺の声を意見を私なりに集約をして、私自身の私

見ということでご理解の上、お聞きいただきたいと思います。

唐子の弥生式遺跡に代表される歴史的な町で風土、また地理的人口、財政規模等の多面的に考慮した結果であります。一方的な考えで失礼をお許しをいただけるならば、お隣の田原本町さんがベターというよりベストな合併のパートナーと私は思っております。どう思われますか、もちろん田原本町さんにおいてもお立ち場等さまざまな状況が、お考えがまたあると思いますが、双方ともに合併のメリット、デメリットが発生することは当然だと思います。双方にデメリットをしのぐメリットが確認できればひとつ1プラス1が5、また10にもなる可能性が出てくると思います。私は、アプローチをすべきだと思っております。今後、町長及び理事者サイドにおかれましてはお互いに話し合いの場を持たれてはいかがでしょうか、私も議会人という立場で田原本町さんの議会のお方ともこれから意見交換をしていくつもりでございますので、今後よろしくご答弁をお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 ただいまの青木君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま青木議員から町の将来についての、合併についての質問でございます。いろんなご意見をたくさんちょうだいいたしました。単独か、合併か、合併するなら候補自治体はどこかというふうなところもお申し出をいただいたわけでございます。一緒にお答えを申し上げたいと思いますが、まず合併をしないで単独でいけるかどうかについてのお答えを申し上げたいと思います。

広陵町におけるハード的な整備につきましては、大ホールや町民プールなど、周辺自治体と比べ未設置のものがありますが、必要性の問題や代替え施設のことを考慮しますと他の自治体に比べ見劣りするものではなく、むしろ竹取公園を初めとする豊富な公園や図書館、グリーンパレス、サン・ワーク、さわやかホールなど、多彩で立派な施設は十分に誇れるものであると思っております。

もう一方のソフト面でございますが、5月から町内5カ所の公共施設で開設するサービスカウンターを初めとする行政サービスや多彩や生涯学習講座の開催、サービス公社やシルバー人材センターなどの生きがい対策など、青木議員が述べられているように住民サービスも高度であると自負しております。ただ、問題は財政面でございます。国は効率的な行政運営ができる人口10万人程度の自治体を標準に、それ以下の小規模自治体に対する交付税見直しによる削減を計画しており、一部は14年度予算でも反映されております。また、地方分権による権限移譲や多様な住民ニーズにこたえていくために望まれる職員の専門性などの課

題もあります。私は、それらの諸問題を解決していくための有効な選択肢の大きな一つに市町村合併があると考えており、そういう意味で合併問題は避けて通れない道であると考えております。

なお、合併相手として青木議員の上げられている田原本町については、現在のところ可能性のある合併相手の一つとして考えております。終わります。

議 長 10番、青木君！

10番議員 ご答弁ありがとうございます。2回目の質問をさせていただきます。

単独、いわゆる私も言わしていただきましたが、いわゆる現在、いわゆる財政面を除けばいろんな意味でこのままの単独町政の継続ということも当然、ましてや1町、また1村、町興しという、ほんこの間までは町興しをやりなさい、町に特色を出しなさいというて、国ももうちょっと以前には竹下さんのときにはふるさと創生資金とかいうような形も出しておられましたが、国家の財政事情という大きな器の中で、いわゆる、いや、それではとてもやっていけない、いわゆる経済的ないろんなこと背景が変わったということで合併をして国家的レベルから見て、いわゆる適切なる人口、また地方自治体の大きさということが示されていったというわけだと思います。ということは、ほとんどは上から、国家から、国からいろいろ押しつけると言うたら言葉はどうか、語弊があるかわかりませんが、そういうような流れで一時はどんどん行きなさい、また一時はだめですとかいろんな意味でもてあそばれてるというように私は思うわけでございます。しかし、この間の予算審議の中にありましたように、また町長の施政方針にありましたように、財政的には広陵町が非交付団体でやっていく、国家と、国とは一線を画してもやるんだというような財政状況では全くございませんのは当然でございます。よって、国の、いわゆる施策に乗っかってある程度やっていかなければならないという、これまた一つの宿命というのか、になるわけと私は解釈しております。その意味では、苦汁の選択というのか、合併は避けて通れないという見事な、私もちょいちょい皆さんの前では言わしてもらうんは避けて通れないというのは何かいろんな意味で意味深な言葉だなあと、こう思うわけでございます。本当に避けて通れないというのが実感だなあと、こう私も思うてるし、町長もそのような心の中でのかみ砕いた言葉と、こう受け取っております。町民の皆様も多分そういうような感じも持っておられるお方もあると思うわけでございます。そういう意味で、避けて通れないということをまずおっしゃいましたので、まずこれ単独で行き切るということは非常に財政的にも、国に逆らうということもとても不可能だと、こう解釈します。その中で、それであれば今ちょっと人様勝手に、これ私勝手によその

町の固有名詞を出して大変これは失礼だと思い、大変それは反省はしております。しかし、そのことも踏まえた上で申し上げたわけでございます。というのは、ある意味では1つ国の施策ということが出た、そしてまた17年3月までのあるいろんな特例措置という形も、これあることも事実でございます。それならば、合併が避けて通れないのであれば何をすべきかというの、これまた責任ある人たち、また町長初めまた我々議会としても当然考えていかないかん話になるわけでございます。その中で、いわゆるベターなパートナーを探していく、これはよその町さんも、また市さんも同じことだと思います。ただ、来る者は拒まずと、来る者を拒まずというような立場で考えられていく、またそれを押し通される自治体も、これはあると聞いております。これはその自治体のいろんなバックボーンの問題もあるから、それはそれで結構かと思えます。ただ、よそのことはどうあれ、本町においてはどういう形をとるべきかということが一番大事だと思います。それもよく住民の気持ち、また住民の声、町民の皆様の声を大いに聞いてコンセンサスをとって行って決定してもらおうのほうがいいんじゃないかと、このご意見も当然あるわけですが、しかし一つの指針を一応示していくという仕事、そこにそれを一応出して行って、そこでまたいろいろ議論をしていただいて、いろんなまた、もちろん情報の開示、先ほど山本議員の質問にもありましたが、合併のデメリットはこうとか、メリットはこうとか、そしてまた今言う特例法の問題はこうとかということに対してのいろんな情報提供というのは、これは当然住民の皆様にしていくのは、これは当たり前のことだと、こう思うわけでございます。その意味で、例えば今現在行政を担っておられます町長初め理事者、そしてまた我々議会、今現在そういう立場の者は一つの方向づけというのが、これも出すのも私はこれは当然なる責務であると、こう感じているわけでございます。そのような意味で、いわゆる事務者方というのか、合併問題の研究会とか、いろいろ若い職員さんの中でつくられていると聞いております。その人たちの中でのご意見なり、そんな大変失礼な言い方で申しわけございませんが、今そこにひな壇に座っておられる方にとっては合併問題があろうがなかろうが、そのまま行かれるわけですから大して変わらないと。しかし、若い職員さんにとりましては大変なる人生がかかわるちゅうのか、そのぐらいかかわってくる話になるわけでございます。そうであってわしら関係ないよってにというようなことじゃなしに、当然そんなことは思っておられませんが、将来次にバトンを渡すときに何としてもそういう形で渡していかならん、またこれ責任があると、こう思っているわけでございますので、今現在、町長の話はそれとしても、どのような形で現実的に相当シミュレーションをされておるのか、事務者サイド、また職員サイドでどこまでいっておられるか、

またそのようなこともちょっと教えていただければ幸いかと思います。2回目の質問を終わります。

議 長 総務部長！

総務部長 いろいろと青木議員からご提案いただきました。この合併問題については、やはり町長が申しあげましたように、やはり当然避けて通れない問題であると我々も痛感しております。決して我々の責任を放棄しているわけではございませんので、やはり一つの指針というものは示すべきだということは当然思っております。現在、職員12名によります研修ということでこの者が中心になって、年代的には40代の前半ぐらいですか、いう年齢の職員によって合併問題についての研究を進めていただいています。それから、各市町村の状況等の情報を集約するという意味で、企画財政課の方で一応そういう作業に取りかかっております。それから、庁議におきましては、この合併問題についての論議もこれからも進めていきたいというふうに考えております。

住民の方々に対しましては、やはり広報の活用で一応合併についての記事を掲載させていただいています。これは連続的にずうっと続けていって、合併問題についての関心を高めていただきたいという思いがありますので、そういう形でいきたいと思います。それから、区長、自治会長会あるいは各種の会合等において合併に関する情報の提供というものはやはり行政の責任だと思しますので、この辺のことをやっていきたいというふうに現在のところ考えておりますので、いろんなご提案ございましたら大いにおっしゃっていただいて、我々にやはり勉強の機会を与えていただきたいと、かように思いますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 10番、青木君！

10番議員 3回目やね、はい。それでは、そのような形で勉強、また研究、当然内部でおられるということ大いに頑張っていたきたい。私、失礼ながら田原本町さんという固有名詞を出させていただきましたのも、これは必ず根拠あつての話でございます。現在どうだということも私も言えませんが、いろんな意味で私の立場で、またそういう自分のことであるいろいろ勉強、またお聞きもし、また田原本町の町民何人に聞いたという話はありませんが、多少そのような立場の人にもお聞きもし、またお話し合いもさせていただいてるのも事実でございますが、今言うように、これはもう市町村合併ということを上から押しつけられて納得いかんということは、これは当然であろうが、これはこれとして、現実には現実としてとらえていくという、このリアルな、いわゆるとらえ方ちゅうのも、これまた行政担当者にとつ

ては当たり前のごさいますので、その意味で、結果いろんな意味で、これは市町村間の、自治体間の競争だなあと私も受け取っているわけです。といいますのも、いろんな意味でどんだけの情報能力を持って、どれだけの、いわゆる事務処理、また政治的判断、手腕、いろんな意味での集約された中での、いわゆる合併問題をどうとらえていくか、どう現実に動かしていくかという能力のいろんな意味で試されてる一つの試金石じゃないかなあと、私はこう解釈を受け取っているわけですので、いわゆるそこによって広陵町の、今現在の広陵町の役場の一つの能力、情報収集能力も当然ですし、また町民に対する一つの理解を求めている一つの早さというのか、ゆっくり考えていきまひょやというのではないと思うわけで、というのも同じやるのであれば優遇措置のある、特例のあるもんを大いに使っていくべきだなあというのもこれは当たり前を考えるべきじゃないかなあと思う。ただ、私は平成17年3月末でどう切れるとかいう、特例措置が切れるとかいう話は聞いておりますが、私は、いや、それは当然今はそんなん当然そうでしょうが、しかし国家的レベルから見て、今おっしゃったように自治体1,000になるということであって初めて、到達した時点で初めて国家的な規模での考え方で出発したのであれば、それが到達しなくては結果的に特例法の特例措置に準じるお金だけばあっと出してしまうわ、到達しませんということであれば、何のためにやったんか、国家的に見てマイナスになったということになるから、やっぱりある一つの数値までは到達さすというのは私は国のまた施策だと当然そう思っておりますので、期限のことは別として、それはそれとして、私自身思うのは、いわゆるパートナーをまず決める。いわゆる好きだという、いわゆる愛の表現をきっちりしていかなければわからないと思いますし、また言われた方もそのようにまた見てくれますやろうし、そういう意味はそういう意味もあると思います。ただ、人間と人間のつながりというのか、結婚じゃないわけです、一たん結婚したらこれ離婚ちゅうのはちょっとできませんので、その意味を含めまして田原本町さんとまさにそういうことを求めていきたいんだと、それを的確にやっていただくことによって、また相手様もそのような気持ちで広陵町を見ていただくこともあると思います。そして、逆算した中においていろんなタイムスケジュールというのか、合併協議会の問題とかいろいろ現実の問題もかかわってくるわけでございますので、そのようなことも含めまして、今そんなん知らんという声あるということも聞いてますけど、それは当然そうでありまして、現実には現実として構築していくというのが我々の立場ではないかなあと、こう思っております。最後に、ちょっと町長、そのような私のこういう考えも今言いましたので、町長としての、答弁のしにくい話ですわ、これは理事者としては。それは大変ここで

きっちりした話はなかなか言えないと思います。しかし、何としてもアプローチという、自分の態度を示さなければ全く物は動かないというのも現実でございますので、そのような観点で答えられる範囲で結構ですので、ちょっと町長の考え方を再度示していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

議 長 はい、町長！

町 長 今、青木議員さんがかなり突っ込んでお話をいただいております。実はこの田原本町のご意見が出ておるわけですが、私どもは国保中央病院とか、近鉄沿線協議会とかいう組織がございます。ここでは田原本町さんと地方自治の維持項目と一緒に汗を流しているご縁のある行政体でございまして、会議終了後におきましても合併談義を進めているところでございます。これも私ども町三役、また議長さんも交えて会議をしたこともございます。極めて好意的に現在進められているところでございます。また、ほかにも近隣の市町村といいますと、香芝、高田市、また北葛の王寺、河合、上牧、こうした北葛の町村会等で一緒にいろんな研修とか旅に行く機会もあるわけでございますが、こうした機会にもそれぞれの町の将来について話し合っているところでございます。いずれにいたしましても、広陵町は周辺の自治体から非常にお呼びのかかる自治体でございまして、どこを選ぶかという、何か選択肢の考えなければいけない、そんなところかとも思います。いずれにいたしましても、合併はもう縁談のようなものでございまして、どの町がいいかどうか、山本議員にもございましたように財政面等も真剣に考えてということもございます。3,000項目もすり合わせする項目があるわけございまして、こうしたところのすり合わせをしながら進めていかなければいけないという状況でございますので、今後よく議員の皆さんとご相談を申し上げながら進めてまいりたい、そのように思っております。

議 長 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

次に、寺前君の発言を許します。

4番議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、通告書に従って、1番目に産業の振興に対する行政の役割についてを質問させていただきます。

この間、共産党議員団、また他の議員の方々とともに八尾市、東大阪市、そして墨田区などを視察勉強をさせていただいてまいりました。そして、この間にも広陵町の特性、いわゆる産業構成などの特性ですけれども、念頭に入れながら一般質問を何回となくさせていただいているところであります。当然、視察に行った先は人口22万、あるいは50万以上など

規模の違いは歴然としています。そして、私たちはそれを前提にしながら行政が一体商工振興、産業振興に果たす役割とは何なのか、このことを具体的に勉強しながら行政としても取り組んでいただきたい、このことを望んでいるわけであります。広陵町でも、基本構想や基本計画の中に当然産業振興の項目があり、そして広陵町では真美ヶ丘を一地域とする住宅地域、西校区を中心とした靴下産業の発達した地域、そして東校区を中心とした農業の振興を図る地域、また北校区では商業を中心とした地域として位置づけられています。このような地域に対して行政がどのようなかかわりを持つのかということは避けて通れない問題であります。しかし、残念ながらこの間、何度も同じことを言わしていただいているわけですが、理解をしていただくには至っていない問題があると思います。それは国や県が取り組んでいる商工、産業のその考え方、行政のかかわりは依然として広陵町の自治体の中にあってはまだ積極的にみずから取り組み課題として認識されていない状況があると思います。ところが、最近はそのような状況の中でも変わってきたことがあったと思います。私たちは、産業振興、特に地場産業の振興について再三質問する中で靴下の市が開催され、そしてそれに行政が積極的な援助を始めていただきました。そして、この14年度、13年度、12年度では国や県の補助金を活用し、1,000万円の予算をつけ、地場産業振興のための施策づくりに取り組んでいただけてきました。しかし、それも商工会、靴下組合を中心とした業者の方々の自主的な集まりに援助をするという形で積極的に行政がその指針を持って、方向を持って取り組んでいるということにはなっていないわけであります。今年度、14年度については国や県の補助が打ち切られたわけですが、町独自に500万円の予算をつけるということになりました。これも大きな前進の一步であり、私たちは高く評価をしているところでもあります。こういうようなところに中身をつけていくことが今特に求められているのだと思います。

自治体の規模に違いがあるという形で先ほど言いましたけれども、地域経済の活性化に行政が積極的に取り組んでいる墨田区では、中小企業診断士の活用や職員がわざわざ中小企業診断士受験の勉強会を開いて、そして受験をする。もちろんこの中では1人しか通らなかったということだったわけですが、明らかにその職員自体の意欲は違ったものが見られました。また、産業経済予算が4.3%を占めるなど学ぶことが非常に多かったわけであります。また、八尾市もそうでしたが、墨田区も中小企業振興基本条例を持っています。これもその行政が産業振興に取り組む指針として明確にしているところが大きな違いであります。

ちなみに広陵町の今年度予算を見ても、商工振興費が1億1,616万6,000

円上がっております。しかし、これには人件費が6人分、3,351万2,000円組まれています。これは産業振興だけではない職員が多数おられるわけで、現実には1人の方がその一部を取り組んでいるということでもあります。そして、この点を見ても、平均して1人の予算を上げてみますと1億1,951万7,000円になります。予算の総額で言うと1.2%という割合です。さらに、いわゆる負担金等の中には、サービス公社の委託金が4,000万円強あるわけで、これを取り除くと1%に満たない産業振興予算ということになってしまいます。産業振興に取り組んでいる地域の大きな力の発揮してるところは、少なくとも4%、5%の予算に占める割合の中で産業振興の予算を持っているところが多くあるわけであります。そういう点においても、広陵町における産業振興の取り組みというのは非常に弱いと言わざるを得ないわけであります。そういう点でのご回答を、積極的な取り組みを行うためのまず基本的なところについての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、地場産業の振興についてであります。

八尾市あるいはまた墨田区では、行政が営業マンの役割を果たすという旗印のもとに積極的な姿勢で取り組んでいました。そのためには、職員の研修や業者との信頼関係の構築など欠かせないものがあります。もちろん予算もそのとおりであります。広陵町では、日本一の産地として靴下産業が上げられます。集積地あるいは集積産出量などから見ると明らかに日本一の産地であります。このようなところでどのような取り組みをするのかというのは、行政が当然果たすべき認識を深めるのは当たり前のことだと思っています。そして、この産業振興に伴う地域経済に果たす役割、このことも当然認識を深めなければならないと思います。西校区を中心に靴下メーカー、そして糸のメーカー、仕上げメーカー、そしてまた問屋、またそして内職、アルバイト、パートの方々が多数おられます。こういうような実態からいっても広陵町がこの地場産業を意識し、地場産業の手だてをみずから進んでとっていくということは重要な行政の責務だと考えるわけですが、その点についてもお伺いしておきたいと思います。

また、施策については個々いろいろ提案をしてきたわけですが、今回靴下業者の件数と規模の把握、あるいは織り機の台数についてどのようにつかんでおられるのか、その種類などを含めて、いわゆる企業活動の実態を正確につかむ必要があるということを経験してきてるわけですが、そのことを行うという意思があるのかどうか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

3番目に、西校区の廊下が吹きさらしになっているという点であります。西小学校です。

昔の建物はすべてこのような構造でした。しかし、広陵町では北小学校、そして最近の一番新しい東小学校、真美ヶ丘小学校においても、中学校においても、現在では吹きさらしの改善がなされています。西小学校では、雨が降るとこの廊下に水が流れて、いわゆるたまるというか、ついて滑りやすい状態が生まれています。父兄などから、この点について西小学校が唯一取り残されきているという状態であり、改善してほしい、こういう声が上がっていたわけですので、この点についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

4 番目に、農業振興に役立つ給食への地場産品の活用について。

これは昨日も一般会計のところで質問をさせていただきました。そして、その中で広陵町の給食が使っている農産物の種類と量の一部を上げさせていただきました。例えばハクサイは年間3,922キログラム、チンゲンサイでは1,485キログラム、コマツナでは806キログラム、キャベツは3,639キログラムなど、その他上げさせていただいたわけですが、これは広陵町でも十分に対応できる野菜であります。そして、これらが学校給食の教育的側面からいっても地元でつくっていただいて、そして調理士さんによって調理してもらい、小学校の中で食べるという教育的な側面の効果は非常に大きなものもあります。そして、この教育は小学校3年ですか、の学年で、3年、4年ですか、町内の産業、農業というところで具体的な課題にもなっているものであります。こういうような点からいって、広陵町の農産物を本当に広陵町、低農薬、安心、安全な野菜として農家の方に育ててもらって児童が食する、このようなことは今全国的に広がっています。町長も昨日認められたように、この取り組みについての内容は非常に大事なところでありますが、現在この農産物と給食の賄いについては業者が入っておられます。私たちは、その業者を無視するというのを一度も言っていないし、むしろ積極的に業者が生産地、広陵町で言えば、例えの例として選果場があります。この選果場では、現在ナスビだけではなく、その他農産物も扱っておられます。こういうところと連携し、計画栽培をしながら、広陵町の商店の方がそこで仕入れる。不足分は従来どおり市場で仕入れてくる。このような安全面を伴った仕入れ、産地をつくり上げていくことは可能であり、また町的意思さえあればすぐにも手のつけられる問題であります。このような点について積極的な取り組みを望むわけですが、その点についての答弁、一層の研究課題として前々から提案してる内容ですので、具体的な答弁としてお答えを願いたいと思います。

5 番目に、町独自の商品券の発行についてであります。

これは商業振興対策として全国でも行われているわけですが、町と、いわゆる商店

街、あるいは商店の方々が参加し、商品券、いわゆる金券を発行しているものであります。この金券の発行に対するサービスについて町が一定の援助を与える。例えばこのサービス券を使うと5%の割引があり、その5%の割引の3%を町が負担し、2%は業者が負担するなどか、一例ですけれどもそのような方法をもって広陵町内の商店の活性化に少しでも役立つ方法を考えていただきたい、このように提案するわけですが、どのようにお考えでしょうか。

6番目と7番目の順序を変更して、7番目の住民参加のルールづくりの研究を。

これは共産党がたびたび提案してきたニセコ町の例、あるいは山本議員が先ほど述べられた大井川町での視察の成果など、いわゆる住民参加という形態にはいろいろなものがあります。そして、その到達点がニセコ町での住民参加条例であろうと思います。そして、この条例も全国では進んできているところもあります。また、大都市においても住民参加を当然行政のルールの一環として条文化しているところもあります。さまざまですけれども、広陵町では今年度予算で都市計画マスタープランの作成など、住民参加が必要な部分をたくさん抱えています。その最たるものは、古寺地域にお願いをしている清掃センターの建設問題でもあります。私は、こういうところに本当に住民参加のルールづくり、このことを明確に行政全体が認識をするということが必要だろうと思います。そういう意味からも、この点について研究課題として真剣に条例づくりに到達点はいくでしようけれども、当面の間、ルールを持ってすべての住民との関係を規定する、このような形での認識を深めることが必要だと思いますけれども、その点どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

最後に、国旗・国歌の法制後の取り扱いについてであります。

日本共産党は、国会での法制化に反対をいたしました。そして、私たちは現在町議団、式典等においては国旗に対して最敬礼、あるいはそれに向かって礼を尽くす、このような形をとっていません。そして、これは当然私たちが理由があるからであります。しかし、一方では最近このことに対して、いわゆるそれがあたかも間違っているかのような攻撃がなされています。その最たるものは自民党の深谷総務会長、この総務会長の時期ですけれども、あるテレビ討論で日の丸・君が代に反対する人は特殊な思想の持ち主、過激な人たちだと発言いたしました。このような問題に対して国会で日本共産党の議員が取り上げた中、野中当時の官房長官は「特に明治憲法以来、我が国は残念ながら誤った道を1945年まで歩むことになったわけですから、そういう経験と反省の上に立ってさまざまなご意見があることは私どもも知っており、謙虚に承知している」、このように述べているわけでありま

す。そして、それは当然その法制化に伴って、この思想、信条にかかわる問題に対する強制は間違いだということを述べているわけであります。このような経緯の中で、あと私たちは日の丸・君が代がアジアに与えてきた影響というのはどのようなものがあったのか、そして現在本当に国民自体がこぞってこの君が代・日の丸に対して尊敬の念を持って迎えているのかといえば、法制後のアンケートでもそのようにはなっていないわけであります。こういう実情、また現在国際的な社会の中で、君が代・日の丸がアジアの方々に受け入れられているのかといえばそうではありません。侵略戦争のあの苦い経験は今も生き続けているものであります。私たちは、そのような反省の上に立って、国歌や国旗が新しい国民の総体として一致できる、このようなものをつくるべきだと主張しています。そして、法制化になっている現在においては当然そのもとにおける自由な討論が保証されてしかるべきであります。このような立場から、私たちは現在施政方針の中で初めて町旗、校旗という言葉が使われました。特に国旗について、施政方針の中では町を愛する公務員としての資質を高め、町内最大のサービス機関としての自覚認識を深め、各行政区施設での国旗、町旗、校旗を常時掲揚するとともに、職員の接客マナーの向上云々と述べられています。町旗や校旗は、当然私たち自身はその愛する心を表敬するものとして必要な場合あろうかと思えます。しかし、国旗については町民全体のものになっていないと私たちは認識しているものであり、そのような形で職員にまでこの意識を強制することはあってはならないと思えます。そういうことから、この国旗に対する理事者の考え方をお聞かせ願いたいと思えます。以上です。

議 長 ただいまの寺前君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま寺前議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

産業振興についてはいつも力強いご提案をいただいております。このたびは八尾市や東京墨田区の調査研究をいただいておりますので、ご質問でございまして、お答えをいたします。

まず初めの、産業の振興に対する行政の役割については、食品が各種研修会に積極的に参加し、商工会とも緊密に連携を保ち、産業振興を進めてまいりたいと考えております。

2番目の地場産業の振興についてでございますが、気力ある業者が学習を重ね、新たな協同組合設立に向けて取り組んでおられます。行政も側面からこの取り組みを応援してまいりました。行政は特定の営利企業の応援はできませんが、地場産業の振興において気力ある取り組みが生まれれば積極的に応援してまいりたいと考えております。

なお、平成14年度から町単独で販路拡大について500万円の予算措置を行っております。

それから、5番目の町独自の商品券の発行についてでございます、過去の経緯を踏まえた上で各サービス会、商工会等と商工振興のための協議を行ってまいります。

次に、住民参加のルールづくりの研究をということでございます。

住民参加のまちづくりにつきましては、寺前議員から北海道ニセコ町を最初にたびたびご質問をいただいております、行政における住民参加の大切さを十二分に感じております。去年の12月議会では、静岡県大井川町への議員視察を結果にしたご質問をいただき、大いに勉強させていただきました。大井川町は、地域参加のまちづくりとして地域の特色を生かしたまちづくりで頑張っておられるようでございますが、今回の施政方針で申し上げました人にやさしいまちづくり推進事業が広陵町にとってのそうした住民参加のまちづくりの一環になれば幸いと感じております。

それから、国旗・国歌の法制後の取り扱いでございます。

私の提案により、平成13年8月から町内各公共施設に町旗、国旗の掲揚をお願いしておりますが、これは職員の意識改革の一つとして、町を愛する公務員としての意識と町内最大の住民サービス機関としての自覚認識を深めていくことが当然ということで措置させていただきました。平成11年8月9日に国旗・国歌の法が成立をいたしておりますので、これを尊重いたしているものでございます。

なお、学校関係につきましては、寺前議員の7番目のご質問にお答えをした後、教育長がお答えを申し上げます。以上のおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 寺前議員の質問事項3の西小学校の吹きさらし廊下の改善についてということでございますが、ご指摘の件につきましてはかねてから検討しているところでありますが、西小学校におきましては平成10年、11年度において耐震補強とともに大規模改造を実施したところでございます。当時1階部分につきましては閉鎖は可能であり、2階、3階部分の閉鎖につきましては大規模改造における設計範囲においては建物構造上から技術的に困難であるとの判断から現在の状況となっているものと認識しております。しかしながら、その後においても2階、3階の開放廊下部分につきましては、雨天時の吹き降りなどにより廊下部分がぬれて滑りやすい状態になっていることから、現時点でひさし、滑りどめ等の工法について調査研究を行っておりますが、しかるべき対応をしていきたいと考えております。

次に、給食に地場産品をというご質問でございますが、学校給食における地場産品の活用につきましては再三にわたりご質問をいただき、答弁を申し上げますが、地元食材利

用の経済効果、小売業者への波及、地元生産品目の需給量などの課題を解決していかなければならないと感じております。地元産品を地元で消費することは理想的であります。地元生産者、小売業者、消費者間の流通経路確立に向け、まず協力体制を図ってまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌の法制化後の取り扱いについてでございますが、法制後、特別な取り扱いはしておりませんが、教育現場における国旗・国歌につきましては国際化社会が進む中で、子供たちに我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育てることが大切であると認識しておりますので、従来から学習指導要領の趣旨徹底に努めてまいりました。今後も引き続き、これまでの経緯を踏まえつつ指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 4番、寺前君！

4番議員 1番目ですけれども、先ほどの中でやはり商工会と強調して取り組んでいくという点は以前から取り組んでいた問題なんですね。それでは職員の、いわゆる要請にならない。今一番重要なことは、例えば職員が本当にこの広陵町の行政にあって産業振興というのがどのような位置づけにあるのかということが問われているわけでありまして。例えば八尾市の、いわゆる中小企業地域経済振興基本条例に至る経過の中で、このように述べているんですね。他の自治体の条例は、いわゆる中小企業基本法という形ですけれども、第4条で国の責務を、これが11年12月に改正された中小企業基本法というものですけれども、以前は努力規定であったと、今回の改正によって第4条で国の責務を規定するとともに、第6条で地方公共団体の責務を定め、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると大きく転換しました。旧法のもとでは地方公共団体の条例の制定をめぐってどの法律に準拠するのかとの議論は不明確であったが、新法の第6条の規定により明確化することができたため、今回のこの規定を根拠として条例を制定するものである、このようになってるんです。私たちは、このような内容についても質問してきたわけですが、いわゆる中小企業基本法に基づくという点の認識をやはり深めていただく必要があると思います。それで、行政の役割についてどのように言ってるかといえば、条例を制定することによって内外にわたり中小企業の町としての情報発信もできるが、行政としてさらに本市が中小企業集積の町であることの特性について市民が再認識し、理解が得られるように努力する必要があるということでもあります。云々の問題が書かれています。さらに、中小企業のみずからの創意工夫と自主

的な努力を尊重しつつ、国その他の機関の協力を得ながら市の地域特性に応じた施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することが大事である、こう述べているわけなんです。こういうような内容のもとに行政が取り組んでいる。こういう問題について、私は残念ながら現在の体制ではなかなか進まないというように思います。そういう点からいって、広陵町では林田町長当時議論をする中で、一度は商工振興課を設置したわけなんですけれども、その後またもとに戻ってしまった、こういう経緯があります。きょうはその課の問題とは別に、本当に職員がみずからの行政マンとしてみずからの行政能力、そしてまたそのもとにおいて町長初め役場職員一体となったこの産業振興の取り組みの必要性、認識がないことをどう改善するのか、このことが求められていると思うわけであります。そういう点で、先ほどの予算の一例を出しました。

1つは、職員の研修あるいは職員がみずから産業振興に対する考え方をどのように深めていくのか、これは商工会と協議をしながら進めるというものではなく、大事なことは行政みずからの責任だということから出発しなきゃならないと思います。そういう点で、この職員要請について、今後どのような形で取り組まれるのかということをお聞きしたいのが1点。

次に、予算上の問題でいえば墨田区は4.8%ありました。広陵町では1%にも満たない、実態として。こういう数字であります。少なくともこの予算を引き上げていく、もちろん必要なものに引き上げるということですが、この点を考える必要があると思いますけれども、どのようにお考えか、聞いておきたいと思います。

それと、基本条例もそういう意味でいえばこの延長上にあるわけですので、今までは考えていないということだったわけですが、中小企業基本法に基づく、その考え方を一步発展させる必要があろうと思いますが、研究に取り組むことを強く要望するわけですが、その点についての考え方もあわせてお聞きしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 今ご質問がありましたが、産業振興に対して本当にいろいろご意見をいただいております。決して手を緩めているわけではありません。課の名前が変わったからとか、組織が変わったからできるかどうか、これでは私は違うと思います。問題は、担当の職員がやる気があるかどうかだけでありまして、先日も担当課長やグループの人たちにしっかりと挑戦をしてくれと、技術指導の研修にどしどし参加をして住民を指導してくれと、また資格取得にいろんなチャレンジをしてほしいと。ここの中小企業のいろんな診断士とかいろんなことにも書いてございましたが、こういうことも私ども申し上げておるところでございます。いずれ

にしても人間が産業振興に果たす役割というのがあるわけですので、組織よりもまず私どもが直接産業振興に果たしていきたいと思っておるところでございます。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 1番目のご質問で、ただいま町長が答弁いたしましたとおり、先日私どもも町長から大変なハッパをかけられたわけでございます。内容的に申し上げますと、どしどしと各種研修会に参加せよ、いろんな研修会があるだろうと。また、そういう面に関しても資格が取れるものなら取っとくと、こういう内容でいろいろ町長からハッパをかけられているのがきょう現在でございます。そういう意味におきましても、行政が今後このような産業を地場産業の振興という面にとらえていくならば、やはり職員が町長が申しておりますようにある程度の資格を取得しなければ、前向きにいろんな会合等での説明会等にも出ていけないだろうというような細かい点まで町長から指摘をいただいておりますのが現状でございます。そういう意味におきましても、また行政の職員と商工会ともやはり連携を保たなければならない点もございますので、そういう面で努力してまいりたいと、かように思います。

それと、産業の振興予算について少ないと、こういう端的におっしゃっておりますが、何分にも予算がつけば産業が振興すると、そういう内容のものではございません。やはり私、12月の議会でも寺前議員のご質問にもお答えしております。なるべく整備すべきものは整備した上で、これは今おっしゃってますように条例の制定と、八尾市の中小企業のこの内容の条例の制定というご質問もございました折に、そういう内容で、今後はそういう内容を視野にも入れまして条例制定に向けて整備すべきものは整備していきたいと、このような答弁もさせていただいておりますので、どうかご理解いただきたいと思っております。

議 長 4番、寺前君！

4番議員 積極的な発言があっただろうと思います。しかし、この職員の要請についても現在産業振興だけの仕事をしているわけではない。他の仕事もされているわけですから、そういう点というのは体制の問題として保証をしていただく必要があると思うんです。やはりそのことがまず職員については大事なことであり、またたびたび変わっていくということであれば、まず基礎をつくった後での問題だというように思いますので、その点の配慮も強く望むわけですが、職員の、いわゆる仕事の量の面においても専属的にやってくれる体制をつくっていただけるのかどうか、最後にこの問題について質問いたします。簡単で結構です。職員が勉強できる体制をつくるということです。

議 長 総務部長！

総務部長 寺前議員さんのおっしゃってるのは、いわゆる専門職的な内容……。 (4番議員「いやいや、そこまではなくて。」) ではないですか。職員の配置等につきましては、一応仕事量に対する配分というふうな形で人事はしておりますんで、全体的な状況の中で今後産業振興に携わる仕事量等を勘案しての配置を考えていきたいと、かように思います。

議 長 4番、寺前君！

4番議員 2番目に移りたいと思うんです。ここで答弁していただいてなかったんですけども、販路の拡大という点についても新規に研究する課題はあろうと思うんです。

1つは、例えばすき間産業という、最近大手あるいはまた流通の中にあっても活気あるところにおいては可能な範囲が拡大しているところがあります。いわゆる、例えば行政が、これも質問をしていて竹田部長のときに7町、かぐや姫の関係で交流があるところについて積極的に靴下を売るなどの対策をとっていきたいということが答弁であったわけなんです。ところが、結局はその後そのところについての、いわゆる系統的なものができない。職員がかわりゃ当然そのようになってしまうわけですから、いわゆるこういうところについても系統的に仕事を追っていく。だから、いわゆる販路の拡大というのは今靴下産業を抱えてる一番頭の痛い問題であるわけですから、行政レベルにおいても、いわゆる流通における改革というのは最近急激に、業種を含めてあらゆるところで過去の経験が通用しない状態になっています。こういうようなところにあって行政が本来本当にこの販路拡大の手だてがとれるかどうか、私はとれるというように思っているわけですけど、とれるかどうかという点についても前回、前々回の答弁を踏まえて、その一歩進んだ研究成果を得たいというように思うんですけれども、その点についてどのようにお考えなのか。

それと、先ほどの靴下業者の業界全体の把握をやっていたらどうかということもあわせてもし資料を持っておられるのであれば説明していただきたいと思うんです。簡単で結構ですから。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 靴下業者の件数、あるいは機械等の把握でございます。しておりません。(4番議員「今の。じゃ、販路の拡大のところ。」)

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 議員もご承知だと思いますが、直販店舗といたしましてSOCKSが昨年13年11月にオープンしております。きのうの町長の答弁でありましたように、SOCKSの内容につきましてはことしのこの3月……。 (4番議員「それは結構です。もうきのう聞い

てるから、だから町行政主体として販路の拡大について前の部長のときに7町のところで売って行くというような話もあったし、そういう内容のもの。」) ああ、それは7町で回りもって、地場産品をもって販売をしておるということでございます。でよろしいですか。広陵町であった靴下を持っていくと。

議 長 4番、寺前君！

4番議員 時間がありませんので済みません、どうも。いわゆる展示販売についてはもう以前からやっておられるわけですから、私はそういう問題を言っただけではなくって、各地域の行政がその協定を結ぶというか、契約を結んだ中で靴下の販売、あるいは他の産地であれば広陵町あればそれを紹介するとか、そういう販路を、流通経路を新たにつくっていくということで再三質問をしてきたわけなんです。そういう点のところについてどうなのかということを知っているわけです。

それと、例えば広陵町では過去全国でも有数の産地であり、その財産蓄積は非常なものがあります。これを活用するという一点の例として、例えば靴下にはB型やK型や織り機の種類もたくさんあります。子供の織り機のものもあります。そういうものを今遊んでいる業者の実態があるんです。それを注文受けたところに機械がなければできないということがありますので、業者間同士で機械の融通をしていくというようなものを、これは利害関係が絡むために業者ができない。その点において行政が果たす役割はたくさんあるわけですから、そういうようなところにおいて企業の実態調査をまずやらんとこれはどうしようもないんじゃないかということを知っているわけなんです。それが必要だということなんです。その根本は、要は広陵町が広陵町の農業、農業については絶えず調査されています。そして、国は統計調査等を通じて一定のものは把握しています。統計調査というのは、そういう点でいえば活用その他にはできないんです。広陵町が独自にそれと同じ、あるいはそれ以上の実態調査をもって町全体が広陵町の産業構想がどうなっているのか、そういうことを認識を深めるということも第一歩だということを知っていることなんです。そのことを知っているものなので、要は行政が本気になって産業振興をやろうと思えば、その基礎になるデータを全く持っていなければいけないわけですから、幾ら口でやろうやろうと言っても、それは無理です。そういうことについて、行政自体どのように考えておられるのかということを知っているわけなんです。簡単でいいですから、ちょっと答えていただけますか。議長、もう結構です。次に。次に移らせていただきます。

住民参加の点の、いわゆる君が代の問題について質問をさせていただきたいと思うんです。

16分ある。

そしたら、給食の問題について質問させていただきます。

まず、先ほどから流通経路の確保をまずやりたいということなんですけれども、実際問題としてもうわかってるわけなんです。これは前々回の次長のときにも障害になっているところはどこにあるかというのは、この議場でも認識を示されているわけなんです。1つは、現在の小売業者の方々の問題です。もう一つは、それを取りまとめていた生産者側の問題です。生産者の方では、例えばこれらの、いわゆる2,000万円近く賄いであるんです。農産物だけで2,000万円あるんです。広陵町の給食が扱ってる、金額に直すとですよ。それは百済の方々や笠の方々やその他の方々でも、それをなぜ広陵町で使ってくれないんだと、安い価格になるじゃないかと、こう言うておられるんです。生産者を束ねているところについては、以前ここでも問題があるんだという発言がありました。しかし、本人に聞いてみ、またその点で言うところには何の障害もないというように述べておられます。あと残ってくるのは、ここに中間的に現在入られておられる業者の方々、小売店の方々です。小売店の方々に私は従来のような利益は無理だとは思いますが、給食場、本当に安心しておいしい食材を提供する、その使命の一翼を担っていただくということであれば2割の利益になるかもわからない。しかし、そういう点においては引き続いて業者の方々がこの生産者の中に入っていただいて、流通を従来どおり確保していただく、こういう点についての話もさせていただきました。これはある方にですけれども。そういう議論は進めているわけなんですけれども、要はそのことを教育委員会がどういう形で認識されているかということなんです。だから、障害はわかっており、障害は改善されてる部分が1つあります。だから、あとはどんなルールづくりを教育委員会がするか、そのための先例は全国各地にあります。町長も、これはもう時の流れだときの中에서도言うておられたわけなんですから、だから各地に経験があるわけですから、その経験を学ぶことによって直ちに取り組める、いわゆる広陵町で考えることができないのであれば前例のいいところを勉強していただいてやっていただくことは可能なんです。どうでしょうか。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 今、寺前議員の方から学校給食について、以前から再三にわたりいろいろご指導、ご指摘を受けておるわけでございます。今おっしゃった内容も踏まえた中で今後他町村の前例も研究いたしまして、小売業者、生産者の中に入ってどう問題点を、取り巻く問題点につきまして解決をし、前向きに双方のご協力あって初めて実施できるものであって、

それと生産時期に合わせた献立メニュー、栄養のバランス等も勘案しなければ達成できないものでありますので、今後多方面の実情も研究させていただきまして前向きに研究してまいりたい所存でございますので、今後とも引き続きご指導お願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

議 長 4番、寺前君！

4番議員 前向きに検討していただくということで多方面との研究があれば、私は直ちに取り組める問題だというように思ってますので、ぜひ教育次長のところもころころ変わって引き継ぎがうまくいってない。土佐次長のときにそのこともあってその次また変わって、その次また変わってきてるということですので、当然系統的にお願いしたいと思います。

それでは、5番目の商品券のところについて移らせていただきたいと思うんです。

商品券のところについても商工会と協議をするということの答弁をいただきました。これは広陵町でも北校区を中心に、商店街の寂れというのは非常に深刻なものがあります。そういう点で私は、いわゆる福祉制度、高齢者や独居老人の方々を住みよい町という観点から、いわゆる小売業者の方がファクスやまたその他取り次ぎをして、買い物に便利なような施策を提案をしたこともあります。今回の場合については、これは真美ヶ丘は非常にたくさんの商店街が生まれました。全体としては在来地域では減っているけれども、真美ヶ丘では非常にふえています。トータルとしては、だから広陵町の統計は前回の統計はふえているわけです。そういう中にあってもやっぱり積極的に広陵町に在住していただいている方々に対して商店においても活性化を図っていく、こういう点をぜひ取り組んでいただきたいと思うんです。それは、これがベターかどうかというのは私自身も未知数の部分がたくさんあります。それでも要はこの現状を打開していくという行政の役割について認識を広めていただいて、それに取り組んでいただくことが可能だといふふうに思いますので、その点について積極的に動かれる商店の方々があれば、こういう制度も先進地に倣って取り組まれるかどうかということもあわせてお伺いしたいと思います。

議 長 都市整備部長！

都市整備部長 お答えいたします。

確かに過去には北校区におきましても箸尾商店街ということで、独自のサービス券の発行、あるいは馬見の西校区においてもそういうサービス券の発行はございました。議員おっしゃっておりますように、町独自で商品券を発行することは今現在は考えておりませんが、町長が答弁いたしましたように商工会と商工振興のためにも今後協議していきたいと、このよう

に思います。

議長 4番、寺前君！

4番議員 住民参加の問題については意見だけ述べておきたいと思うんです。今現在、広陵町においても過渡期になってることは間違いないと思うんです。職員の方々、新しい部長もたくさん生まれて、職員の方々も非常に変化に富んできて中身に対応していただいています。こういう内容をやはり、いわゆる担当された部長や課長だけではなく、要は行政としてやはりどのようなルールづくりが必要なのか、このことが必要だと思うんです。1つは、先ほど町長の答弁であったような大井川町での経験を積極的に行政に生かしていただく、こういう点については非常に前向きに変わってきてるんだと思うわけですが、古寺の設置に至ってもいまだにまだ具体的に全町民に到達点や現状について明らかにしていく、あるいは町民こぞってこの取り組みを本当に一部の方々の南3丁目や古寺とかいうような方々だけの責任にしないで、全町民がその重みを担っていくような内容についてもやはり行政側からの発信が必要だと思うんです。そういう点で、いわゆるルールづくりが必要です。ニセコ町の条例が、現在でいえば到達点だと思いますけれども、一喜一憂にいくわけではないわけですから、その積み重ねの前に行政としても住民参加ということがどのようなものなのか、こういう点を取りまとめたものが必要だということに思いますので、そういう点での研究や今まで個々にはやっていたいただいているわけです。それをルール化していくという作業がないということなので、その点について再度質問しておきたいと思うんです。

議長 総務部長！

総務部長 端的にお答えしたいと思います。

現在やっておる部分としてはやはり30人会議あるいは50人会議、そしてことしの目玉にしております人づくりという地域の参加というものを実践をまずやっておりますので、その辺のルールづくりについても今後は検討はしていきたいと考えております。

議長 4番、寺前君！

4番議員 君が代、国歌・国旗の問題について、私はこの問題が法制化されて以降、いわゆる指導要綱では学校現場で全国各地でいろいろな問題が起こっていました。法制化されて以降、その押しつけは非常に強まっています。

一方、行政側の問題としては、そういう内容については本当にその自治体に任されてるのが現状です。具体的に国から県から、その扱いについて指示があるわけではないわけなんです。教育現場ではまたそれとは別個の問題があるわけで、そういう2つの問題の中で今回行

政が初めて国旗を掲揚するという点を取り上げられたので、私たち自身がいわゆる祭典その他のところで態度表明をしている問題を取り上げたものであるわけであります。いわゆる法制化といっても、具体的に尊重義務はうたわれなかったわけです。だから法律についてはどのようになっているかということ、第1条「国旗は日章旗とする」、これだけなんです。第2条「国歌は君が代とする」、これだけなんです。尊重義務規定の問題については国会で議論されました。しかし、それについても、その問題については教育現場については指導要綱という問題については答弁がありましたけれども、要は尊重規定はない、このようになっているわけなんです。

さらに国会での政府の統一見解というのはどのようになっているかといいますと、君が代の君、これは戦前の方々であれば当然あの絶対性天皇制のもとにおいて天皇が侵略戦争を命令した。そしてその君が代というのは天皇の未来までの永遠に続くもんだと、こういうことが国歌にふさわしくない、多数の人が思っておられるんです。

そして問題は、憲法は当然のことながら19条、21条において、「思想・信条の自由、内心の自由は最大限尊重しなければならない」というものになっています。そしてこれは近代国家の設立基盤の最も重要な位置づけの中身なんです。戦前はその反省に立って、いわゆる押しつけてあるいは宗教者あるいは社会主義者、共産主義者、その他の方々を弾圧した道具に使ったわけなんです。そういう苦い歴史を再び起こさない、こういう教訓がこの問題の中に含まれているために、私たちはアジアの方々あるいは侵略戦争を経験し、反省のないまま現在に至るこの日本の国の現状というのを憂いている者の一人であります。

こういう点からいっても、君が代の君についてはどういうことを言っているかということ、「日本国及び日本国民統合の象徴である天皇と解釈する」というように無理な無理な解釈をしながらでも、統一見解は行っているんです。あるいはまた君が代の歌詞全体の意味ということである、どう言っているかといえば、「国の未来永劫、繁栄と平和を祈念したものと理解する」、こんなこと言っているんです。これ政府の、これが法律できたときの問題です。新規立法に当たって国旗掲揚、国歌斉唱を義務づけるのか、この見解に対して政府はどう言っているかということ、「政府としては、法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務づけを行うようなことは考えていない。したがって、現行の運行に変更が生じることとはならないと考えています」、このように言っているんです。

そしてまた、子どもの権利条約の14条、「思想、良心、宗教の自由等」、学校が生徒に一同起立、同歌斉唱と指導、命令することは同条の趣旨に反しないのか。こういう点を言っ

てる政府の回答は、「学校における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導は、児童・生徒が将来広い視野に立って物事を考えるようにとの観点から、国民としての必要な基礎的、基本的な内容を身につけることを目的として行われてるものであって、児童・生徒の思想、良心を制約しようというものではない」。同条にだから反しないというような答弁。これは指導要綱に基づいて、この解釈が現場では踏みにじられていってるという実態は全国各地であります。しかし、現実にはこの法律、法制化されたとしても、この政府の正式見解からは一切強制はできない。この見解に立ってるわけなんです。

そういう点において行政やまた教育機関にあっては、そのことについてぜひ尊重していただいて、さらに世界の先進国はどのように扱ってるかという問題があります。ほとんどは、強制をしない。まして、アメリカでもそうですけれども、起立や国歌斉唱に際してそれを強要しない、このようになってるんです。このような内容はアメリカで1942年か3年ですけれども、連邦裁判所においてこの強要した事例が裁判になり、最高裁判所で判決で違憲だと言われた経緯があったからであります。こういうような状態をもって日本の憲法は、思想、信条、内面まで押しつける、その踏み絵にさしてはならないということがうたわれてるわけですから、ぜひそういう趣旨を今後も徹底して尊重していただきたいというように考えるわけです。

これは教育長に、最後ですけれども、ちょっとでも答えておいていただきたいと思うんです。

(14番議員「時間でございます。」)

議 長 教育長！あと1分です。

教 育 長 学校教育におきましては学習指導要領、前にも申し上げたと思いますが、国旗・国歌については指導することというように文言がなっております。10年ほど前までは、することができるであったかと思えます。しかし、その後、することと。法制化の以前から、することと、こうなっておりますので、その趣旨にのっとった学校現場指導をしてまいりたいと思っております。(4番議員「子供なのに内面まで押しつけることはできないという趣旨の点です。」)

議 長 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

(P.M. 3 : 15 休憩)

(P.M. 3 : 30 再開)

議 長 再開します。

お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により5時40分まで延長いたします。ご

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は5時40分まで延長することに決いたしました。

次に松野君の発言を許します。

5番議員 では一般質問をさせていただきます。

いつものとおりに第1回目の答弁はご用意いただいておりますので、1回目の質問はできるだけ簡単にさせていただきたいと思っております。

まず第1番目、大変議論になっております新清掃施設の問題に誠実な対応をとということでございます。この間、2月に広陵町の議員の有志で御殿場、大井町の方の視察に行つたわけでありまして。その中で御殿場の方ではもうRDFの施設をつくつて、稼働を始めて平成10年に開始しております。それでまだ3年目ということで新しい施設なんですけれども、大変なトラブルの中でこのRDF施設については見直しをするということで公表した自治体でございます。この御殿場のような失敗をしないということで、教訓を生かしたいという形で御殿場市の方に視察に行きました。その中でRDFにつきましても塩素分が高くて大変敬遠されていまして、多くが消費できない状態だということで倉庫にどんと山積みになり、その経費の大変負担の大きな問題。あるいはまた今問題になっております広陵町が引き取るということで先ほど答弁されましたが、日本下水道事業団の方の引き取りの方ももう引き取れないということで大変困っておられるという状態でございます。

このRDFにつきましても、とりあえず平成14、15年度については在庫量をゼロにするということでとりあえず見通しがついたという報告だったんですけれども、これは宇部興産の方で引き取ってもらうということで500円出るという形はとっていますが、運搬費や塩素対策、炉の修理などを含めまして1トン当たり2万8,500円逆に支払って引き取ってもらうというような状況だそうです。それから、運転につきましても電気代がかさんだり、また点検整備、これメーカーに頼むわけわけですけれども、これも予定していなかったお金がたくさん要ったり、維持管理費が非常に予定よりも多くかかっているという状況だそうです。これで私も帰るときに説明していただいた所長さんが、御殿場の二の舞にならないようによくご研究くださいということをおっしゃっておられました。

そういう状況でございましたが、この古寺地区の方への町の説明会の中でも、先ほど資料を出していただいたんですけれども、RDF施設について取引先として日本下水道団姫路西

エースセンターで補助燃料として利用していただくことになっているという回答を古寺の方にもされているということなのですが、この事業団につきましては12月議会の中で私の方も事実確認をさせていただいて、この事業団はまだ研究する時間が欲しいということとか、正式に広陵町と話し合いをしたことはまだ1回もないんだ、あるいは塩素が悪さをして炉を傷めるということで大変問題があるので研究する時間が欲しいんだということ等々、到底引き取れないというような状況があったわけなんです。その事実確認をしながら、なお利用していただくことになっている。あたかも決まったかのごとくに説明をされている。このような不誠実な対応では絶対にこの問題は解決しないということを強く指摘をしておきたいと思えます。

その点について、いかがお考えになっておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから2番目、予防医療の充実なんですけれども、これは人間ドックの助成事業なんですけれども、老健医療の対象になっておられる方については人間ドックの助成対象にしているんです。老健の方のいろいろな検査の方でできるからということですが、やはりお金が少々要ったとしても人間ドックで一遍に半日、1日で検査をしてしまいたいとか、かかりつけのところでそういう形をとって検査してほしいとかいうことで再々住民の方から要望を聞いておりますので、予防医療を一層充実していくという観点から、人間ドック助成事業に老健対象の方も適用をしていただきたい。

その2番目。訪問歯科診療の実施なんですけれども、これにつきましては2年前の3月議会の中で歯科医師さん、医師会と相談をしていくということで大変前向きな答弁をいただき、その間、奈良県の方もこのような事業に助成をつけるということも実施してきているわけですから、これについてはもう既に実施されていて当然と思っているんですが、まだなおかつ実施されておられません。この点についてどのように取り組んでいただいているのか、お聞きしたいと思えます。

3番目、精神保健福祉業務の移管等多様な業務が今後もふえるわけなんですけれども、特に精神保健事業につきましては今の時代大変な問題になってきているわけなんですけれども、たくさん仕事が保健センターにふえ、また健康21事業の推進という中で専門職の方の活躍が大変高まっている、仕事がふえているという状況であります。この保健センターに専門職の増員をするお考えはいかかが、お聞きしておきたいと思えます。

3番目、安心して住み続けることができる広陵町にということです。

まず、その中の一つがヘルパーさんの待遇改善なんですけれども、これは先般町村議長会の方

で勉強がありました。講師の先生、大熊先生だったんですけども、その方も今の日本の介護保険制度ができて、それをもっともっと充実させていくためにはヘルパーさんの待遇が日本は大変に悪いんだということで、これは大きな課題として改善をしていくべきだということ指摘されておりました。何人かの議員さんも参加されておりました、職員さんも参加されておりましたのでご認識していただいていると思うんですけども、ヘルパーさんの待遇改善について広陵町としてはどのように取り組んでいただけるのか。

また、もう一つは、ヘルパーさんがどこどこへ訪問するという約束ができていながら相手の方が緊急に取りやめに、都合が悪くなったということで待機状態になるということがあるということもお聞きしましたので、この点についてはどのように対応していただいているのか、お聞きをしておきたいと思います。

また、グループホームですが、これも先ほどの大熊先生がいろいろグループホーム等の効果を説明していただきました。家族的なぬくもりの中で本当に入所されている方の自由が尊重される、今後大いに使うべき施設だということでおられました。このグループホームの推進について、どのように取り組んでいただいているのか。とりわけ2年前の介護保険制度ができてから、介護保険サービスの対象になっております。大いに選択肢を広めるという意味でも、グループホームの推進をお願いしたいところであります。

3番目です。すみれ作業所ですけども、障害者センターの建設ということで平岡町長なられましてから計画を構想をお述べになったこと記憶しているわけですが、その障害者センターもことしの施政方針の中に入っておりません。すみれ作業所は本当に狭いプレハブの中で10人を超える大人、指導員さんを含めると15人ぐらいになるんですか、毎日お仕事を頑張っておられるんですけども、劣悪な環境きわまりない状況であります。このすみれ作業所の新築について従前より議論をし、建設をするという方向で取り組んでいただきましたが、今になりまして障害者センターの構想が出てくる中でまたまたとんざしてのではないかと心配をしているところであります。当面、障害者センターできるまでの間、東幼稚園、園舎の利用できるはずですから、この園舎の利用ができるようにご検討いただきたいと思います。

4番目です。町営住宅に減免制度の導入なんですけれども、町営住宅の家賃が値上がりしまして3年間続けて大変な値上がりになったという中で、やはり町営住宅の方を訪問しますと家賃の負担が大変だという声を何人かお聞きするわけでありまして。大変な不景気のとき、また医療費の負担など本当に年金暮らしの方たくさんおられる中で大変な問題だというふう

に認識をしております。県営住宅の方では減免制度できたと書いてるんですが、従前からできているので、その点は訂正させていただきますけれども、減免制度がきっちりございません。町営住宅でも広陵町に見合った形での減免制度を今こそ真剣に考えていただく時期ではないかと思えます。この点についてどのようにお考えいただいているのか、お聞きしたいと思えます。

5番目、子供たちに豊かで安心できる放課後をとということでございます。

学童保育の問題は12月議会でも取り上げまして、避難ばしとか手洗いの予算がつけていただいて、また指導員さんとも相談して設置をするということをお聞きしておりますので大変改善されるということを楽しみにしているところであります。ところで、学童保育まだまだ改善していかなきゃいけない課題がたくさんございます。今回、実際子供さんを預けておられる親御さんの方からご連絡をいただいたんですけども、3年生までなんです、広陵町は。それで4年生になったらもう大丈夫かという、親は大変心配だということでございます。それに仕事の方も今男女平等ということで土曜日もしっかり働かなきゃいけないということで大変不安を持っておられるんです。きょう資料をちょっと手元に持ってこなかったんですけど、奈良県の中でも6年生までやっているところ、4年生までやっているところ、たくさんございます。この学童保育の充実を、学校5日制をにらんで、どのようにお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、青少年野外活動センター、これもさきの議会で質問したんですが、社会教育ゾーンの基本計画ということで平成12年に懇話会で審議して計画を実際につくっていただいているんですが、そのまま放置されている。懇話会の中で参加されてきた人は計画どおりに進むだろうと思っておられる。そのまま放置されてるんです。また、住民の皆さんも大いに楽しみにしておられた施設であります。また、若い子供たちが遊ぶ場所が本当に少ない。そういう状態の中、さらに学校5日制の中でこのような社会教育ゾーンは大いに今こそ必要でございませぬ。この点について今回の施政方針の中にも出ておりませぬ。予算計上もされておられませぬ。どのように実現をしていただくのか、お聞きをしたいと思えます。

6番、合併についてでございます。

合併については先ほど来議論が深められているところであります。私の方も合併については前回は取り上げまして議論を深くさしていただいたところであります。その後の動きがかなり急な動きがございませぬので、これはもう答弁出ていますのでカットしていただいてもいいんですが、3市3町の首長会議での話し合いの経過、また今後の取り組みということで質

問をさしていただいております。

以上、1回目の質問終わります。

議 長 ただいまの松野君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま松野議員さんのおっしゃったことについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、新清掃施設問題に誠実な対応をせよということでございます。お答えは先ほど坂口議員にお答えを申し上げましたように、RDFの利用先確保につきましては、十分認識し承知いたしております。施設建設をお願いしています地元地域の方にも安全で安心のできる施設整備を進めていくのが使命と考え、現在ご理解をいただけるよう地元の方へ説明をしているところでございます。

2番目の予防医療の充実でございます。人間ドック助成事業に老健対象の方も適用せよということでございますが、人間ドック助成事業はご承知のとおり、国民健康保険の被保険者であって、30歳以上、70歳未満の者に対し実施しているところであります。ご質問の70歳以上の対象者につきましては、老人保健法における基本健診等を組み合わせれば、ほぼ人間ドックの受診項目に準じた健診内容が受けられることから早期に適用することは考えておりませんが、将来的な課題として受けとめております。

次、訪問歯科診療の実施をということでございますが、保健訪問指導事業の一環として、保健婦、歯科衛生士による訪問歯科指導を実施しており、治療を要する場合は歯科医を紹介して対応しております。訪問歯科診療になると町歯科医師の協力が不可欠であり、現在医師会代表者と協議を進めておりますが、医師会は他町村の動向を見た上で実施したいとのことでございます。

次に、精神保健福祉業務の移管等多様な業務が今後もふえるということでございまして、保健センターに専門職の職員増員をせよというご意見でございますが、平成14年度から市町村が精神障害業務の窓口となり、精神障害者の福祉に関する相談、精神障害者手帳の申請、通院医療費公費負担申請及び在宅福祉サービスを三本柱として居宅支援事業等を行うこととなります。このことから、業務をする上において専門知識を持った精神保健相談員、社会福祉士、臨床心理士など保健センターに配置する必要があると思われませんが、今は保健婦が精神保健福祉業務に関する研修会等に参加をし、知識を習得しております。

なお、業務遂行に当たりましては、福祉部門と十分な連携を図ってまいります。また、事業に必要な専門職につきましては、有資格者において対応してまいります。

次に、安心して住み続けることができる広陵町にということでヘルパーさんの待遇改善のご質問でございます。ヘルパーさんの業務につきましては、家事援助、身体介護、複合型の3種類があり、その内容と就労時間に応じた代価を支払っております。通常、ヘルパーさん個々に就労スケジュールを示し活動いただいておりますが、利用者側の事情によっては当日突然キャンセルされる場合もあります。この場合、他の利用者へのシフト変更などの振りかえ対応をとっております。労働条件面につきましては労働基準法を遵守し、意欲を持って働いてもらっています。

次に、グループホームの推進でございます。平成14年度老人福祉施設整備にかかる協議基準として、厚生労働省老健局計画課長から各都道府県あてに介護に対する需要の高まりにこたえるとともに利用者保護の観点も踏まえ、市町村との連携や地域との交流等に配慮されたものの整備を促進する方針が示されました。民間で設置意欲のある人に対しましては、積極的に協力をしてまいります。

次に、安心して住み続けることができる広陵町にということで、すみれ作業所を当面東幼稚園の園舎の利用をというご提案でございます。ご質問の東幼稚園園舎の利用は考えておりません。作業所におかれましては、新年度新たに2名の入所が予定されており、現段階では狭隘であると言われております。関係機関と協議、検討を重ねているところでございます。

次に、町営住宅に減免制度の導入をということでございますが、町営住宅の家賃は平成10年の公営住宅法の改正により、所得と利便性を考慮した家賃が決められ、直ちに説明会を開催しましたが、新家賃では理解が得られにくいところから、平成12年度までは負担軽減措置が講じられていたもので、平成13年度からは本来の家賃となっているものであり、ご質問の値上げには該当しません。また、家賃の減免措置につきましては、広陵町住宅管理条例で定めておりますので、申請があれば対応をいたします。

次に、学童保育の充実でございますが、現在おおむね10歳まで、3年生までを対象に学童保育を実施しているところでございます。お申し出の保育学年の延長につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、青少年野外活動センターの早期実現でございます。町立図書館南側の用地につきましては、既に多目的利用を図り活用してもらっており、効果を上げているところでございます。当分の間は現状の状態で、さらに利用促進に努めたい所存であります。

合併についてでございますが、3市3町の首長会議での話し合いの経過、今後の取り組みについて申し上げますが、先ほど申し上げましたように、合併は避けて通れない道であると

考えております。町民の皆さんのご意見を聞いて進めてまいりたいと思っております。お尋ねのありました詳細につきましては、山本議員、青木議員に回答させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上のとおりでございます。

議 長 5番、松野君！

5番議員 では、順を追って再質問をしたいと思います。

清掃センター、RDFの施設の問題なんですけれども、この点について坂口議員のときにご答弁されたのが、広陵町の量であれば大丈夫だから引き取るということで、先ほど日本下水道事業団が広陵町の量だったら引き取るという答弁されました。本当に事実ですか。私ね、さっき電話したんです。きょうの1時過ぎに下水道事業団へ直接電話しました。このときに経営課長さんに電話さしてもらいました。この中で経営課長さんは、具体的なそんな話はないということです。継続的に話し合いをしていこう、協議をしようということはあるけれども、今そんな段階ではないんだと。具体的に何トンがどうだとか、そういう段階ではないということをはっきりおっしゃっておられました。もし電話が議場に持ってこられるのであれば、私今電話かけてもいいですよ。持ってこられへんからかけられませんけど。何回このような言い方をするんですか。事実を知らせることが解決の近道だし、誠意じゃないんですか。その点を再度お聞きしたいと思います。

加えていきますと、この下水道事業団が合理化計画の中で廃止の方向で閣議決定をしているということで、これは要請団体と、要請団体というのは兵庫県とか姫路市とかそういうところなんですけれども、そういうところと協議を進めていかなきゃいけないんだということで説明をいただいています。決定ではないですけれども、閣議決定されておりますので、これは合理化計画の中に沿って廃止されるのはほぼ確実であるという状況です。これも確認しました。

それから、RDF燃料化施設設置状況、これ古寺の方に出された資料です。この資料に基づいて説明されました。74カ所のRDF施設の。議会の方にも出していただいたんですけども、この74カ所のRDF施設の中でまだ稼働していない、これから稼働するという施設が42カ所です。それから民間が2カ所。自社プラントでやるということですから、これはできるでしょう、2社。それから、日本道路公団が1社で、今既に稼働していると、この中に書いてる中で稼働してるのはわずか29社。その29社の中で、全部はよう調べてません。少し調べてみましたが、例えばこの中で野木町、一部RDF化をして、野木

町は以前に総務委員会だったかな全員だったかな、堆肥化工場の勉強に行ったところですが、一部をRDFの工場にしてるんです。この野木町ではゆうランドの燃料で5年目でもう機械が壊れてしまったと。一応は直したけれども、日常はもう使ってないんやと。普通はボイラー一使ってるんやと。視察に来はったときだけ稼働させているというような状況だそうです。

それから埼玉県在所沢市、ここに書いてます。これ2カ所つくったんです。西部と東部で。西部の方がRDFなんです。この西部の方なんですけれども、これは炭化処理してるんです。炭化処理をして業者が引き取る。7年間は引き取るという契約したんです。ところが業者はどこへ持っていかは自治体は十分把握しないわけですから。業者と契約してるわけやから。その業者が、いうたら商品として使えないということで今埋め立てて処分してるんです。もう見通しがないということで、とりあえず7年間の契約があるから引き取ってもらってるけれども、だれでも7年切れたらもうだめなんだということなんです。それから、保管とか管理料とか大変負担が大きいということも言っておられました。

それから三重県の上野市なんですけれども、これは三重県の方は県の発電所をつくるということで今計画されてるそうなんです、これも大変な問題で本当に採算が取れるかとか経費が大変かかるんじゃないかという議論になってるんですけれども、当初は三重県の方は買い取ってあげるよと、RDFを、言っていたんですが、今になって、いうたらお金を出してと。1トン当たり4,500円出せというふうに言ってくるそうです。今後どうなっていくか大変見通しが不安だというふうにおっしゃっておられました。そういう状態がございませぬ。

それから群馬県の月夜野町の方では、当初何回か火災事故とかいっぱいありまして大変な欠陥製品じゃないかということだったんですが、恒久対策をした後とりあえずは大きなトラブルは起きていないけれども、自己完結型だそうです。そのスラグとかも処理しなきゃいけないんですが、処理し切れないと。つくった固形燃料は自分とこの発電で自分とこの機械を回すということでやってるんですけれども、大変に経費がかかり過ぎるという問題点と故障が多いという問題点を抱えてるということなんだそうです。

榛原町の方は私も既にもう何回か問題があるということで取り上げられてご存じですが、二、三年前でしたか、直接お電話したときにはどこへ持っていくんだと聞いたら、持って行き先を言うてくれなかったです。それと、その後もどっかに捨ててるらしいよといううわさも聞いております。確かなことはわかりませんが、そういうような状態があちこちありまして、ほとんど、これがよかったと言ってもらったとこ1件もないんですわ。既に稼働

してるところ。こういう問題があるのに、なぜこのように事実すら告げないで、うそをついてまで地元の人にRDFを説明しなきゃいけないのか、お聞かせいただきたいと思います。

（「それはちょっと問題がある。」）じゃあ聞いたらいいじゃないですか。何でこれ、RDF引き取るなんて言ってないんですよ。電話持ってきて聞いてください。

議 長 助役！

助 役 候補地の皆様にも、その他いろいろな会合におきましても、うそをついているということはございません。事実を事実として報告をさせていただいております。1月10日にも下水道事業団へ私と中尾参与が行きました。その際にも特殊法人云々という話も当然出たところでございますが、継続的に研究していきましよう。下水道事業団も研究してますよと。また、広陵町もいろいろ研究をともにやっていきましようという言葉もありました。またそれから、これからも長くお付き合いしましようという言葉もありました。別に町としては過去の経緯の中で、うそとかそういうことはございません。それから、いろんなあうんの呼吸と申しますか、顔と顔とをつき合わせてお互いに含みある発言というところもございませう。電話で突然、どこでも一緒ですが、突然電話でもありますと100%の回答と申しますのか、後で誤解のない、絶対間違いのないという回答をされると思います。そういう点で、きょう電話された内容はそういうことだったかなとも思います。1月10日に現に行っただんですが、確かにいろんな面で好意的という判断をいたしました。終わります。

議 長 5番、松野君！

5番議員 好意的という判断、それはいいでしょう。でも、先ほど言いましたように、きょうの本会議で中尾参与がもう広陵町の量だったら受け取れるということをお断りしてるんですよ。きょうですよ。さっきですよ。数時間前ですよ。そのすぐ後で私は電話したんです。そこはおかしい。間違いじゃないですか。うそじゃないですか。それと、ここにも書いてるんですよ。これ町の方でまとめた会議の内容でしょ。ここにちゃんと、「利用していただくことになっています」。なっていますということは約束ができてることじゃないですか。だから、うそだと言ってるんです。はっきりしてください。だから、そういうごまかしのやり方で住民を説得するということの不誠実さがますます混乱を大きくするということをお断りしてるんです。

共産党は前回のときも提案しましたし、12月議会終わった直後に町長にも、また助役、そして収入役、部長さんにも資料を持ってお届けさしてもらいました。そのような反対の住民の方を含めて、また専門家も含めて、そうして誠実に情報を洗いざらし公表した中で初め

てようやく解決に至ってるんだ、その方が近道なんだという資料をたくさんお渡ししたじゃないですか。読んでいただいたんですか。そのやり方が間違っているの、いつまでたっても林田町長の二の舞を踏まざるを得ない。このことを指摘しておきます。そして謙虚に反省をして事実を言うて、住民の人に知らせて、それから本当に公害のない一番いい施設をみんなと一緒に研究していきましょうということで約束していただいたら、今の古寺の方との話し合いの中では施設の問題が一番大きな問題になってるんですよ。いろいろ話聞いたり情報を私の方も入手してますけども、古寺の住民の皆さんは今反対されている一番大きな理由がRDF工場に対する不安、不信感なんです。

そういう中で、ある古寺の住民の方が役場の方に来られまして、議員さんが三、四人おられたと思うんですけども、すぐ隣の部屋で話なさってたんで必然的に耳に聞こえてしまったんですけども、今度の議会でRDFでいけど。RDFでいかんかったら白紙撤回だぞということを言われまして、ある議員さんが、でも下水道事業団はもう引き取らんへんのとちやいまっかて聞かれましたら、いやRDFで私は頼んでるんだからRDFでいってくれということが聞こえてきたんです。それは、古寺の住民の方ですからそういう声もあって当たり前ですわ。そやけど、大きな声とかそういう形に惑わされなくて冷静に判断をしていかないと取り返しのつかないミスにつながることを肝に銘じておいていただきたい。

それと、議員の皆さんにもお願いしたいです。この間、税金使って日本下水道事業団にも、それから御殿場市も勉強に行きました。前も言いましたけれども、本当に下水道事業団に行ったときは自民党の保守の議員の皆さんもショック受けたじゃないですか。本当にうそついてんのは町じゃないとか、あるいは御殿場の帰りには電車の中で、本当にこんなのRDFにしたら議会の責任やなあ、こんな感想言いながら帰ってきてるんです。議員の皆さんも公の場に立ったら、違う言葉を使うのではなく、勉強してきたことを事実を誠実に言っていたかなきゃ、税金のむだ使いです。そのことをちゃんと肝に銘じていただきたい。これ大きな問題ですよ。だから特別委員会などで私は大変にびっくりしました。そうやって言っておられる議員さんが、RDFでいかなきゃいけないんじゃないかというような発言を多々されたことに私はショックを受けましたので、これはお願いをしておきます。答弁をお願いします。（7番議員「はっきり答弁せんあかんて。」）

議 長 はい、環境部参与！

環境部参与 午前中に私がお答えしました定量的には大丈夫だという話をかなり誤解されてるようですので、もう少し私詳しくお話ししたいと思います。

先ほど助役の方からも答弁ありましたように、1月にお伺いしたときに好意的に話はいただいております。広陵町の量であればというのは、当初から私どもが下水道事業団に対して、広陵町は年間どのぐらい持ってきますよと。10トンダンプでは週に何台ですよという事細かい計画排出量も提出しております。ですから、私の方と下水道事業団の方では量的にはどんな量だというのははっきりお互いに認識の上での話をしております。ですので1月に広陵町の量ぐらいでしたらというのは、もう向こうが広陵町の量を十分承知した上での話をしてきております。午前中に私がそういう話をしたというのは、今下水道事業団の事情の中において、いわば契約書的なことを書いてまで約束を向こうの立場として、今の立場としてできないというのご承知だと思います。私もそういうふうには認識しておりますが、その立場の中でいわゆる口頭の中で話をせざるを得ないという形の中で約束、口頭の中で約束したということでご理解願いたいと思います。以上です。

議 長 5番、松野君！

5番議員 つけ加えだけつけ加えておきます。質問じゃありませんから。

それから、先ほどの電話でもう一つは、J-カトレルのRDFだから使いにくいとかそういう製品の問題ではないということのはっきりとおっしゃっていましたよ。品質の問題ではない。特別委員会でJ-カトレルの製品は悪いから、RDFが、だから御殿場市のRDFは事業団が引き取らないんだという説明されていましたが、そういうことは全くない。量の問題だということをはっきり繰り返しおっしゃっていましたこともつけ加えます。

それと、特別委員会のときに平岡町長が海外までも視野に入れて頑張っていくんだとおっしゃっていましたけれども、海外に輸出しようと思ったら、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律で……。

議 長 松野議員、次の質問に移ってください。

5番議員 ちょっと置いておきたい。質問じゃないから。法律の中の第10条で、輸出にするための条件いろいろ書いてる。厳しい。認識しておいてください。

次に移ります。それから……。 (7番議員「構へんやないか。いろいろあるんじゃないか。書いてもらわなあかんからな。書いたもんもらわな、そやけど異議なしにしてもらわな困る。」)

議 長 静粛に。

町 長 今いろいろご質問をいただいております。ご不信をいただいているようでありますが、私どもは今RDFの施設をつくる、そしてNHKテレビで行き先を放映されました。非

常に地元の人たちは行き先はどうか心配をいただいているんです。それがために日本下水道事業団を私どもは最終処分地としてお願いをしているということを申し上げているんです。私も下水道事業団には行っております。現場で見せていただいて、その焼却方式からすべての機械を見さしていただいた。ご案内もいただいた。ここへ担当者も来ていただいた。そこではいいお答えをいただいておりますので、ここにこうして電話で確認されるということは今正式な書類は交わしておりません。しかし、私どもまだ決めていないわけです。RDFをするならば、するならば取っていただけますかという程度でありますので、頑張ってくださいと、御殿場市を断つてでも受けてもよいと、広陵町のためならというところまで私どもはやってるんです。（5番議員「もういいかげんにして。」）これはそのとおりなんです。私ほうそを言ってません。（5番議員「いいかげんな答弁要りません。」）こうして議事録でちゃんと出るんですから、私どももちゃんとこの確認をしております。（「5番議員「もう結構です。答弁求めてませんから。」）いろいろな人に求めております。RDFでやるならば……。 （5番議員「次行きます。」）相手方の処理先をちゃんと確保する。下水道事業団だめならまた違う方向にも考えて、今いろいろなところと交渉しているということでご理解をいただきたいと思います。

5番議員 議長、結構です。

次行きます。もう本当に話にならない状況であるということが後ろの傍聴の皆さんは十分おわかりになられたと思います。

次、予防医療の充実なんですけれども、訪問歯科診療の部分で医師会の方で近隣を見て考えるということで言っていたらそうなんですけれども、国保医療費の実態の中で歯肉及び歯周疾患の部分点数、これは件数で言いましても2番目に多い。それから通院なんですけれども、点数で言いましても相当多いわけです。だからこの部分において広陵町にとって相当なメリットがあるということを認識すれば、何回も頭を下げてでもお願いに行っていたのが筋ではないですか。もう2年たってるんですよ。やるやると言いながら。相談すると言いながら。沢内村では町長さんが命がけで住民の命を守るんだということで日参して大学病院のお医者さんのところへ頭を下げて頼みに行かれたそうです。そういう熱意が欲しい。早急にこれは熱意でもって解決できる範囲内だというふうに認識しましたので、お願いしたいと思います。

それから3番目の精神医療なんですけれども、これも先般平尾の方に、町外の方なんですけど精神病の方来られまして玄関壊したり、また自動車のフロントガラス壊したりして大変

な事件あったわけなんですけれども、大変私が今回びっくりしたのは、この中で入院が2番目に多い。精神分裂症、分裂病型障害及び妄想障害、これが5月の1カ月で18件。これ、広陵町の数字なんですよ。奈良県全部と違うんですよ。広陵町で1カ月で18件なんです。非常に多い。深刻な、こんな厳しい社会状況の中でこういう病気になられる方もふえてるんだなと大変辛い気持ちするんですけれども、この仕事がこの広陵町で処理しなきゃいけない。ヘルパーさんとか在宅治療あるいはまたそんな事件あったときに相談に乗ったり指導したり、もう大変多様な業務が必要に、すぐに必要になってくるわけなんです。

前の議案の質問のときに言いましたように予防医療を、四大疾患、成人病の。歯医者も含めまして55%罹患率、保険点数でいえばあるわけですから、これの2割予防できただけで4億円浮くんじゃないかということ指摘しました。4億円浮くんですから、ここに人件費が2,000万円上乗せしたって十分採算取れるんです。ですから、そういう大きな採算点の中で職員さんの雇用を検討していただきたい。町長に一言お聞きしたいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 ただいまご質問いただきました、まず歯科訪問診療の件につきましては、町医師会の方とも今後とも積極的な検討、協議を重ねてまいる所存ではございます。

それと、専門職の要員の件に関しましてでございますけれども、確におっしゃっていただきますように常駐をさせるべく専門員というものの内容もございます。しかし現時点の中におきましては、その事業の内容あるいはそのケース・バイ・ケースにおきまして各事業ごとの予算の中で理学療法士なりあるいは作業療法士あるいは歯科衛生士あるいは健康運動指導士とかいう特殊な有資格者の各それぞれ専門職を必要なときに配置できるような体制にはとっております。しかし、これはただいまおっしゃっておられます先進保健関係の仕事が県から町に移管された内容の中で、これで充足できるものではないということは認識しておりますので、それにつきましても今後とも内部で調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

それよりももう一つ、職員の意識の改革をもちまして、もっと積極的に職員としてやるべきことがないのか、そういうふうな内容で内面的にも職員に、きついかもわかりませんがそういう内容を課せているというのが現実でございます。終わります。（5番議員「人事の採用の問題、町長の意向が中心ですから町長の答弁をもう一回お願いしておきます、あわせて。」）

議 長 町長！

町長 先ほど私は1回目の答弁で申し上げましたように、専門職を採用せよということでございますが、有資格者がいっぱい県下においででございますので、その都度その都度有資格者に即対応できるようにしてまいりたいと、こうお答えを申しているとおりでございます。

議長 5番、松野君！

5番議員 職員さんの方、本当に熱意を持って日夜取り組んでいただいている姿が日々目に見えて本当に感謝しているところでございますし、ぜひ採用の方向で力を合わせて町民の命と健康を守るという観点で検討をしていっていただきたいと思えます。

時間がありませんので、グループホームの推進なんですけれども、これにつきましては広陵町の方でどなたかされるんでないかということを知りましたので確認しましたところ、グループホームではないということでおっしゃっておられました。老健で考えているんだということでした。グループホームは、先ほども言いましたように認識もしていただいているように今後一番身近に求められる施設なんです。

それで、なぜとりわけお願いをしているかといいますと、先ほどの大熊先生の本の中に、基本は障害者の方から出てきたとは思いますが、「高齢者にも地方を中心に大いに求められる施設で、その中で欧米に比べれば20年おくれたの門出だが、おくれた出発する利点もある。先進国の教訓を生かせることだ。民間活力に任せたアメリカでは世話人が入居者を利潤追求の手段にしたため、悲惨な事件が起きている。」となっているんです。私も調べたことあるんですけど、宮城県の知事さんは大変グループホーム導入に積極的な方でして、町、市かな、県の方で推進している状態があります。そういう形でぜひ公的な形で、今の答弁ありましたように厚生省も積極的に推進するという方向を打ち出しておりますし、空き家の利用とか経費もそれほどかからなくて済む問題ですので、ぜひ積極的に取り組んでいっていただきたい。これはお願いをしまして、一言だけ再度お答えいただきたいと思えます。

議長 健康福祉部長！

健康福祉部長 グループホームの件に関しましては、町長が申し上げましたとおり、基準も入手いたしております。既存建物の活用に関しても、それなりの補助もあるということも確認しておりますので、民間の方で今ご質問の中で老健の目的をされているということでございますけれども、グループホームを目的として整備をしたいというふうなご意思のある方につきましては、答弁にございましたように積極的に協力を惜しまないという姿勢を持っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議長 5番、松野君！

5番議員 では4番目の町営住宅の減免制度なんですけど、これは値上げだということではないですけども、10年の法によって大幅な値上げの中で漸次実質的に値上げになっているわけで、先ほど条例に定めているということだったんですけど、私も担当者の方に確認したり条例の方見てたんですけども、その条例がちょっとわからなかったもんですから、条例のところで適用できる部分、とりあえず指摘をしておいていただきたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 管理条例の第18条では、家賃の減免または徴収猶予ということをやっております。18条につきましては、町長が必要と認めた場合は猶予あるいは徴収の猶予と家賃の減免と、こういう内容でございます。申請が出てまいりましたら、今現在では町の実綱は定めておりませんが、県の実綱を準用して対応したいと、このように思っております。

議長 5番、松野君！

5番議員 いや、要綱がなく、基準がないのにどうやって申請するんでしょうね。ですから、それは県の減免制度を準用するなら準用するで明確に要綱なり規則なりつくってもらわないと。そこを言っているんですよ。そこの条項のところは私も読んで確認して知っていましたし、それから職員さんの担当の方でもその減免制度があるという認識持っておられない。これが今の実態なんですから、早速そういう要綱をつくっていただいて住民の皆さんに周知徹底をしていただきたい。お願いしたいと思います。

議長 都市整備部長！

都市整備部長 要綱のないことは事実でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、家賃の減免または猶予という内容では1項から4項の規定がございます。この内容によりまして、この猶予あるいは減免という内容の判断もできると思います。ただ、おっしゃっておりますように、県の実綱を準用するという内容でこの内容の整備もしなければならないということは直観しております。（5番議員「周知徹底してくれるの、要綱つくって。わかりました。」）

議長 5番、松野君！

5番議員 5番目、子供たちに豊かで安心できる放課後ということですけども、学童保育の充実について現在のところ考えていないということなんですけども、私ちょっときょううかつとして資料持ってくるの忘れちゃったんですけども、奈良県の全体の実態ももう一度調査してください。かなりのところで4年生あるいは6年生まで実施しております。

それと、先ほど来多くの議員さんが、5日制になって放課後の対策が大変だと。教育委員

会どうするんだという質問を多々されております。教育委員会だけでは処理し切れない、学童保育は厚生の方の民生の方の担当ですから、民生もそれに合わせて5日制にあわせた対応を直ちにとっていただくことが大変重要であるというふうに思うんですが、その5日制に関連しての認識をどのようにしていただいているのか、お聞きをしたいと思います。

それから社会教育ゾーンの問題なんですけど、皆さん大変に期待が大きいのと、先ほども言いましたように、青少年、若い子供たちが集う場所って本当になんてないんです。そういう中で先ほど、あのスペースは多目的に利用されてるから効果的に利用されていていいんだということなんですけど、私はあの土地の利用効率を質問したんじゃないんです。これは私の方がずっと以前から一貫して取り上げているのは、このような青少年の活動の場を広陵町としてどのように整備、充実していくのか。前ですけども、成人式のとときに若い二十の男の子が、とにかくサッカーですか、する場がないんやと。それつくってくれたら投票したるわなんて冗談を言った子供さんもいたわけですけども、本当にそういう場ないんです。別に私それ冗談で、そういうことの問題でないですよ。そういうような本当に若い子がみずからそうやって訴えかけてくるような内容、要求のもとでこの計画がつくられてきて、つくられたまんまでその委員さん、懇話会に入った委員さんには何ら説明してないでしょ。計画変更になったとか。大変これも住民の人にとって不誠実なんです。何回か集まって大変頑張って計画つくられたということも聞いておりますから、こういうところも大変不誠実。だからその点について本当に真剣にこの青少年問題、考えておられるのか。町長にもご質問したいと思います。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 児童育成クラブの件に関しまして答弁をさせていただきます。

まず、ご存じのように児童育成クラブにつきましては、現在既に学校の休業日になっております第2、第4の土曜日は全日活動ということで実施をさせていただいております。これに加えまして完全週5日制ということになりました場合におきましても、従来半日の活動を全日活動に拡大をするということでの手はずは整えております。時間につきましても、現在広陵町の場合は6時までの児童育成クラブを運営しておりますけれども、これも他市町村に先駆けて6時までにしております。現実といたしましては、他町、他市の児童育成クラブは長くて5時半、早くても5時までという運営になっているのが現実でございます。

それと対象年次のことでもございますけれども、1年生から3年生までの児童というものが通常の対象になっております。これに対する対象学年の拡大を求める保護者の方々のご意見

も掌握をいたしております。実態調査をいたしまして掌握をいたしております。しかし、施設や指導者の現状あるいはさらには週休というか完全週5日制が実施される状況等を踏まえまして、いましばらくの状況を見ながら慎重に検討をしたいというふうに考えております。

なお、学年の拡大をしている各市町村の実情も既に網羅しておりますけれども、さほど多くの市町村はありません。大半が3年生までということが実態でございます。これはある程度違憲の相違があらうかと思っておりますけれども、実務面におきましての調査をした状況を申し上げておりますので、ご意見を否定するものではないということをご理解いただきたいと存じます。終わります。

議 長 町長！

町 長 青少年野外活動センターの早期実現ということでご質問をいただいておりますが、皆さんでご検討をいただいて成案という基本計画までつくっていただいた。これは皆さんもご承知だと思います。なぜきょうまでとまっておるんかということを書いてまいります。3つ問題点があります。といいますと、いい計画案ができてあっても、それを実行するには多額の予算が要るわけございまして、必要な事業から先にさせていただくということで財政的にも少々問題があるのではないかと。ちょっと待っていただくというのも一つあります。

それからもう一つは、日本一の利用率を誇る図書館が前にあるわけございまして、現在ここの図書館の駐車場に併用して使用しているんです。これを取り壊して野外活動センターに利用するということになりますと、図書館の駐車場をどうするか、またいろんなかぐや姫祭り等の実施をしておりますが、こうした駐車場にも問題が起こるわけです。さらに現在の使っていただいている状況が野外活動センターとしても利用のできるような状況にあるということが言えるわけです。こうした3つの目的から、問題点からちょっとなおざりになっておるといってございまして、こうした状況を踏まえて検討を進めているところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長 5番、松野君！

5番議員 今の利用については使っているという状況にはまだ至っていないと思うんですけど、予算も計画ではそれほど多額にかかるような施設でもなかったですし、それとそういう計画変更であれば至急懇話会の皆さんもう一回集まってご理解をいただいて、また新たな計画を立てていただくように誠実に対応していただくようお願いをしておきたいと思っております。

それからもう時間がありませんので、合併問題についてはかなりの議論してきましたし、

一言だけ今回は加えていきたいと思います。この合併につきまして先ほどから広報で掲載するというので、合併シリーズ、ご答弁いただいているわけなんですけれども、これについて実際の心情的な形での、広報ではなくて実際に福祉サービスが今実際はどうでどうなっていくだろうと思われるのかとか財政の数字です、ここは同和事業ありませんからそういう部分でもどういう影響を受けるんだと。幾らぐらいの影響を受けるんだという具体的な形でシリーズで組んでいっていただきたいというふうに思います。

それから、今回期限内の合併は無理だということですが、やはりなおかつ今合併を進めなきゃいけないという認識そのものが理解しにくいというふうに思うわけです。これはやっぱり国からの押しつけの合併の金縛りに遭っているという状態だと思います。ですから、そこは一たんひも解いていただきたいと思います。そしてそれは議長会でも町村会の方でも確認している事項でありますので、その点の金縛りを解いていただいて、また白紙からということで町民の皆さんとご相談いただくようお願いしまして、終わりといたします。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

次に片岡君の発言を許します。（14番議員「まだしゃべりたかったら外に行ってしゃべってくれや。松野さん、議会の休憩場へ行ってしゃべってくれ。」）静粛に願います。

3番議員 それでは、今議会では非常に一般質問される方々が多く、熱心に討議が進んできたところですが、一番最後まで非常に肉体的にも疲労が極に達しているのかなというふうに思いますけれども、最後までおつき合いただきますようによろしく願いいたします。

第1番目なんですけれども、さきに一般通告を出しておりますのでこれにつきましては一応読み上げさしていただいて、先に第1回目のご答弁をいただきたいというふうに思います。

新処理施設候補地の施設についての情報なんですけれども、今、町が新処理施設候補地との話し合いがやっと何回か役員さん、またそのほかに各いろいろな役員さんとも話し合いが済んできて今までの町との信頼関係というのがやっと、だめだったところが少しましになってきたのかなというふうには喜んできたわけです。その中で町の方が情報をいかに公開して、施設の選択については日進月歩のこの中であって最良のものを選んでもらえるようにする必要があります。そのためにも、どういうふうな情報の公開をしていくのかということが町に求められているというふうに思います。先ほど松野議員が言われてました日本下水道事業団の問題というのは非常な問題でありまして、私の方もこのことにつきましては後でもう一度お話をしたいと思いますが、広陵町の議会議員の方がこの日本下水道事業団の方に行きましてから1回日本下水道事業団と町の方は協議をしたということで資料をいただいているわけです。

けれども、そのときのただ協議をしましたというふうな言い方をさっきされてたわけですが、もう少しこの詳しい内容等をお聞かせ願いたいと思います。

そして第2番目に、ダイオキシン測定を年4回四季ごとに測定していただきたいということです。清掃センターの排ガス中のダイオキシンの測定は現在年1回季節をずらして、それぞれの季節によりまして数値が違いますので測定してるわけですが、以前に比べまして非常に料金も安くなってきたことですので、ぜひ年4回、四季ごとに測定をしていただきたい。今排ガス中のダイオキシン濃度というのは公表されているわけですが、焼却灰であるとか飛灰中のダイオキシン濃度は毎年のようにきちっと公表はされていないということになっておりますので、それにつきましてはきちっと公表していただきたいと思います。また、測定に先立っては地元自治会に連絡の上、希望者での立ち会いを認めていただきたい。これが第2点目でございます。

また第3点目としましては、一般生活道路、住宅内道路の交通規制でございます。広陵町内の幹線道路が一般生活道路とも共有しているにもかかわらず、一般規制の60キロで走っています。非常に危ないということが言われてるわけですが、同じ中和幹線の方でも八木の方では最高速度が50キロというふうに規制がかかってるわけです。ぜひこれは警察には再三再四町の方からも働きかけをしていただいたとかいうふうなお話も聞いてるわけですが、その実情とどういうところがネックになっているのかも聞かせ願いたいと思います。

また、住宅内の危険な場所には今まで注意を喚起するという意味で注意表示というんですか、というのが破線で、一時停止でしたら実線ですけども破線で引かれてたところがたくさんあります。これが消えかけてきてるのでもう一度塗り直してほしいということで町に要望しましたら、それは警察の方からとめられているんだというふうに言われてたわけですが、このところを警察の方にも、この間行ってきたわけですが、そのところは町の方がどういうふうな認識を持っておられるのか聞かせ願いたいと思います。

それと住宅内の速度制限なんですけども、これは各自治会が頭を悩ませておられて、セメントのボールをつくってそこに立てて住宅内は徐行してくださいとかいうふうなことを自治会が独自につくっておられるとかいうふうな努力をしておられるわけですが、これに対してやはり町の援助というのが必要なのではないかと。これに対してどのようにお考えかということをお聞かせ願います。

これは4番目の質問でございます。学校の完全週5日制の実施に対する町の対応ござい

ます。学校での対応というのは、授業内容等学力の低下にならないようにいろいろと考えておられるということは先ほどからもお聞きしているわけですが、また児童育成クラブに対しての対応、これに対しましても育成の保母さんが今まで休みのときがこれからは土曜日も出てこなければいけないというふうな形で仕事の内容的には強化されるということもあります。こういうことに対してどういうふうなご意見を持っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから有効的に過ごすための施設の充実についてなんですけれども、公民館とか体育館をこれから開放していくんだとか、また休みの日を変えていくんだとかいうふうに先ほどからご答弁いただいているわけですが、施設の問題だけではなくて、それに対する指導員の問題とかということがやはり重要になってくるのではないかなと思うんですけども、そういうこともお考えでしたらお聞かせ願いたいと思います。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

議 長 ただいまの片岡君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいまのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

新処理施設候補地への施設についての情報を提供せよということでございます。

先ほど坂口議員、松野議員にお答えを申し上げましたとおり、現在誠心誠意努力をいたしております。また、地元説明会においても我々の知る限りの情報を提示して説明をいたしております。片岡議員にはRDFの引き取りについてご心配をいただいておりますが、先ほど申し上げましたように利用先確保については事業団に協議を続けるとともに、多方面への働きかけにも努力をしております。議員の皆さんにおかれましても、安全で安心のできる施設整備にご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

続いて、ダイオキシン測定を年4回四季ごとに測定をせよということでございます。

まず、そのうちの一番目でございますが、ダイオキシンの測定値はバグフィルターの設置以降、規制値よりかなり低い値で安定しております。また、測定項目もふえまして、1回の測定に要する経費は約160万円を要しますので、これまでどおり法に基づいた測定回数で実施していきたいと思っております。

次に、焼却灰、飛灰中のダイオキシン濃度も測定し公表せよということでございますが、バグフィルター内の飛灰及び焼却灰中のダイオキシン濃度の測定を実施し、県にも報告をいたしております。

3番目の各測定に先立ち地元自治会に連絡をせよと。また立ち会いを認めよということで

ございますが、以前にも地元自治会立ち会の上測定を実施していましたが、今後ダイオキシン濃度測定の際は地元自治会長に事前連絡をいたします。

次に、一般生活道路、住宅地内の交通規制をということでございます。

ご質問の複数の市町を通過する同一路線での一定の区間の最高速度が異なっているのは認識しておりますが、現状の交通量や道路の幅員等を考慮した上で規制されているものと考えます。町内の一定区間の道路も同様と思います。また、破線停止線についてでございますが、住宅地内を走行する自動車等の運転手は他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転し、事故に遭遇しないよう常に想定し、かもしれない運転をすることが必要と思われる。町民の皆さんも悲惨な交通事故から身を守るため、道路には急に飛び出さないなど、みずからも交通ルールを守り、事故に遭わない手だてと工夫をしていかなければならないと思っております。町としても、安全運転で事故防止のため啓発を引き続き実施してまいりたいと思えます。町の援助は従前に引き続き実施をしたいと思えます。また、今年度、人に優しいまちづくりを推進いたしますので、その方で援助も考えられます。

次に、学校完全週5日制実施に対する町の対応でございます。

学校完全週5日制実施に伴う児童育成クラブの対応につきましては、先ほど松野議員にお答えをいたしましたとおりであります。指導員につきましては、今後の状況等を見た上で適宜検討を行う考えでございます。以上のとおりでございます。

議 長 教育長！

教 育 長 片岡議員の質問事項4番の学校5日制実施についての学校での対応、それから有効的に過ごすための施設の充実についてというご質問にお答え申し上げたいと思えます。

学校での対応、各校授業内容等ということでございますが、本年4月から新しい学習指導要領が全面実施されます。新しい学習指導要領は、子に応じた指導の充実に努めることにより、基礎・基本を確実に定着させ、それをもとにみずから学び、みずから考える力など21世紀に通用するいわゆる生きる力の育成を目指しております。まず1つとしては、きめ細かな指導で基礎・基本やみずから学び、みずから考える力を身につけさせる。2つ目には、発展的な学習で一人一人の個性等に応じて子供の力をより伸ばす。3つ目に、学ぶことの楽しさを体験させ、学習意欲を高める。4つ目には、学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身につけさせる。5つ目には、確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進する。以上の方策の趣旨を十分理解しながら、新しい学習指導要領のねらいとする確かな学力の向上に向けて教育課程を編成して教育活動を行うよう指導助言を行っているところでございます。

次に有効的に過ごすための施設の充実でございますが、完全学校週5日制の実施のもとでは子供たちは学校だけでなく、休日を使って家庭や地域での活動を通してさまざまなことを学ぶこととなっております。家庭では親と子供を中心とした生活を通して人間形成の基礎を培う基本的な場であり、きずなを一層深めるとともに、社会教育、生涯教育面においても豊富な経験を持つ社会人、青少年団体指導者、スポーツ指導者、伝統文化継承者などの教育活力を生かしながら円滑に実施することが望まれます。こうした中で利用促進が図られるよう施設整備の充実に取り組んでまいりたいと存じます。4月1日から実施する中央公民館、中央体育館の開館日の改善もその一つであると考えております。以上でございます。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 そしたら第1番目の第2回目の質問に移らさせていただきます。

日本下水道事業団のことについて、今まで古寺の人に対しては非常に誠実に説明をしてきたんだと。町は知る限りの情報を古寺の方々にきちっと情報を提供してきたというふうに言われてるわけですけども、私はただこれインターネットで日本下水道事業団というのを引いてみたわけですけども、この中では行政改革推進本部、事務の方では事務局案としましては下水汚泥公益処理事業に対しましては廃止をする。これに伴い既設の処理施設については地元地方公共団体との調整協議を経た上で地元地方公共団体に移管をすると。そしてまた国土交通省としての意見としましては、新規箇所には着手をしない、継続中の箇所については事業の要請団体である地元地方公共団体の意向も踏まえつつ移管を含めた確な対応を検討すると。こういうふうインターネットの方できちんと明記をされているところなわけです。これを町の方がご存じないはずがないというふうに思うわけですけども、こういうことも地元の古寺の方々に対してはきちんとご説明なさってきたのかどうか。そこのところもお聞かせ願いたいなというふうに思います。

そして、先ほど松野議員の方からも所沢のお話がありました。所沢のところでは、所沢は皆さんよくご存じだと思うんですけども、産廃銀座ということでよくテレビをにぎわしてまして、前は林の中でいろんな産廃がくすぶっていてダイオキシン濃度が非常に高濃度のものが排出されて地下水も飲めない。非常にそういう形で住民の皆さんが被害を受けておられたところなわけです。その中で初めRDFをつくられてたんですけども、それがいろいろな事情で先ほど松野議員の方から説明されましたので省きますけれども、そういう中で新しい処理施設を考えなければいけないということで焼却施設ということを考えられたわけです。この中では焼却というのは非常に困るということで、それこそ立て看板が立ち、いろいろな

反対運動が勃発しました。

この中でこの所沢の市長さんというのは、住民の皆さんに一番いい施設というのは何なのかということをご皆さん方で考えてください、こういうことで投げかけられて最終的に処理施設を着手することができたと。こういうふうな経過がございます。いろいろと処理施設の建設につきましては、今大都市では住民の方々の意識も少し変わってきているということはありますけれども、地方の方ではやはり新しい処理施設をつくらうとするときには反対運動は当然起こってきます。その中で、いかに行政の方が地元の方々に信頼していただけるか。そういうことが本当に必要だと思います。その中で故意に隠されたわけではないだろうと思いますけれども、いろんな情報というのが住民の方々に知らされないままに審議がされるということにつきましては非常な問題が今後このことに残ってくるだろうと思いますので、これはぜひとも改めていただきたいというふうに思います。

そして、まだ先ほどのRDFになぜそこまでこだわられるのか。これは前のごみの対策特別委員会のときには、町の方はRDFでないと補助金が出ないんだと。こういうふうな説明をされていたと思います。これが12年4月1日から補助金の要綱が変わっております。1日処理の能力が100トン未満の焼却炉建設についても国庫補助の対象とするということで、2001年度の100トン未満の炉の新規事業の採択は21件中の13件でしたということで、100トン未満の炉に対しても補助金が出ます。これはごみの特別委員会のときに町が説明をいただいたことがまた間違いであったのか、故意にどうだったのかというのは言及いたしませんけれども、認識が違っていたのだということをご指摘させていただきたいというふうに思います。（5番議員「資料渡してあるからね。12月に。」）そうですね。それは12月議会のときに松野議員の方から各行政の皆さん方には、またほかの議員の皆さん方にもそういうことでは資料を渡ささせていただいておりますので、よくおわかりいただいているだろうと思うんですけれども、それにつきましてどういうふうにお考えなのか、まずお聞かせください。

議 長 環境部長！

環境部長 下水道事業団のことにつきましては、確かにいろいろと下水道事業団から確定した、受け入れるという回答を得ておりません。それは何回も申し上げているとおりでございます。ただ、広陵町のRDFも受けないという答えももらっておりませんので現在は不確定な状況で、文書でやり取りして文書をいただいたわけでもございませんので、この前もごみ問題特別委員会でご説明申し上げましたように、RDF施設を建設するに当たりましてはRDFの

引取先を確定すると。そうでないと補助申請ができないということをご報告申し上げたと思います。今もってRDFの引取先が確定しておりませんが、今後も引き続き下水道事業団にかかわらず多方面にわたってRDFの引取先があるのかないのか今現在協議を続けているところでございますが、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

それから、下水道事業団が事業を廃止するとインターネットに載っているということではございません。確かに下水道事業団としての業務は廃止をするということではございます。今現在姫路にありますエースセンターの事業そのものが廃止されるということではございませんので、そのあたりは誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、古寺地域におきましてもRDFの問題についてはいろいろとご意見がございませす。焼却方法を考えたことがあるのかとか、熔融炉の方式はどうかといったことも役員さんの中ではいろいろと意見をいただいております。このことも町長も申し上げておりますように、RDFに凝り固まって、これでなかったらいかんということではございませんで、古寺の地域の皆さんとともに古寺で受けていただくためにどの方式なのかということも含めて今協議を続けているところではございます。基本は、古寺地区はどんな方式であっても受けるのが嫌だというのが基本でございますので、そのあたり今お話を聞いていただける状態になったということは一歩進んだというふうに認識しておりますので、議会の議員の皆様方もご協力の方よろしくお願いしたいと思います。

それから、RDFでないと補助が出ないというのは、奈良県広域化計画におきまして広陵町は過渡期の対応として100トン規模でなかったもRDFで広域化につなげていきたいと。他の市町村の建設時期に合うように広陵町はそのRDFで過渡期の対応をしていきたいということで位置づけをしております。確かに12年4月に厚生省の方が、現在環境省なんです、100トン未満であっても補助金は交付しますという通達は町の方にも来ております。それは間違いございません。ただ、これは平成14年本年の12月のダイオキシン対策をこの補助金を出さないと促進できないという環境省の判断から、小規模炉であっても認めざるを得ないという判断から、12年4月以降については100トン未満であっても焼却炉に、現に奈良県でも明日香村、それから上北、下北の組合の施設、これは小規模炉でございますが現に補助金を交付されております。県の廃棄物対策課に確認をしておりますが、平成15年度からは100トン以上のもとの基準に戻されますよということで環境省が言ってますよという話を聞いております。今現在、基本原則に立ちますと、RDFでないと15年度の事業であると補助金は受けられないということなるというふうに考えております。

それから、14年度に関してはどうなのかということなんですが、14年度はダイオキシン対策のいわゆるバグフィルターの設置のみに補助金を重点投資をしますと。それ以外の炉の新設、改修については補助金は出しませんという環境省の方針が出ております。ただ、これも経済対策という関係で一部解禁されたという部分もあるようにはお聞きしておりますが、現在そのような状況であるということをご承知おき願いたいと思います。以上です。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 そしたら今のお話なんですけれども、まず今補助金のお話が出てきました。今までそういうお話がなかなか表に出てこなくて、もうRDFでないと15年以降だから補助金の対象にならないんだという話だけがまず表に出てきてたわけです。やはりそういう今流動的なところであれば本当に町がこれでないとだめなんだということで県の方には、また国の方にも要請していけばいろいろなどの実情が、ほかのところでもやっておられるわけですけども、そういうのは開けてくる道はあると思いますので、そこにつきましてはもっと柔軟なお考えをしていただきたい。まだ県の方ではこう言われてます、国の方はこう言われてますというふうに予測をそのままのみにするのではなくて、町としてどのような努力ができるのかということを考えていただきたいというふうに思います。（13番議員「我がとこで燃やして反対してよそでは燃やせと言うのか。」）（4番議員「協定ありますね、協定。」）RDFの問題につきまして先ほどからRDFがこのような形で非常に難しいということで認識をされているわけですけども、ただこの古寺とのお話の中でグリーンプランに関する役員会での主な町の回答ということをお願いしているわけですけども、この中ではこういう方式がありますよと4つ羅列はされております。

ところが、そこまでなんです、話の説明の内容としては。これについてはプラスの面というのとマイナスの面というのとはどういうふうなことなのかというふうな具体的な詳しい説明というのがされていなくて、町はやはりRDFなんですよというふうな形で押し切られるというふうな、ここを見る限りではそういう印象を受けるわけです。実際の問題はその中に、私は席上にいてたわけではございませんのでわかりかねますけれども、やはり町の方はどうしてもRDFを非常に推進をしていきたかったというふうな印象を受けます。今RDFを本当にこれを変えるという方向転換をする場合に、一部の人の声の大きな方がとてもじゃないけどRDFを今しなければ古寺の方では白紙にするんやというふうな事柄とかいうふうなものも漏れ聞こえておりますので、そういうことに屈することのないように町の方としては一番いい施設ということで住民の方々に正しい情報を今後は伝えていっていただきたい、こ

のように思いますので最後の決意の方をお願いいたします。（13番議員「町長言うたって。町長言うたれ。そんなもん。」）（4番議員「青木さんから聞いたで、その話は。」）

議 長 町長！

町 長 今ご質問をいただきましたが、処理方式については、RDFには固持しておりません。私どもは説明は申し上げておりますが、地元の皆さんで非常に熱心な人もおいででございます。役員さんで実によくご研究をいただいている人があるわけございまして、地元の皆さんにまず受け入れていただく、このことが第一でございます。下水道事業団に電話していただくのもいいわけですが、本来はやっぱり古寺で早くつくと。そして用地を買わしていただく。これが第一でございますので、その方で一生懸命私どもはかかっておりますので、地元になじんだ、地元の人を受け入れをできるような新しい処理施設をつくっていく。このことが第一でございます。私どもはRDFの提案はしておりますが、もっといい方法があればその方式で採用する、そういう考えでおります。

またRDFは、事業団ばかりおっしゃっていますが、実はセメント会社も交渉してあります。近々のうちにこちらへ見えて、その意向もお知らせをいただけるわけでございます。受け入れの会社は見つかっております。事業団はだめだと言っておりません。こうして非常にいい状況でつながっておりますが、RDFについては処理先については確保はできると。ご安心くださいと。役所にお任せくださいということをお願いしているところでございます。処理方式についてはRDFにはこだわっておりません。大きい声には負けるというようなことまで言われておりますが、決して私どもは、小さな声を尊重してまいると、そういうつもりです。

議 長 片岡君！

3番議員 それでは次の質問に移らせていただきます。

ダイオキシンの測定なんですけれども、今確かに国の方の基準というのは年に1度測定をすればいいというふうな形の基準になってるわけです。やはり四季それぞれにダイオキシン濃度は、夏にはかった分のと冬にはかったものとは全然変わってきます。それが4年に同じ周期にしようと思ったら、前の分の夏と比べようと思ったら今さら4年前のものを比べなければわからないという形になるわけです。そういうことではなくて、やはりきちっと、今これ160万円になってるわけですか。前は80万円ぐらいだったものが二、三十万円まで前は下がってましたですね。それが160万円になってきたというのは……。 （12番議員「項目がふえた関係で。」）項目がふえてるわけですか。ちょっとその項目を教えていただ

けますか。はい、お願いします。

それともう一つ、飛灰とか焼却灰の方のダイオキシン濃度も測定して県の方には報告をしますということと言われてましたので、その数値も一緒にお願いします。

議 長 環境部長！

環境部長 測定項目につきましては、今までは排ガスだけで測定すればよいということであったのが、清掃センター施設内の露出のいわゆる作業環境のダイオキシン濃度等も測定をするということになってまいりましたので、その分費用がかさんでまいりまして160万円の予算を今年度も計上しているところでございます。ダイオキシンの測定につきましては、毎回一定時期ではなしに四季季節を変えて測定をいたしております。一番最初、バグ設置後は平成12年11月30日に測定をいたしまして0.019という数字が出ております。それから昨年9月20日、これは夏場でございまして、ご承知のとおり當麻町からごみを受け入れた時期でもございます。ごみの組成も、この前の議会でもご質問いただきましたようにプラスチックの分別が不十分であるごみを受け入れている状態の中での測定でございまして、高い数字が出るのかなというふうに思っておりましたところ、0.0094という低い数字が出ました。これもまだ9月20日といいますと秋、夏の終わりごろということでございますので、前回の11月のごみとは成分が違うというふうに、若干高く出ると思っておりましたのが低く出たというふうに結果としては出ております。

それから飛灰のデータでございしますが、飛灰は2.4ナノグラムでございまして、焼却灰につきましては0.0012ナノグラムということで、処理基準はあくまでも3ナノグラムと、基準以下でデータは出ております。以上でございます。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 今飛灰とか焼却灰なんかお聞きしたわけですけども、今後はこれはダイオキシンの普通の煙突から出てくる排ガスの公表とともに飛灰なども公表していただけるということで考えてよろしいわけですか。

それと、先ほど言われてましたですね、施設内の作業環境内の測定ということでされてるわけです。私もそれが灰だというふうには思いませんけれども、バグフィルターの一番上まで1回上がらせていただいたことがございます。そして向こうの中の作業、橋本課長補佐さんですか、バグフィルターのときにはたくさん何か言われてたけども、議員さんだれも見に来てくれはらへんかったということで言われてたわけですけども、一番上まで上がらせていただいたときに、おりてきましたらもう手が何か真っ黒になってたんですよ。この間はちょ

っと大井町の方に行かしていただいたときには、それぞれのところに掃除機を置いておられて、それダクトで全部掃除をするようにされてまして中の環境が非常によかったなという印象を持ちました。ここでは、この作業環境内、中での測定の数値はこのときの数字はどのようになっていたのかも一緒に教えていただきたいと思います。これ何カ所ぐらい、160万円ですので1回の測定で何カ所の測定をされてるわけですか。それも一緒に教えていただきたいと思います。

議 長 環境部長！

環境部長 作業環境の、細かい箇所数等についてはちょっと資料を持ち合わせておりませんが、申しわけございませんが、データは作業環境は0.58ピコグラムでございます。それから、バグの上まで上がると真っ黒になったというその対策につきましては、バグフィルターを設置いたしましたときに職員の健康管理のためにエアシャワーというのをつけて出入りの際に除去するという方式を導入しておりますので、施設内の掃除の点についてはまた注意しておきたいと思います。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 それでは3番目の質問に移らしていただきたいと思います。

広陵町内の幹線道路というのは、広陵町だけじゃなくて河合町からとか、また高田の方とかいうふうな形でずっと伸びてきてるわけですが、それぞれが同じ中和幹線の方でも八木の方でしたら確かに50キロという制限速度がされてるわけです。それがなぜ広陵町の方では60キロの一般の一番最高の速度になっているのか。それと、また河合町なんかの方から来ると急に広陵町の方は、河合町は50キロなのに広陵町は60キロになると。これについては担当の方の方にもお聞きしまして、警察の方の方と同席されたときには何回も言ってるんだと。もう言うのが嫌になるほど、もうあかんのかなと思って実際にはあきらめが半分あるんですというふうなことで言われていたわけですが、実際に本当にこの間警察の方に行きまして話をしますと、キロ制限をしてその影響を受けるのはほかの方々ではなくて広陵町内の人ですよということを言われたわけです。ということは広陵町の人たちが本当にそういう速度制限が必要だということで考えてるということできちっと要請をしていただいたら、これはまた警察の方も考え直すということができるんじゃないかなというふうに思いますので、方法を考えていただきたいなというふうに思います。

それと、住宅内の危険な箇所なんですけれども、今まで注意を喚起する意味で確かに破線をずっと引いておられるところがたくさんあったんです。ところが、その破線が消えてきた

のにそこをもう一回塗り直してくださいということでお願いをしましたら、町の担当の方は、それは警察の方からとめられてるんだと。破線については塗り直さないでほしいということ言われてますということ言われたわけです。この間、警察の方に行ったときに、それもお伺いしたわけですが、そういう指導をしたことは一度もありませんということ言われてました。これは交通課長の藤村警部がそういうふうにご答弁をされておりました。そういう破線とか注意標識というのは道路管理者の方々が考えていただいてつけていただくことについて、警察の方はそれに対して文句を言うとかいうふうなことはしませんということおっしゃっていただきましたので、ぜひともそういう注意標識につきましてはもう一度やり直していただきたいなというふうに思います。

それと先ほどもお願いしましたが、住宅内の速度制限。一般住宅内ですのでそんなに60キロで飛ばすということはずないわけですが、実際には何とか速度の表示はないわけです。一般道路じゃないですので、生活道路でいつ子供が飛び出してくるか、そんなことがわからないような状態の中でやはり速度制限というのは必要なんではないかなというふうに思います。町長の方も人に優しいまちづくりをということで言われておりますので、特にこのことにつきましてはそれぞれの自治会が、自治会が要らないと言ってるのにやるということにはならないと思うわけですが、自治会の方はそれぞれ相談していただいて、必要だと自治会の方が言われるところについてはきちっとそういう形で守っていただけるような指導をしていただきたいなというふうに思うんですけど、これについてはいかがでしょうか。

議 長 総務部長！

総務部長 幹線道路の各市町村を通る速度制限というのは、これは先ほど町長もお答えいたしましたように実際に違うわけです。この速度制限を設定するときの状況というのがいわゆる人の動き、流れといいますか、それと車の通行量あるいはその道路形態、いろいろな条件があって適切な速度だという警察の見解のもとに設定されているわけです。ところが状況は、やはり家が立て込んでくると状況が変わります。一変すると思います。その辺の状況についてこちらの方へ自治会等からの要望等は聞いておりませんが、今おっしゃっていただいたように必要なことであれば当然対処していきたいと思っておりますので、十分警察の方とも協議をしたいと、かように思います。

それから住宅内の速度制限、片岡議員さんも免許をお持ちでもう大分なれておられると思うんですが、やはりどういう状況にあるかもわからないということをお予測して運転をすると

というのは、これは運転者のマナーです。ですから、住宅内を走る場合には飛び出しはいつあるかわからないというのを予測して走るというのがまず運転者としての心得だと思います。それだけでは事故はなくなるというのはよくわかりますが、むやみに標識を立てるとかえって標識が邪魔になったというケースもございますので、その辺も状況に応じた対処をしていきたいというふうに考えています。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 今状況に応じた対処をしていきたいというふうにおっしゃってるわけですが、特に自治会の方からも多分要望がこれは出ていたことだと思うんですが、清掃センターの前のところです、清掃センターを出てきたとこの前のところの破線がほとんど消えかけていると。特にあそこは3丁目が入居が始まったときには特に非常に交通事故が多かったし、今でも交通事故がこの間も2件ほどあったという場所なんです。だからそういうふうに危険な箇所というのは、確かに地元の方々が走っておられることもありますけども、あそこは両側に歩道がついている結構通り抜けようと思えば通り抜けられる箇所ですので、ほかのところの方々も入ってこられる場所なわけです。そしてまた清掃センターの方に品物を持っていかれる車もたくさん通るといふ箇所なわけです。だからそういうふうな特に危ないところにつきましては早急に対処していただきますようによろしくお願いをいたします。

議 長 総務部長！

総務部長 今場所を指定されてのご質問でございます。清掃センターのところの道路は、私も清掃センターの方へ勤務してたことありますのでよくわかっております。あその交差点というのは安全確認がなかなかしにくい交差点ですので、その状況もわかっておりますし、今現在の破線の状態も現場を見ておりますので、この辺は対処していきたいと思います。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 学校の完全週5日制に対する対応の問題なわけですが、非常に学校の方でも配慮していただいて頑張ってきておられるなというふうには思うわけです。ただ、やはり子供さんが今度土曜日をずっと休みになった場合に、親御さんがどうしても今の仕事の実情からいいまして土曜日は休みという、完全に休みになるということは非常に難しいことなわけですね。月2回休みがあればいい方だというふうに、今のサラリーマンの実情ではないかなというふうに思います。それで先ほどから公民館とか体育館の有効の利用ということで休日を変更を考えてるというふうにおっしゃってくださってたわけですが、具体的に何曜日をどういうふうにしようとされてるのかということです。

それと、建物的にあるという形じゃなくて、子供さんがまたそういうところに1人で遊びに行けるというものでもありませんので、そういうクラブ的なものとか、やはり指導員の問題が重要なのではないかなというふうに思うわけです。これは近くの大学のお兄さんがやっていただけるとか、スポーツの指導者をしていただけるとか、また社会教育の経験者の方々のお力をお借りするとか、また老人会の方々が昔こういう遊びをしたんだというふうなことを子供さんに教えていただけるとか、そういったことがいろいろなことが考えられると思うわけですが、これに対して具体的にお考えでしたら教えていただきたいというふうに思います。

議 長 教育長！

教育長 ただいまのご質問でございますが、公民館、体育館につきましては、従来は祭日と土曜日と例えば重なった場合は祭日の日は休みにしておったわけです。それを今度は祭日もあけるということでございますので、土曜日はあいているというようにご理解いただきたいと思えます。ただ、ここで誤解のないようお願いしておきたいんですけれども、平成4年のときに月1回の週休日がありました。それから、平成7年から2回になりました。そして今回から全面ということになったわけで、広陵町では特にそういう手だてはなかったと思うんですけれども、この平成4年度、7年度に1回ないし2回になったときに他町村において、その受け皿を考えられたところ幾つかの市町村がございます。そのときは線香花火のような形になってしまったという経験も聞いております。したがって、余り受け皿といいますか、そういうことを大層に考え大ぶろしきを広げますと開店休業になってしまう心配も、過去の経験からあると思えます。

したがって、先ほど町長のご答弁にもありましたように、指導者等の問題についてはやはりその時点に希望なりそういうニーズに応じた方法で考えていかなければならないと。今大きな受け皿をつくるのが、むしろ線香花火的になってしまう、開店休業になってしまうも困りますので、その辺をよく見きわめた上でやっぱり実施していかなければならないと、このように考えております。

議 長 3番、片岡君！

3番議員 別に具体的にという形では今なくて、そのときそのときに応じてニーズに応じて考えていかれるというふうに、今現在ではそういう形だということですね。わかりました。

そしたら、児童育成クラブの方でもやはり土曜日に対する対応というのは大変頑張っていかなければいけない形になるわけですが、ただ児童育成クラブの保護士さんというん

ですか、指導員さんというんですか、そういう方々が話をお伺いしたときに、私たちの身分的に非常に何か低いように思うというふうなことをよく言われるわけです。例えば賃金的なものにしましても、保育園のパートさんとの賃金の格差であるとか、そういうことで何かそちらの、またいろいろな要望というのを出してるんですけども、町の方からはほとんど返事がないというふうな言い方もされてるわけです。それで今具体的に育成クラブの方の児童受取措置費ですか、措置費については園舎のクラブの方で受け取りをされてますよね。それを振り込みにしてほしいということで、指導員さん余りお金を扱うということについては、いろいろ問題が出てくる危険性もあるので振り込みを体制をつくってほしいということ言われてたんですけども、それについてもなかなか前向きに検討していただけないようだというふうに言われてるんですけども、そのところを、待遇を軽視されてるというのはその指導員さんの受け取り方はいろいろあるだろうとは思いますが、そういうことを考えざるを得ないような状況が本当にあるのかどうか。

それとまた、支払いの振り込みの問題です。両方お聞かせください。

議 長 健康福祉部長！

健康福祉部長 まず、ちょっと誇張的なことがございますので現実を申し上げます。

指導員さんのおっしゃっておられます待遇改善、このことにつきましては募集の段階で待遇をはっきりと明示をして募集して、応募をしていただいております。そこで一たん指導員という職についていただいて安いの高いのということを、現実はお話としては伝わってきておりません。

それと保育料の振り込みのことにしましては、確かにご父兄の方が児童に対してお金を持って歩かせるということについては不安があるということの内容は耳にしております。しかし、自動振替をした場合に保育料としての収入をするべき分、それと児童育成クラブのクラブの中でのおやつとかあるいは学習材料とかいう材料費という形でクラブの方に使われるお金と両方含めた金額を徴収されますので、その分だけ保育料の分だけを口座振替という形で自振をしましても、お金で現金徴収するという部分が残るわけです。クラブの方としては、そういうことを踏まえまして、指導員さんとの内容で両方どうしたらいいのかということの内容は説明をして指導員さんの方はわかっているという内容です。指導員さんの方のお話としては、父兄の方からのお話としてこういうふうなことを聞いているというふうな内容を承っております。

それと、公金ですべて受けて管理をするということになりますと、受け皿がないわけです。

歳入歳出が現金という形で、受けるにしても性質上受けるものではございませんので、その点の内容を今どうしたらいいのかということでの検討を進めております。したがって、なかなか答えくれはらへんねんということは父兄の方から言うてはりませと、そのお話は聞いております。指導員の方々と今個々の面接をさせていただいております、改善の要望、施設はどうやとかあるいはこれはこうやとか不満を述べておられる指導員の方もたくさんおられます。しかし、指導員という職責についた以上、目的である子供に対しての適切な遊びの場及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とするんだという原点に戻って頑張っていたきたいというふうをお願いをしているのが現実でございます。

そして賃金のことを少しおっしゃいましたけども、13年度と比べまして14年度は、ほかのパートさんとの比較をも考えて若干の引き上げはなされております。これは予算の中で計上できておりますので、14年度からは新賃金体制での対応となります。そんな大きな引き上げではございませんけれども、今のこの雇用状況の中で引き上げということになっておりますので、その点は十二分にご理解をいただきたいと思っております。終わります。

議 長 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

これにて本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 5 : 30 散会)

平成14年3月22日広陵町議会
第1回定例会会議録（最終日）

平成14年3月22日広陵町議会第1回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	7番	吉田信弘
8番	中山正	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

6番 角谷静作

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山惠俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	健康福祉部長	大西利実
住民生活部長	野村完治	環境部長	山村吉由
環境部参与	中尾寛	都市整備部長	吉村正勝
水道局長	中尾勝	教育委員会事務局長	竹田健次
施設管理サービス公社常務理事	竹嶋昇		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局 長 西 辻 眞 治

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:18開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1 議案第 2号	町の区域の変更について
議案第 3号	広陵町新清掃施設建設基金条例の制定について
議案第 4号	広陵町用地取得事業特別会計条例の制定について
議案第 5号	町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について
議案第 7号	住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第 8号	政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについて
議案第 9号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
議案第10号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
議案第11号	特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについて
議案第12号	広陵町奨学基金条例の一部を改正することについて
議案第13号	広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについて
議案第19号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第8号)
議案第21号	平成14年度広陵町一般会計予算
議案第27号	平成14年度広陵町学校給食特別会計予算
2 議案第 6号	広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について
議案第14号	広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについて

- 議案第15号 広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについて
- 議案第16号 広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについて
- 議案第22号 平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算
- 議案第23号 平成14年度広陵町老人保健特別会計予算
- 議案第24号 平成14年度広陵町介護保険特別会計予算
- 議案第26号 平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算
- 議案第28号 平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算
- 議案第29号 平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算
- 3 議案第17号 広陵町下水道条例の一部を改正することについて
- 議案第18号 広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて
- 議案第20号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算
- 議案第30号 平成14年度広陵町水道事業会計予算
- 議案第31号 広陵町立真美ヶ丘第二小学校増設工事に伴う工事請負契約の締結について
- 4 議案第32号 平成13年度広陵町一般会計補正予算（第9号）
- 5 議員提出議案議案第1号 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書について

議長 まず日程1番、議案第2号、3号、4号、5号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、19号、21号及び27号を議題とします。

本案について、総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、笹井君！

総務文教委員長 おはようございます。

ただいまから総務文教委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会は、さきの本会議において付託されました14の議案につきまして、14日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第2号、町の区域の変更については、何ら異議なく全員一致で原案どおり

可決すべきものと決しました。

なお、隣接地で平成15年4月開校予定の大学については、正式な要請があれば詳細について協議していく考えであることを伺いました。

次に議案第3号、広陵町新清掃施設建設基金条例の制定については、RDF施設、焼却施設の積算根拠や発注方法の研究状況などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、広陵町用地取得事業特別会計条例の制定については、用地候補地を選択した根拠、農地区画整理について今後の研究の進め方などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第5号、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定については、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第8号、政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについては、なぜ額面金額の総額を公表する必要がなくなったのかを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについては、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについては、現状では育児休業が1名、介護休業が過去に1名で、今はないこと、また今後も働きやすい職場を目指していることを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正することについては、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第12号、広陵町奨学基金条例の一部を改正することについては、奨学制度の充実のための考え方を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第13号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについては、何ら異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第19号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第8号）であります。計画整備協力金の内容やし尿処理費の補てん金減額に係り、御所市清掃センター竣工後の町対

応について説明を受けたところであります。

次に議案第21号、平成14年度広陵町一般会計予算であります。町長が施政方針で述べられたように、町の最重要課題となっている新しい清掃施設の建設問題、町長の町政ビジョンである「人にやさしい」、「人がやさしい」まちづくりなどの来年度以降の町の方向を示すものであり、提出していただいた資料とともに細部まで慎重に審査したところであります。

全体としては、現状の厳しい経済状態を踏まえ経常的経費を昨年度に比べ原則10%カットを行い、清掃施設建設以外の公共事業については、必要最小限のものに厳選する予算編成の詳細にわたる内容などを伺ったところであります。

まず歳入面であります。固定資産税の滞納処理については、大口の滞納は差し押さえなどで対応し、経済情勢が厳しい現状ではあるが、今後も税の確保に努力することを伺いました。

また、サン・ワークのレストランについては、今専門家に相談しているが、業種も含めて検討したいこと、課題としては特に家賃が問題となっているが、今すぐの値上げはグリーンパレス・さわやかホールへの影響もあるので、さまざまな角度から慎重に検討を加えていきたいなど、詳しい説明をいただいたところであります。

また、箸尾駅前駐車場使用料については、年間経費が120万円であり、利用促進のPRもしていきたいとの考えを伺いました。

次に、歳出面につきましては、細部にわたってその必要性、効果などをお聞きしたところであります。審査の一端を申し述べますと、児童育成クラブ指導員の賃金に関しては18名分で、経験者は1時間40円の増、1年未満の方は1時間30円増と、少しではあるが待遇改善をしていることを伺いました。

また、靴下産業補助金については、11年、12年、13年と3年間にわたる国の補助金が14年度から補助対象でなくなるが、引き続き町単独でこの事業に対して500万円の補助金を継続するものであることを伺いました。

また、広陵町役場サービスカウンター設置に伴う人員配置、人にやさしいまちづくり推進事業の内容など、新規の事業について詳細に伺ったところであります。一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

最後に議案第27号、平成14年度広陵町学校給食特別会計予算については、地場産の野菜使用についての問題点、今後正規職員からパート職にすべてをかえていく考えはなく、状況

に応じた対応をしていきたいとの考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で簡単ではありますが、総務文教委員会の審査結果の報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第2号、町の区域の変更についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第2号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第2号は原案どおり可決されました。

次に議案第3号、広陵町新清掃施設建設基金条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第3号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第3号は原案どおり可決されました。

次に議案第4号、広陵町用地取得事業特別会計条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第4号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第4号は原案どおり可決されました。

次に議案第5号、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第5号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第5号は原案どおり可決されました。

次に議案第7号、住居表示の支号の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第7号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

次に議案第8号、政治倫理の確立のための広陵町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第8号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

次に議案第9号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 賛成をさせていただきますが、1つだけ意見を加えたいと思います。

せっかくこのような制度で職員さんが働きやすいような体制で充実されていくわけなんですけれども、介護休暇についても過去1回だけの利用だったということで、ぜひ職員さんがこのような制度を安心して利用できるような周知徹底等を考えていただきたいということを意見として加えまして、賛成をいたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかにないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第9号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

次に議案第10号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第10号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

次に議案第11号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第11号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

次に議案第12号、広陵町奨学基金条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第12号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第12号は原案どおり可決されました。

次に議案第13号、広陵町手数料徴収条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第13号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第13号は原案どおり可決されました。

次に議案第19号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第19号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

次に議案第21号、平成14年度広陵町一般会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

痛みに耐えれば光明が見出されるという小泉内閣が唱えてきた構造改革は国民の激痛をもたらし、日本経済を破綻させるものであることがいよいよ明らかになってきました。完全失業率は5.5%を超え、国民の生活は深刻です。不良債権処理も中小企業に直接影響が及ぶ段階に至っています。信用金庫、信用組合の破綻は去年1年間で46件と、地域の金融機関が幾つも破綻する異常事態は中小企業を資金ショートの危機に直面させ、地域経済を根底から脅かしています。広陵町でも町民税の中で、とりわけ法人税の税収見込みは昨年比81.6%と大きく落ち込み、地域経済がますます深刻になることを予測しています。こうした小泉改革による失業、倒産の増大、生活悪化が国民の所得、消費を落ち込ませ、さらに物が売れないことによる物価の下落と生活の落ち込みを招くというデフレスパイラルに直面させています。この打開のためには、国民の懐を暖める需要対策、日本共産党が提案する日本改革の方向しかないことがますます浮き彫りになっています。このような不況を引き起こした引き金となった消費税の増税について、消費税を引き下げる方向で今こそ見直すことがますます重大になっていますが、平岡町長を初め理事者は、この消費税についての意見は引き続き一致できません。この点を反対の1点とします。

地方交付税が大幅に削減される中で、地方6団体や国民運動の中で地方交付税削減反対を明確にし闘った結果、臨時財政対策債という形ではありますが、措置されることになりました。消費税について、地方としても真剣にその是非を検討すべきであります。政府は、地方交付税削減を一層強引に推し進め、強引に市町村合併を進めようとしています。このような

地方自治を根幹から踏みにじる政府のやり方にもきっぱりとした態度が必要です。地方分権が進められる中、このように地方自治体が住民とともに政府に意見を明確に主張し、要望していくことが一層強く求められるものであります。

反対の2点目が、同和予算に600万円を超える税金を投入していることであります。具体的な一例を申しますと、企画の方の中では、部落解放研究大会第36回全国大会、鹿児島で開かれる予定だそうです。これに2人分として13万6,000円の旅費、部落解放国民中央行動、東京で開かれる予定だそうです。これに15万2,100円、3人分です。このような、るるたくさんの大会、研究集会という名目の中で企画費だけでも162万円の同和の予算となっているわけであります。

また教育の中では、常々指摘しておりますけれども、今回明細を見てみますと、県郡同和教育研究会負担金などの積算の根拠を見てみますと、1クラス500円の負担金の割当など、とんでもない割当の仕方、負担の仕方になっているわけであります。合計しまして600万円を超えるこのような予算として広陵町でも支出されているわけでありますが、予算だけの面ではなく、これに伴ってたくさん的人数の方が職員さんあるいは先生、保母さんが大会等に強制的に動員されるようなこんなやり方は大きく間違っているのは当然であります。

そして同和行政については、地対財特法が1997年に期限が切れまして、その後残務処理として5年間の延長が認められ、これも2001年で終了するものであります。2001年11月20日の参議院文教科学委員会では、同和教育について我が党の質問に対して遠山文部科学大臣は、同和教育の廃止について、各都道府県を対象とした課長会議等を通じてその周知徹底を図っていると答弁していますが、広陵町では前年と変わらず同和教育推進の予算をこのようにとっていることは国の施策にも反し、重大な問題であります。このような同和予算について明確に反対をしたいと思います。

次に意見として何点か加えたいと思います。

まず第1に、国旗についてであります。

平岡町長になって急に国旗が町の施設のすべてに掲揚されるようになり、予算も国旗30枚の購入費、図書館のポール設置費があるわけですがけれども、国歌君が代についての対応は、個人の思想信条、内心の自由にかかわる根本的な問題であります。強要できないことを深く認識していただきたいと思います。

2つ目が、合併について議論する50人会議や都市計画マスタープランについて、とりわけ町民に大きな影響をもたらすものであります。町民参加は不可欠でございます。公募によ

る町民参加を実施していただきたいことを強く要望をしておきたいと思います。

3つ目が、学童保育についてであります。

改善を重ねていただいていることは高く評価いたしますが、小泉内閣の補正予算の中でも、4年生以上の学童保育の推進を大きく掲げております。住民からの強い要望もあり、早急に検討していただくことを強く要望をしておきたいと思います。

4点目、清掃センターについての問題であります。

12月議会の中でも、誠実に事実を町民の方にお知らせして、その上で信頼関係を築き、その信頼関係こそが解決の近道であることを指摘し、議会が終わりましたから、町長を初め助役、収入役、そして部長さんたち、あるいは議長、議会議員の皆さんに要望書あるいは資料をお渡ししたところではありますが、そのようなお願いを要望したにもかかわらず、従前のままのやり方が3カ月たったこの3月議会でもやられているのが明らかになったわけであり、問題点が一層鮮明になる中で、引き続き町民だましのやり方を続けています。これでは解決できないことは明白であります。町民の心はますます離れていきます。正確な情報を提供し、誠実な対応で早期の解決を図るべきであります。その点についても強く意見を主張して、反対の討論を終わらしていただきます。

議 長 ほかにありませんか。 2番、小原君！

2番議員 賛成の立場で討論をいたします。平成14年度一般会計当初予算について、賛成の立場で討論いたします。

日本の経済は、景気悪化でデフレスパイラルが懸念され、経済危機がささやかれるきょう、町内産業も見渡しましても依然として厳しい状況であることはご承知のとおりであります。今後も産業の空洞化、少子化の進展などに伴い、かつてのような右肩上がりの経済成長は期待できないものと考えております。

21世紀は地方の時代と言われる中でも厳しい財政状況にも変わりなく、このような中で平成14年度の予算編成では徹底した経費の効率化を図り、前年度よりマイナス13億5,000万円減の超緊縮予算となったという説明を受けております。予算内容につきましても、委員会の中で詳細に審査したところであり、事業の必要性や今後の方針などもお聞きし、予算全体を見ましてもバランスのとれた予算であると考えております。

私の総括として、差別あるいは区分こころをきちんと、何でもかんでも差別差別という言葉で片づけるわけではなく、やはり差別ということと区分ということがあろうかと思っております。これは人それぞれ人権の問題がありまして、それぞれの節度のところで、やはり自分がしっ

かりと考えていくべきものと考えております。

ちょっと余分なことも言いましたけれども、賛成の立場で討論をいたしました。よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありませんか。 4番、寺前君！

4番議員 今の賛成討論ですけれども、一般会計の中身に入っているような賛成になかった。総論の部分で賛成されたということで、中身について非常に賛成の部分はどう理解して、私たちの反対討論とかみ合っているのかというのが理解できない内容だったわけでありまして。しかし、絶えずこの反対討論に対して公明党は具体的に、この後も話が出るだろうと思ひますので指摘しておきたいわけですが……。(1番議員「俺言うつもりない。」)言うつもりなかった。なかったら、おれ黙っとくで。(1番議員「ええや言うたらええや。」)絶えず共産党は具体的中身については賛成で評価する部分あるいは反対する部分があるけれども、予算全体に反対しているのであるからその中身についてとやかく言う筋合ひはない、こういう論法で、共産党は総論反対という立場は結局はすべてを否定するものだ、という議論をされています。しかし私たちは、予算というのが、国の予算も含めてそうですけれども、国民をどのように守るのか、あるいは広陵町民をどのように守るのかと、このことが最も重要であります。もちろん私たちは、地方自治体が置かれている立場をよく十分に理解しております。そういう点で、9割方理事者においても一致する部分が大半なわけですね。具体的な問題についての話はそこから出発しているわけですね。しかし、その姿勢は絶えず町民と、また県や国との駆け引きになっており、平岡町長のこの初めての予算においても、結局は町民の顔を向いた予算編成をするというその心構えが見当たらない、このことが大問題になるわけでありまして。つまり、国や県の言いなりになった予算編成を行う、このことを私たちが絶えず指摘した問題であり、またこれが保守という立場、私たちは保守という立場を悪いとは思っていません。もちろん共産党は保守とも共闘し、そして町民の利益にかなうものについては積極的に共闘を組んできた経過もあります。しかし、その立場を結局は切り捨てられない。要は、町民の立場を実行に移せない、これが限界であろうと思ひます。結局、現在の地方自治体の様相を見ますと、地方6団体あるいはまた各種団体においても、積極的に政府や国に対して反対の立場表明が続々されています。従来の自民党体制の流れは完全に崩れかかっている状況であります。こういう状況を、なお政治家が自民党体制という枠の中でしか物事を考え、そしてその枠の中でしか立場を強調できない、ここが問題だと私たちは思っています。

そういう点で公明党が、例えば昨年この13年度一般会計の予算のときにも思い出しますと、13年度予算を通すのは景気対策の最も近道だと、こういうこともおっしゃいました。ところが、これは決算委員会で述べる問題ですけれども、今振り返ってみると、13年度予算の流れは、共産党が指摘してきたような状況であります。何ら国民の消費を吸気し、経済を回復させる力になり得なかったというのも明らかであります。これは、事実が証明している問題です。こういう流れの中で、私たちが指摘した問題はやはり今も景気の最大の回復は消費を回復させる力強い予算編成を行わなければならない。ところが、結局は小泉内閣は構造改革と称し特殊法人の改革などと言っていますけれども、要は公共事業を見ても全体の流れは従来の手法を抜き切れない、結局口だけの改革、あるいは改革というのはみずからの利権を一層現在の流れに合わせる、そういう改革でしかすぎないというように思います。そういう流れに今公明党が乗っている、あるいは乗せられている、あるいはみずから国民の期待、福祉の党あるいは清潔な党という、その役割を捨て去っているのが現状ではないかということが明確になってきているものであります。

私たちは、このような国政の問題については、この点について公明党とは議論をするわけですけれども、町政の問題について一層具体的に町民の立場に立って、本来国政とどのように対決するのか、悪政に対してでありますけれども、どのように対決するのかという明確な立場があれば、一層保守、中道を問わず私たちは手を結んで、この広陵町民の命、暮らし、地方自治体を守る立場を貫くことができるだろうと思っています。そういう意味で、地方自治体が抱える予算の困難さは、90%職員や、また理事者と共通した部分があるにかかわらず、なぜ私たちがこの予算を反対するのかという立場は、先ほど松野議員が述べた点であります。こういう内容を含めて、反対討論とさせていただきます。

公明党の次の発言が全くわからない中で、従来の内容を予測して言ったわけですけれども、早とちりにならないことを祈っております。以上です。

議 長 1番、山田君！

1番議員 本来は、きょうは黙っとうかかなと。いつも共産党の反対討論を聞いていても、1つは国からの押しつけ、2つは同和行政、それから3つ目は消費税、これは共産党の当初予算の反対のパターンはこれです。それから、そこに付録、枝葉としては、今の言われたような国旗・国歌、それからマスタープラン、50人会議、それから学童保育、それから清掃センター問題、この4つを意見を言いながら反対されました。

しかし今寺前君が公明党のことをいろいろおっしゃいました。だが与党に入って、やはり

押しつけの予算だから、これは2割、3割自治といういろいろな国の流れの中でやむを得ない。本当は町長も、自分の思うたことをやりたいと思っはると思ひますけれども、やはりそうした体制の中ではやむを得ないのではないか。

また、自民党の体制と言われますけれども、やはり政権与党としてやむを得ないのではないかと。

それから同和行政の使い方、具体的には私も一番初めの松野さんが言われた同和行政の使い方については、研修へ福岡へ行くとか九州へ行くとか、この会議に行くとかというだけのことで、何がどうあかんのかということがわからないわけでありす。

それから国旗・国歌であります。

先日も、消防団の出初め式へ行きました。そのときにある団員さんが私に、あの寺前さんと松野さん、いわゆる共産党さんはどうして国旗・国歌のときは立たないで、あんなに座ってはるんですかと。壇上におられる今井さんは立たれるんですが、どうしてですかと。それは、あの人は国旗・国歌に反対されるからでしょうと。けども、小学校とか中学校の卒業式、入学式のときに、国歌君が代を歌われたときにあの人も座ってはるんですが、あれは生徒側から見たらおかしいのではないかなと。私たちも、子供から見れば、私も座っててもいいのではないかなという思いが起こるのではないですかと、その消防団のある人が私に言われました。私は全くその辺については気がつかなかった。というのは、この人は、初めから私たちは共産党だから初めから座るもんだと思っはると思ひますけれども、子供から見たら、この人共産党なのか何やわからんわけですわ。ですから、こんな人ら来賓にして招待して来られてのに、そして座っておられるだけ。これはやはりおかしいのではないかと、子供から見たらおかしいのではないか、そうするなら来ない方がましではないかと、教育上。僕が言うてるんじゃないんですよ。その消防団の団員の方が言われたんですから、そのままお伝えしてらんです。ですから、ある儀式ですから、その団員さんは、儀式としてやはり国歌君が代を歌うときはやはり立ってほしいと、そういう要望もあつたわけですから、それをここであなたが言われたから、国旗・国歌の話が出たから、私が町民の声をこの本会議場で町民の皆さんに教えることが必要ではないかと思ひますので、ご理解いただきたいと思ひます、それで何か反論があれば。

それから、清掃センター問題について。この総務委員会の議案第4号、そして第3号については、こうした清掃センター問題について、こうして松野さんも賛成されてるわけです。清掃センターの問題については住民の大きな期待もかかるし、早く建ててほしい、そして一

日も早く清掃センターの解決に向かってやってほしいということで、今回の予算はこうした条例もつくり、予算もつけて、一步一步前進されています。何を反対することが、意見を付けることがあろうかと私は思います。

それから、学童保育についてであります。

4年から6年の年齢を引き上げてほしいと。そんなん全部やったらいいわけで、やはり予算的なこともあるだろう。やはりこの辺でストップしてほしい、この辺で予算をつけてほしいというのであります。権利ばかり主張することは幾らでもできますけれども、やはり義務も果たすことが必要ではないかと思っておりますのでね。だから全体から見たら、やはり何も反対のための反対、そのとおりなんです。そこに反対という柱があって、そこに枝葉をつけて、ただ反対するだけのこのいつものパターンの反対討論ではないかと思っておりますので、何も私はこういう厳しい状況の中で、やはりこの予算についてはいろんな100%いいとは思いませんけれども、やはりてんびんをかけるならば賛成せざるを得ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。 3番、片岡君！

3番議員 今賛成討論がありましたので、反対の立場で討論させていただきます。

今、山田議員の方から、今までのパターンとして共産党の反対のパターンっていうのは一応決まっているんだというふうな言い方でもされてるわけですが、でも1つには同和予算につきましては、同和の終結宣言がされて一般の予算に移行していかうということで、全国的にもまた政府の方針の方でもそういうふうになってきているわけですから、これにつきましては今までとはまた事情的にも変わってきたということをよくご理解をいただきたいというふうに思います。

それに、先生が研修に行かれるということで、やっぱり学校の教育に対しての支障が出てくるとかいろんな問題がやはり出てきているというふうに思いますので、このところはもったい単に行けばいい、行くことに問題がないじゃないかということではなくって、学校の教育の面からもよく検討していただかなければいけない問題ではないかというふうに思います。

特に国旗・国歌の問題につきましては、今よく言われてきたわけですが、これは法制化はされましたけれども、個人に対して何ら拘束力とかということで決められたわけではございません。個人の思想信条の自由は憲法で保障されておりますし、これは守られているということをよくご存じなことだというふうに思います。

また町の行っております消防団とか、また各式典に対して町の議員がその式典に参加をして、町の本当に皆さんが頑張っておられる姿または子供さんたちが成長された姿を見せていただく、いろいろと助言とかまた今後の参考にさせていただくということは非常に必要なことでもありますし、大いに参加をさせていただいているところですが、それと国旗・国歌に対してその式典の私たちが座っていることがその式典を妨げるというふうな理解の仕方は難しい、そういうことに違和感を持たれるというふうなことではないというふうに理解しております。

また住民の方々からも、やはり国旗・国歌につきましては、先ほどは山田議員の方は立たないのはだれかということで住民の方からも意見が出てると言われておりましたけれども、反対にほかの方々からはやはり自分も国旗・国歌に対してはいろんな意見を、異論を持っている、その中でやはり町議員がその中で表立って座っているということに対しては非常に勇気づけられるし、やはり一つの子供さんが国旗・国歌を考える中での討論の場となる、そういう資料の一つの資料となるのではないかと、そういうふうに思います。

それからまた清掃センターの問題でございますけれども、先ほどから確かに個々の問題につきましては基金の問題につきましても、また住民への地域の方々との話し合いの問題につきましても、一日も早く着実に進めていただかなければならないのは当然のことなんですけれども、ただそれに対しての町の姿勢の問題、それは一般質問でも申し上げましたし、本当に事実を正確に町民の方々に知らしていただく、その中でいかに住民の方々が討論をきちんとしていただいて理解をしていただくかということが必要だというふうに思いますので、そういうことで意見をつけさせていただいたということでございます。

今回のこの予算全体につきまして、確かに国の方から交付税が削減をされて、非常に厳しい予算の中で職員の方々が大変な努力をしてくださった中での予算だということは理解はしておりますが、してるわけですが、ところがやはりこの国の予算に対しまして、ただ受け身の予算だというふうに評価せざるを得ないのではないかなと。確かに町村会とか奈良県からで、県としての国の方に対して要望というのは一応上げていただいているわけですが、やはり広陵町として独自に広陵町は本当にこうなんだということで、個々のところから声を上げていく、国の方針が間違っていたら一番末端のところから声を上げていくということがどうしても必要なんじゃないかと思うんですけれども、そういうところが見当たらないということで、反対をさせていただきます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論をこれにて打ち切ります。

本案については反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第21号を原案どおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第21号は原案どおり可決されました。

次に議案第27号、平成14年度広陵町学校給食特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番、片岡君。

3番議員 意見をつけまして賛成させていただきたいと思います。

この学校給食の問題、学校給食だけではなくて、今日本の食糧の問題というのは非常に危機的な状況があります。遺伝子の組み換え野菜とか、また外国からの輸入の農産物が非常に入ってきた中での残留農薬の問題とか、そういうふうに食糧の問題については非常に危険というのが危惧されているわけですが、その中で小さい子供さんがいかに安全な食べ物を口に入れることができるかということから言いますと、どうしても近くで目の届くところでとれた品物をできるだけ使っていただくということが非常に親御さんたちの安心にも、また食の安全にもつながっていくというふうに考えますので、地場産品の使用というのはもっと多く真剣に考えていただきたい、このように要望して賛成させていただきます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議案第27号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第27号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程2番、議案第6号、14号、15号、16号、22号、23号、24号、26号、28号及び29号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

厚生委員長 厚生委員会は、過日の本会議で付託されました10議案につきまして、3月15日委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

最初に、議案第6号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてであります。生活環境影響調査等に対する意見書提出の範囲は幅広くとらえていき、周知はあらゆる機会を通じ実施していく考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第14号、広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについては、延長保育料を今回条例化することになった理由、現在この延長保育を利用している方の人数などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第15号、広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについては、かしのき児童育成クラブの定員は5人で、現在在籍中の児童は3人であり、指導員は3人でローテーションにより常時2人が指導に当たっていること、また育成クラブの場所は学校でなければならぬとは考えておらず、公共施設を使って目的達成できることを基準に選択していく考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第16号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについては、業者に広陵町のどこのごみを集めるかリストを出すよう義務づけ、他市町からのごみは厳しくチェックして食いとめる考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算であります。担税能力低下による滞納の問題については、平成14年度の徴収率向上に努力していくこと、また加入者の高齢化が国保財政を圧迫していること、その他短期保険証の交付状況、未交付者の対策など詳細にわたって伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第23号、平成14年度広陵町老人保健特別会計予算については、高齢者の増加と高度医療の増加で国は医療改正が必要と考えていること、また現在の老人保健の窓口一部負担金は、病気をしない老人との公平性の面から一定の負担をお願いすることになることなどを伺いましたが、制度そのものに問題があるため反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に議案第24号、平成14年度広陵町介護保険特別会計予算については、介護保険の認定者555人のうち136が未利用者となっていること、また特別養護老人ホームは施設が

充足しているとはいいがたいが、国の施策であり現状の中で対応していく問題であることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第26号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算であります、トイレ、休憩所などの整備計画、墓地の管理の状況などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第28号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第29号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算については、土地購入の積算単価は周辺の公共事業を参考にしていること、起債の利率は上限が6.0%であることなどを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で厚生委員会の審査結果報告といたします。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第6号、広陵町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありますか。

5番、松野君！

5番議員 賛成いたしますが、1つ本会議のときにも質疑として質問させていただいていましたけども、施設についての合意を十分にとった上でアセスに入っていたいただきたいということを意見として加えまして、賛成といたします。

議 長 ほかにありますか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決します。

議案第6号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありますか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

次に議案第14号、広陵町保育の実施に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第14号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は原案どおり可決されました。

次に議案第15号、広陵町立児童育成クラブ条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番、松野君！

5番議員 賛成ですが、この施設については本会議の中で恒久的な移転だというふうにご説明いただきましたが、委員会等で中身が具体的になりましたけれども、宿直室での学童保育の実施ということで到底恒久的な施設とは思えないということで、今後早急に施設についても見直しをしていただかなければいけないと思いますので、そういう点の意見を加えまして賛成といたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決します。

議案第15号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案どおり可決されました。

次に議案第16号、広陵町廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第16号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第16号は原案どおり可決されました。

次に議案第22号、平成14年度広陵町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番、片岡君！

3番議員 反対の立場で討論させていただきます。

この国民健康保険は、保険制度を国民皆保険制度にするための、その中でも特に多くの方が入っておられて、またその構成といいますのもやっぱり高齢者が非常に多い、その中で財政的には非常に厳しいものがある。それはよくわかっております。ところが、やはりこの中で今回滞納者がやはりふえてきている。その中でも、お聞きしましたら、若年の滞納者がふえてきている。若い人たちが就職先もなくって、フリーターで保険料も払えなくってということで、そういう形がふえてきておられるというふうに、若年の方も非常にふえてきておられるというふうにも伺いました。この中で、本当に今までの1984年ぐらいから国庫の負担金が減りまして、そのときから比べますと平成12年度では町民1人当たりの保険税というのは2倍以上にも膨れ上がっています。こういう状態の中で、本当に払いたくても払えない人たちがいかに増加しているか、またぎりぎり払っておられても、本当に苦しい生活の中で保険料は払っているけれども年金まではとてもじゃないが手が回らないからということで、そういう苦しい選択をしておられるというところもたくさんございます。その中で、いかに病気になったときに安心して医療にかかれるか、このことを保障していくのが国民健康保険だと思うわけですが、ただここのこの国民健康保険では医療保障といいますか、医療に対する保障はあるわけですが、社会保険でされておりますような傷病手当、いわゆる生活保障というものが設置されていません。社会保険の場合でしたら、企業主の方が50%の負担をしてやっていくわけですが、その負担もない中で国民健康保険の料金というのは非常に、それに比べましても高い中で運営されているにもかかわらず、そういう保障が非常に社会保険から対しても内容的にも非常に低いものになっている。また、それは子供さんの

育児に対しての産前産後の社会保障での休業保障なんかも国民健康保険の方ではなされていないということ、これは広陵町だけができるってということだけではないと思うんですけど。ただ国民健康保険は広陵町独自で条例で変えていける部分っていうのがたくさんありますので、これはやはり住民の皆さんの生活をいかに支えていくかということを考えていただかなければならない中身だというふうに思います。今回の予算では、そういう内容的になっていなかったということで、反対をさせていただきます。

議 長 ほかにありませんか。 8番、中山君！

8番議員 反対者がありますので、私は賛成の立場で討論いたします。

12年度に国保税率の改正が行われましたが、国保会計は依然厳しい財政運営の中で、相互扶助の精神に立脚する社会保険制度である以上、被保険者の負担の公平を確保していくことは当然であると考えます。国、県に対し、いろんな要望をしていくことは非常に重要なことでもあります。これについては、以前から上部団体を通じて議論した案件を国へ要望を上げていただいていることを聞いております。今後も引き続き要望していただくことをお願いいたしまして、本件について賛成いたします。

議 長 5番、松野君！

5番議員 今、賛成討論の中で相互扶助の精神にのっとなって国保があるんだということですが、これは大きな誤りであります。この相互扶助の精神にのっとなってやられたのは旧法の中での話でありまして、新しい現在の国保法によりますと、これは憲法にのっとなって行われるものであり、憲法にのっとなって行われるということは皆保険ということに如実にあらわれているわけですが、国民の健康を保持するためということで、国保法の目的にも明確にうたっておりますので、これは相互扶助の精神の部分は、理事者も含め、また議員さんも含め、間違いを正しておいていただきたいというふうに思います。

そして、相次ぐ医療改悪の中で、大変医療費の負担が大きくてなかなか医者に行けないという方もふえているのが実態であります。この医療の問題で言えば、長野県の中では17町村でしたか、数の方ははっきり覚えておりませんが、例えば世帯主の方の国保の医療の分について老人医療と同じだけの手だてをしていくというような形の中で、医療費軽減等を町として施策の中に取り込む中で長野県の国保会計は健全な会計となっているというふうな新聞報道もありました。ですから、今この国保会計を健全運営していこうというためには、より一層予防活動、啓蒙活動、そして健診の充実等をするところこそが根本的な解決の道であります。そういう点を間違いを指摘いたしまして、より一層このヘルス21の健康21の推

進も含めまして、健全な会計が行われますように要望しておきたいと思います。

そして、この国保会計については、一般会計からの繰り入れも可能であるということも加えておきたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切ります。

本案については反対者がいますので、起立により採決します。

議案第22号を原案どおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第22号は原案どおり可決されました。

次に議案第23号、平成14年度広陵町老人保健特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番、片岡君！

3番議員 この老人保健というのは国の制度でありますので、町独自でどうということというのは内容的には非常に難しいわけですが、ただ高齢者の方の増加による社会保障関係予算の2002年度の自然増というのは、医療だけでも5、500億円に上るといふふうに見られています。小泉内閣は、この伸びを2、700億円でとどめるために、医療保険制度の改悪で保険による給付を大幅に圧縮して、国民に負担増等を押しつけようとしているところでございます。その被害を真っ先に受けるのは高齢者の方です。現在70歳以上の方のお年寄りの窓口負担は原則1割とされまして、2001年昨年1月までの定額制から定率制にかえられる、このようになりまして、大幅な負担は強いられてきたところでございます。

また今後、お年寄りの方の75歳までの方につきましては、これからも医療費の改悪が行われて非常な負担が見込まれていると、そういうふうな予定がされているところでございます。これに対して本当に今までのように国民健康保険の方の財政だけでできるのかどうか、そのところはとてもじゃないけども無理だといふふうに思います。これは、やはり国の方に要望していただいて、お年寄りに対してのそういう予算的な裏づけというものやはり国の方にきちんと要望していただかなければならないことだと思っております。これは、先ほども申し上げましたけども、町村議会とか町村会、地方会の方からは要望は一応してくださっている

わけですけども、やはり津々浦々からこういう小さな町からそういう声を出して直接国に上げていただく、こういうことが本当に町の姿勢を正していくとか、示していくことだと思いますので、そういうことが今回の予算にはなかったと、そういうことで反対をさせていただきます。

議長 ほかにありませんか。 1番、山田君！

1番議員 反対者がありますので、私は賛成の立場で討論いたします。

老人保健は国の制度であります。年々高齢化になる中で医療費が増加し、その負担が若年層に強いられてきているのが現状と聞いております。制度の安定の観点から、負担の公平はやむを得ないと考えております。また、医療費の削減の観点から、予防の医療として各教室を積極的に取り組んでいることを聞いております。今後も関係上部団体を通じて、次の世代に通用するシステムを目指すため、次の世代の通用する改革でなくてはならないため、医療の情報公開や予防医学の推進なども幅広く検討していただくため、国へ要望してきたことをお願いいたしまして、本案について賛成であります。

以上です。

議長 5番、松野君！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。

今、負担の公平ということでやむを得ないということなんですけれども、やはりこの負担の部分につきましては、国保の方で述べましたように大変な弱者に対する負担が大きいわけですから、公平がどういう形で公平とおっしゃっているのか、この点が大変問題であります。

老健につきましては、制度としてなっているわけですけども、やはりこれは国の負担をもっと充実させていくことが根本的な解決につながるわけです。これについては、町村会の議長会の方も要望されていると思いますが、町村会の方で資料で出させていただきました中では、医療についてのこのような国の負担への要望が残念ながらありませんでした。これは、やはり町民もともに問題点を明らかにしながら国の方に強く要望していくことが求められる一番重大な点であるというふうに思います。そこが解決されなければ、老人保健への拠出金として多額な負担がまたかかってくるということにもつながるわけであります。そして医療制度が高齢者医療がどんどん改悪されて、またさらに一層の改悪をされようとしているわけですけども、こういう点についても国の方に命にかかわる重大な改悪でありますから、町の方としても強く切実に要望していただくのが大変重要であります、なかなかそういう姿勢が明確に見えてこないという点も反対の大きな1点であります。

それからこの高齢者医療につきましては、先ほども言いましたが、各地域で独自の取り組みがあるわけです。この前行きました大井町、東京の方の大井町では、この視察の内容には入れておりませんでしたけれども、大井町の説明の中には、65歳からの老人医療としての町の方が負担をして援助をしているという状況が書かれておりました。ですからそういう形で町独自でも医療の改善に対応して町民を守る、命を守るという、このような姿勢はとれるわけですから、こういう点についても全く考慮していただけていないという点についても大きな問題であり、反対としたいと思います。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 これにて討論を打ち切ります。

本案については反対者がいますので、起立により採決いたします。

議案第23号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第23号は原案どおり可決されました。

次に議案第24号、平成14年度広陵町介護保険特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第24号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第24号は原案どおり可決されました。

次に議案第26号、平成14年度広陵町墓地事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第26号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第26号は原案どおり可決されました。

次に議案第28号、平成14年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第28号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第28号は原案どおり可決されました。

次に議案第29号、平成14年度広陵町用地取得事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第29号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:40 休憩)

(P.M. 1:35 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

議 長 次に、日程3番、議案第17号、18号、20号、25号、30号及び31号を議題とします。

本案について、産業建設副委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設副委員長、寺前君！

産業建設副委員長 委員長の代役として委員会報告をさせていただきます。

まず本委員会は、去る3月11日の本会議において付託されました6議案について、3月18日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず議案第17号、広陵町下水道条例の一部を改正することについては、今回新たに加えられたアンモニア性窒素、亜硫酸性窒素及び硫酸性窒素について、どういうものによって発生するのかを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第18号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについては、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、歳出で公共下水道建設費の工事請負費7,962万9,000円の減額理由と今後の計画について伺いました。また歳入の下水道建設費補助金4,400万円の減額は、歳出の工事請負費の減額に伴う措置である説明を受けました。関連質問として、中古住宅物件を購入した場合の下水道接続に対する助成金交付の考え方や対応また今後の方針等を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第25号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算については、歳出の下水道施設管理システム設計委託料の事業内容と今後のメンテナンスについての基本的な考えを伺いました。公共下水道建設費の前年度比較より減額になった理由は、工事が90%完了したためと聞いております。流域下水道維持管理市町村負担金と大和川流域下水道事業負担金についてであります。今後県に対し負担金の見直しの要望についての考え方や現在の実情等について伺いました。このことについては、当初人口計画も大幅に狂ってきている現状の中、将来料金の大幅値上げが心配されることからであります。関連質問として、入札制度改善についての来年度の取り組みの考え、また丸投げの実態と考えについて詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第30号、平成14年度広陵町水道事業会計予算であります。先行投資として井戸を1本掘削する予定で試掘し、費用は3年間で回収できること、大滝ダムの15年4月供用開始は県民に新たな料金の大幅な値上げをもたらす危険があること、また広陵町の料金改正の見直しの時期に当たること等を伺いました。有収率については、過去3年間漏水調査を実施して一定の成果を上げていること、ドレンの調査も引き続き行い、今後有収率を上げるための最善の努力をすることを聞きました。また毎回議論をしている給水分担金等を資本的収支に計上しているあり方について、今後の考えを聞きました。その他留保資金の貸し出

しについての考えや予算の中身について詳細に伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結については、今回の入札は19業者の参入で入札されましたが、今後もこのような形態で業者の選定方法を継続していく考えか、また大和設計事務所と随意契約をした理由を伺いました。関連質問として、以前極めて安価な落札価格のものがあつたが、今後最低制限価格を設ける考えはあるのかどうか、業者の官庁と民間の工事の比較と実態を伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のあつた真美ヶ丘第二小学校の当初の請負業者の契約状況と平成建設の会社の概要と工事实績の説明を受けていることを申し添えておきます。

以上、甚だ簡単であります、産業建設委員会の審査の結果報告といたします。以上。

議長 長 ありがとうございます。

ただいまの副委員長の報告に対し、各議案ごとに審議いたします。

まず議案第17号、広陵町下水道条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの副委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第17号は副委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

次に議案第18号、広陵町水道事業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの副委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第18号は副委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第18号は原案どおり可決されました。

次に議案第20号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

ただいまの副委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第20号は副委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

次に議案第25号、平成14年度広陵町下水道事業特別会計予算を議題とします。

ただいまの副委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番、寺前君!

4番議員 委員会をまとめさせていただいた立場上、私が出る機会がなかったことを非常に残念に思っております。この場をおかりいたしまして反対の討論をさせていただきたいと思うんです。

まず反対の討論は、例年どおりこの下水道事業会計に消費税が含まれているということがあります。これは一般会計等でも述べていますように、下水道というのがいかに不平等な税制であるかということ、また現在の不況打開のためにも消費税を減額させる、このような状況が市町村においても必要だ。広陵町においては特にその問題認識を深めていただいて、この解決に当たっていただく。山本議員の常時の話であれば、内税として扱っていただくことが常法だというように思います。いわゆる私たちは町の条例で強制的に消費税をとると、このことに対して広陵町の判断を仰いでいるということでもありますので、反対をしているものであります。日常的な消費税については、残念ながら私たちも正確に納税義務者として払わせていただいておりますので、つけ加えさせておいていただきたいと思います。この点についても、消費税に対する理事者の考え方が本当に町民と一体となってこの消費税をなくす、

その立場を明確にして運動を進めていく、このような立場が明確であれば、私たち自身はその自治体を守る首長の態度を支持し、そのことに対して支持することはやぶさかではないこともつけ加えておきたいと思うんです。つまり、町長が現実にこの消費税の制度に対する認識を町民及び県や国に対して正々堂々と述べることができ、また運動を町民とともに展開していくことであれば、私たちはこぞってこの矛盾の解決のために自治体一緒に取り組んでまいる決意を持っております。

さらに、下水道のところでは、私たち自身はかねて心配している点は、第2の水道会計になるおそれがあるということであります。現在、広陵町では流域下水道維持管理市町村負担金は1億6,400万円、そしていわゆる流域下水道事業負担金は毎年少なくなつて2,300万円強になっております。このことについて残念ながら町がその将来方向を明確に持っていないということが委員会で明らかになったわけですが、この点については絶えず明確に持ち、広陵町の下水道にかかわる将来設計がどのようにあるべきなのか、またこのことを認識して県や国に対して町の立場を明確に述べていく、これは重要だと思います。でなければ、結局受益者負担の原則という言葉に押し切られて住民負担が転嫁されてくる。この心配は遅かれ早かれ襲ってくる可能性のある問題であつて、いわば今の現状からいえば、加入されている方々にだまし討ちをするということになります。もしこのような事態があれば、現状、最初から私たちは心配をしているわけですが、このことによって加入を促進させ、そして加入が相当数終われば受益者負担の原則だといわんばかりの押しつけを行つてくるといふ、この論理には決してくみするものではありません。このことについても、やはり当初から議論を深めながら、国や県に対してその矛盾する先行投資の部分、あるいは人口計画の間違ひなどについては、当然今から県が負担すべきものは出してもらふ立場を明確にさせることが必要だということもあわせて追加しておきたいと思つています。

もう一つは、入札制度の問題であります。これは下水道にかかわる、予算上も工事請負費が出ているわけですので、14年度の入札にかかわる問題として質問をしたわけでありまして。そういう中で、14年度についての入札の条件等は管理課から説明を受けました。そしてまた、そのことに対して全力でやっけていただいていることも認めるところであります。しかし、残念ながら業者の実態として13年度の入札結果、現状から見ますと、相変わらず99%、98%の予定価格からの落札結果に終わっています。これは明らかに業者が企業努力によって競争原理が働いていない、このことを示しているものだと言わざるを得ません。そして、それは逆に言えば、談合の疑いを捨て切れない事態であります。このような事態を解決して

適正な価格に誘導していく行政の責務は、やはり残っていると云わざるを得ません。

そういう点で、下請業者の業者体質を強化して、他町村でも打ち勝てる業者の力を身につけるべきだという委員会での他の委員さんの意見もありました。そのとおりだと思います。そのためにも業者が下請との関係においては、来年度からは下請関係の書類契約を添付させる、あるいはまた大阪府が行ったような、下請に対する領収書を取りつける。このことについては小さなところについては行っていない、3,000万円以上については来年度からの問題として考えているという答弁があったかのように思いますけれども、このような状況において、やはり適正な競争を行ってもらうためにも、業者自身のみずからの力をつけていく指導を強めなければならないと思います。これは残念ながら指導という言葉を使わざるを得ないわけですが、今の現状では業者がまだ公共事業請負の現状を一般民間企業から比較すると甘えているという現状を指摘せざるを得ない。そして、それはみずから墓穴を掘るということになりかねないということを行政自身が業者の方々に指導し、また現状の説明を行うべき責務があろうというように思うわけであります。

適正な競争入札によって、本当に現状の予算、苦しい予算の中で一層財源を浮かしていく、それを一般行政に還元させる。還元させるという言葉もおかしいわけですが、使っていく道が開かれるわけですから、そのことによる財源によって、福祉や、また広陵町の身近な予算に使っていただくことが必要だというように思っているわけであります。そういうような立場から、共産党はこの入札制度についても、一貫して行政の一層の努力を要請し、お願いしているところであります。

以上、下水道事業特別会計については意見をつけて反対をさせていただきたいと思っております。

議 長 ほかに討論ありませんか。 13番、山本悦雄君！

13番議員 本案に反対者がおりますので、私は賛成の立場で討論いたしたいと思っております。

先ほど寺前議員から、私の名前を挙げて、確かに名前を挙げて言っていたこととありますが、賛成討論するものを予測されていたんじゃないかということとありますが、

内税であればいいと、外税であって、それを条例で取るからぐあいが悪いんだと、反対だということとありますが。これは非常に税法を理解されていないんじゃないかなと思うんです。これは、消費税というのは、内税でしょうが外税でしょうが、これはどちらでもよろしいよと。ただし当時、消費税というものを国民の皆様に認識していただくために、国が消費税は外税でやるのが望ましいという形で誘導したわけであります。ですから、大半のところは外税でやったということとありますが。非常に形式論のこととありますが。実質的には

何ら変わりのないことをございますが、そういうことで反対をされておるということをございます。

下水道の入札、落札の制度も含めて反対の……。 (4番議員「いや、それは反対じゃない。」) ことを言っておられますけれども、これはこれとして入札、落札については別のことで、当然これを下水道でおっしゃるんなら一般会計でも当然これは上げていって、あこにも当然あるわけをございますから、当然上げてされるべきだと思います。

大和川流域下水道の維持管理市町村負担金、我々が見ても非常に高いなという感じは受けるわけをございます。またあるいは大和川流域下水道事業のこういう資金については非常に高いと感じますけれども、やはりそれはそれとしての見直しの要求は、これは県の方へ常にやっていただいて協議をしていただくのは当然のことだと思いますが、現在その協議の中で決まった金額を予算化されるのは、これは当然のことであるということで、私はそう考えるわけをございます。

そういうことで、何らこの予算を見まして反対する理由はないと。当然また消費税につきましても、入った方と出ていく方、両方ともございますが、これは消費税決算で約1,300万円は、これは還付を受けておられると。それが予算で雑入で予算化されておるということをございますので、何ら反対する理由はないということで、賛成の討論いたします。

議 長 5番、松野君!

5番議員 消費税の問題なんですけれども、外税で5%取るということは、やはり消費税に賛同しているという取り方がなされるという分があるんです。そういう部分では、消費税に対する姿勢の一環であるというふうに言わざるを得ないわけです。そして、水道会計が大変厳しくなってきたときに、消費税を取っていなければ、そういう形で明確にして取らなければ、その分について一般会計からの繰り入れだとか、いろいろなまた知恵が浮かんでくるというふうに思います。そういう点につきまして、やはりこの消費税が住民に対してどのような負担を強いているのかということをおこししっかりと考えていただくべき時期でもありますので、条例の中で5%ということをおっきりと言っているこの下水道につきましては、反対をいたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切ります。

本案については反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第25号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。よって議案第25号は原案どおり可決されました。

次に議案第30号、平成14年度広陵町水道事業会計予算を議題とします。

ただいまの副委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番、寺前君！

4番議員 水道事業についても消費税の問題を明確にするという立場から反対したいと思いません。

このことも同様に国の制度の問題を持っており、自治体にとっては非常に複雑な内容を抱えているわけですが、水道事業管理者及び町長がこの消費税に対する態度表明、いわゆる反対の態度表明をとり、あらゆるところでその行動をともにするというのであれば、私たちはこの制度的な矛盾に対する自治体防衛の立場から賛成する場合もあり得るということも先ほどと同様表明しておきたいと思えます。そういう内容を持っていることであり、私たち自身も自治体職員の方々と同様、この制度の矛盾に対して非常に悩むところでもあります。しかし、町民の立場を守るという真っすぐな視線、そしてまたその当たり前の立場を表明するということは政治的に非常に大事だというように思えます。そういう立場から明確にしておきたいと思えます。

それと、水道問題に関しては、値上げの問題が重要になっています。委員会の審議の中においても大滝ダムが15年度供用開始の点が表明されています。そしてまた同時に、水道料金値上げの案件としても表明されています。この点については非常に現在の不況の中、公共料金だけが上がっていく、こういう矛盾は自治体として解決しなければならない課題だと思います。デフレ下における公共料金の値上げという矛盾をどの自治体も抱えていて、いわゆる賃金が下がって物価が下がっているのだから、賃上げは必要ないという政府の論理もありますけれども、公共料金だけはどこも上がっている。これはいわゆる医療費の負担増という点もあわせた問題ですけれども、非常に矛盾をはらんだ内容であります。

こういうような状況の中で、私たち自身が提案している問題は、広陵町民が決めるという点は間違いのないことであります。そのためにも水質の問題、料金の問題、そして大滝ダムの費用と情報公開の問題、こういう内容を町民に知らせていただいて、そして住民が正確な情

報のもとにこの広陵町の水道料金のあり方について議論をしていただきながら、みずからが決めていただくことが本筋だと思います。そういう立場から、私たち自身は住民に情報公開してアンケートをとっていただきたい。このことを絶えず要望してきたところであります。

そして、私たち自身はこの料金を引き下げる提案もあわせて行ってきました。1つは自己水確保の問題であります。これは、今年度14年度に1基の井戸を開発していただく。そして、3年後にはこれがいわゆる井戸の費用対効果の点で言えば黒字化する。こういう即効性の効果を持っているわけでありまして。ところが、現状は14年度も7対3の割合で県水を買うと。将来的には県水100%という考えを持っていると。このような方向性を打ち出しているわけですから、当然料金は高くなるというのは当たり前のことであります。

もう一つは、有収率の改善であります。これは上牧町や香芝市などに見られるように、有収率の向上によって料金の引き下げ効果を引き出すことができます。広陵町でもその点については、現在努力をしていただいているということは認識しているわけですが、一層の努力をしながらこの料金引き下げの要因をつくっていただきたい、このように思うわけでありまして。

また、予算編成上の問題として、給水分担金等の費用については、一般の企業会計では加入金はいわゆる水道会計に当たる3条予算に該当するわけでありまして。収益的収支の予算に該当するわけでありまして。これは町長も認識されているのは当然だと思います。しかし、水道会計では、国の指導があったのかなかったのか、4条予算に編成されている、資本的収支に編成されている。こういう矛盾を抱えています。広陵町では幸い先行して一時期、五、六年にわたって収益的収支に加入金を含み、料金の引き上げ要因を下げさせていただいた、こういう努力もしていただいていたわけでありまして。これは特筆すべき努力の結果だというように思っています。

それと、服部町長時代に、先を見通した先行投資、いわゆる井戸を掘ることが進められました。このおかげで広陵町は非常に長期間にわたって値上げせずに済んだ経験があります。一時期は自己水を60%近くまで確保した時期もあったわけでありまして。そういう経験を踏まえると、やはりこの選択は町民がすべきだと、このように考えます。そして、それは水質の問題を第一に上げておられるわけですから、その情報を、懸念される情報をすべて町民に明らかにしながら、町民の判断にゆだねられる、そんな資料づくりも当然必要だというように思います。

それから、先行投資の部分でいえば、井戸の確保やその他先行投資が今行われているわけ

ですけれども、一般的に井戸など特別な要因に係るものについては一般会計で処理する。そして、現在の論理でいえば、老朽管についての布設については、今の低金利の中にあっては起債等を起こしていくという考えも一考えではないのかというように思います。もちろんこれは減価償却として、今度は料金にはね返るわけですけれども、直接的な予算全体の枠組みから見ると、現在の状況からいえば軽易な負担に済む内容ではないのかというように考えるところもあるわけであります。この点についてはもっと議論をすべき問題だと思いたすけれども、そういう点での改善の方法もあります。また、そういう内容を含めて一般会計で補えるところについては当然補っていく。そして、それが水道事業の当初の定理複式増進のための目的によって報われるものであり、これが憲法や地方自治法等からいって、当然自治体の責任ということになっているわけですから、この問題を貫くことが肝要だと思います。

そして、それは本来すべて税金で賄えるはずのものであるわけですけれども、いつのまにか受益者負担という考え方が導入された。受益者負担というのは、一部の利益のある方々に関しては、一部の方々の受益を認めて負担をしてもらう、これがいわゆる法律用語であります。ところが、現在の受益者負担というのは、その枠を超えて受益を受けている者については一般的に負担をしてもらうと、こういう理解になってしまっているわけであって、この用語は明らかに間違っているわけであります。一般的な施策については当然税金で行っていくという当たり前の論理に立ち返っていただいて、この水道事業会計やその他企業会計の問題についても議論を深める必要があるというように考える次第です。そういう点で、水道料金の値上げは非常に重大な時期に差ししかかっているわけですから、大滝ダムの現状を抜きにして、この解決は、いずれにしても解決できない問題であり、県や国が本来責任をもってこの問題解決のために当たるべく、町あるいは議会が先頭を切って町民の利益のために奮闘する必要が今求められているというように思いますので、つけ加えて値上げ反対の大きなうねりをつくっていくために、私たちは奮闘をしたいと思いたす。以上です。

議長 ほかに討論ありませんか。 13番、山本悦雄君！

13番議員 反対者がありますので、賛成の立場で討論いたします。

消費税につきましては、先ほど議案第25号で討論したとおりでございますので省かせていただきます。

この予算書を見てますとまた1億円近い赤字ということではございますが、非常に赤字累積、値上げしなければいけないような状況の予算書になっておるわけでございます。赤字で累積して、それを向こうへ送っていくと、要するに将来に負担を先延ばししていくというこ

とがいつまでいいのかどうかという議論はあろうかと思えますけれども、やはり行く行くは値上げなりして、解決しなくてはならない問題ではないかと思っております。

自己水をふやせばいいということでございますけれども、現在の処理能力、前に聞いたところ最高でいって6,000トンなんです。それ以内しかできないということでございます。そういうことで、井戸を全部掘りましてもその範囲内での処理ということになってくるわけでございます。

給水分担金につきまして、これを3条に入れるか4条に入れるかと。確かに一時期、私来たいきには3条の方に入っております、現在は4条の方で処理されておるというところでございますが、本来施設に対する費用ということで、現在の処理方法でいいんじゃないかなど。特別、それ、非常に不安定な金でございます。今現在真美ヶ丘の方で新しくどんどんどんどん新規の家が建っております間は入ってきますけれども、これがとまりますとほとんど旧村ではほとんど入っていないと思うんです、この金は。旧村という言い方がいいのかわかりませんが、そちらの方ではほとんど入っていないと思います。入っててもしれてると思います。そういう状況もいずれは来るんだということでございますので、やはりその辺、現在の、私は経理方法でいいんじゃないかなどと思っております。

一般会計から繰り入れたらいいんじゃないかというようなお話も先ほどされてたと思うんですけども、やっぱり特別会計を組んで、そこはそこで独立会計としてやる以上、僕はそれでいいと思います。一般会計の方もこの前から審議しておりますとおり非常に厳しい内容で、一般会計は打ち出の小づちではございません。こちら非常に厳しい財政事情であると。なおかつ一般会計の方では、目の前にやはりごみ処理施設の多額の資金が要するというのが、目の前にもう見えているわけでございます。なおそちらの方へどんどん持っていかなくてはならないときに、あえてそういう資金を水道へ持っていけるわけでもないだろうと。私はそのように考えるわけでございます。できるだけ赤字自身を縮小していただく方法は考えていただくにしても、現在の予算、これで何ら反対する理由もございませんし、賛成といたします。

議 長 5番、松野君！

5番議員 賛成がありましたので、反対の討論をいたします。

消費税については繰り返すこととなりますので、省略をいたします。

それから、今反対討論の中で、赤字があるので今後値上げしなければいけない状態だと、値上げで解決するんだということでしたけれども、値上げが先にありきという解決方法は、

住民に対して大変な不誠実な問題だと思えます。いろいろなあらゆる手だてを尽くした上で、どうしてもできないという状況であれば、住民が納得できる状況であれば、そういう解決法もやむを得ない場合もあるでしょうが、今はそれだけの努力をさせていただいているとは、かなり努力はさせていただいていますが、あらゆる手だてを尽くした上での話ではないので、そういう点では安易に値上げを誘導するような賛成討論には大いに疑問を感じるころであります。

先ほど減価償却費の問題が寺前議員の方からも指摘されていたわけなんですけれども、住民負担の加入金で施設をつくって、その施設に減価償却を行い、その金額を住民が負担をする料金にはね返させる仕組みっていうことになりますから、これは二重の住民負担ともいえる内容なんです。ですから、減価償却の場合には本当にきっちりと詳細に検討した形で、どうなのかということをしなければいけないというふうに思います。そういう点におきましては、資料は見に来てほしいということをおねがひ言われているわけなんですけれども、議会の予算、決算議会の中では、減価償却等の水道会計のいろいろな資料についても提出をさせていただきたいというふうに思います。

それから、現在6,000トンの範囲内でしか浄水場の方が能力ないということなんです、これはいろいろな形で試算をさせていただいて、本当にそういう浄水場の施設の能力を高めることがさらに一層負担を圧迫するかどうか、井戸の建設等も含めてきっちりと試算した上でないと結論が出ないというふうに思います。

それから、繰り入れについてなんですけれども、これは一般会計が打ち出の小づちでないということは、重々わかっております。大変最近は一層厳しい一般会計の状況であることも十分承知しているわけでありましてけれども、どの程度水道会計の方に繰り入れができるか、可能かどうかという、これも真剣な検討がなされておられません。そういう中で、一般会計は打ち出の小づちでないのでそんなことは言えないんだという短絡的な判断は誤りでありませぬ。

それから、あと給水分担金なんですけれども、これは先ほども寺前議員指摘しましたように、いつの間、収益的収支の方に入れていたわけなんですけれども、この給水分担金が不安定な収入になるから、だから収益的収支に入れるのはまずいというのは全く論理が通らない賛成の中身だというふうに思います。筋道として、やはりこの給水分担金は一般的な処理の仕方からして、収益的収支の方に入れるのは当然であります。

それから、ダムの料金等が県水に含まれていまして大変県水が高い、そのしわ寄せが水道

料金に大きく反映してるのは言うまでもないわけですが、この問題につきましても、埼玉県では1997年に県水30%引き下げさせたという実績があるんですね。ですから、ダムの本当に大変な大きな工事なんですけれども、それも本当に必要かどうか見きわめた上でダムの建設じゃなかったわけです。そういう中で、水道料金にすべてそういう費用まで反映させていくことについては大いなる問題があり、また県の責任は重大なものでありますから、これについては町民も理事者の方も一致して取り組んでいくことができますので、重ねてこの県水の値下げについて大いに議論をし、ご一緒に頑張っていきたいというふうに再度決意を表明しておきたいと思います。以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論をこれにて打ち切ります。

本案については反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第30号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第30号は原案どおり可決されました。

次に議案第31号、広陵町立真美ヶ丘第二小学校増築工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

ただいまの副委員長の報告に対しまして質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第31号は副委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案どおり可決されました。

次に議案第32号は本日追加議案として提出されたもので、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと思います。なお朗読は省略します。

議 長 それでは日程4番、議案第32号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第9号)

を議題とします。本案について説明願います。 総務部長!

総務部長 それでは、本日ご提案さしていただいております議案第32号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

議案書の1ページの裏面の方をごらんいただきたいと存じます。

今回の繰越明許費補正として235万2,000円をお願いいたしますのは、真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園階段改修工事についてであります。この工事については平成14年1月9日指名審査会を開催し、1月24日、6社による入札の結果、株式会社吉岡工務店が落札いたしました。工事完成期限を3月25日と定め、235万2,000円で2月7日契約を締結しております。

この現場は幼稚園という関係上、開園日等における事故発生を懸念し、園児の通園しない土曜日及び日曜日を利用しての工事施工を指示しておりましたが、3月5日、再度詳細にわたる打ち合わせのため、会社へ何回も電話をいたしました。一日じゅう応答なしの状況でありました。午後5時ごろになって、株式会社吉岡工務店に対するよからぬ情報入手いたしましたので、現在町が発注している工事等について確認を急ぎ、本件のみであることを確認するとともに、対応について協議に入りました。

3月6日、会社への連絡については依然として取れない状況であり、設計管理委託をしている大和設計へも下請業者の状況から情報聴取を依頼いたしました。当日午後5時ごろ、西日本建設業保証株式会社から昨日吉岡工務店が1回目の不渡りを出したとの連絡があり、工事の続行が可能かどうかの検討に入ることとなりました。

3月7日、西日本建設業保証株式会社から、続いて2回目の不渡りを出したとの情報が入っております。

3月8日、吉岡工務店から役員が多田氏と技師の中川氏の2人が来庁され、次のことについて申し出をされ、その場において即答いたしております。第1点は、工事については下請が責任を持って施工するのでやらせてほしいとの申し出に対して、一括委任及び一括下請が禁止されている、また営業活動ができなくなった時点において申し出の委任行為はできないのではないかとということで回答いたしております。2点目については、下請業者からメーカーに材料発注が終わっており、物ができているのでどうにかしてやりたい。できないのなら、次に請け負う者にその材料を使うように配慮してほしいとの申し出でありましたが、倒産ということで今後債権債務が整理されていく過程において、やみでの取引はできない、契約解除後は通常の入札手続により業者を決定するので、申し出の件については応じることはできないと回答するとともに、現時点において下請にしる、現場の工事が施工されることによっ

て新たな問題が生じることとなるおそれがあるので、現場はストップするよう固く指示いたしました。

3月12日午後3時、葛城税務署管理徴収第2部門上席国税徴収官ほか1名が来庁され、国税の徴収に関して、公共工事の契約を差し押さえしたいとの旨の話があり、契約の内容及び工事の進捗状況について説明し、契約の解除に向けて手続を進めていることを回答いたしました。契約は当事者同士のものであるので、契約解除された時点で差し押さえについても関係がなく、差し押さえによって契約の解除は妨げられるものではないと判断しております。

午後6時30分、契約解除に関して顧問弁護士の川崎氏に連絡を取り見解を伺うことにし、電話連絡を取りました。契約の解除については、相手方からの工事続行不能届が提出されなくても、不渡りを2回出したという事実をもって町側からの解除の理由には十分なり得るでしょう。解除通知の送付については会社へは届かないと考えられるが、内容証明郵便と普通郵便の送付をもって相手方に届いたと考えればよいと思うとの見解を示されました。

町は午後6時40分、吉岡工務店役員多田氏に契約解除の旨を伝えるとともに、社長から役場へ連絡を取るよう依頼いたしました。その後しばらくの間、何の連絡もありませんでしたが、3月20日吉岡工務店専務の吉岡貞夫氏から電話があり、町の考えを次のようにお伝えいたしました。本件の工事請負契約について、吉岡工務店みずから工事続行不能届を提出いただき、この届け出を受けて町は工事請負契約の解除をするということで円満解決を目指している旨を伝え、ご了承いただき、後日人を介して書類の提出を約束されております。

以上のような状況であり、今後しばらくの間、相手方の対応を見届けていきたいと考えております。

一方、今年度における執行が不可能な状況となりますので、今回繰越明許の手続をとらせていただきましたのでご理解の上ご審議賜りますようお願い申し上げまして、議案説明とさせていただきます。

議 長 本案について質疑に入ります。 5番、松野君！

5番議員 大変詳細にご報告いただきましてよくわかりました。日ごろからこのような詳細な報告等を、情報等を私たちは常に要望しておりますので、また今後こういう形でいろいろな説明情報などしていただけたらというふうに思います。

この中で1つちょっと疑問に思いますのは、下請がつかめなかったということなんですけれども、こんな小さい工事でも下請に渡しているのかなという素朴な疑問を抱くわけなんですけれども、下請の実態を契約のとき等にやはり報告をさせておくということは、大変今後

いろんな形で重要なのではないかというふうに思います。また、工事が終わった時点では、どことどういう下請契約で幾ら払ったというそういう領収書の添付等、建設委員会の方では3,000万円以上が領収書添付ということもお聞きしたわけなんですけれども、別に3,000万円以下であったとしても、広陵町などは小さい事業がほとんど大部分ですので、やはり何かのトラブル、あるいは本当に公共事業の実態を把握するためには下請の実態を町が正確に把握することは緊急に必要だというふうに思いますので、この点についてどのようにお考えいただいているのかをお聞きしておきたいと思います。

議 長 総務部長！

総務部長 お申し出いただきました下請の状況ということで、現在3,000万円云々の話は別として、やはりこういう事故があるなしにかかわらず、実態を把握しておくのは町としても必要な状況だということは痛感しておりますので、この辺についても今後どのような状況でこの実態をとらえていくかということに研究してまいりたいと、かように思います。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑をこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第32号を原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程5番、議員提出議案第1号、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書については、山本悦雄君から提出され、所定の賛成者があり成立しておりますので、これより議題とします。

議案の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 山本悦雄君！

13番議員 中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書の件につきましてご説明をさせていただきます。

「金融アセスメント法」とは、アセスメントということで、金融評価ということでございます。ここに中小企業家同友会から出されておりますパンフレット、またその法の試案とい

うものがございます。全部読みましたら大変でございますが、基本理念の部分をご紹介します。説明にかえさせていただきたいと思っております。

1つは、地域経済を支える金融機関を育て、地域への資金の安定供給をもたらすこと、すなわちこの奈良県で集めてきた金、それを大きくなったらほとんどが大企業に行き、地元の企業に回らないというような形にならないような方法を考えるということでございます。その次に2番目といたしましては、公正な競争が維持促進されるよう、各金融機関において融資に係る一方的かつ不公正な取引慣行の是正を図るということでございます。3番目といたしまして、金融機関に関する情報が適切かつ定期的の開示されることにより、利用者による金融機関の選択や意見の反映を容易にし、金融機関の業務の公共性が確保されること。これが基本理念となった法案ということでございます。

ご承知のとおり、政府が進めようとしている不良債権の最終処理、この3月末を目標にやっておるわけでございますけれども、全国で40以上の信用金庫、信用組合その他金融機関が廃業と申しますか、倒産と申しますか、そういうものに追い込まれておるということでございます。これはご承知のとおり、この3月末をもってのペイオフ開始と申しますか、4月1日以降満期の定期性預金に対するペイオフの実施ということに向かつての国の処理でございます。ただこれは非常に厳しい状況で進められておりましたことは事実でございます、各金融機関がびりびりしていたというような、非常にちょっと萎縮しているような面もあることは、中小金融については事実でございます。そういうことで、今後そういうのに伴いまして、政府は十分にやると言っておりますけれども、今後連鎖倒産や失業者の激増ということも予測されて、地域経済や中小企業経営への深刻な影響が危惧をされておるということでございます。

また、中小企業の実態に合わない金融庁金融検査マニュアルの一律適用と預金者の不安から特定金融機関に預金を集中させるペイオフ解禁ということにより、地域金融機関の資金不足と中小企業の融資抑制が生じる懸念も高まっておると。かなり現在は資金は銀行間で移動しているようでございます。きょうの新聞にも載っておりましたが、郵便局の決済性預金がこの1年間でですか、1兆円伸びて1倍半、倍半の金額にふえておると。そちらの方へも移行してるんじゃないかと、郵便局の方では否定しておるようですが、そちらの方へ移行している可能性もあるというようなところでございます。

そういうことで、よって政府において次の措置を講ずることを強く要望いたします。1つ、中小企業の当面する金融の困難を解決し、地域経済を活性化させるために、地域と中小企業

の実態に合った金融検査マニュアルを作成することということでございます。今まで有担保主義と、非常に担保を中心の貸し付けであった部分が多いんですけども、やはり無担保貸し付け、これは日本の金融で非常に今までおくれておる部分だと言われております。ハイリスク・ハイリターンという言葉がございます。非常に成長性を見込んで無担保でやるかわりに、それはハイリスクになるわけでございますけれども、その場合少し高い金利をとってリターンの方を大きくすると、これが本来の金融でございますが、日本の場合はちょっとそれが出おくれて、アメリカと非常に差がついておるといような面もあるわけでございます。そういうことをしっかりと見ていただきたいということで、やはりそういう方向に進んでもらって、中小企業の実態に合った金融もやってもらいたい。

その次に、金融問題解決のためには、地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業の共存共栄を図る金融機関を育てる。物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大すると。それから、貸し手、借り手の公正な取引関係を確立することを目的としての金融アセスメント法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するというところでございます。

先ほど説明したちょっと間違えました、2番目の方での説明をちょっと1番目の方でやてしまいましたが、そういうことでございますのでひとつよろしくご審議のほどをお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 10番、青木君！

10番議員 ちょっと提案者の山本議員にお尋ねをいたします。

私議会運営委員会の委員長をさせていただいた関係上、中小企業の同友会の方から陳情書という形でこの意見書があったと。そこでちょっと議運でもこれ審議したということも踏まえての質問でございます。

最初の陳情書の中での意見書を出してくださいということの中で、削除をされてる箇所もあるわけですが、これ陳情者の人が納得しておられるのかないのか、それだけちょっとお聞きしたいなど。というのは、陳情書を持ってこられた人に全く無断というのか、こっち勝手に削除をしたりまた変えたりということが甚だちょっとおかしいんじゃないかなあと、こう思いますので、当然陳情者の人と協議の結果のことと思いますが、その点を確認をしておきたいと、こう思うわけでございますのでよろしく申し上げます。

議 長 13番、山本悦雄君！

13番議員 最初に持ってこられましたのは、もう一つはこの3月末でというペイオフを延期することもこの中に含まれておったということでございます。それにつきましては、ペイオフにつきましてはもう走っておりますんでね。もう既に去年4月、満期が4月1日以降満期の定期性預金ということでございますので、既にその制度はもう走っておると。これはもう日本国内で済む問題ではございませんで、国際的な問題でございます。ですから、恐らく説明もしておりましたけれども、もしここでペイオフを日本が延期したというようなことになったら、国際金融市場でどういう評価を受けるかというような大変な、我々の考えの及ばないような問題でございます。恐らく日本の国債が2ランクぐらい格下げされるおそれも出てこないとは限らない。1ランクはもう間違いないというようなことでございます。今の日本の国債の評価は、先進国の中でもイタリアか日本か、イタリアとつれづれ、同じようなところら辺で、もう最低のところにございます。恐らくこれがもう2ランク下がりますと、国債の利率が急速にアップするというような非常にそういうような事態のところでの申し入れがありましたので、それはもうとても無理だということでご了解をいただいて、その分を削除したということでございます。（10番議員「はい、結構です。」）

議長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑はこれにて打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。 5番、松野君！

5番議員 賛成の立場で討論をいたします。

議会運営委員会の中では、大変な議論があった意見書であります。山田議員もほかの北葛の町村では議運にも出されていないのにここで議論するのはどうか、あるいは共産党が意見書として取り上げるのはどうかというような厳しい反対の意見もあったんですけども、このように議員の皆さんの良識が大いに発揮されて、積極的に山本議員が提案者となっていただけなことについては、大いに敬意を表するところであります。

そして、この中で同友会の方が3人来られまして勉強会ということで資料を持ってきたりいろいろのご説明いただいたわけなんですけれども、やはり奈良県では中小の小さい銀行、地域銀行、地方銀行とか信用金庫、組合等に融資を頼んでいる比率が8割だそうです。アンケートをとられたそうなんですけれども、そういう中で中小の金融機関がこんなにも相次いで倒産をしていく、つぶれていくということについて大変な危機感を持っておられます。そして、現実的には融資につきましても、貸し渋り、貸しはがしが行われている実態も大変具

体的な話として説明いただいたところでございます。

最近、特に金融機関の方では、担保が目減りしたというので追加の保証人とか追加の担保が厳しく要求されているということで、本当に大変な、先ほど言いましたが貸し渋り、貸しはがしが行われているわけなんですけれども、もうこうなってきたら営業努力だけではどうにもならないんだということでもあります。アメリカの方では、大変不況になったとき1987年に地域再建法ですか、ありまして、それがやはり地域住民と経営者を応援するスタンスにそのときにアメリカの方も変わって内需が活発化して、雇用も地域の中でふえてきたということで、今回の金融アセスの方策っていうのは、アメリカにも前例があるということも踏まえまして、今の日本では大変切実な要求なんだということでもございました。

それから、この間ですね、この金融アセスのしてほしいということで、国会請願とかいろいろ全国的に活動なさっているそうなんですけれども、奈良県でもみずからの努力で2万9,500筆の署名を集められたということをお聞きしております。全国では100万署名を集めようということで、引き続き奮闘しておられるということもお聞きしております。地元の広陵町の方も何人か同友会に入っておられるということも聞きましたので、地域のそういう経済が活発化させていく、本当に今抜本的な改善の一つの手法として、大いにこの金融アセス法の早期制定についての意見書を賛成するものであります。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第1号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

お諮りします。お手元に配付いたしておりますとおり、各委員長から議長あてに所管の事務について調査研究の申し出があります。このことについて委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りします。議会運営委員長から議会運営に関する事項については、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の審査に付することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり閉会中の審査に付することに決しました。

次に議会広報の研修については、奈良県町村議会議長会主催の研修会に毎年議員を派遣しています。よって平成14年度においても議員2名以内の派遣をすることとし、時期及び人選については、議長に一任願いたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議会広報研修は行うものとして、時期及び人選については、議長に一任されました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了しましたので、会議をこれにて閉じます。

平成14年第1回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 2 : 44 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成14年3月22日

広陵町議会議長 出 張 光 男

署 名 議 員 吉 田 信 弘

署 名 議 員 中 山 正